

別ノ事由ニ因リ生繭ノ賣買取引ヲ必要トスル場合ヲ除クノ外左ノ各號ニ掲グルモノトス

- 一 乾繭ニ依ル賣買取引(乾繭取引)
- 二 收購前爲シタル契約ニ基キテ行フ生繭ノ賣買取引(特約取引)
- 三 産業組合又ハ産業組合聯合會ニ依リ行フ製絲加工(組合製絲)
- 四 前各號ニ掲グルモノノ外勅令ヲ以テ定ムル方法

第二條 道府縣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ繭ノ品位ニ付檢定ヲ行フベシ

前項ノ規定ニ依ル繭ノ檢定ニ關シ必要ナル費用ハ道府縣ノ負擔トス但シ國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ道府縣ニ對シ其ノ檢定施設ニ要スル經費ノ二分ノ一以內ヲ補助スルコトヲ得

第三條 繭ノ賣買取引其ノ他命令ヲ以テ規定スル繭ノ處理ハ前條ノ檢定ニ依ル品位ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ規定スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 特約取引ヲ爲サントスル者ハ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 蠶絲業組合又ハ繭ノ處理ヲ爲ス團體ガ其ノ組合員ノ繭ノ處理ニ關シ統制ヲ爲シタル場合ニ於テ行政官廳必要アリト認ムルトキハ其ノ統制ヲ故ナク棄シ又ハ棄サントスル組合員ニ對シ其ノ組合又ハ團體ノ統制ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ハ蠶絲業組合法第十八條第二號ニ掲グル者ニ付テ

ハ之ヲ適用セズ

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 第三條ノ規定ニ違反シタル者
- 二 第四條ノ認可ヲ受ケズシテ特約取引ノ契約ヲ爲シタル者

第七條 養蠶者、養蠶實行組合、繭ノ處理ヲ爲ス産業組合其ノ他ノ法人、繭ノ賣買若ハ取次ヲ業トスル者又ハ製絲業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第八條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ハ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三節 肥料

農業生産に缺くべからざる肥料代金は、農家の農業經營に要する現金支出中の三割五分餘に當るから、肥料を農家に豊富且つ低廉に供給して、農業生産費の低減を圖るは、農家經濟の改善上急務である。この肥料の供給を豊富且つ低廉ならしめるには、化學肥料需給の圓滑と、價格の公正を圖ることの必要なことは勿論である。而して化學肥料工業は他面において、軍需工

業として産業上、國防上重要な地位を占めるものであるから、その製品の需給の圓滑と價格の公正を圖り、斯業經營の安定並に改善發達を期するには獨り農業政策上ばかりでなく、一般經濟政策上からも必要なものとしなければならぬ。

然るに現在の肥料の配給状態を見るに、或るものは生産不足のため價格が騰貴し勝ちであり、或るものは生産過剩に陥つてその事業の安定を缺く状態のものもある。そこでその需給關係を調節し、需給の圓滑を期すると共に、出来るだけ價格を低廉ならしめる意味で、公正な價格の維持を圖り、一面においては農家の利益を保護して農業經營の改善に資し、他面においては肥料製造業者の基礎を安定せしめ、以て事業の合理的發達を促がさなければならぬ。

政府はかやうな趣旨の下に重要肥料業統制法案を第六十九回臨時帝國議會に提出した。衆議院に於ては、賛否兩派に分れたが結局附帶決議を付けて可決し、貴族院では別段の異議もなく通過したのである。よつて茲に本法の概要を説明すると次の通りである。

一 本法の適用を受ける肥料の種類 は別に命令を以て定めらるることとなつてゐるが、差當り硫酸、石灰窒素及び過燐酸石灰

が指定されたのである。

二 肥料製造業組合 右の三種類の肥料製造業者(年産一萬噸に達しない副生産の製造業者は命令を以て除外される)は、本法の制定趣旨により政府の認可を受けて、肥料の種類毎に各一個の組合を設立する事が出来る。若し當業者が自發的に設立しないときは政府が設立を強制し得る。

三 肥料製造業組合に對する政府の監督 本法が肥料製造業組合の自治的統制を行はしめ、これを政府が嚴重に監督することにより需給の圓滑と價格の公正を期せんとするにあるがため組合が肥料の製造總數量の決定及び各組合員に對するその割當の決定、または肥料の販賣價格の決定其他肥料の生産または販賣に關する決定をなしたる場合は、これを政府に届出でその承認を得なければならぬ。政府はその組合の決定が不適當であるか、または一旦實施せられた決定が其後の事情によつて不適當と認めらるゝに至つた場合は、その決定の全部または一部の變更または取消を爲す事が出来る。また組合が生産または販賣に關する決定を爲さないときは、政府は組合に對しその決定を爲すべき事を命ずることが出来る。かくして成立した組合の統制事項は、組合員が嚴格に遵守しない

目的を達成せられないから、政府は組合の決定に従はない組合員に對しては、組合の統制に従ふべきことを命ずることが出来る。

四 任意協定の禁止 肥料製造業者または肥料製造組合は、肥料の生産、販賣または輸出入等に關しては、政府の許可を受けなければ統制協定を行ふことが出来ない。従つて肥料製造組合の事業として行ふ場合の外は、原則として從來の如き營業者の任意的統制協定は認められず、國家の監督の下に公明且つ適正なる統制が實行せらるゝことになる。

五 輸出入の制限 政府が公益上必要があると認めるときは、一定の期間を定めて肥料の輸出入または輸入の制限を行ふことが出来る。

六 外地との關係 肥料業の統制は内地を一體とし統一せる方針の下に統制しなければ實效を期し難いので、外地においても同趣旨の法制を實施し、之が運用に關しては一般の方針を以て進むこととなる。

七 重要肥料業委員會 本法の運用は農林、商工兩大臣が共同所管として行はれるが、その運用の如何が生産者または消費者の利害に重大の影響を及ぼすものがあるため、政府はその

運用の適正を期するため、諮問機關として内閣に重要肥料業委員會を設けることとした。委員會構成に關しては前述した如く生産者及び消費者の利益を公平に代表せしむるため、肥料に關して充分なる知識と經驗ある者を委員に委嘱し、これに關係官廳の官吏をも加へたるものを以て構成せらるゝことになる。而して昭和十一年五月二十九日法律第三十號を以て公布せられたる重要肥料業統制法は左の通り第一條乃至第二十八條から成つてゐる。

第一條 本法ハ肥料ノ需給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖リ肥料製造業及農業經營ノ改善發達ヲ期スルコトヲ目的トス

第二條 本法ノ適用ヲ受クル肥料ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
本法ニ於テ肥料製造業ト稱スルハ命令ノ定ムル所ニ依リ肥料ヲ製造スル事業ヲ謂フ

第三條 肥料製造業者ハ肥料ノ需給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖リ肥料製造業ノ改善發達ヲ期スル爲メ政府ノ認可ヲ受ケ肥料製造業組合ヲ設立スルコトヲ得

第四條 肥料製造業者肥料製造組合ヲ設立セザル場合ニ於テ政府必要アリト認ムルトキハ肥料製造業者ニ對シ肥料製造業組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者命令ノ定ムル所ニ依リ設立ノ認可ヲ申請セザルトキハ政府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第五條 肥料製造業組合ハ法人トス
肥料製造業組合ハ營利ヲ目的トシテ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得

第六條 肥料製造組合ハ左ノ事業ヲ行フコトヲ得
一 肥料ノ製造總數量及各組合員ニ對スル其ノ割當ノ決定、肥料ノ販賣價格ノ決定其ノ他肥料ノ生産又ハ販賣ニ關スル決定
二 組合員ノ委託ニ依ル肥料ノ販賣但シ前號ノ決定ヲ實行スル爲メ必要アル場合ニ限ル
三 組合員ノ肥料製造業ニ必要ナル物ノ供給
四 其ノ他組合ノ目的達成上必要ナル事業

第七條 肥料製造業組合ハ設立ノ認可アリタル時又ハ第四條第二項ノ規定ニ依リ定款ノ作成アリタル時成立ス
肥料製造業組合ノ設立アリタル時ハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ登記シタル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキ亦同ジ

第八條 肥料製造業組合ノ設立又ハ登記シタル事項ノ變更ハ其ノ登記ヲ爲スニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第九條 肥料製造業組合ハ肥料ノ種類毎ニ一箇トス
肥料製造業組合ハ其ノ組合員トス

第十條 肥料製造業組合ハ所得税及營業收益税ヲ課セズ
肥料製造業組合ハ政府ノ認可ヲ受ケ本法施行地域外ニ於テ肥料製造業ヲ營ム者ヲ組合員ト爲スコトヲ得

第十一條 肥料製造業組合第六條第一號ノ決定ヲ爲シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ實施前豫メ之ヲ政府ニ届出デ其

ノ承認ヲ受クベシ
肥料製造業組合ノ組合員ハ前項ノ規定ニ依ル届出前ニ於テハ其ノ決定ニ基キ肥料ノ生産又ハ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ届出後命令ノ定ムル期間内亦同ジ

第十二條 肥料製造業者又ハ肥料製造業組合ハ政府ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ肥料ノ生産、販賣、輸出、輸入、移出又ハ移入ニ關シ統制協定ヲ爲スコトヲ得ズ

第十三條 肥料製造業組合肥料ノ製造總數量及各組合員ニ對スル其ノ割當ノ決定又ハ肥料ノ販賣價格ノ決定ヲ爲サザル場合ニ於テ政府公益上必要アリト認ムルトキハ其ノ決定ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十四條 政府公益上必要アリト認ムルトキハ肥料製造業組合ノ組合員ニ對シ肥料ノ生産又ハ販賣ニ關スル組合ノ決定ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十五條 政府ハ肥料製造業組合又ハ其ノ組合員ニ對シ其ノ業務ニ關シ報告ヲ爲サシメ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ肥料製造業組合又ハ其ノ組合員ノ事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十六條 肥料製造業組合ノ決議又ハ組合ノ役員ノ行爲ガ法令定款若ハ政府ノ處分ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害シ若ハ害

スルノ虞アリト認ムルトキハ政府ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

- 一 決議ノ取消
- 二 役員ノ解任
- 三 組合ノ事業ノ停止
- 四 組合ノ解散

第十七條 本法ニ規定スルモノヲ除クノ外肥料製造業組合ノ設立、登記、組織、管理、解散、清算其ノ他組合ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 政府公益上必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ定メ肥料ノ輸出又ハ輸入ヲ制限スルコトヲ得

第十九條 第十一條第三項ノ規定ニ依ル處分、前條ノ規定ニ依ル制限其ノ他本法施行ニ關スル重要事項ニ付政府ノ諮問ニ應ゼシムル爲重要肥料業委員會ヲ置ク

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第十一條第二項ノ規定ニ違反シタル者
- 二 第十二條ノ規定ニ違反シ政府ノ許可ヲ受ケズシテ統制協定ヲ爲シタル者
- 三 第十四條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 四 第十八條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シ肥料ノ輸出又ハ輸入ヲ爲シタル者

前項第四號ノ場合ニ於テハ其ノ肥料ハ之ヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ得

第二十一條 第十三條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 正當ノ事由ナクシテ第十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ、防ゲ若ハ忌避シ其ノ他政府ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條 當該官吏又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

職務上ノ前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキ罰金前項ニ同ジ

第二十四條 肥料製造業組合、肥料製造業組合ノ組合員、肥料製造業者其ノ他肥料ニ關スル業ヲ爲ス者ハ其ノ代理人、戸主家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六條 肥料製造業組合第十一條第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サザルトキハ組合ノ役員ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十七條 肥料製造業組合本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ

ハ組合ノ役員又ハ清算人ヲ三百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十八條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

登録稅法第十九條第七號中「又ハ輸出組合聯合會」ヲ「輸出組合聯合會又ハ肥料製造業組合」ニ、「又ハ輸出組合法」ヲ「輸出組合法又ハ重要肥料業統制法」ニ改ム

第四節 農家小組合

一 農家小組合の發展

農家小組合は農家の任意による協同小組合である。産業組合は法的結果として、町村を基礎に發展して來たのに對して、農家小組合は地的緣故または特定の事業を核心として結合された自然發生的の協同團體といふことが出来る。而して紐帶となつてゐるものも、産業組合のやうに營利精神ではなく、農村部落に古來から傳はつて來た固有の美風、隣保共助の精神であるといはれてゐる。然し何れにせよ産業組合の如き法的統制の下に在るものと異なり、多くは法律の圏外に置かれた任意的の組合であるが、最近における發展は實に驚くべきものがある。その區域や經濟力は産業組合に比較すると著しく少く、多くは

農家數戸乃至數十戸によつて構成されてゐる小協同團體に過ぎないが、農民の協同運動の基本的なものとして、社會的、經濟的の意義は極めて重大である。

最近における一道三府四十二縣（一縣を除く）の農家小組合總數は二十三萬五千三十六組合である。最も多きは長野縣の一萬五千三百九十四、茨城縣の一萬二千八百六十である。農家小組合の組合員數は七百五十二萬五千九百九十三人の多きに上つてゐる。農民は殆んど何れかの小組合に屬してゐるものと見られるのである。

農家小組合は農民の經濟的活動と社會生活の延長として、農民の任意による協同團體であるから、その事業の範圍は極めて廣く、種類もまた多種多様である。然し一般的にその活動の中心は何所にあるか、何を重點に結合されて居るかにより、これを一般的事業を行ふ小組合と、特殊事業を行ふ小組合とに分けることが出来る。前者は生産、消費など生活全般にわたる事業を目的とする組合で、これに屬するものは農家組合、農事小組合、農事改良組合、農事改良實行組合、部落農會、部落農區農事實行組合などである。後者は特定の事業を目的として組織された組合で、これに屬するものは採種組合、苗代組合、園藝

組合、蔬菜組合、果樹組合、出荷組合、煙草耕作組合、茶業改良組合、養蠶實行組合、特約養蠶組合、副業組合、養蠶組合、養兔組合などである。

二 農家小組合の構成

農家小組合は多くは部落程度をその区域とする地縁的の團體である。然し一般的事業を行ふ小組合と、特殊の事業を行ふ小組合とはその區域に多少の相違が認められる。即ち一般的事業を行ふ小組合は多く一部落又は一部未滿で、一町村を區域とするものや、一町村を超えるものは極めて少ない。特殊の事業を行ふ小組合も、大部分は前者と同じく一部落または一部未滿を區域とするものが多いが、前者に比し一町村を區域とするものが多いのである。これは前者は地縁を基礎として形成された協同體であるが、後者は特定の事業を目的として形成された協同體であるから、その間に性質上の相違があるものと見るべきであらう。

農家小組合員の大多数は自作農で、その次に位するものは自作農、第三位は小作農、第四位は地主、第五位は其他の者の順位である。それで農家小組合を構成する者は殆ど耕作農民であるといふことが出来るのである。

三 農家小組合の活動

農家小組合の事業は極めて廣汎である。特殊の事業を行ふ小組合の事業は、多くはその特殊事業に限られてゐるが、その種類は農事、養蠶、畜産、山林、水産、加工から、貯金、納税、衛生に及び極めて多岐である。一般的事業を行ふ小組合に至つては更に複雑で多岐に互つてゐるが、一般的に行つてゐる事業の種類を擧げると次の通りである。

共同設備 農家小組合の共同設備中で、糶摺、脱穀其他の調製機、製粉、製穀機、または灌漑設備のやうな生産手段の多いのは注意すべきである。これによつて我國における農機具類が農家小組合を通じて、農業經營に利用されてゐることが判るのである。

共同作業 農家小組合で行つてゐる共同作業の種類は、自給肥料の共同生産から耕耘、挿秧、病蟲害の防除、收穫の調節など直接生産行程の共同の加工、荷造などに及んで居る。尙特殊事業を行ふ小組合では、蠶の共同飼育、病蟲害の共同防除などがその主なるものであるが、一般事業を行ふ小組合では共同採種圃、共同病蟲害防除の外、自給肥料の共同生産、共同苗代、共同挿秧除草、收穫、調製なども相當多數に上つてゐる。

てゐる。

共同販賣 農産物の共同販賣機關として産業組合は重要な地位に在るが、農家小組合も農産物の共同販賣事業に活動してゐる。その種類は米、麥を始めとし、繭、畜産物、林産物、副業加工品などである。

共同購入 共同購入もまた産業組合の分野であるが、農家小組合の重要な事業となつてゐる。その種類は肥料、農具、種苗類などが主なるものである。

共同金融 農家小組合で行つてゐる金融關係事業は、貸付、借入、貯金、預金などである。その中貯金及び預金は最も多數である。

社會的施設 農家小組合で社會的施設を行ふものは一般的事業を行ふ小組合が多く、特殊事業を行ふものは少ない。その事業の種類は社會生活の各般に互つてゐるが、その中主なものには託兒所の經營、衛生施設、共同浴場、集會所の設置、冠婚葬祭の改善、圖書の閱讀設備などである。

四 農家小組合の財政

農家小組合の經費は一般に極めて小額であるが、調査が全部に行き渡つてゐないので、的確な統計を示すことは出来ないが

大體一組合の經費年總額は百圓内外である。而してその經費は組合費で支辨するものが最も多く、それに手数料、使用料などの事業収入、補助獎勵金、寄附金収入などによつて經營されてゐるのである。

農家小組合で資産を有するものは、最近の統計で八萬八千五百六十五組合であつて、その一組合當り資産は四百十二圓である。而して資産の主なるものは現金及び預金、建物、機械、器具、田畑、山林、宅地、貸付などである。

第五節 小作

小作爭議の概況 小作爭議は年と共にますます増加の趨勢を辿り、その性質はますます深刻化するのみで、小作問題は愈々重大となつて來たのである。昭和十年發生の小作爭議件数は五千五百十二件で、前々年度の件数よりも千五百餘件を増加し、更に最近に至り可成りの數を増してゐる状態である。

小作爭議は初め岐阜、愛知、大阪、兵庫、奈良の諸地方や

岡山、香川、福岡など一部に限られてきたが、その後該地方の敷も段々増加する外、地域は擴大されて四國、九州の各地から更に北陸、關東、山陰の諸地方に及び、最近には東北地方の秋田、新潟、山形、青森、北海道が激甚な争議地と化してゐるのである。

小作争議の原因 小作争議の原因は最近の統計によると、小作權關係または小作地引上に起因するものが二千六百八十九件で、争議總數の過半を占め、風水、旱害、病虫害の不作によるものが千六百八十一件、小作料滞納によるものが六百三十四件が主なるもので、小作人の要求としては、小作契約續續が二千五百五十五件、一時的的小作料の減額が千八百三十四件が主要なものである。而して一般に濃尾、關西地方には團體的の争議が多く、東北地方には個人的の狭少な範圍の争議が多いのである。

小作争議の發生時期 小作争議の發生時期は、稲作に關するものでは稻の成熟または收穫時期に當る十月頃から次第に發生し、小作料の支拂時期である十二月、一月頃に最も多くなるのが通例である。然し最近是小作地引上に關する争議が増加したので、作付前契約更新期を控へた二月から四月頃に多數

の争議が發生するに至つた。

小作權關係又は小作地引上 この争議が昭和五年以來著しく増加して來たのは、小作關係の根本的存廢に關するからで、近年争議總數の過半を占めるに至り、争議そのものが深刻化して來たことを意味するものと見なければならぬ。

この争議で地主側は自作の經營、小作料の滞納、小作地の賣却または道路、宅地、敷地その他に使用する目的變更のために地目の變換などを理由として、小作人に對し土地の返還を要求するのであるが、これに對して小作人側は小作契約の續續、小作權の確證、作離料の支拂などを主張する程度にまで發展するに至つたのである。

小作争議の結果 最近年度發生の小作争議總數五千八百二十八件の中、解決したもの四千九十九件について見ると、當事者双方または委員、代表者の直接交渉によつて解決したものが千二百九十六件、折衝の結果個人交渉に移つたものが百三十五件で、其他の大部分(三千四百八十八件)は、小作調停法によるか、または小作官及び其他の調停者(地方有志者、町村長、區長、町村會議員、農會役員)などの調停によつて解決されてゐる。而してその解決は當事者双方の妥協、互譲に

よるものが大多數で、小作がその要求を貫徹したものがこれに次ぎ、小作人が最初の要求を撤回したものは比較的少ないのである。

小作調停 小作調停法は大正十三年十二月一日三十八府縣に實施され、現在では沖繩縣を除く全國に施行されてゐる。調停申立の内容は、地主側では土地返還請求、小作料支拂請求、小作條件確定などであるが、小作人側では小作契約續續、小作料一時減額、小作料の改定または永久的減額の要求などである。双方合意の申立では小作條件確定、小作料改定などが主なるものである。

最近年度の申立總數四千六十一件中、地主の申立は約三割五分、小作人の申立は約六割、合意申立は約五分で、過半数は小作人の申立である。

小作調停法はその目的とした効果は或る程度までは達せられつつあるが、同法は單に一片の手續法であつて、小作權の根本に關する實體法ではないから、唯消極的效果を期待し得るに過ぎない状態である。故に現行の小作制度の不合理を合理的ならしめ、争議を根本から消滅せしめるには、どうしても小作法を制定しなければならぬのである。

地主と小作組合及び協調組合 小作争議の頻發につれて、半永久的組織の小作組合、地主組合が各地に設立され、また別に地主と小作人間の融和を目的とする協調組合も設立されて、最近までは盛んであつたが、農村の不況と右翼運動の影響を受け、最近には衰退の傾向を辿つて居るのである。而して小作人組合の支持團體といふべき主なるものは全國農民組合、全農全國會議、日本農民組合、日本農民組合總同盟、社會大衆黨、皇道會などである。

尙ほ地主組合ではないが、地主によつて設立され、地主組合の變形とも見るべき土地會社が各地に設立されて、一時は百六會社の多きに上つたが、漸時減少し最近に至り八十内外の會社となつてゐる。

第十二章 拓殖農業

第一節 朝鮮

朝鮮の産業中その中樞をなしてゐるものは農業である。最近年度における生産物總價額十五億一千四百萬圓中農産の價額は九億二千餘萬圓で、その六割八分を占めてゐるのである。

耕地面積 總面積に對する耕地は二割二分弱(内地は一割六分)である。その割合は南に多く北に少ない。最近における耕作者一戸當りの耕地面積は全道を平均して水田が五反六畝弱、田は水田を合せ一町五畝餘、計一町六反一畝歩で、内地よりも頗る多いのである。これを地方別に見ると、南部の人口稠密地方は一戸當り一町一反内外、中部地方は一町九反歩内外、西部地方は二町四反歩内外、北部の威鏡北道では三町内外に當つてゐるのである。

農家戸數及び小作 最近における農家總戸數は三百一萬三千戸餘で、總人口の七割七分が農業者である。その中内地人が八千七百二戸、朝鮮人が三百萬八千三百三十九戸、滿洲國人及び支那人が二千五百六十三戸である。

尙ほ朝鮮の大地主は多く都會に住居し、土地所在地には舍音(土地管理者)を置いて、小作地を管理させてゐる。而して小作契約は一般に口約で、小作料支拂方法は左の三通りになつてゐる。

執租法 秋收期に檢見をなし生産額の二分の一を標準として小作料額を定める。

打租法 收穫に際し收穫物を折半し、その一を小作料とする。

良ぜんとして、着々その實現を見つゝあつたが、米穀統制問題の起るに及び産米増進事業による土地改良は昭和九年以後中止されるに至つた。

米は農産の大宗であるばかりでなく、朝鮮の貿易品として第一位を占めてゐる。最近の産額千六百七十一萬七千二百三十八石、同年中の輸移出高は玄米九百四十五萬六千石、精米四百十五萬石、穀一萬五千石、碎米十二萬二千石、其他五萬八千石で、總額九百四十五萬六千石、二億二千四百二十六萬七千圓の巨額に達してゐる。

麥類、豆類、雜穀を合せ食糧作物の栽培は約二百八十萬町歩に達してゐるが、その生産は鮮内の需要を満すに足らない。殊に一般民衆の主要食料である粟も鮮内の消費を満すことが出来ないで、不足の分を輸入に仰いでゐるが、近年は約四百二十萬擔、價額二千萬圓に達してゐる。それで昭和四年から國庫補助の下に西北鮮六道に對し粟を主とする改良増殖施設を實施し、六年以降十二年計畫で、麥類及び大豆を合せて全鮮的に改良増殖を企てゝゐるのである。

南棉北羊政策 朝鮮の氣候風土は棉作に適するので、古くからその栽培が行はれてゐた。然し在來の棉花は可紡的價値が不

定租法 年の豊凶に拘らず一定の小作料を定めて支拂ふことである。

朝鮮農地令 朝鮮農地令は朝鮮における小作法ともいふべきもので、小作人を保護するための法令である。朝鮮では大地主は舍音(土地管理者)を置いて小作地を管理せしめてゐるから、舍音が勝手に小作地の異動を行つたり、小作料を不當に上げたりして、小作人を脅威することが少なくない。故に昭和九年四月朝鮮總督は朝鮮農地令を發布されたのである。同令は耕作を目的とする土地の貸借に適用されるもので、次の事項をも含まれてゐる。

一 舍音其他小作地の管理者を置いた場合は、地主をして府尹郡守、島司に對し届出をなさせしめる。若し管理者が不適當な場合には、右の行政廳は小作委員會の意見を聽いて、舍音、管理者の変更を命令することが出来る。

二 小作期間は普通作物の耕作を目的とする小作は三年、桑園果樹などの如き朝鮮總督の指定する永年作物の小作は七年を下ることが出来ない。

主要農産物 米は朝鮮物産の大宗で、定期の産米増殖事業として大正十五年以降十二年を期し、三十五萬町歩の土地を改

充分であるから、明治三十七年に纖維が細長く紡績に適する米國陸地棉が試作された。次で翌三十八年各地に採種圃が經營されて、その獎勵も夙に行はれて來たが、昭和八年以降更に二十年を期し、作付面積五十萬町歩、實棉生産高六億斤に達せしめんとする増産計畫が樹てられ、その第一期として八年以降十年を期し、南鮮六道及び京畿、黄海、平南の合計九道を獎勵區域とし、作付反別二十五萬町歩、實棉生産高三億斤に達せしめる計畫が實行されてゐる。

この棉花自給計畫と相並んで羊毛の國內自給計畫が樹てられて、昭和九年から積極的に獎勵されてゐる。先づ咸南、咸北、平北、平南、江原、黄海の西北鮮六道の農家に一戸平均五頭宛を飼養せしめ、漸を追つて全鮮に及ぼさんとするもので、十年後における増殖頭數は約十萬頭、その一ヶ年の生産物は羊毛約三十萬疋、羊肉十萬疋の見込である。

産繭額 朝鮮の氣候風土は養蠶に好適するから、蠶や吠のやうな副業を除いて他に適當の副業のない農家では絶好の副業である。然し在來の蠶種は三眠蠶で繭質が悪く、桑樹もまた劣等品種であつたから、これが改良に努め育蠶法の改善に意を注いだので、併合當時僅に一萬石内外の産繭額に過ぎなかつ

たものが、昭和二年には春夏秋を併せ三十五萬五千九百九十二石を産するに至つた。最近における養蠶戸数は八十三萬九千八百四十四戸、繭立枚数は百八萬枚餘、その産額は七十三萬五千六百六十一石に達し、朝鮮農家經濟上重要な地位を占めるに至つたのである。桑樹も獎勵の結果最近には一億二百萬本に達し、寧ろ過剩を見るやうになつたのである。

第二節 臺灣

臺灣の農業は能く開發されてゐる。即ち東海岸の臺東、花蓮の二地方を除く外餘程深く入りぬと容易に未開の原野を見ることが出来ない。然も急傾斜の山腹までが階段田畑として、或は傾斜のままて茶、バナナ、甘藷などが栽培されてゐる状態である。

耕地面積 臺灣の耕地面積は領臺後間もない明治三十三年には三十五萬八千八百八十二甲に過ぎなかつたが、四十年内外の今日では八十四萬五千四百七十九甲で、總面積三百七十萬八千九百九十九甲の二割三分に當り、蕃地を除いた面積の四割二分を占めてゐる。農耕は殆んど本島人或は華人の手で行はれてゐるのである。

三 水田小作料に於て第一期の小作料割合が第二期の小作料に比して高い。

四 畑小作料は前年が多い。

五 小作料支拂の際地主のみで換算價格を決するものが多い。

六 小作米の品質につき定めぬものが多い。

七 鐵租と稱して凶作の場合でも、小作料を減免しないものが多い。

八 地主は屢々且つ容易に小作料を引上げる。

九 小作料の保證として小作人から受取つた破地金が高額で然もその利子を小作人に返還しない。

一〇 耕地の轉貸が盛んに行はれ、殊に佃頭と稱し、地主と小作人の間に介在して、専ら職業的に中間利益を獲得するたため轉貸を行ふ者がある。

農産額 臺灣の三大農産物は米、甘蔗及び甘藷である。米は一年二回の收穫を擧げることが出来て、澎湖島を除き全島に栽培されてゐる。甘藷は米に次ぐ食用作物で臺南州を中心とし最近の産額は二十六億九百三十二萬餘斤、直接食料とする外に豚の飼料に供せられる。切干薯は酒精原料として移出され、また澱粉の原料ともなる。最近の切干薯移出高は六千三

農家戸數 最近の全島農家戸數は四十一萬九千八百六十五戸、全島農業總人口は二百七十九萬三千三十一人である。農家戸數の全島總戸數に對する割合は四割五分、農業人口の總人口に對する割合は五割二分である。右の中小作農の戸數は三割八分、自作兼小作農は三割一分を占め、残り三割一分が自作農である。故に小作及び自作小作の割合は大きく、臺灣における小作問題の影響するところが大きいのである。

小作制度 臺灣における舊來の小作慣行中には、小作人の地位を不安ならしめるものが多く、農産の増殖を阻害するものが多いのである。故に總督府では大正十一年から小作改善事業を獎勵し、昭和二年には豫算を計上して州または州農會に補助金を交付し、小作慣行の改善を計るべき地主、小作協同團體を一般的に設置せしめるに至つた。現在この補助によつて指定されてゐる團體は、臺北一ヶ所、臺中五ヶ所、臺南三ヶ所、高雄一ヶ所、計十ヶ所である。次に改善すべき小作慣行を示すことにする。

一 小作契約は多く口頭を以て締結されて居る。

二 小作契約期間の定めなきものが多く、時に定めあるものは短期で何時でも地主から解約し得るやうになつて居る。

百七十六萬九千九百八十七萬五千餘圓である。甘蔗は臺灣の特産物で全島に栽培され、最近の生産高は八十八億八千三百萬斤に上つてゐる。

米生産額 米は臺灣農産物の大宗で、耕地の開發と生産技術の改善により生産額は累年激増し、最近は九百八萬八千石の收穫があつた。殊に蓬萊米（内地産種水稻）は最近に四百二十八萬石の收穫を見るに至つた。内地移出高は玄米、白米を合せ五百二十二萬五千石、一億百八十一萬四千圓である。

現在臺灣で實施されつゝある米穀統制策は、移出米統制のため臺灣における農林省の米買上の外、總督府は出廻期間における穀の短期貯蔵を獎勵してゐる。また昭和九年度より獎勵金を交付して甘蔗、黃麻及び蔬菜などの水稻代用の栽培を奨励すると共に、水田甘蔗の増加を圖り、米の生産制限を企圖してゐるのである。

第三節 樺太

樺太は北緯四十五度から五十度の間に在つて、所謂亞寒帯に屬し、一年を通じて驟雨性の天候が多いために、降雨日数が多いのである。然し日照時数も少なくないので、作物の生育は良好であるが、何しろ遠く消費市場の中心より離れてゐる關係から、販賣作物を作るには多大の困難が伴ふのは免れない。農家は殆んど内地からの農業移民であるが、特殊の氣候風土に馴れないばかりでなく、林業の好況時代には樵夫となり、鱈や鯨を獲るときには漁夫となり、特殊の技術を要する樺太の農業から林業や漁業に移る者も少なくなつたのである。

右のやうな事情の下では農家の指導が最も緊要であるから、農業、畜産、林業、水産の四部より成る中央試験所を設けて、種々の技術的指導が行はれてゐる。現在栽培可能とされてゐる作物は、砂糖、澱粉、纖維などの原料として、甜菜、亞麻、馬鈴薯、ビール用大麥、パン用小麦、酒精用燕麥などである。

耕地面積 最近における耕地面積は三萬千餘ヘクタール、農耕地四十六萬ヘクタールに比し、僅に六分に過ぎない。農家戸数は一萬千五百餘戸、農業人口は五萬八千五百餘人で、全

飼羊三百九十三頭が飼育されて居る。この外に毛皮用畜の狐の飼育は樺太獨特のもので、最近現在の養狐場数は五百三十頭、頭数は赤狐、紅狐、十字狐、黒狐、銀黒狐を通じて七千二百四十六頭、年生産数は五千八百六十五頭である。

第四節 關東州

關東州は遼東半島の東南部に在りて山嶽丘陵地帯に位する。従つて耕地面積も狭少で、地勢によつて耕作法も甚だ異つてゐる。南方は概して集約的であるが、北方に及ぶに従ひ粗放的である。南方は玉蜀黍を主とし、高粱、粟などが多く作られ、北方は高粱が第一位を占め、其他大豆、粟などが栽培されてゐる。最近の調査によると、田畑合計二十萬七百餘町歩に及び、農業戸数は日本人二百七十八戸、六百三十六人、滿洲人四萬八千八百七十四戸、十九萬五千四百四十四人、附屬地日本人千百三十三戸、滿洲國人千三百三十三戸で、州内外五萬一千五百八十八戸の農業者は總て滿洲人である。

大豆は滿洲農産の大宗で、最近州内外における栽培状況は州内五萬一千六百七十三町歩、附屬地千二百九十九町歩、合計五萬二千七百二町歩、その收穫高合計十八萬二千三百五十二石、輸

人口の約一割九分に當るのである。昭和三年以來、農耕集團移民誘致政策を採つて來たが、昭和九年までの状況は集團地九ヶ所、千八百七十五戸の定住を見るに至つた。更に昭和九年から拓殖十五ヶ年計畫の中には移民獎勵費三千三百餘萬圓が計上され、引續き集團移民を誘致しつゝある。

主要農産物産額 樺太の水田は多少の試作地の外には無く、麥類、豆類、馬鈴薯などがその主なる作物である。農作物總作付面積は最近二十五萬五千三百八十一ヘクタール、その價額三百六十一萬五千三百五十五圓である。産額の多いものは燕麥を筆頭に馬鈴薯、牧草、甘藷、大根、裸麥、漬菜、豌豆、人蔘、南瓜の順序である。尙ほ將來の中心作物たるべき甜菜の最近における試作一千戸の結果によると、一ヘクタール當り收量は最高五萬四千三十六疋、平均七萬五百十疋であつた。果樹は一般に栽培されてゐないが、將來有望なものは林檎と葡萄であるといはれてゐる。また樺太の氣候は家畜の飼養に適し、飼料作物の生育も良いので發展性があるものとされ有畜農業を奨励してゐる。最近には牛五千三百二十三頭、馬一萬三千四百十五頭、豚八千六百六頭、鶏八萬六千五百羽、

移出價額は一億四千二百十八萬三千圓、豆油の輸出額は千四百五十九萬九千圓、豆粕三千九百四十五萬三千八百圓に上る。玉蜀黍(包米)は遼東半島及び東部山間地方の常食で、州内外十萬五千七百町、收穫高百八萬二千五百石、七百二十萬七千圓である。粟は州内外一萬七千七百八十九町歩、收穫高十二萬五千百石、百三十五萬五千圓である。

第五節 南洋群島

南洋群島の耕地は、最近の調査によると、一萬七千七百町、椰子材三萬二千二百町、合計五萬一千二百町で、その外一萬八千八百町の利用開發地が残されてゐる。農耕者は全島人の約四割、二萬三千七百人、その中邦人農業者は約八千人である。

甘蔗が主要な生産物で、帝國の統治になつて以來サイパン支廳管内を始め漸次各島に普及され、最近の實收面積は六千二百百町、收穫高六億四千九百二萬餘斤、この産糖高七十五萬一千四百餘擔に達してゐる。其他タバコカの十七萬二千圓、甘蔗の七萬七千餘圓などが主なるものである。果樹類では鳳梨、蜜柑、バナナ、アングなどが主産物である。畜産は原始的の牛、豚、山羊、鶏を少數飼養するに過ぎないのである。

第十三章 農業關係高等農學校一覽表

帝國大學農學部及私立大學		
東大農學部	東京市目黒區目黒町	農、農化、林、獸醫、水産、農經部
京大農學部	京都市左京區北白川追分町	農、林、農林化、農生、農工、農經部
九大農學部	福岡市外箱崎町	農、林、農化部
北大農學部	札幌市北八條	農、農經、農生、農化、林、畜部
臺北帝大農學部	臺北市富田町	農、林、農化、農生、農工、農經部
東京農學部	東京市澁谷區澁谷町	農、林、農化、農生、農工、農經部
大學專門部實科及教員養成所	札幌市北八條	農、林科
農林專門部	臺北市富田町	農、林科
東京農學部附屬農業教員養成所	東京市目黒區目黒町	農、林科
盛岡高等農林學校	盛岡市上田町	農、農化、林、獸科
鹿兒島高等農林學校	鹿兒島市上荒田町	農、林、農化、養蠶科

上田蠶絲專門學校	上田市常入町	養蠶、製絲、絹絲紡織科
東京高等蠶絲學校	東京市浦野川區西ヶ原町	養蠶、栽桑、製絲科
京都高等蠶業學校	京都市上京區阪田町	養蠶、蠶種、製絲科
鳥取高等蠶業學校	鳥取市吉方町	農、農化科
三重高等農林學校	津市上濱町	農、林、農土科
宇都宮高等農林學校	宇都宮市外峰	農、林、農政科
岐阜高等農林學校	岐阜市外那加村	農、林、農化科
宮崎高等農林學校	宮崎市大字下北方	農、林、畜科
東京高等農林學校	東京府北多摩郡府中町	農、林、獸科
水原高等農林學校	朝鮮京畿道水原郡	農、林科
千葉高等園藝學校	千葉縣松戸町	園藝科
東京水産講習所	東京市深川區越中島町	漁撈、製造養殖科
東京高等獸醫學校	東京市世田ヶ谷區下馬町	獸醫科
函館高等水産學校	北海道龜田郡龜田村	漁撈、製造養殖科

第十六編 工業知識

第一章 工業概念

第一節 工業の意義

工業とは農産物や水産物、鑛産物などを原料として、これに勞力と加工を施し、吾人の生活に一層有效なるものを製出する産業である。

農業や漁業、鑛業などのやうに、單に自然の産物を培養したり獲得するのを原始産業といひ、是等自然の原料に加工或は改造を加へて、その形態や性質に變化を與へ、その物自體の効用範圍を増加することを工業生産といふのである。而して工業によつて作られた生産品を總稱して工業品と稱へられてゐる。

我々の日常生活の進歩は一に工業の發展にかゝつてゐるといつても決して過言ではない。かの國防充實の如きもまた工業に依存するところが頗る大である。従つて我々日本人は銳意天然資源を求めて開發し工業の努力に一大發展を試みねばならぬ。然し我國は國土が狭小で、加ふるに資源に乏しい憾みがある。

第二節 工業の助成機關

工業の健全な發展は最も望ましいことで、國家はこのために補助金や獎勵金を交付してその發展を助成する一面において、又これが合理化を計り、勞資協調に努め大工業のために生ずる諸種の弊害の除去に必要な政策を行つてゐる。その助成機關として凡そ左の如きものがある。

一 工業教育機關 帝國大學の外工業大學、專門學校、中等程度の各工業學校、職工學校などがあつて夫れ々々専門の教育と技術を授けてゐる。

二 各種試験場の設置 東京工業試験所、大阪工業試験所、東北帝國大學金屬材料研究所、京都帝國大學化學研究所、各府縣市立工業試験所、絹業試験所等が設けられてゐる。

三 金融機關の設置 工業經營上最も必要なる大資本の金融機關として日本興業銀行の外各府縣に各々農工銀行があつて資金の融通に努めてゐる。

四 關稅政策による保護 關稅を設けて他國の商品の輸入を防ぎ

國內の製造工業に對する保護に努めてゐる。

五 法律による権利の保護 特許法、實用新案法、意匠法、商標法などを制定して、工業上の新しい發明考案に對し、その権利を保護し、所有權の確立に努めてゐる。

六 法律による労働者の保護 工場法を設けて、十人以上の職工を使用する工場、事業の性質が危険なもの及び衛生上有害と認めらるゝ工場に對し、労働時間其他從業上に種々の制限を加へて労働者の保護に努めてゐる。

七 法律による勞資の協調 労働争議調停法などを設けて、労働者と資本家との圓滿なる協調を圖るべく努めてゐる。近き將來には労働組合法も制定されるであらう。

八 商工會議所 各縣の市域には各々商工會議所を設けて工業の改善發達を圖るべく努めてゐる。

第三節 工業と商業との關係

商業の使命は工業に於て生産された工業品を運搬したり、貯藏したりして、その場所、時などその周囲の事情を變化して、その工業品の價值を増加せしむるにある。従つて商業は工業生産に必要な低廉な原料の供給を計り、以て工業品の販路を益

益擴大せしめ、工業の經營をして出來得る限り有利に導いて、その發達を助長するの位置に立つのである。

故に商業と工業は、車の兩輪に於けるが如く極めて密接な關係を有してゐるから、工業の發達發展を期するには、一刻も商業と離れることは出來ないのである。

工業の特質 ところで工業を農商業のそれに比すると凡そ次のやうな種々の特質を擧げることが出来るのである。

一 工業は建物や機械其他の設備に莫大な固定資本を要するばかりでなく、多額の流動資本を要するから、農商業などよりも更に一層大資本を必要とする。

二 商業は主に精神的の労働であり、又農業は主に肉體的の労働であるが、工業は精神的と肉體的の労働を要する場合が多いから、精神、肉體の兩者を兼備しなければ完全を期しがたいのである。

三 農業的生産物は多く土地や氣候に支配され、その發育時期とか收穫時期などが定つてゐるから、人工を加へて生産品を良くしたり、殖したりすることは比較的困難であるが工業は人智の發達に伴ひ自由自在にその能率増進を計り、以て益々品質の優良なものを生産することが可能であると

同時に、これが大量生産に伴ひその生産費をより多く減じ得るのである。

四 工業品は多種多様でこれに對する需要者の欲望は文化の發達と共に限りなく増進するから、工業の進歩發達は他の何れの産業よりも著しいものである。

第四節 工業の發達

工業を理解するには、先づその發達變遷の徑路を知ることが必要である。それについては社會狀態の變遷と共に發達して來た工業を家内仕事、賃仕事、手工業、家内工業、工場工業の順序に説明することにする。

家内仕事 太古社會組織の未だ發達しない自給自足の生活をしていた時代には、一族に必要な物はすべて夫等一族の人々によつて採取され加工され、生産した物はその一族の使用に充てられるのみで一族外に出ることは殆んど稀れであつた。これを稱して家内仕事といひ、獨立した工業とはいはぬのである。

其後時代の變遷につれ、大家族から漸次小家族に分離し、社會組織の進歩發達に伴ひ、家内仕事は次第に衰へ、先

づ賃仕事に移り、手工業と變り、家内工業と順次行はれるやうになつた。然かし是等は何れも小規模なもので、多くは自己の家屋内で機械の力を用ひず、各人の技巧にのみ頼つて成されたものである。

賃仕事 昔の賃仕事は職人の方で道具や材料を持たずに、依頼者から道具を借り、材料の供給を受けて、唯手間賃だけもらつたものであるが、其後道具だけを備へて、材料の供給を受けて、これに種々加工して賃金を得るやうになつた。これを稱して賃仕事といふのである。而して賃仕事には、自分の家でする自家賃仕事と、他家に向いてする出稼賃仕事との二種類ある。

手工業 其後漸次時代の變遷と要求に従ひ、需要が増加するにつれ營利思想の發達を來たし、職人自身道具と材料を持つて原料と加工の兩費を製品代價として得るやうになつた。これを稱して手工業といふのである。例へば鍛冶屋、建具屋、塗師、刀劍師、馬具師などの類がそれである。この種の手工業は既に徳川時代に見ることが出來たのである。

家内工業 其後貨幣の發達につれ加工品の販賣に従事する間屋なるものが生じ、豊富な資本を持つて需要高を豫想して製品

の豫定數量を定め、多數の職人を自分の支配下に置いて註文主の場所以外のところで、賃仕事や手工業によつて物品を生産せしめるやうになつた。これを稱して家内工業といふのである。

工場工業 其後種々な作業機械や動力機械が發明されたので、工業組織にも一大變革を來し多數の労働者を一つの工場に收容して、一定の計畫の下に労働せしめる工場工業の經營を見るに至つた。工場工業のことを機械工業ともいひ、機械力と分業によつて品質、形態などの一様なものが多量に生産されるから生産費を非常に低下させることが出来るやうになつたのである。然し現在では工場工業は大資本の工業に應用され小資本の工業には依然として家内工業が併行されてゐる。従つて我國の商品市場には工場工業によつて製造される商品よりも、家内工業によつて製造される商品が多いのである。

第五節 工業の分類

多種多様にわたる工業を學理的に分類することは甚だ困難であるが、通常行はれてゐる分類方法は凡そ左表の如きものである。

Table of industrial classification. Columns include 工製産 (Industrial Production), 工製化學的 (Industrial Chemical), 工製物理的 (Industrial Physical), 工製有機化學 (Industrial Organic Chemistry), 工製無機化學 (Industrial Inorganic Chemistry), 工製機械的 (Industrial Mechanical), 工製電力 (Industrial Power), 工製金屬 (Industrial Metal), 工製紡績 (Industrial Textile), 工製金屬工業 (Industrial Metal Industry), 工製機械器具 (Industrial Machinery and Instruments).

窯業

用器具、眼鏡、樂器、蓄音器、兵器、車輛、船舶、航空機、金庫等。磁器、硝子、煉瓦、瓦、セメント、石灰、珐瑯鐵器等。

化學工業

醫藥、工業藥品、染料、香料、塗料、顔料、石鹼、化粧料、發火物、礦物油、植物油、樟腦、薄荷、動物油脂、木蠟、保護製品、ベークライ、フィルム、製紙、セルロイド、人造絹糸、フキム、肥料、皮革、毛皮、糊料、炭素製品等。

製材木製品工業

製材、木製品。

印刷及製本業

印刷、製本。

食料品工業

醸造品、清涼飲料、製粉、澱粉、砂糖、菓子パン、罐詰、畜產品、水產品、製茶、製氷、製麵等。

瓦斯及電氣業

瓦斯、電氣。

其他の工業

紙、竹、柳、蔓各製品、墨表、莖蔴、花筵、麥桿及經木製品、皮革製品、骨角蹄甲貝類製品、魔法瓶、刷子、漆器、網、繩、網、裁縫、傘、履物等。

第六節 工業の要素

工業を經營するには、これに要する經營上の要素が必要であることはいふまでもない。人的要素 人的要素としては

- 一 經營者 經營者は實際の指導、監督の任に當るものゝことをいふ。
二 使用人 使用人とは經營者の指導の下にその補助として事務を執るものゝことをいふ。これには技術的の労働に服する技術者と、商事的の労働に服する事務員との兩者がある。
三 労働者 労働者とは直接加工生産に従事して肉體的の労働に服するものゝことをいふ。

物的要素 物的要素としては

- 一 原料 材料。
二 土地及び建物 工場、事務所、倉庫など。
三 作業設備 機械、器具及び動力設備。
四 附屬設備 寄宿舎、社宅又は醫院、學校など。
五 經營資金。

第七節 我國の工業

我國の工業は歐洲大戰中に異狀な發展を見るに至つた。即ち大正三年末の工場數は僅かに一萬五千餘に過ぎなかつたが、大正十年末には約五萬に達したのである。而して最近の生産額は年々六七十億圓に及んでゐるのである。

我國は元來農業國であるが、耕地の狭少の割合に人口の増加が著しいため、現在では農業國として世界の經濟界に進出することが出来なくなつた。加ふるに我國は天然の資源が極めて乏しいので、衣食住に必要な諸物資の自給自足を計ることは頗る困難である。故に適當な原料を外國から求めて、これを加工精製し、以つて國內の需要を充たすと共に、更に進んでその製品を海外に輸出して國運の隆盛を期すべきである。また工業の發達は經濟上重要なばかりでなく、國防上一日も忽せにすることは出来ないものである。

第二章 原動機

第一節 動力と原動機

動力 吹く風が風車を廻し、流れる水が水車を廻轉させるのは風や水の力が抵抗に打勝つて物理的の仕事をして得る要素を有つてゐるからである。この要素をエネルギーといふ。自然界に在るエネルギーの状態は色々であるが、その中で仕事をすることに都合の好い状態に在るものを動力、或は原動力といひ人の力も動物の力も亦動力となる。又河川の水力、風

力、太陽熱、地熱などの自然力や、蒸気力、燃料の爆發力、電力なども皆動力となることが出来る。今日の工業上動力として最も適するものは蒸気力、燃料、爆發力、電力などである。動力を計るには馬力を以て單位とするを通例とし、一馬力は一疋の重さのものを、一秒間に七十五米の高さに揚げ得る仕事の量に相當するのである。

原動機 流水の有するエネルギーは水車によつて動力と變り、電氣を發生する發電機を運轉し、又は製粉機械等を廻轉させることが出来る。また蒸気力、蒸気機關によつて汽車を走らせることが出来る。また蒸気力、蒸気機關によつて汽車を走らせ、或は種々な機械を運轉することが出来る。斯様にエネルギーを吾々の利用し得る動力に變へる機械を原動機といふのである。而して原動機は使用する動力の種類により次のやうに分類し得る。一風力を動力とするもの、風車。二水力を動力とするもの、水車、水力タービン。三蒸気力を動力とするもの、蒸気機關、蒸気タービン。四燃料の爆發力を動力とするもの、瓦斯機關、ガソリン機關、石油機關、重油機關。

原動機の發達 蒸気機關が十八世紀の末頃英人ジェームス・ワットによつて發明されてから、産業界に大革命を起して最近に至るまで汽車、汽船は勿論諸工場、原動機として最も廣く

使用されて來たが、その後瓦斯機關、ガソリン機關、石油機關、重油機關などが發明されたので、經濟上蒸気機關を壓倒するに至つたのである。

熱機關 熱機關とは燃料を燃焼させて生ずる熱エネルギーを機械的の動力に變へる機關の總稱である。この機關は内燃機關と外燃機關とに大別する。内燃機關は瓦斯機關、ガソリン機關、石油機關、重油機關などのやうに、燃料を空氣と共に直接機關内に入れて點火爆發させる機械的動力を得るものをいひ、外燃機關は蒸気機關、蒸気タービンのやうに、機關の外部にある汽罐の中で燃料を燃やして水から蒸気を作り、それを機關に送つて機械的動力を得るものをいふ。

第二節 汽 罐

石炭または重油の燃料により水を壓力の高い蒸気に變へて、蒸気機關或は蒸気タービンに供給する装置を汽罐といふ。然し時には暖房用の蒸気のやうに單に熱を加へる目的に用ひる蒸気を作ることもある。汽罐の分類 汽罐は用途、位置、構造により次のやうに區別される。



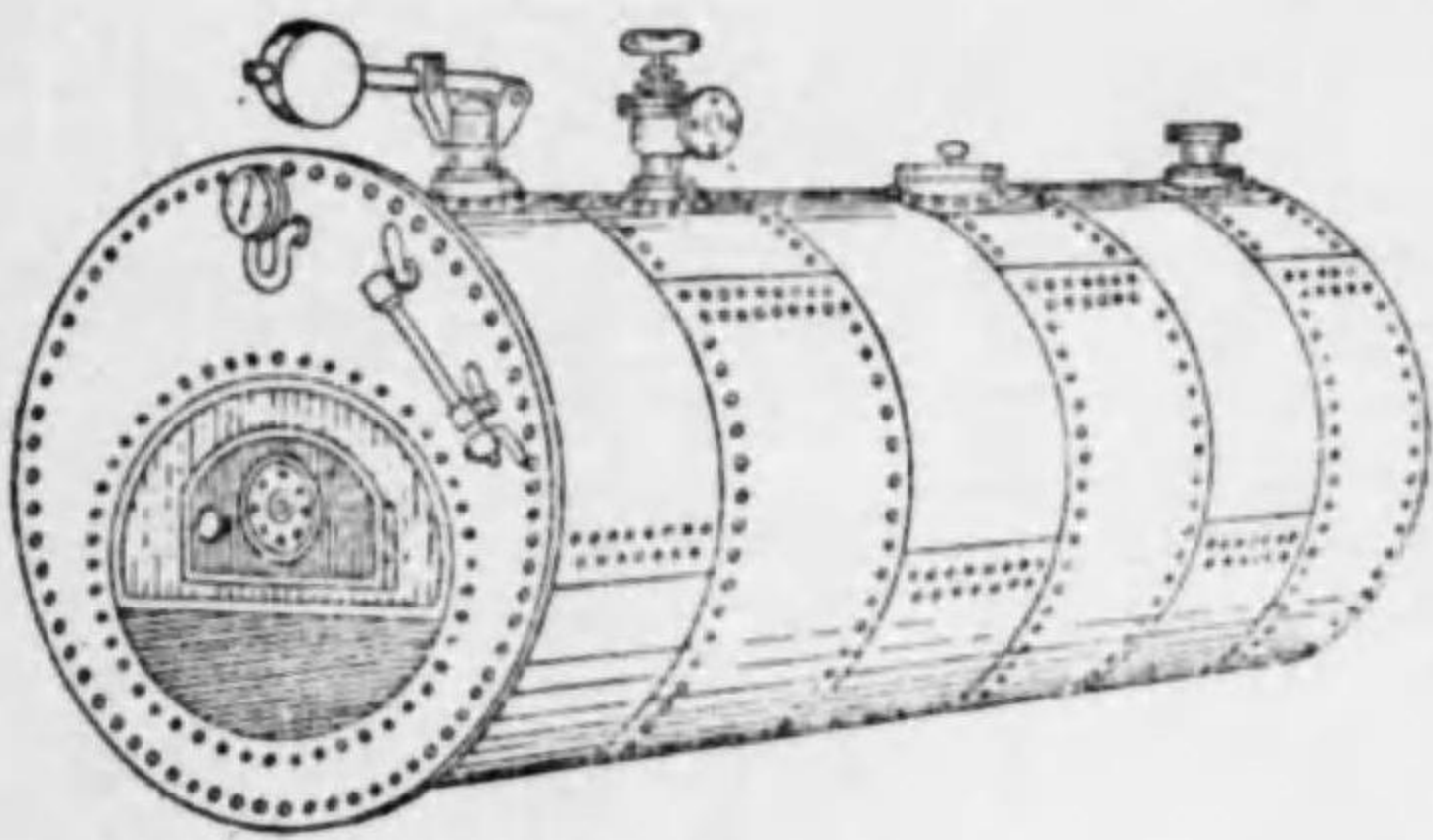
罐汽-ヤシカンラ

一用途により 陸上用汽罐、船用汽罐、機關車用汽罐。
 二罐胴の位置により 横型汽罐、豎型汽罐、定置式汽罐、可搬式汽罐。
 三構造上より 圓筒式汽罐、多煙管式汽罐、水管式汽罐。
 而して、本節に於ては汽罐の構造上より區別してその説明を加ふることにした。

圓筒式汽罐 圓筒式汽罐にはコルニツシユ汽罐及びランカシャ汽罐の二種がある。兩者共に軟鋼製の罐胴の中に圓筒狀の煙管を貫き、罐胴はこれを煉瓦積の上に横に据付け、水は煙筒の外部、罐胴内に入れる。そして煙筒内の前部に火格子を設け、この上で石炭を燃焼させるのである。

兩者の異なる點はコルニツシユ汽罐は煙筒が一つ、ランカシャ汽罐は二つであること、又火格、瓦斯の通る道幅が違ふことである。前者では火格、瓦斯が火格子から煙筒の後端に達し、罐胴の兩側と煉瓦積との間の通路である側煙道を通つて再び汽罐の前端に戻り、さら

に罐胴の底と下の煉瓦積との間の通路である底焰道を経て煙突に去るのであるが、後者では火焰と瓦斯は焰筒の後端に達し、先づ底焰道を通つて汽罐の前端に到り、次に左右の側焰道を経て罐胴の後方で一つに合し煙突に去るのである。



罐汽ユシツニルコ

コレの型の汽罐でも殆んど大同小異である。その主なるものは次の通りである。
一 安全弁 安全弁は蒸気の使用量がその發生する量より少い

汽罐の附屬品

汽罐の附屬品は

ランカシャー汽罐は熱を傳へる面積が廣く蒸気の發生量が多いため、現在でも尙ほ一般の工場で使用してゐる。

コルニツシユ汽罐は構造が簡單であるから損傷も少ないが、高壓力の蒸気を作り得ないので、蒸気量の發生が少ないので、現在では殆んど使用されてゐない。

ときは、蒸気が罐内に溜り壓力が高くなつて汽罐が危険になるから、この装置により蒸気の一部を自動的に噴出させて、汽罐内の蒸気の壓力を下げ、汽罐の安全を圖るための装置である。

二 蒸気止弁 蒸気止弁は發生した蒸気を汽罐から出したり止めたりして、蒸気の加減、停止をする装置である。

三 壓力計 壓力計は發生した蒸気の壓力を示す装置である。

四 給水管 給水管は汽罐内の蒸気の壓力に打勝つて、これに水を入れる装置である。

五 水量計 水量計は汽罐内の水が何處まであるかを外部から知り得る装置で、これを驗水計ともいふ。

六 過熱器 過熱器は發生した蒸気を、それを生じた水から分離させて、更に熱して過熱蒸気とする装置である。

多煙管式汽罐 多煙管式汽罐は焰筒の代りに多數の細い煙管を用ひ、別に燃焼室を設けて火格子で發生した瓦斯を十分に燃焼させるから、悪い石炭を燃料にしても蒸気の發生が早い。それでこの汽罐は据付場所が制限されてゐる船舶や機關車などの汽罐として多く用ひられる。

火焰や瓦斯が多數の水管の周圍を通つて水管中の水に熱を與へる。汽罐の主要部分は燃焼装置、水管、水と蒸気を保有する罐胴並に水管と罐胴とを連絡する縦の管で鐵骨によつて大部分を支へ、前面だけは鐵板で他は煉瓦積で取圍むのである。この汽罐は高壓蒸気を多量迅速に發生する特色があるので、大工場や軍艦などに多く用ひられてゐる。然し構造が複雑なため破損し易い個所が多く、これに使用する水も良質でないといふ水管を腐蝕するのが缺點である。

この種の汽罐には種類が多く、其代表的なものはパブコック・アンド・ウィルマツクス水管式汽罐、スターリング水管式汽罐、ヤロー水管式汽罐、タクマ水管式汽罐などである。

通風及び焚火法

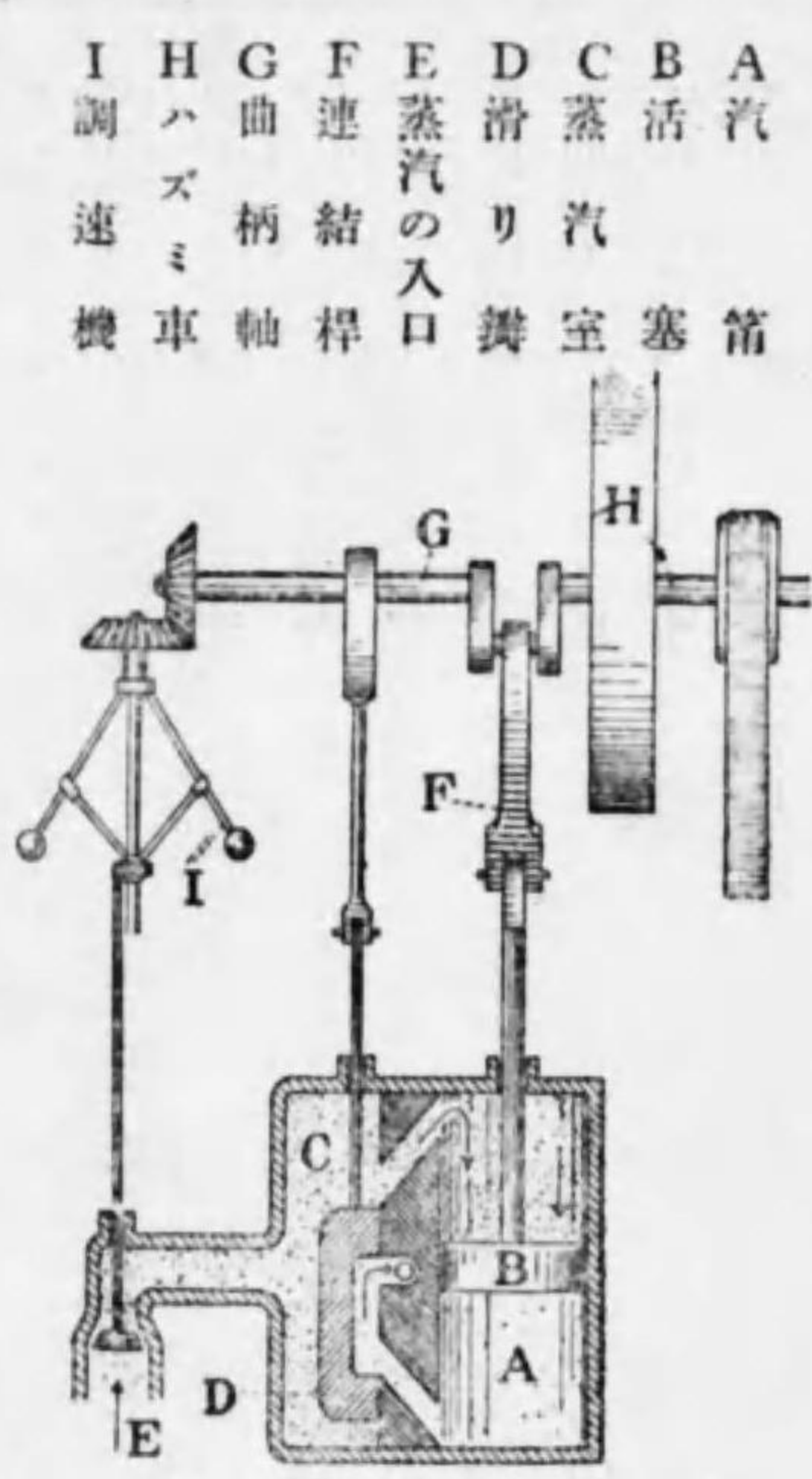
燃料を充分に燃焼させるには適當の空氣を汽罐内に送入しなければならぬ。これを通風といひ、これには自然通風と人工通風の二方法がある。自然通風は煙突の高さを適當にしてそれによつて汽罐内に空氣を吸ひ込ませるのである。人工通風には送風機により高壓の空氣を汽罐内に送り込むものと、壓縮空氣または廢氣を煙突内に吹き込み或は噴出させて煙突内の瓦斯と一緒に運び去り、そこに生ずる眞空によつて空氣を汽罐内に吸ひ込ませる式とがある。

燃料を燃焼させる方法を焚火法といふ。これにも手焚火法と機械的焚火法とある。手焚火法は火夫がシヨベルで石炭を火格子の上に投げ入れるもので、小汽罐はこの方法によつてゐる。機械的焚火法は機械的作用で石炭を大格子の上に運ぶものである。この装置を給炭機といふ。

第三節 蒸気機關

蒸気機關は單に汽機ともいひ、高壓の蒸気を圓筒(シリンドラ)の活塞(ピストン)の兩側に交互に入れ、蒸気の壓力によつて活塞を動かし機械的の動力を得る機械である。

汽罐に生じた蒸気は蒸気管によつて蒸気室に導かれ、滑り鐵の移動によつて上下何れかの蒸気口から交互に汽管に入り込んで活塞に往復運動を與へ、この往復運動は連結桿の中繼によつ



本圖は上方の蒸気口から蒸気が汽筒に入り込んで活塞を矢の方向に動かし、下方の蒸気口は弁により蒸気の進入を止められて汽筒と排汽口とが連結し、滑り弁は逆の上の方へ進まうとする所の圖である

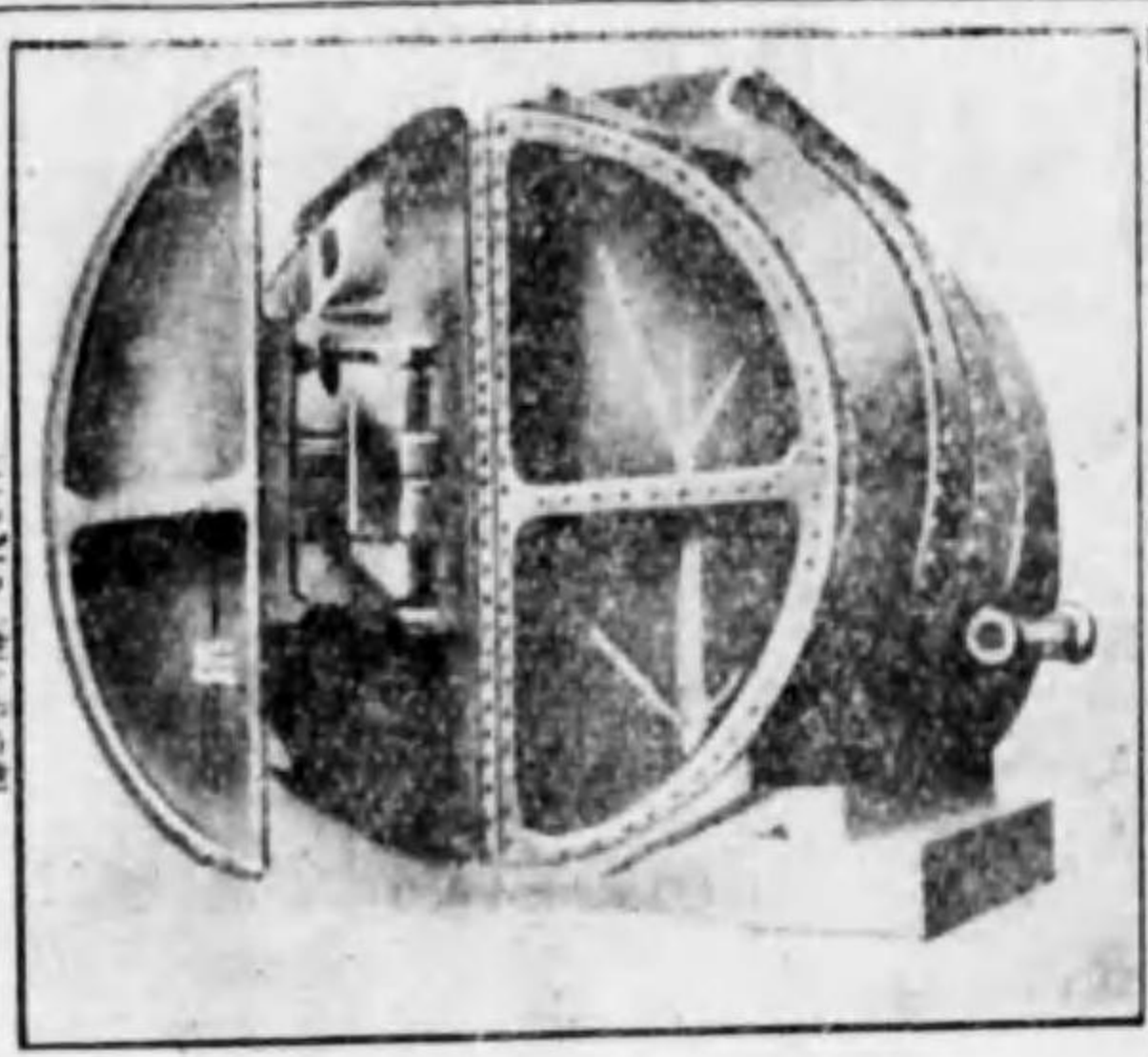
汽筒(シリンダー)に入り込む蒸気の量を自動的に加減して、曲柄軸の廻轉速度を調節する装置である。
凝縮器 凝縮器とは汽筒内で活塞の一方に作用する新しい蒸気の壓力から、他方に作用する廢汽の壓力を減じた差を大ならしめ、活塞をして多くの仕事をなさしむるため、廢汽を密閉した器に入れ冷却凝縮させて、部分的の眞空を作り、廢汽の壓力を減ずる装置をいふ。凝縮器には噴出凝縮器と表面凝縮器の二種ある。蒸汽機關には凝縮器の付属したもの、付属しないものとあり、前者を凝縮汽機といひ、後者を不凝縮汽機といふのである。

て曲柄軸に廻轉運動を與へる。そこでこの曲柄軸との直徑または調節装置或ひは齒車装置によつて他の機械を運轉するのである。
ハズミ車と調速機 曲柄軸の廻轉速度は均速を必要とするのでその運速を調節するためにハズミ車と調速機を用ひる。ハズミ車は曲柄軸に取り付けた周囲に多くの質量を有する大きな車で、軸の位置によりその速度の異なるのを防ぐに役立つものである。調速機は蒸汽の壓力に高低が出来た場合またはその蒸汽機關で運轉する機械の數に増減のあつた場合などに

には噴出凝縮器と表面凝縮器の二種ある。蒸汽機關には凝縮器の付属したもの、付属しないものとあり、前者を凝縮汽機といひ、後者を不凝縮汽機といふのである。
複式汽機 複式汽機とは先づ高壓の蒸汽を直徑の小さな第一の汽筒に入れて半ば膨脹させ、更にその廢汽を直徑の大きな第二の汽筒に導いて十分に膨脹させるのをいふ。複式汽機によると蒸汽を經濟的に用ひることが出来るのである。
多段膨脹汽機 高壓、大馬力となるに従ひ更に次第に直徑の大きな第三または第四の汽筒を設けて、蒸汽を三段或は四段に

膨脹させるのが有利である。これを多段膨脹汽機といひ、三段膨脹のものも三段膨脹汽機、四段膨脹のものを四段膨脹汽機といふ。

第四節 蒸汽タービン



蒸汽タービンの復水器

蒸汽タービンは蒸汽機關と違ひ、高壓の蒸汽を高速で以て噴出せしめ、これを回轉體(羽根車)に取り付けた數多の鋼製の羽根に作用させて直ちに廻轉し、蒸汽の有するエネルギーを機械的に動力に變へる機械である。この機械は蒸汽機關に比し種々の點に於て優れてゐるので軍艦や商船又は火力發電所の原動機として必要なるものである。蒸汽式蒸汽タービンの三種がある。

蒸汽タービンは蒸汽機關と違ひ、高壓の蒸汽を高速で以て噴出せしめ、これを回轉體(羽根車)に取り付けた數多の鋼製の羽根に作用させて直ちに廻轉し、蒸汽の有するエネルギーを機械的に動力に變へる機械である。この機械は蒸汽機關に比し種々の點に於て優れてゐるので軍艦や商船又は火力發電所の原動機として必要なるものである。蒸汽式蒸汽タービンの三種がある。

第五節 内燃機關

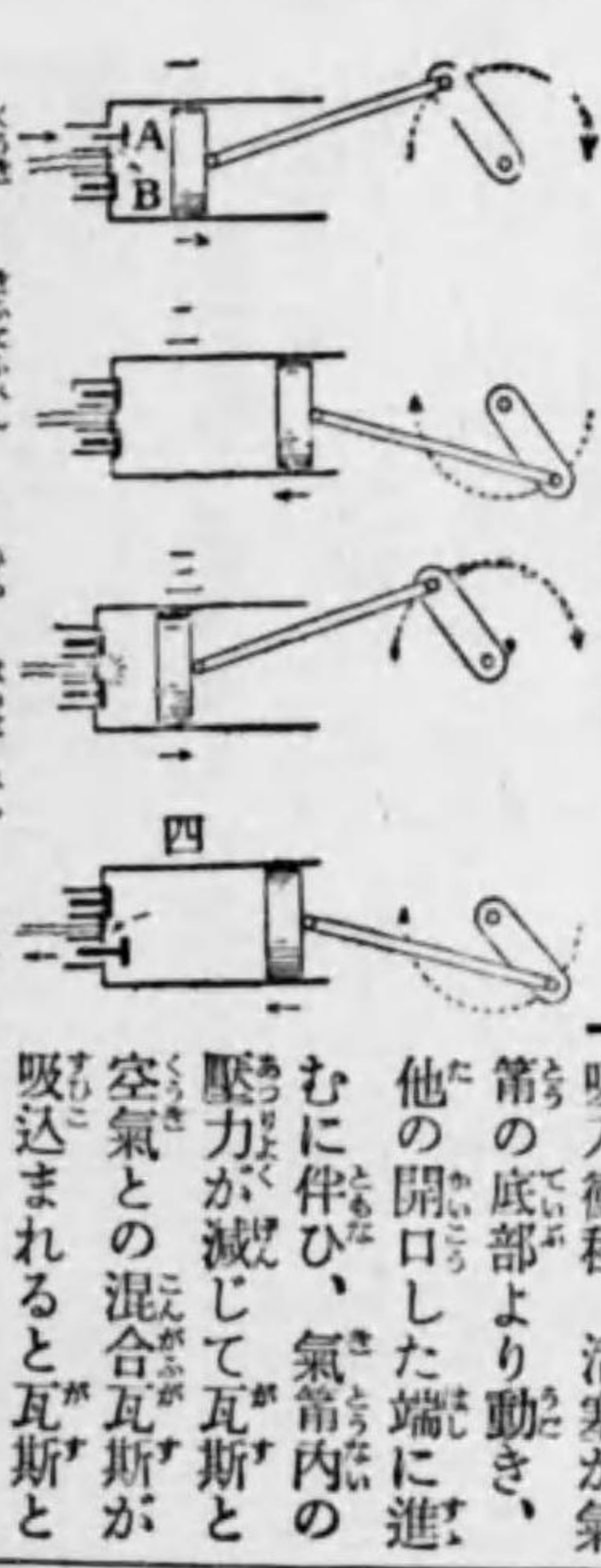
衝動式蒸汽タービン 衝動式蒸汽タービンは總て噴管といふ喇叭型のものを具へ、蒸汽はその中を通る間に壓力が下つて速度を増加し、高速で羽根に衝突して羽根車を廻轉せしめるものをいふ。その廻轉速度は一分間一萬回以上に及ぶので、陸上に於ける發電用に適する。この式のものにはドラパールタービン、カーチスタービン、ラトータービンなどがある。
反動式蒸汽タービン 反動式蒸汽タービンは噴管を用ひず、蒸汽を導き固定した羽根の間を通り、次に適當な角度で廻轉體の周圍に植付けられた動き羽根に入り込み、これを出るとき蒸汽の反動力で羽根車を廻轉せしめるのである。この機關は艦船に於ける推進用に適する。その代表的なものはパーンンスタービンである。
混成蒸汽タービン 混成蒸汽タービンは前に述べた衝動式と反動式との長所を併用したもので、即ち高壓部を衝動式とし、これを出た低壓部を反動式としたのである。

内燃機關の構造は蒸汽機關と大差はないが、汽缸を用ひず瓦斯または石油などの燃料により發生する熱エネルギーを直接機

機械的動力に變へる原動機である。その使用する燃料により瓦斯機、ガソリン機、石油機、重油機、(ディーゼル機)はその代表的なもの四種である。

氣體燃料はそのまゝにして液体燃料は一旦これを變へ、適當な空氣と共に氣筒内に吸込ませ壓縮して點火爆發させ、その爆發力により活塞を動かすのである。この機はまた瓦斯爆發作用から四衝程サイクル機、二衝程サイクル機の二種に大別されてゐる。

四衝程サイクル機 四衝程サイクル機は左の四衝程で一動作を完結する。これを圖について説明すると次の通りである。



一 吸入衝程 活塞が氣筒の底部より動き、他の開口した端に進むに伴ひ、氣筒内の壓力が減じて瓦斯と空氣との混合瓦斯が吸込まれると瓦斯と空氣の吸入瓣Aが開き排氣瓣Bは閉ぢる。

二 壓縮衝程 活塞が再び底部に向ひ動くに伴ひ、混合瓦斯は壓縮される。このときも總ての瓣は閉ぢる。そしてこの衝程の終る少し前に排氣瓣だけが開いて廢氣が氣筒外に去り始める。

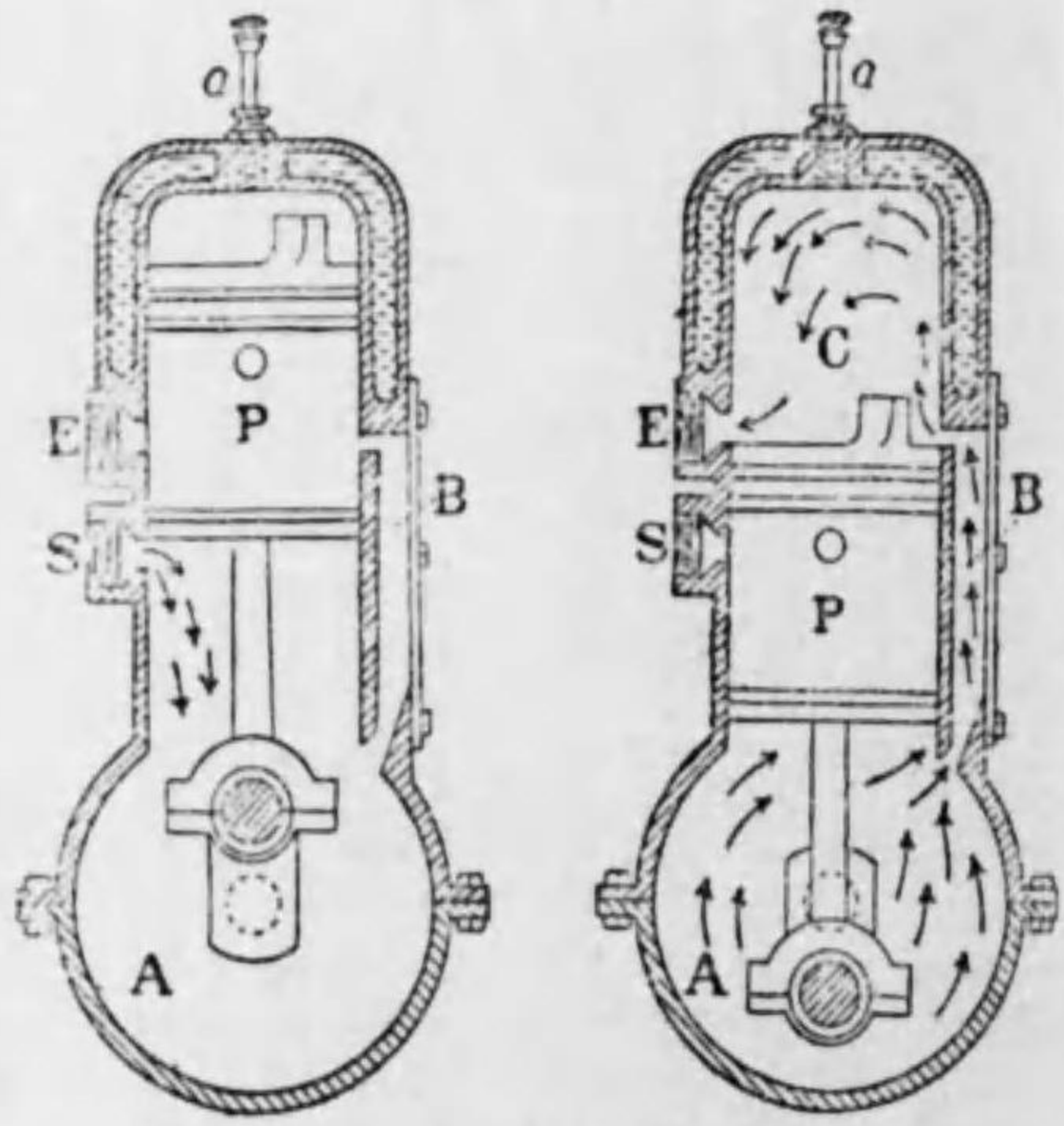
三 爆發衝程 活塞が底部に達すると點火裝置により壓縮瓦斯を點火爆發させる。この爆發力によつて活塞は外方に押しやられる。このときも總ての瓣は閉ぢる。そしてこの衝程の終る少し前に排氣弁だけが開いて廢氣が氣筒外に去り始める。

四 排氣衝程 活塞は再び底部に向ひ、このときは尙ほ排氣弁だけが開いてゐて廢氣は引續き氣筒外に去り、活塞は遂にその動作を完結する。

二衝程サイクル機

二衝程サイクル機 二衝程サイクル機は二衝程で一動作を完結するもので、圖に付て説明すると次の通りである。閉された曲柄室Aに瓦斯と空氣との混合瓦斯が入る。活塞Pが底部にあるときは(甲圖)排氣口Eが開き、混合瓦斯はAからBなる溝を通り瓦斯燃焼室Cに入り込み、そこに在る瓦斯を排氣口Eより追ひ出して溝Cに充滿する。活塞Pは動いて排氣口Eを閉ぢると(乙圖)溝Bの口も同時に閉ぢられ、混合瓦斯は壓縮される。活塞がP衝程の上端に達する少し前に吸入口Sから瓦斯と空氣との混合瓦斯が曲柄室Aに入り込む。活塞Pが上端に達すると點火栓aのために混合瓦斯は點

A 曲柄室
B 瓦斯燃
C Eに通
ずる溝
E 排氣口
P 活塞
S 吸入口
a 點火栓

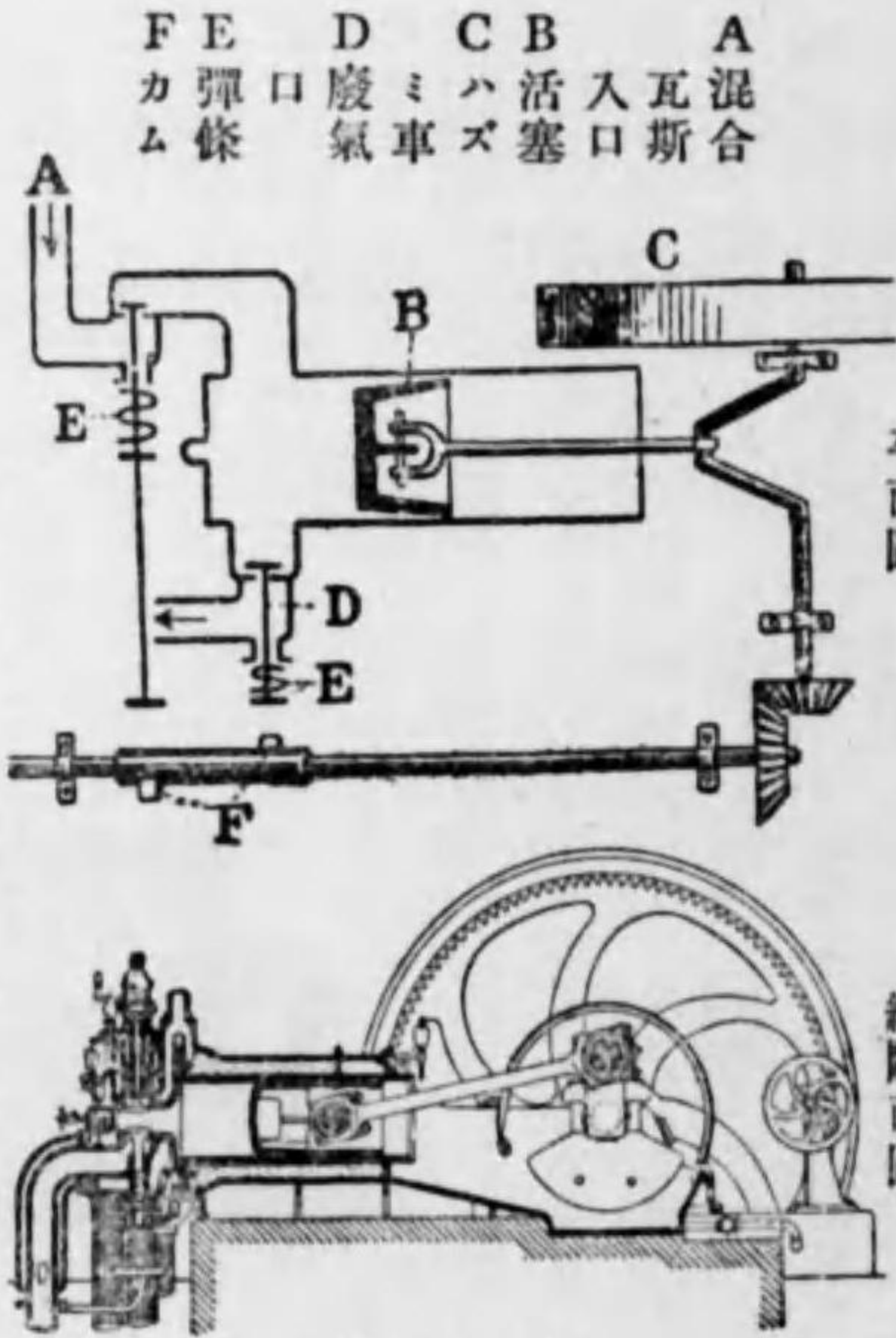


二衝程サイクル機の原理

火爆發して、活塞Pが底部へ押しやられる。活塞Pがある所まで下ると、排氣口Eが開いて廢氣を氣筒外に排出し始め、衝程の下端に達したとき排氣口Eは十分に開いて溝Bから新しい混合瓦斯を溝Cに送るので、二衝程で一動作を完結することになる。

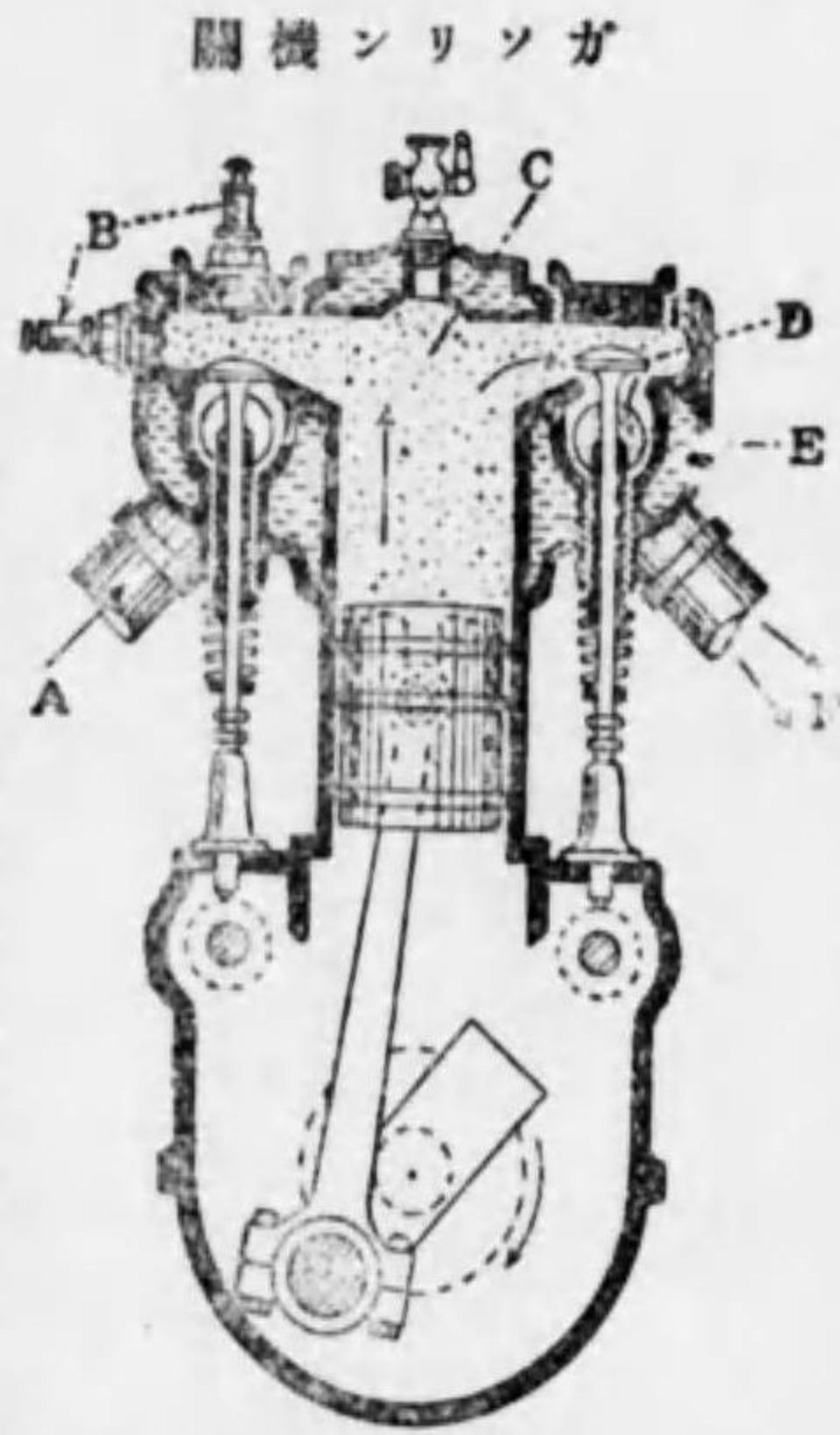
瓦斯機關 瓦斯機關は一時盛んに用ひられたが重油機關の發達によつて現在では殆んど用ひられなくなつた。瓦斯機關は汽

罐を設備する必要はないが瓦斯を發生させる装置が必要で、石炭瓦斯を用ひても、また發生爐瓦斯を用ひても高價であるから機關の運轉に適しないのである。



瓦斯機關

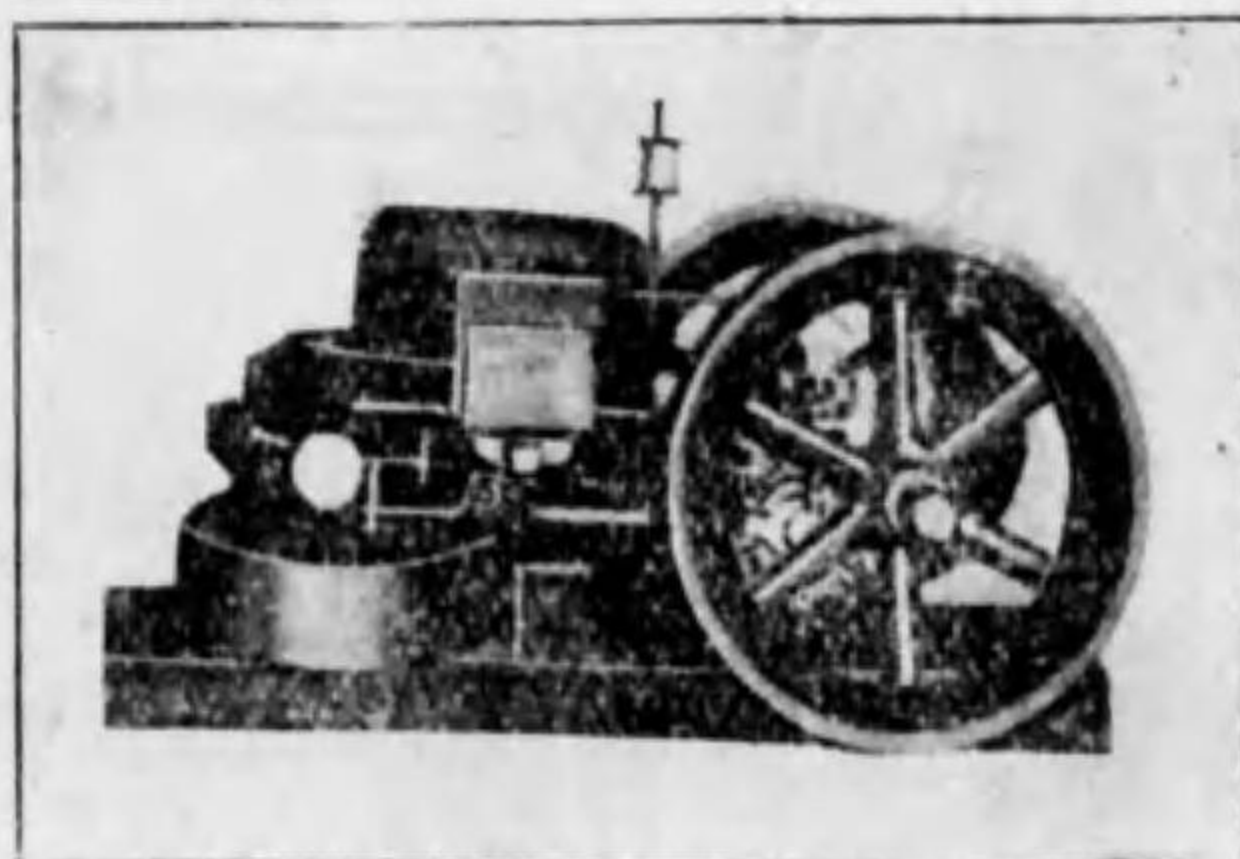
ガソリン機 ガソリン機は瓦斯機關と全く同じであるが、その使用する燃料のガソリンは、最も高價で且つ危険であるが、容易に氣化するので、氣化器といふ装置により、これを氣體に變へて汽筒に送入する。この機關は航空機用、自動車用など高速度の交通機關として用ひられてゐる。



本圖は排氣行程に於て廢氣が氣管外に逃げる

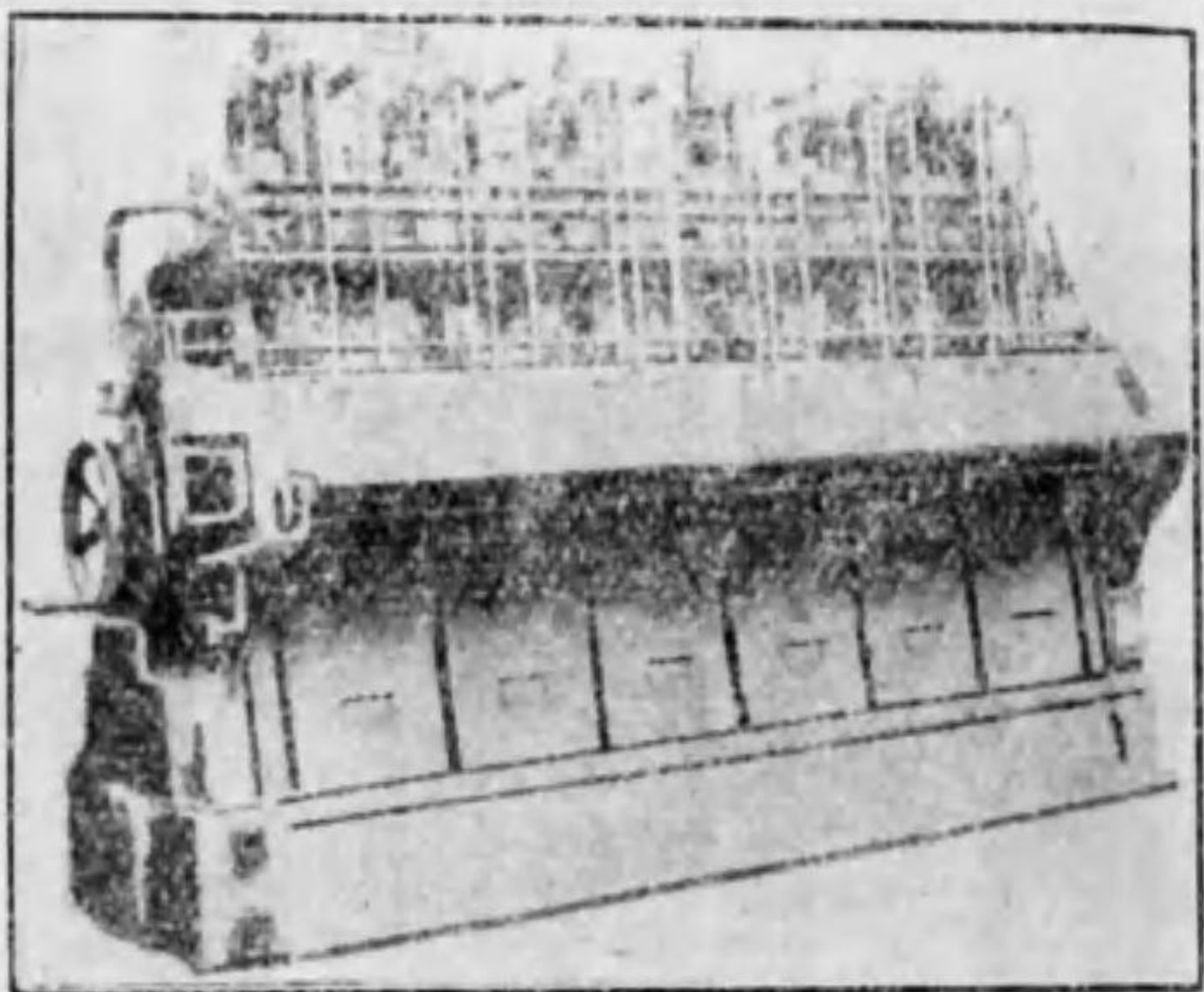
Aよりガソリンと空氣との混合瓦斯が氣管内に吸ひ込んで壓縮した後、Bの點火栓で點火爆發させて活塞を下方へ押し下げこれに仕事を與へて、最後に活塞が上方へ移動するときDの排氣瓣が開くため排氣管から排氣するものである。Cは燃焼室、Eは氣管の冷却用水室。

石油機関 石油機関はこれを石油發動機ともいふ。その燃料は石油または軽油で常温では容易に氣化しないので、特別な装置が必要である。それで先づ壓縮空氣を用ひて石油を噴霧状態とし、これを蒸發器といふ装置の中に空氣と混ぜて入れる。蒸發器は豫め高温度に熱せられてあつて、この中で石油は氣體となり、活塞の吸入行程で混合瓦斯が汽管内に吸ひ込ま



石油發動機

れるのである。その後の作用は瓦斯機関やガソリン機関と同じである。この機関は遠洋漁船、小型發電などに用ひられる。
デイゼル機関 デイゼル機関はこれをデイゼル發動機ともいひ、獨逸人デイゼルの考案に成り、重油機関の代表的のものである。この機関は他の内燃機関のやうに點火装置をせずに、四衝程サイクルのものでは、先づ吸入行程で空氣だけを氣管内に吸込み、次に壓縮行程で先に吸込んだ空氣を壓縮して高熱を與へる。このとき別に空氣壓縮機で造られた壓縮空氣により重油を噴霧状態にして、そのまま汽管内に噴出させると、壓縮された空氣の高熱のために點火爆發し、その爆發力で活塞を押し、爆發行程が始まるもので、その行程が終つた後に排氣行程が始まり、爆發を終つた廢氣を汽管外に排出し、活塞が四衝程をする間に曲柄軸を二週轉させ、この動



ゼイデル機関

作を繰返して動力を發生せしめる。この機関は燃料が非常に安く且つ熱効率が大きいから、蒸氣機関よりも燃料費が少なく、また汽罐などの危険な装置を要しないし、火夫なども必要なく、その上起動停止とも迅速で休止中は全く燃料を要しない。他の機関に代つて船舶、發電機他あらゆる方面に用ひられてゐる。

第六節 水力原動機

水力原動機は水の有するエネルギーを動力に變へる装置で、古來より精米や製粉に用ひられる水車はその原始的なものである。現在では水力原動機は水力發電用原動機として使用されて

ある。

水力原動機の種類 水力原動機は在來の水車と水力タービンとの二種に大別することが出来る。水車は主に水の重量を利用するが、水力タービンは水の運動エネルギーを利用するのである。水力タービンは蒸気タービンと同じやうに衝動式水力タービンと反動式水力タービンの二種に分けられるのである。ベルトン水車は衝動式で、フランシス・タービンは反動式に屬する。

ベルトン水車 ベルトン水車は水量が少なく落差の大なる場合に使用するために適するもので、その構造が簡單である。即ち導水管へ水車へ水を引き入れる鐵管のことの先に取付けた噴管より高速度で噴出する水が水車の周圍に取付けられた兩腕形のバケツトに衝突して水車を廻轉させて動力を得るものである。

フランシス・タービン フランシス・タービンは水が多くて落差の少ないときに最も適してゐる。その構造は車輪の周圍に取付けた動き羽根の外側に導き羽根があつて、タービンの外筐に固定してゐる。高壓の水が導き羽根を通り、動き羽根に流れ込んで低壓の場所へ流れ出るとき、水の反動力で羽根車

が廻轉して動力を得るのである。

第二章 機械工業

第一節 機械工業の基礎

機械とは一定の拘束運動によつて與へられたエネルギーを目的とする仕事に變へ得る物體の組合せをいふ。故に機械はエネルギーを創造するものでなく、單にその状態に變化を與へるのみである。機械が仕事に與へられた全エネルギーに對する割合を機械の能率といひ、通例百分率で現してゐる。

機械の種類 機械の種類は非常に多く一々これを擧げること出来ぬが、これを大別すると次の三種である。

- 一 原動機 原動機とはどんな物であるかは既に前章に詳しく説明してあるからこれを略す。
- 二 中繼機 中繼機とは動力を原動機より工作機に傳へる作用をする機械のことをいふ。例へば軸、齒車、調車などの組合せから成るものをいふのである。
- 三 工作機 工作機とは原動機により得られた動力を利用して所要の仕事をする機械の總稱である。

機械の容量、仕事及び工率 抵抗力を受けながら運動する仕事を仕事といひ、また機械が單位時間になし得る仕事の量を工率といふ。

原動機の出力などを算定するには、動力計といふ制動機の類を機械の回轉軸に作用せしめて回轉力を測り、之とその回轉數とにより馬力數を算出する。これは機械の實際の容量を示すもので、通常軸馬力または正味馬力といふ。また別に公稱馬力といつて、取締其他取引の便宜から機械の主要部分の寸法などを特定の公式によつて算出したものがある。

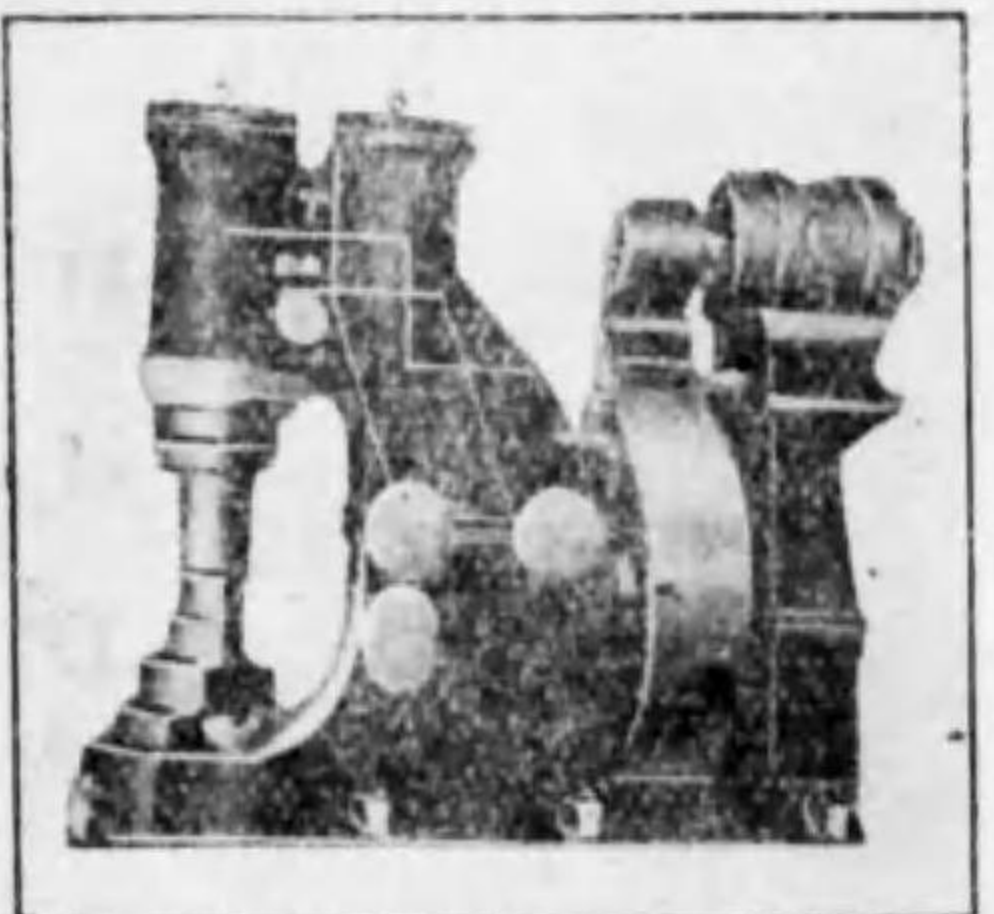
第二節 機械製作法

機械製作の順序 一つの機械又は器具が製作完成されるまでには大體次のやうな順序を経るものである。

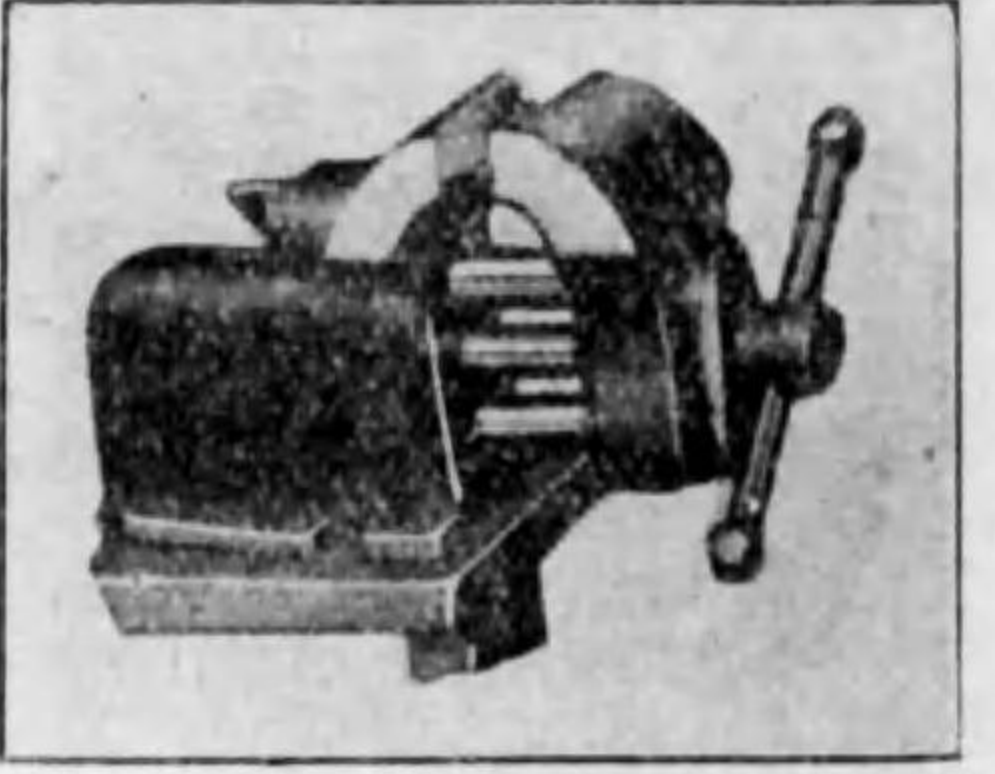
- 設計材料 (木型) (鑄造) (仕上げ) (組立) (試験)
- 設計 設計とは學術を基礎として作らうとする機械各部の寸法を計り、形状、機構又強度、材料などを決定して圖面に畫くことをいひ、その圖面を設計圖といふのである。設計圖は部分圖と組立圖から成り、是等は何れも正面圖、平面圖、側面

圖で現され、必要な箇所には断面圖を添へる。設計圖が完成するとこれを青寫眞として各工場に配布され、各工場ではこの圖面によつて夫々製作に着手するのである。

木型 機械の構成部分中で鑄造する箇所は先づ木型工場で木型を作らなければならぬ。木型の材料は楡を最上とするが、高價なために通例杉または樺を使用して居る。木型は鑄造の際に金屬の收縮するのを考慮して實物よりも多少大きくする。この木型を作る機械には木工用旋盤、鉋機、帶鋸機、圓鋸機などがある。



鑄造 鑄造とは木型により鑄物砂を用ひて鑄型を作り、この中に熔融爐で溶かした鉄鐵、鋼または眞鍮などの金屬を注入し、それが冷却した後鑄型から取出し所要の鑄物を作ることをいふ。この作業は一見簡單なやうであるが實際は最も熟練を要するものである。



を赤熱して、これを所要の形状及び大きさに作業することをいふ。鑄造するには鉄鐵または鋼などの材料を爐で赤熱し、金數の上で鐵槌其他の道具で打ちまはし引伸し、或は曲げ或は熔接して火作りするのであるが、工作物が大きいときは特殊な爐で赤熱し、蒸汽槌、空氣槌、落下

槌、水壓槌などを用ひるのである。

仕上げ 仕上げとは鑄造や鍛造によつて出来た工作物は、その表面が粗雑であるから、設計圖に示した通りの寸法に従ひ更に精密に削り上げる作業をいふ。これには萬力で工作物を固定せしめ鑄や鑿を用ひて仕上げると、工作機械を用ひて工作物を切り削り又は加工する機械仕上げとある。

組立、試験 組立とは機械の各部分品の仕上げを終り、組立圖によりこれを組立てる作業をいふ。試験とは機械を組立てた後に、その機械に不完全な箇所の有無を確めるために、水壓試験や運轉試験をすることをいふのである。

第三節 工作機械

工作機械とは一般に機械製作に必要な機械をいふ。工作機械は加工する材料により木工機械、金工機械に區別され、また工作の方法により切削機械、轉削機械、研磨機械、剪斷機械、壓穿機械などに分けられ、その種類が甚だ多い。



平削機(下)
穿孔機(左)

切削機械 切削機械には旋盤、平削機、成形機、鑽孔機などがある。是等の機械は双物自身が迴轉せず移動して品物を切削するものである。

轉削機械 轉削機械は轉削機、齒切機械、鋸機械がその主なるもので、周圍に多數の刃先を持つ刃物が迴轉しながら品物を削る機械である。

研磨機械 研磨機械は砥石或はカーボランダム粉末を固めて圓錐狀に作つた金剛砂砥石を迴轉させて、品物を研磨する機械である。

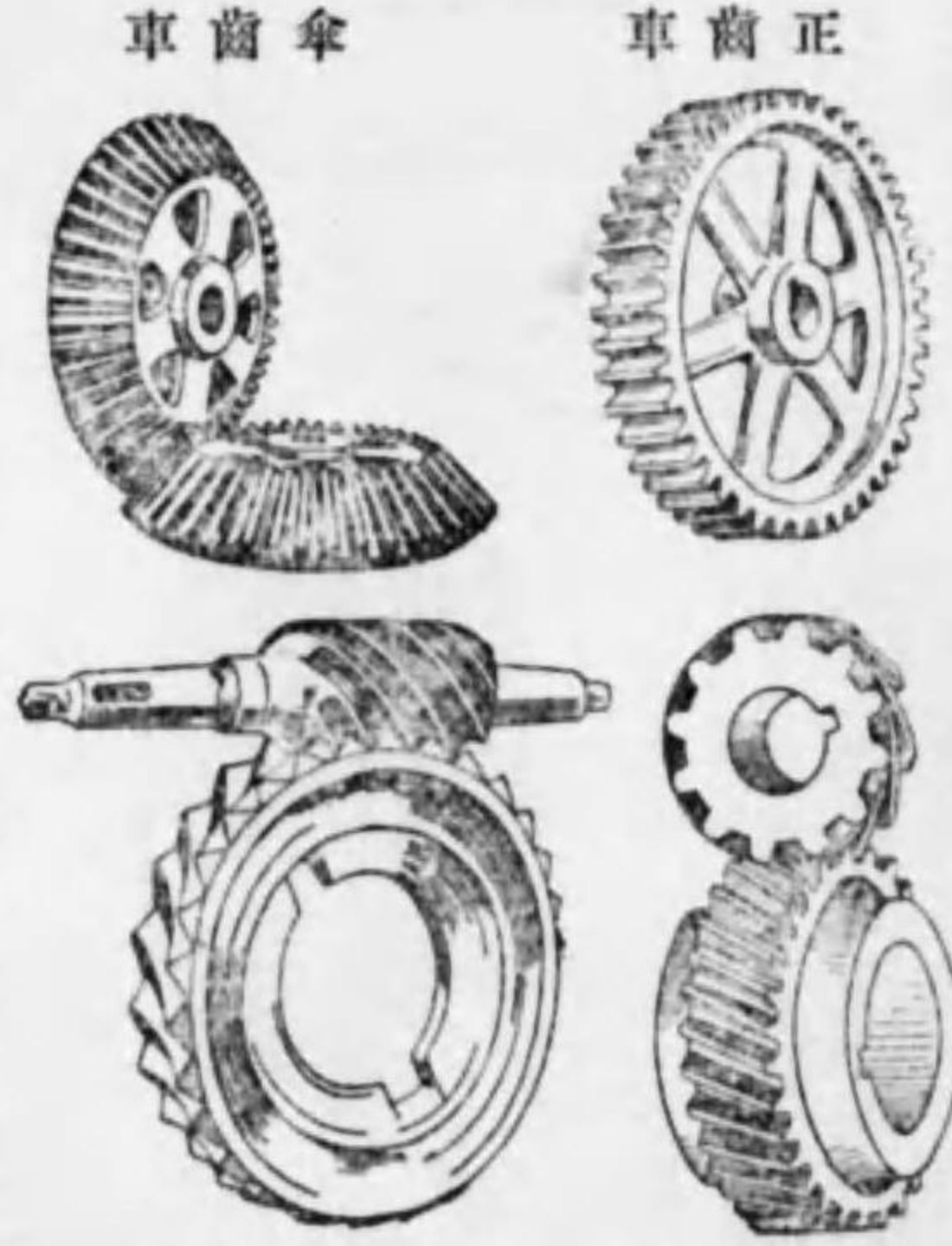
剪斷機械 剪斷機械は上下二枚の刃物を具へ、上の刃物は上下に動き、下の刃物は固定し、その間に鐵板などを置くと容易く剪斷する機械である。

壓穿機械 壓穿機械は孔を打抜く打抜錐が上下に動き、その下に孔の開いた受臺があり、その上に鐵板を置くと容易に孔が穿たれる。また剪斷機械と壓穿機械とが一臺の機械になり、一端で剪斷し他端で穿孔するものもある。

第四節 動力の傳達

動力の傳達法 一つの軸から他の軸へ動力を傳達させる方法には動力を傳へるものと傳へられるものが、接觸または直接してなされる直接接觸と、仲介物を媒介としてなされる媒介接觸とがある。何れの場合でも動力を傳へるものを原動物、傳へられるものを被動物といひ、仲介となる物を中繼といふのである。

へる。接觸する場合には次に述べるやうに齒車傳達裝置、摩擦傳達裝置、カム傳達裝置の三種がある。
一 齒車傳達裝置 この裝置は二つの軸の各々に齒車を固定せしめ、齒を互ひに噛み合せて一方から他方へ動力を傳へるものである。その齒車には正齒車、傘齒車、螺旋齒車、芋齒と芋齒齒車、斜向齒車などがある。



正齒車 正齒車は二軸が平行して接近したとき用ひられ、圓筒狀の面に齒車が刻んである。

である。傘齒車は二軸の中心線の延長が相交はるときに用ひられ、圓筒狀の面に齒車を刻んだものである。螺旋齒車は二軸が平行でなく、且つその中心線が相交はるときに用ひられ、圓筒狀の車の周圍に多數の螺旋を捲付け、その螺旋の線に沿つて齒形を刻んだものである。芋齒と芋齒齒車は芋齒から芋齒齒車に傳はるもので、その逆に芋齒齒車を原動物に、芋齒を被動物にすることは出来ない。芋齒の軸と芋齒齒車の軸とが互に垂直なものが多く用ひられる。芋齒とは軸に一本から三本の螺旋を刻んだもの、芋齒齒車とはその螺旋に噛み合ふやうに作られた螺旋齒車である。斜向齒車は正齒車の齒形は軸と平行であるが、その齒車で齒形は斜向の方向に斜にしたもので、齒は滑らかに噛み合ひ高速度の運轉に適してゐる。

二 摩擦傳達裝置 この裝置は二軸の各々に溝付の車または圓錐狀の車を固定せしめ、二軸を壓して一つの車を原動物として迴轉させると、接觸面に生ずる摩擦によつて運動が傳へられ、他の車が被動物となつて迴轉するものである。
三 カム傳達裝置 カムとは周圍に特殊な曲線または溝を有する板で、これを一軸に固定せしめ、このカムに接觸する被動物を置くと、カムの迴轉によつて被動物に特殊の運動を與へるのである。

間接接觸 間接接觸としては調帶、調繩、調鎖が用ひられる。調帶は兩軸に調帶を取付け、兩車を越えて調帶を十分緊

張させて掛ける。そして運動は調帯と調車との接觸面に生ずる摩擦によつて傳達される。調帯は二軸間の距離が二十五呎以下のときに用ひられる。調帯は二軸間の距離が二十五呎以上のときに用ひられる。調帯を用ひる車は溝車といつて調車の周囲に溝を作つたもので、これに調帯を掛けると調帯は



調帯と調車

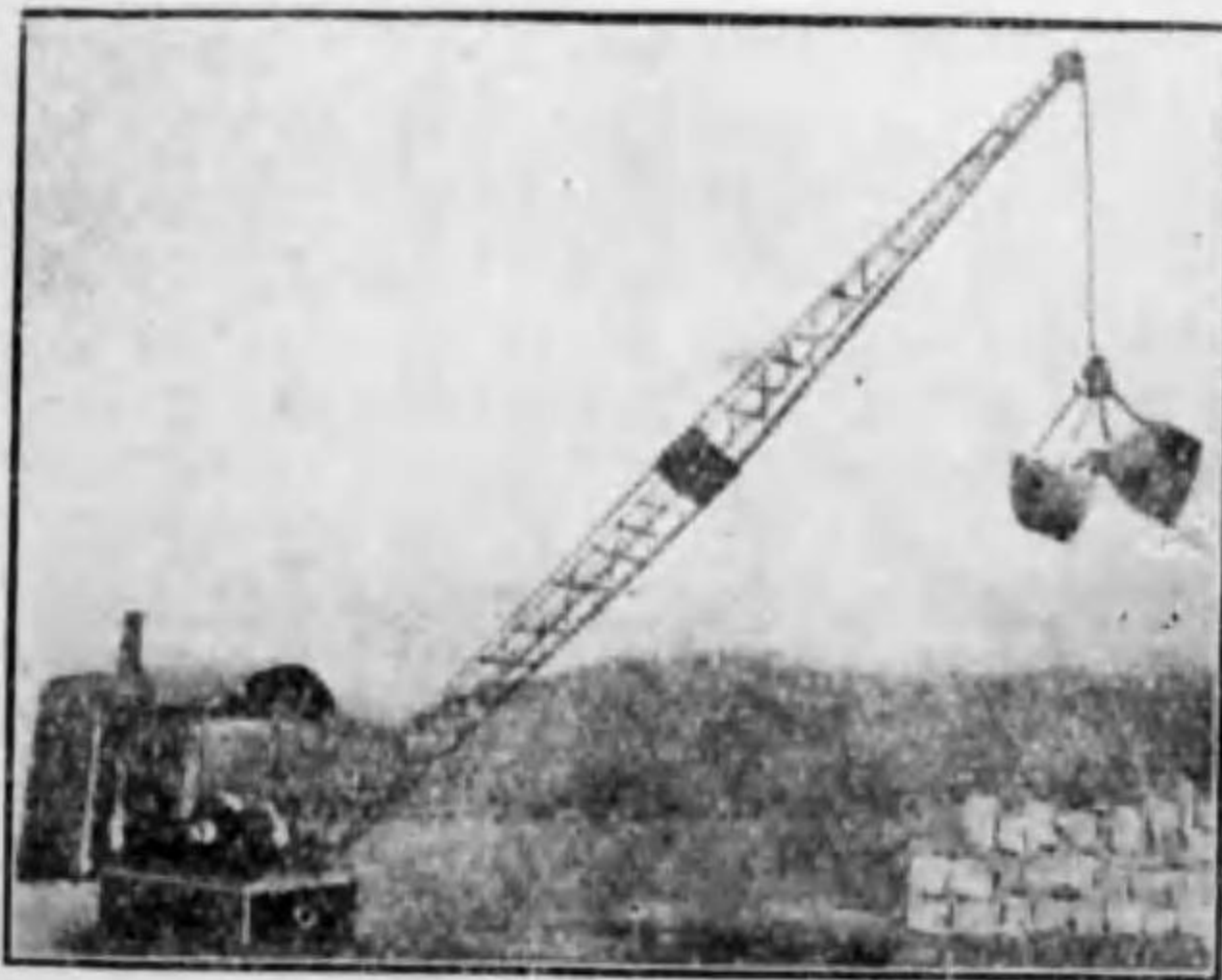
自身の重量で溝に入り込み、楔のやうな作用をなし、調

帯と溝との接觸面に生ずる摩擦により動力を傳へるのである。調帯に用ひる車はその周囲に鎖が恰度入るやうに凹凸が作られた特殊な車である。

第五節 運搬機械

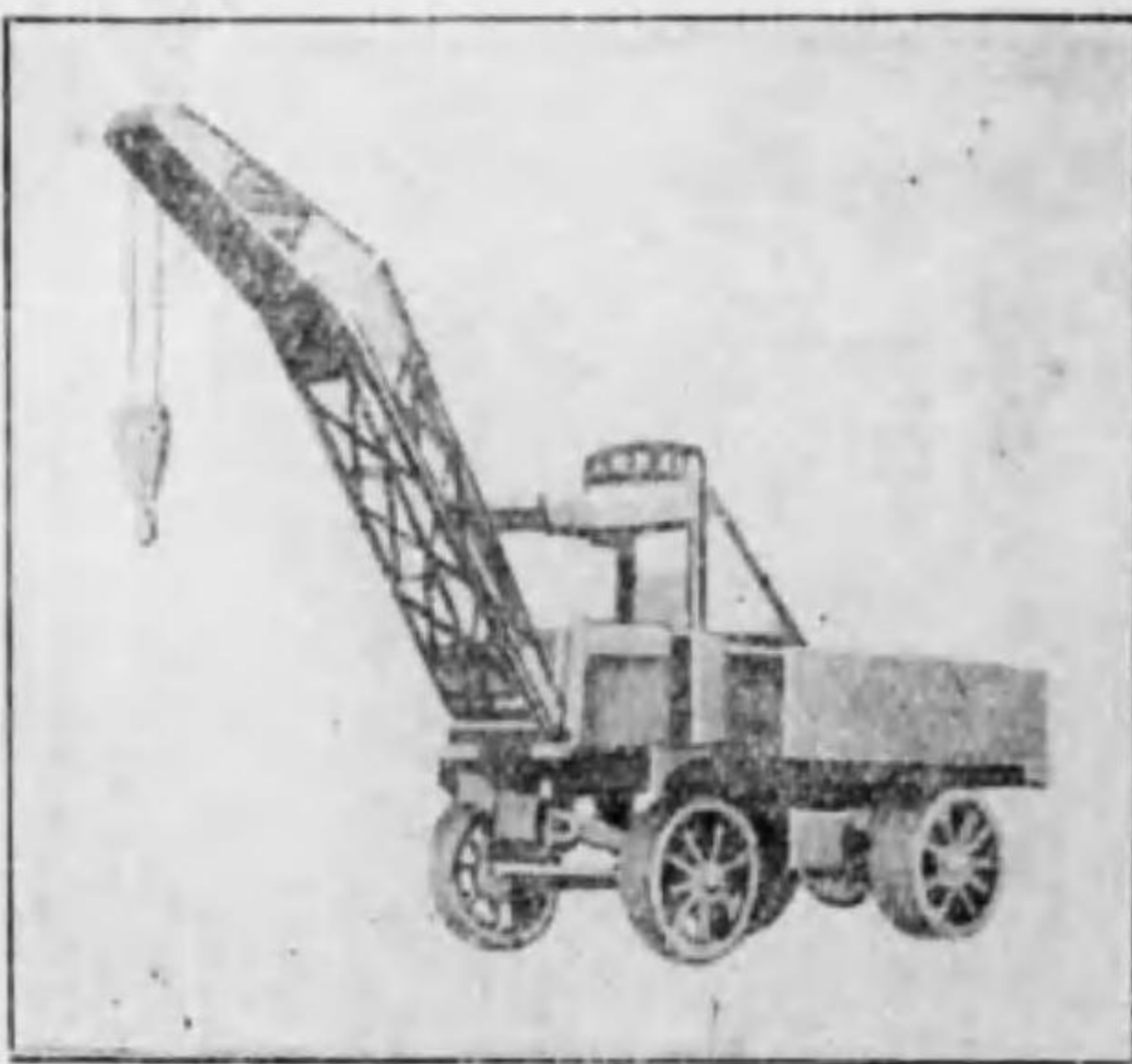
運搬機械は起重機、昇降機、自動階段、鐵索運搬機、調帯運搬機、螺旋運搬機、鋤運搬機などで、或る場所から他の場所へ物品や人を運搬する機械である。

起重機 起重機は多数の鐵材を組合せて作られ、上端に滑車のある腕と、その腕を廻轉させる垂直軸と捲揚機とから成り、重量物を釣り揚げ運搬に使用する機械である。動力には人力、電力、蒸気力などを用ひる。

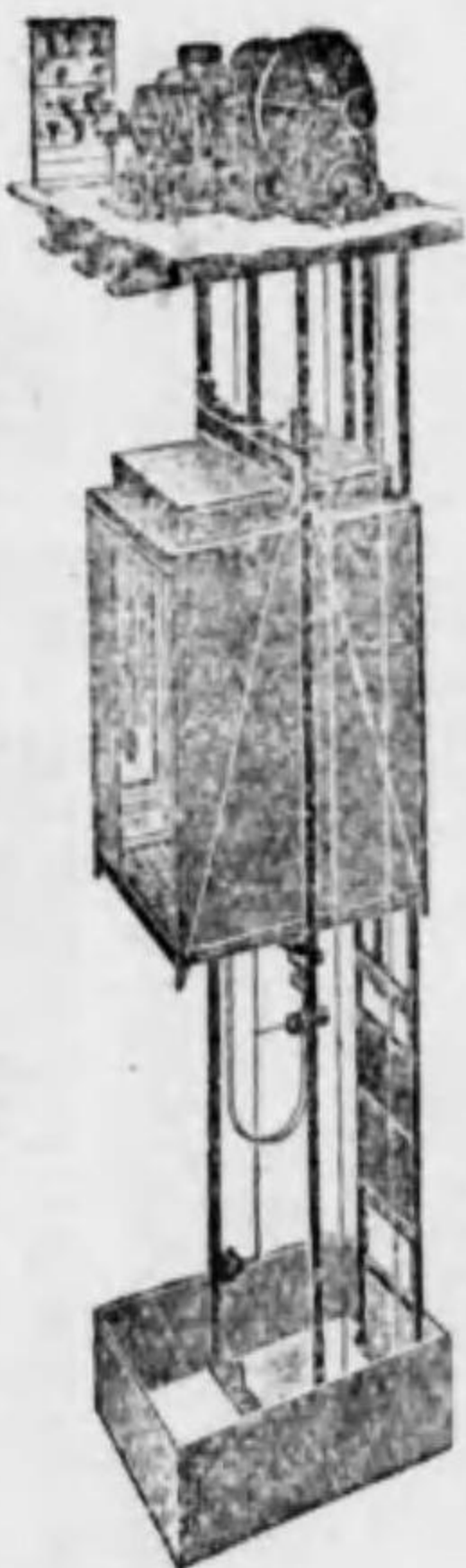


鐵索の一端を捲揚機の捲胴に取付け、腕の上部の滑車を越えてこれを汽掛け、その端に鉤を取付けて、荷物をこの鉤に吊行して捲揚機を運轉するとこれを上下させることが出来る。又垂直軸の廻轉運動により左右に動かすことが出来るのである。起重機は船舶、埠頭、建築場、鐵山、倉庫、工場などで重要な仕事をなすものである。その据付方法により固定起重機、半固定起重機、可搬起重機に區別される。

昇降機 昇降機は近年大都市における高層建築の發達に伴ひそ

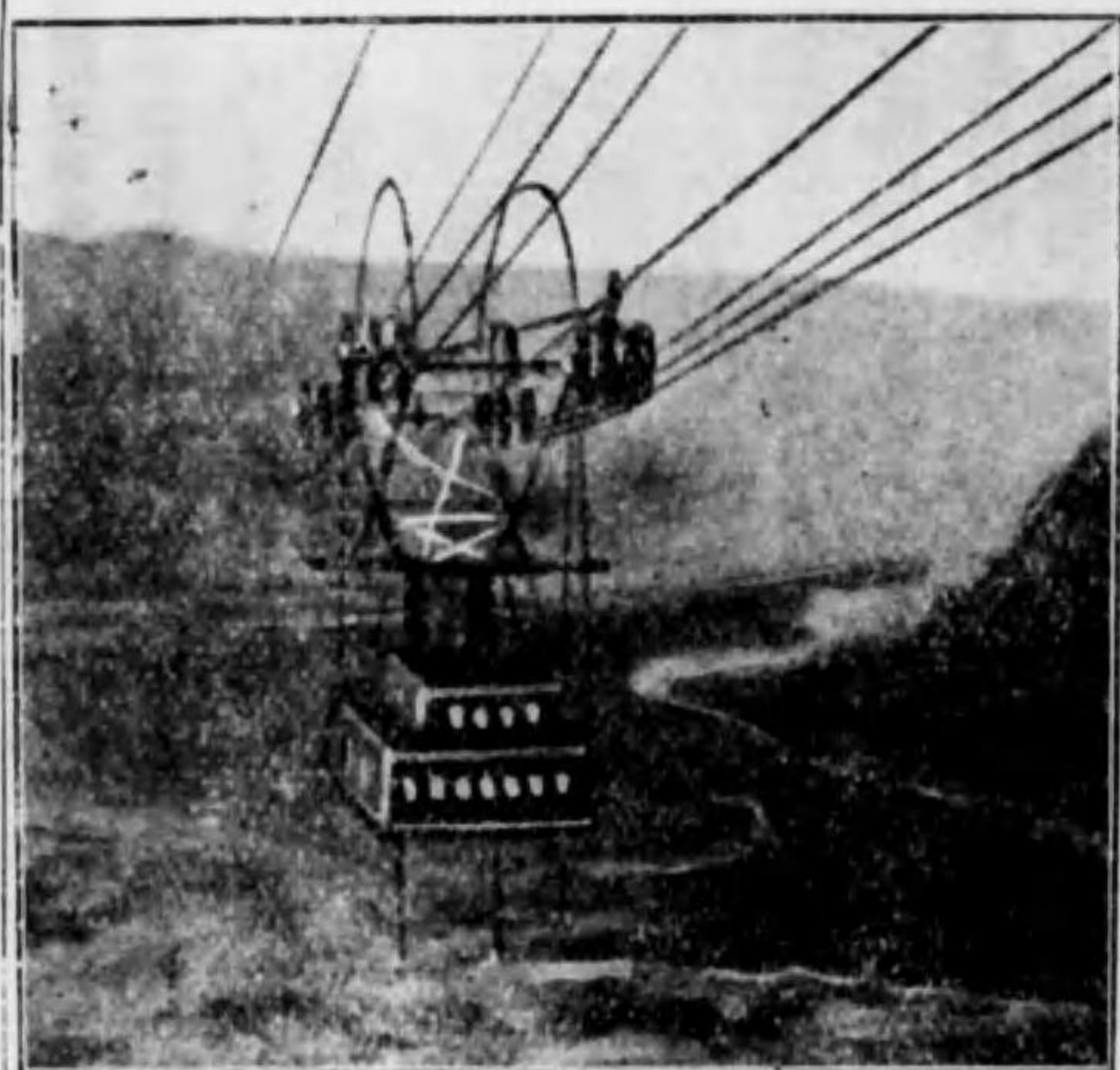


の利用が一般的となつて来た。昇降機の原動機として通例用可ひられるのは電動機である。建物の最上層にこれを据付け、それによつて捲揚機を運轉させる。捲揚機の捲胴には鐵索を捲付け、その一端には人や物を入れる移動室を取付け、捲揚機の運轉により、鐵索を捲胴に捲付けた



昇降機

自動階段 自動階段は人を低いところから高いところへ運び上

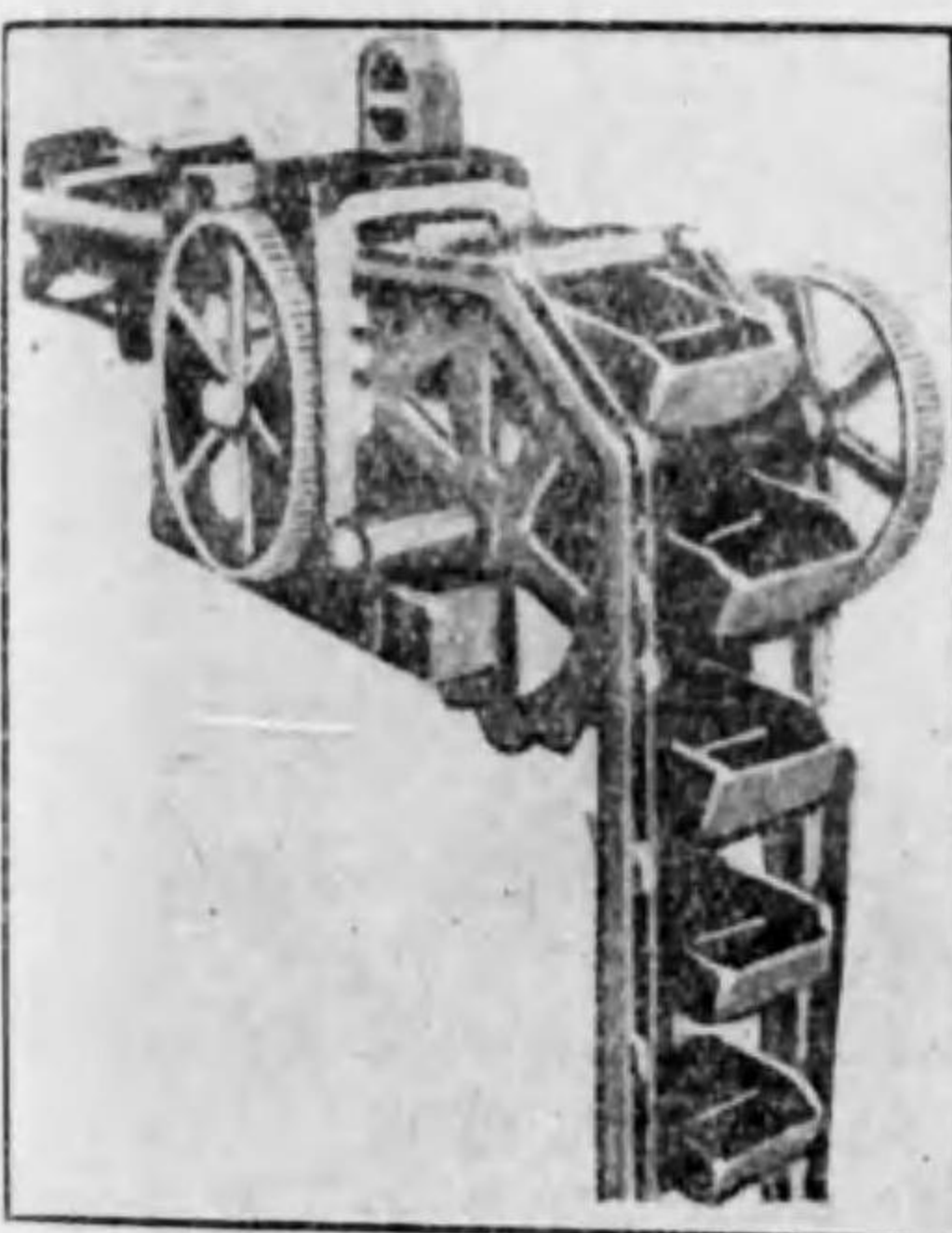


鐵索運搬機

板の一つのの上に立つて手を手摺へ置くと階上へ運ばれるのである。鐵索運搬機は港灣、河川、工場などで貨物または旅客を

絶えず運搬する場合に、その途中に障害物の多いときに用ひられる運搬装置である。先づ發送するところと到着するところの地盤間に支柱を適當の間隔を置いて立て、丈夫な鐵索を架設し、これに運搬機を固定懸垂して、原動機で鐵索に循環運動を與へ、一方から他方へ運搬するのである。

調帶運搬機 調帶運搬器は工場などで材料や製品を運ぶに用ひられる。横に澤山並べた轉子の上に無限調帶を掛け、動力で轉子を廻轉させて調帶に循環運動を與へ、その上に置いた物を一方から他方へ運搬する装置である。



螺旋運搬機 螺旋運搬機は主に粉末状の物を運搬する装置である。から、圓筒の中に螺旋を置き、これが廻轉するに従つて、一方から他方へ順次に運搬されるのである。

錐鏈運搬機 錐鏈運搬機は多く石炭などを運ぶに用ひられるものである。無限調帶に多數の錐鏈を適當の間隔を置いて取付け、この中に物を入れ、原動機で調帶を運轉して運搬する装置になつてゐる。

第六節 揚水唧筒

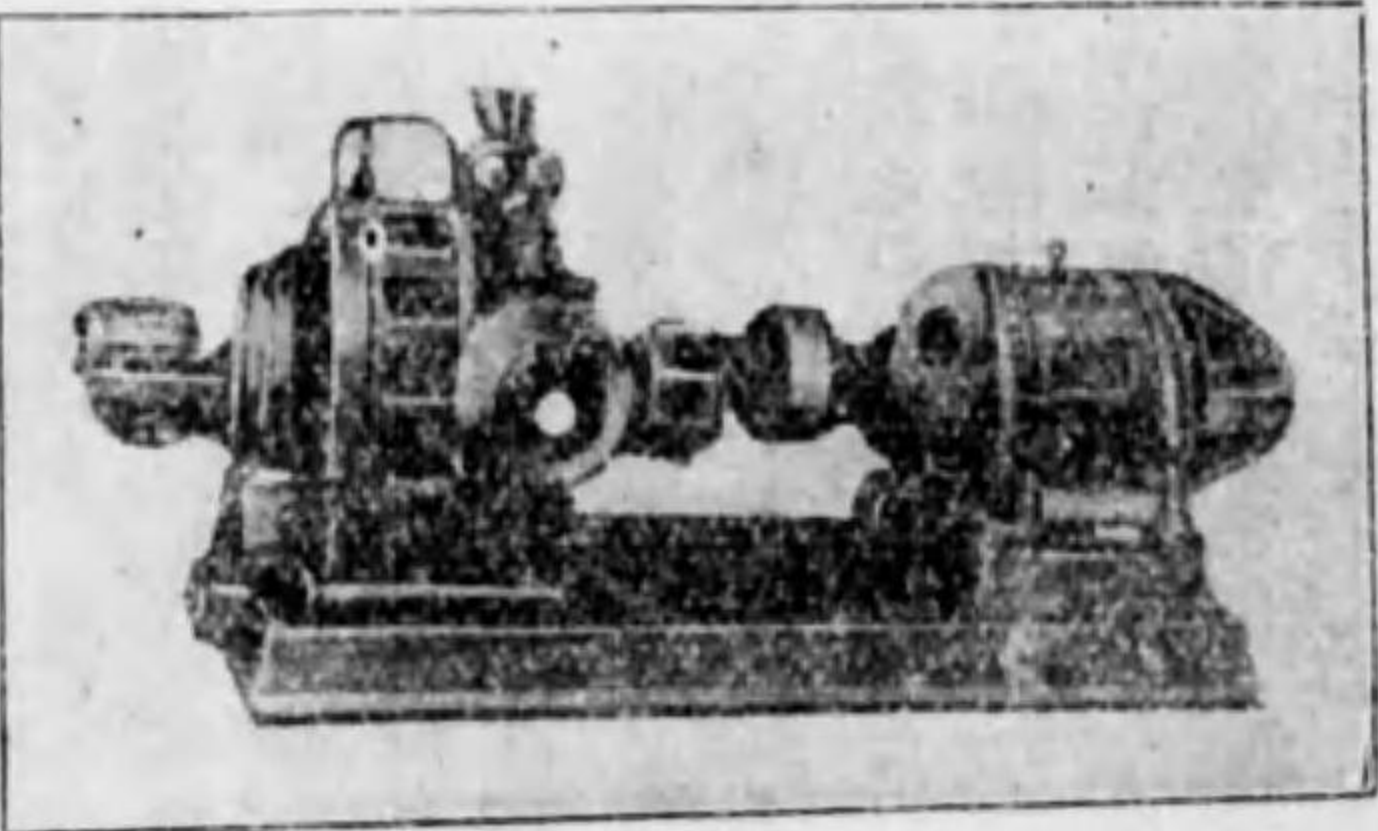
揚水唧筒は水、油其他の液體を移送する機械である。最も簡單なものは人力で運轉し得るが、其他は電動機や蒸氣機關などを原動機にして運轉する。揚水唧筒は往復式唧筒と迴轉式唧筒の二種に大別されるのである。

往復式唧筒 往復式唧筒は圓筒内を往復する活塞の作用によつて揚水するもので、これには吸揚唧筒と押揚唧筒の二種がある。この式のものには能率は良好であるが高速で運轉することは出来ない。

迴轉式唧筒 迴轉式唧筒は瓣がなく、迴轉體の迴轉によつて揚水するもので高速の運轉が出来る。これには遠心唧筒とタービン唧筒の二種がある。

遠心唧筒 この唧筒は構造が簡單で持運びが便利なので、排水、灌漑、化學工場などに使用されて居る。迴轉軸に羽

根車があり、この羽根車を急速に運轉すると、羽根の間に充滿した水は遠心力を生じて壓力と速度を得るから吐出管から噴出する。同時に軸の周圍に開口する孔に接した吸込管から水が内部に吸込まれるのである。



タービン唧筒 この唧筒は鐵山の排水用、高層建築の配水用として使用される。羽根車の外側に固定して適當の角度をなした導き羽根が付けれ、動き羽根から出る水の流出がこれによつて一層盛んになる。このやうなものを數段連結するには水の壓力が非常に高まり、吐出管から揚水する高さが増すのである。その羽根車の數により一段式タービン唧筒または多段式タービン唧筒といつてゐる。

第四章 電氣工業

我國の電氣工業は世界の第五位であるが、水力電氣だけでは米國、加奈陀に次ぎ第三位を占める。また電燈の需要家數は全國の九割でその普及率は世界第一位である。更に鐵道の電化或は農村の電化が高唱されるので、電氣工業は益々普及發達することは疑ひないのである。

第一節 發電所

發電所は蒸氣タービン、ディーゼルエンジン、水車などの原動機で發電機を運轉して電氣を發生させる場所である。發電所は原動機の種類により火力發電所と水力發電所の二種に區別される。

火力發電所 火力發電所は發電機を運轉し、發電させる原動機に蒸氣機を使用するものをいふ。大規模な火力發電所では汽罐室と發電室とが分れ、蒸氣機關または蒸氣タービンを使用して居るが、小規模の火力發電所では瓦斯機關や石油機關を使用してゐるものもある。

水力發電所 水力發電所は通例山間僻地の水力を利用し得るところに設けられ、動力に水力を用ひて水車を運轉させ、これによつて、更に發電機を運轉して發電させるのである。

先づ山間の水流を堰堤によつて堰き止め、入口を作つて水を入れ、勾配の緩やかな水路を経て、発電所の上の適當なところに水を導き、鐵管で落下させて水車を運轉し、水車の車軸と直結した發電機を運轉して發電させるのである。水車に作用してつた水は、通路から再び河川に放流される。

水力発電所は需要地から遠く離れてゐるから、発生した電力は通例數千乃至數百軒の遠距離に送らなければならぬ。これを送電（電力輸送）といふ。

電化 電化といふのはこれまで機械力を使用したものを電氣に變へるのを意味してゐたのであるが、近頃はその意味を廣めて機械力を用ひなかつたものにも電氣を使用することを電化といふやうになつた。その著しい例は家庭電化、農村電化、鐵道電化、艦船電化、工場電化などである。

一 家庭電化 家庭電化とは家庭に電氣を活用して勞力を省き仕事の能率を高め、家庭生活を改善することをいふ。家庭電化を促すには電力料金を更に安くするのが急務である。

二 農村電化 農村電化とは作物の栽培、養蠶、製茶などに電氣を利用し、または排水や灌漑に電氣機械を應用することといふ。農村電化は家庭電化などの問題よりも一層重要な問題である。

問題である。

三 鐵道電化 鐵道電化とは速度を増し且つ運轉費を節約するため、蒸氣機關車の代りに電車機關車を使用することをいふ。鐵道省では既に中央線と東海道線の一部を電化してゐる。

四 艦船電化 艦船電化とは艦船に發電機を備へ、電動機で推進器を運轉して航行し、従来の原動機で推進器を運轉するのを止めやうとすることである。これは未だ實現されてゐないが將來は實現するであらう。

五 工場電化 工場電化とはこれまでの熱機關を止めて電動機で機械を運轉することである。これは近來盛んに普及されつゝある。

第二節 電氣機械

電氣機械は發電機、電動機、變壓器、變流機などがその主なるもので機械的エネルギーを電氣的エネルギーに變へ、また反對に電氣的エネルギーを機械的エネルギーに變へる装置である。發電機 發電機には交流發電機と直流發電機の二種があり、電磁感應の現象を應用して、蒸氣機關、蒸氣タービンなどから

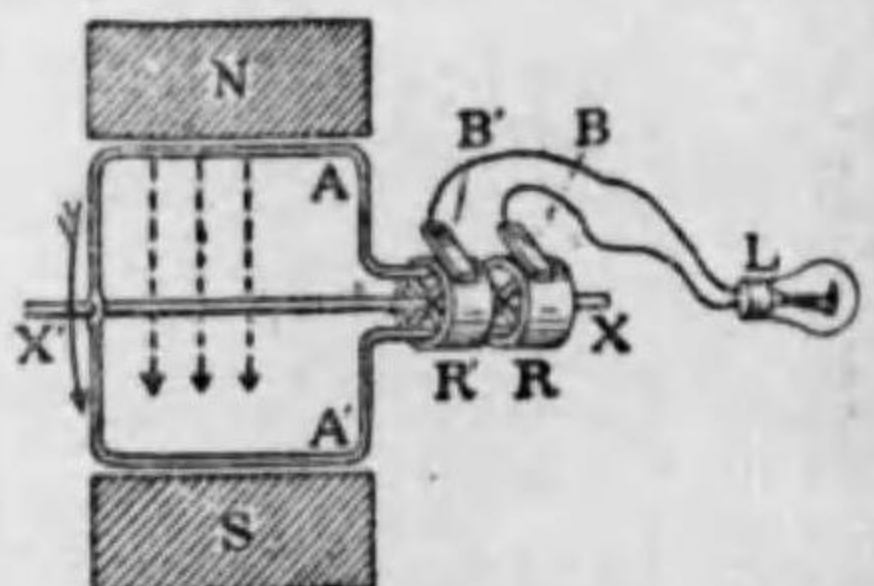
與へられた機械的エネルギーを電氣的エネルギーに變へる装置である。

電磁感應の現象といふのは、導線回路内を通る磁場の強さを變へるか、或は導線を磁場内に動かすとき、回路内に感應電流を發生することである。それで發電機には磁物を作る部分と、その磁力線を切つて動電力を誘導する部分とが必要である。磁場を作るには多く電磁石を使用し、電磁石の兩極である磁極は鐵鐵の内側に固定せしめ、周圍に界磁線輪を捲く磁力線を切る部分を發電子といひ、薄鐵板を重ね周圍に多くの溝を作り、發電線輪を維持するものである。

交流發電機と直流發電機とに共通する構造は以上の通りであるが、兩者の相違する根本は、直流發電機には特別の形状の銅板を雲母板で絶縁し圓筒形にして車軸に固定した整流子といふものがあるが、交流發電機にはこれに代へるに滑動環といふ銅環を具へる點である。

交流發電機 圖に示すN・Sは磁器、AA'は廻轉線輪、XX'はその線輪を廻轉させる軸（廻轉線輪と線輪を廻轉させる軸とで發電子を構成する）R・R'は滑動環で、それ／＼線輪AA'の一端に取付けられる。B・B'は滑動環に接觸する炭素

刷子で、廻轉線輪と外部回路との間に接觸してゐる。Lは外部回路中の電燈である。



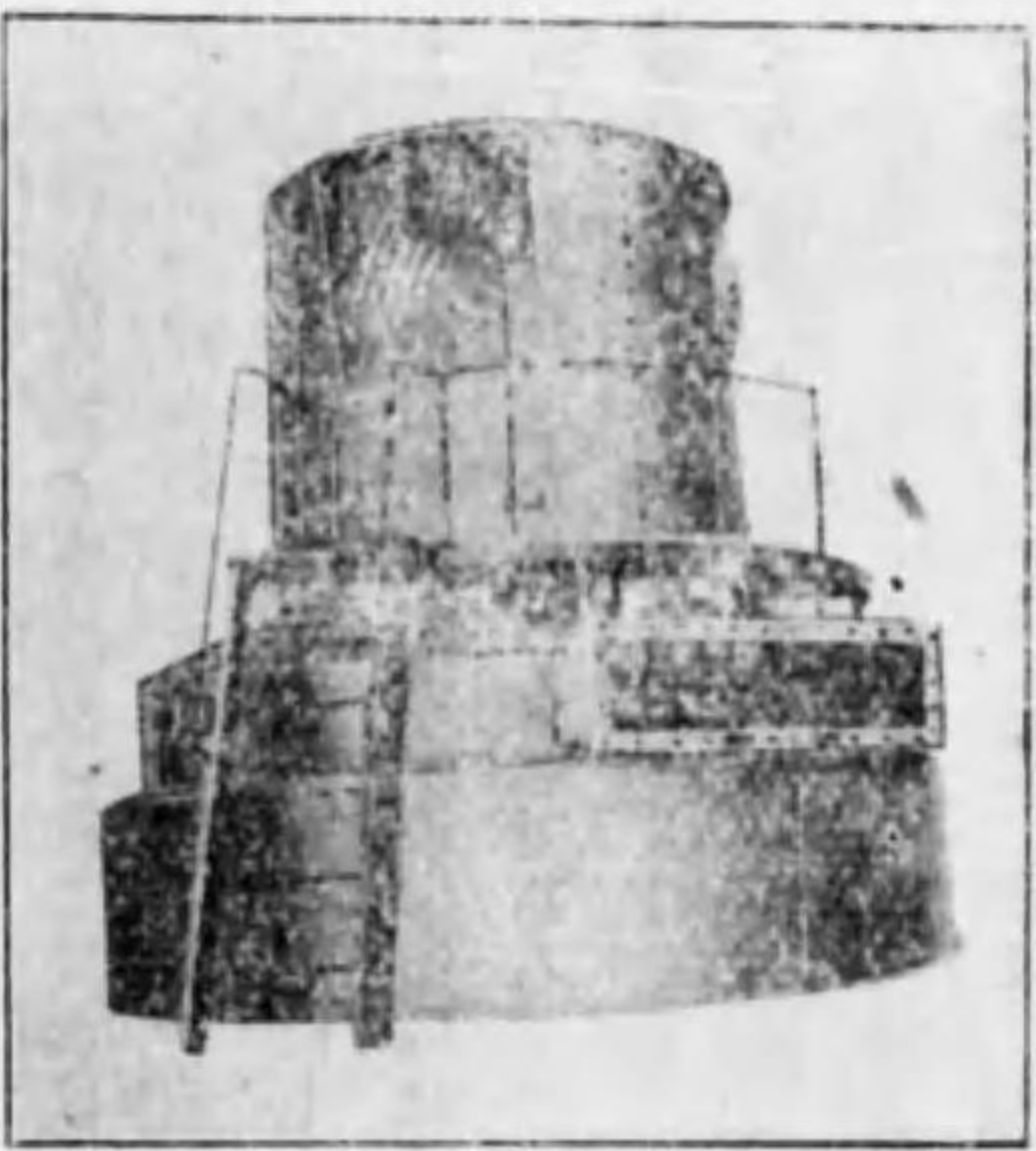
交流發電機

線輪は半廻轉毎に磁力線を反對の方向に切り、半廻轉毎に線輪に誘導されて動電力は方向を變へる。それで外部回路に流れる電流も、同じく方向を變へる。これが交流發電機の装置である。

周波數 周波數とは發電子が一秒間に方向を變へる回數で、毎秒何サイクルといつて表示される。通例用ひられる交流の周波數は五十サイクル乃至六十サイクルであるが、無線電話や無線電信に用ひられるものは何萬サイクルで、このやうな電流を高周波電流といふ。

三相交流發電機 交流は單相交流と多相交流とに大別される。單相交流とは發電子鐵心の上に捲かれた一組の線輪によつて發生するものをいひ、多相交流とは數組の線輪によつて發生するものをいふ。この三相交流を發生させる發電機を三相交流發電機といふのである。

直流發電機 直流とは交流に對し一方向へだけ流れる電流の



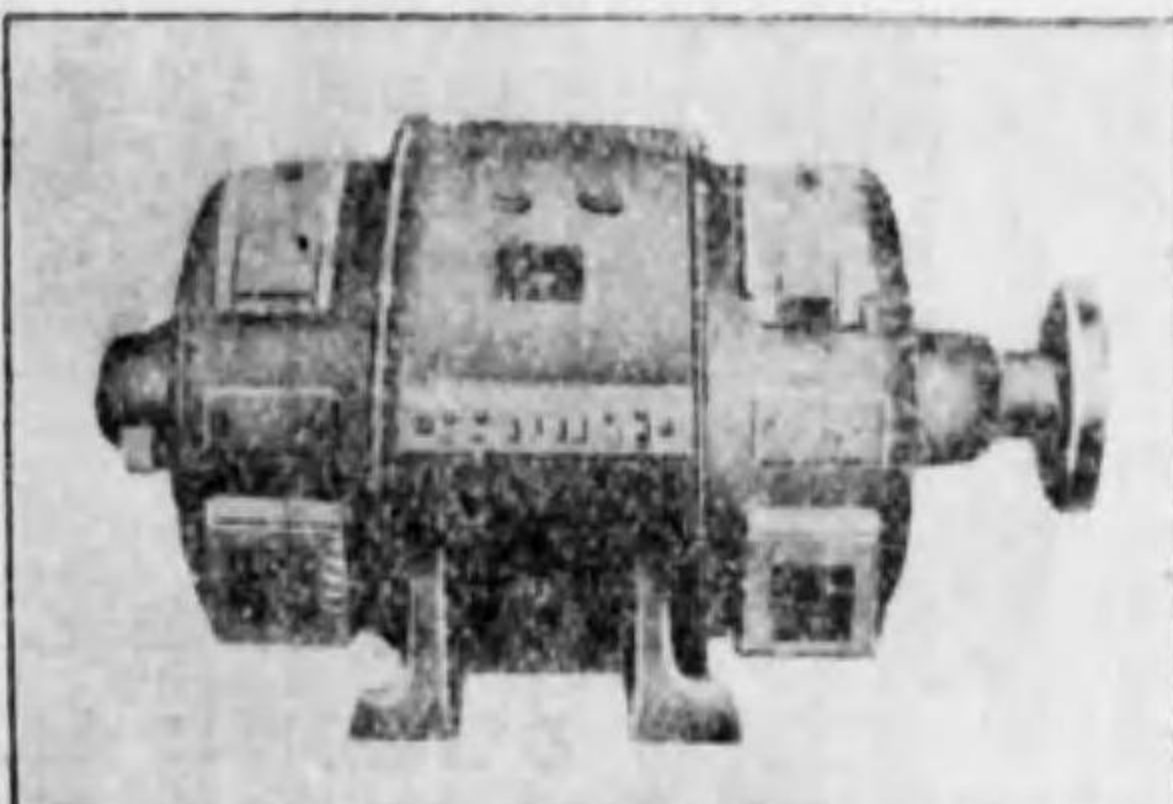
三相交流發電機

これを發生させる發電機を直流發電機といふ。直流發電機の整流子は交流發電機における滑動環を半分に分割したその半割の環をいひ、各片を整流子片と名づける。各整流子片は

これを軸に絶縁してそれ／＼線輪の一端に接続するので、電子が半週轉する毎に各刷りに接觸する整流子片は交互するので、線輪内に誘導された動電力は線輪内では方向が變るけれども、外部回路では方向が一定する。然し整流子片が二つ丈では電流の強さの變化が大きいので、實際には線輪數を増すと共に、整流子片の數もそれに應じて増し、強さの變化を略ぼ一定せしめる。かうして得られるものが直流である。直流發電機は更に直捲發電機、分捲發電機、複捲發電機の三種に區別される。

電動機 電動機は他から電流の供給を受けて週轉運動をする機

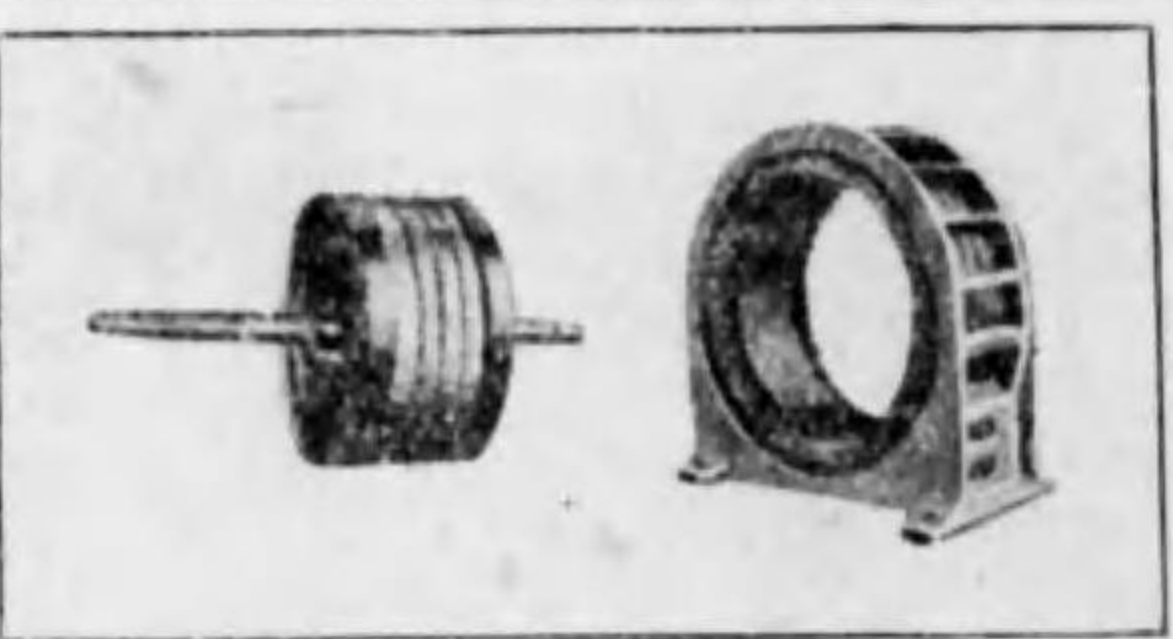
械で、線輪と磁力線とが相交はるやうに置き、これに電流を送つて週轉力を發生させるものである。電動機は發電機と構造は同一であるが、唯週轉する部分は電動機では電子といはずに電動子といつてゐる。電動機には直流電動機と交流電動機とがある。



直流電動機 直流電動機は直流發電機とその機能は相反するけれども構造は同一である。また直流發電機と同じやうに直捲電動機、分捲電動機、複捲電動機の三種に分けられる。直捲電動機は電車や起重機を運轉するに用ひられ、分捲電動機は工作機械や紡績機械などの運轉に用ひられ、複捲電動機は前者よりも一層用途が廣いのである。

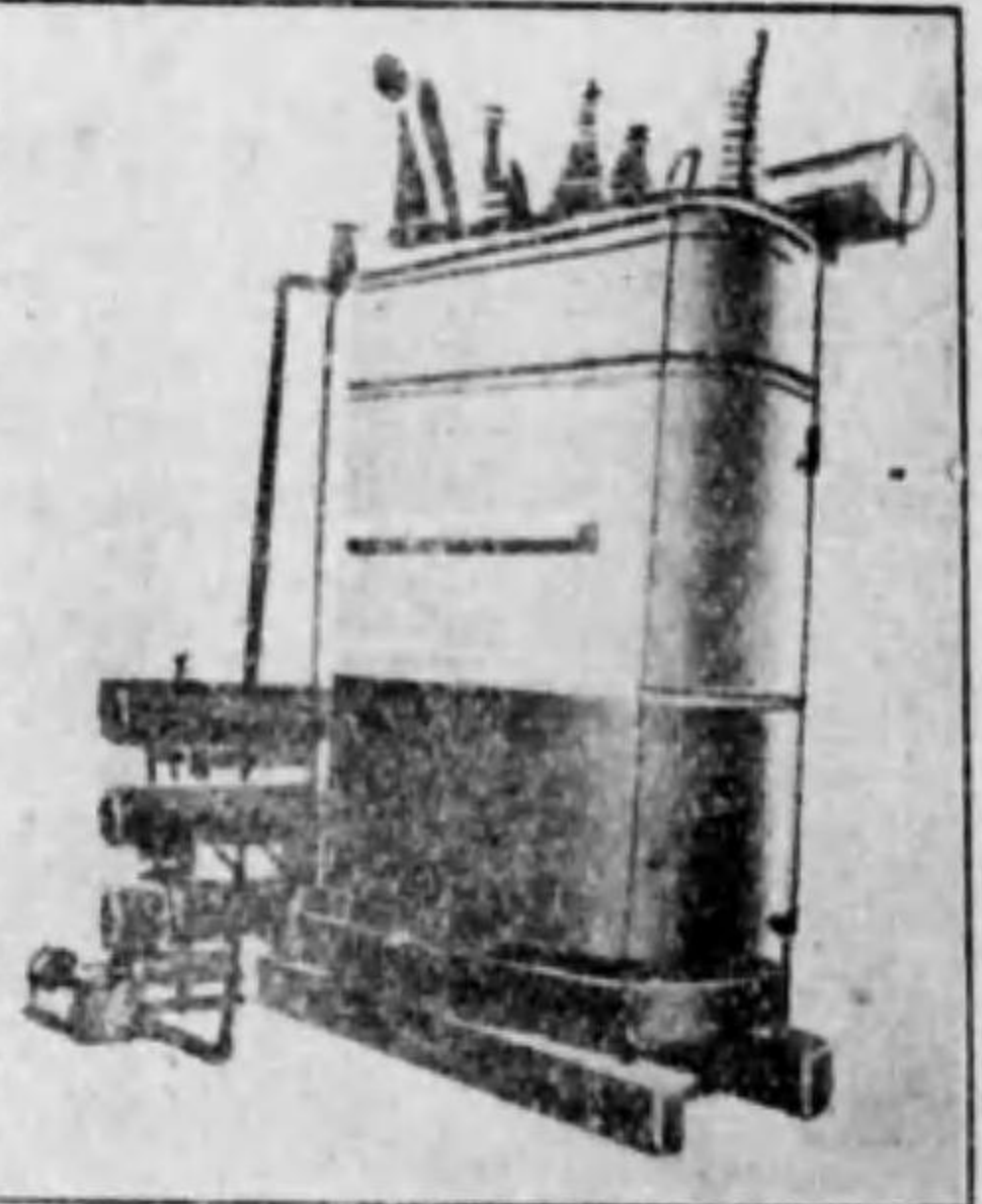
交流電動機 交流電動機は主に變電所などで用ひられ、その構造は交流發電機と同じであるが、この電動機は自ら起

動することが出来ないで、別に起動装置が必要である。この電動機は週轉速度を一定するのが特長であるが、取扱ひの厄介なのが缺點である。



二誘導電動機 誘導電動機は同期電動機と全くその構造を異にし、主要部は外側にあつて週轉磁界を作る部分と、その磁界内で誘導された動電力により電流を生じ、週轉力を作る部分の二つから成つてゐる。前者は固定してゐるから固定子といひ、後者は週轉するから廻轉子といふ。

れ、其出力は一馬力のものから數千馬力のものまである。變壓器とは磁力線の媒介によつて、低壓の交流を高壓に變へ、高壓の交流を低壓に變へる装置をいふ。變壓器の要部は二組の線輪を一つの鐵心に捲いたもので、その一方に交流を通ずると、そのため鐵心中に磁力線を生じ、他方の線輪



に電壓の違つた交流が誘起する。この場合に電流を送り込む方の線輪を一次線輪といひ、電流を取出す方の線輪を二次線輪といふ。

變流機 變流機とは交流を直流に變へる装置である。今日の電

力は殆ど交流で供給されてゐるから、電氣鐵道や蓄電池の充電などのやうに直流の必要がない場合には、交流を購入して變流機で直流に變へなければならぬ。變流機には電動發電機、迴轉變流機、水銀整流機などがある。

一 電動發電機 電動發電機は交流電動機に直流發電機を直結し、交流を電動機に供給して直流發電機を迴轉させて直流を得るのである。

二 迴轉變流機 迴轉變流機は能率が良く價格も廉いので、電氣鐵道などに盛んに用ひられてゐる。一臺の機械に同期電動機と直流發電機とを兼ねさせたものである。

三 水銀整流機 水銀整流機は最近電氣鐵道や大工場などにも用ひられてゐる。この整流機は、交流から電流の強さの變化の大きい直流を得ると用の足りる場合に用ひられるもので最も簡單である。その原理は水銀の性質を利用し、高度の眞空管に水銀を入れ、これを陰極とし、鐵または炭素を陽極として交流を通ずると、水銀の弧光を生ずる。これが電流を一方へだけ通ずる性質を有するので、整流作用によつて直流となるのである。

配電盤 配電盤は發電所、變電所は勿論一般電力需要家に備へ

付けられるもので、電壓、電流、電力などの測定器や回路開閉器、調整装置、保安装置などを大理石其他の絶縁體の盤上に配列し、且つその配線を整然たらしめたものである。

第三節 電燈、電熱器

電燈 電燈は白熱電燈、弧光電燈、放電電燈の三種に大別され、電氣的エネルギーを光のエネルギーに變へ、光源として用ひる装置である。

白熱電燈 白熱電燈は眞空または不活性の瓦斯を充滿した硝子球内に熔融量の高い電氣抵抗の大きな物質を織條として入れ密封し、これに電流を通ずると白熱して光を發せしめるものをいふ。通例はこれを單に電球といひ、千八百七十九年エチオンが實用化してから種々の改良が加へられ、燈火用、照明用として一般に用ひられてゐる。白熱電燈は使用する織條の物質によつて炭素織條電球、金屬織條電球の二種に區別される。尙ほ瓦斯入電球、晝光電球、カナリヤ電球、節電電球などもある。

弧光電燈 弧光電燈は探海燈、活動寫眞映寫などに用ひらる。また人工太陽燈も弧光電燈を利用したもので醫療に用ひる。元來弧



孤光燈



太陽燈

光燈には直流が使用されるのであるが、今日では交流のものも製作されてゐる。

二個の炭素棒を接觸して置いて電流を通じ、これを少しく引離すと火花が間隙を飛び、同時に炭素の粉末が蒸發して炭素棒間にその微粒が連なり電流は引續きこれを傳はつて流れる。この部分は非常に抵抗が高いから、電流は熱を發すると共に弧狀の光を放つのである。この光を弧光といひ、これを電燈に利用したのが弧光燈である。

電熱器 電熱器はニッケル、クロム及び鐵の合金で作つたニクロームの抵抗線に電流を通じて發生する熱を利用するもので

ある。電熱器は熱を局部的に集中させ、熱量の加減を容易にするものが出來て危險がなく、取扱ひが簡便で清潔であるのを特長とするが、現在では未だ不經濟である。家庭用電熱器や電氣爐なども電熱器の一種である。

一 家庭用電熱器 家庭用電熱器の主なるものはストーブ、行火、七輪、釜、魚燒、珈琲沸器、湯沸器、アイロン、毛髮鏡などである。

二 商工業用電熱器 商工業用電熱器としては海苔、茶の乾燥器、豆類焙燒器、蒲鉾蒸燒器、製菓用電熱器、パン燒爐などである。

電氣爐 電氣爐には電氣抵抗爐と電氣弧焰爐の二種ある。電氣爐は電流が抵抗の大なる物質の流れるとき、又は離れた兩極間に電弧を生じさせるときに生ずる高熱によつて、色々な物質を熱する装置である。

第五章 交通運輸工業

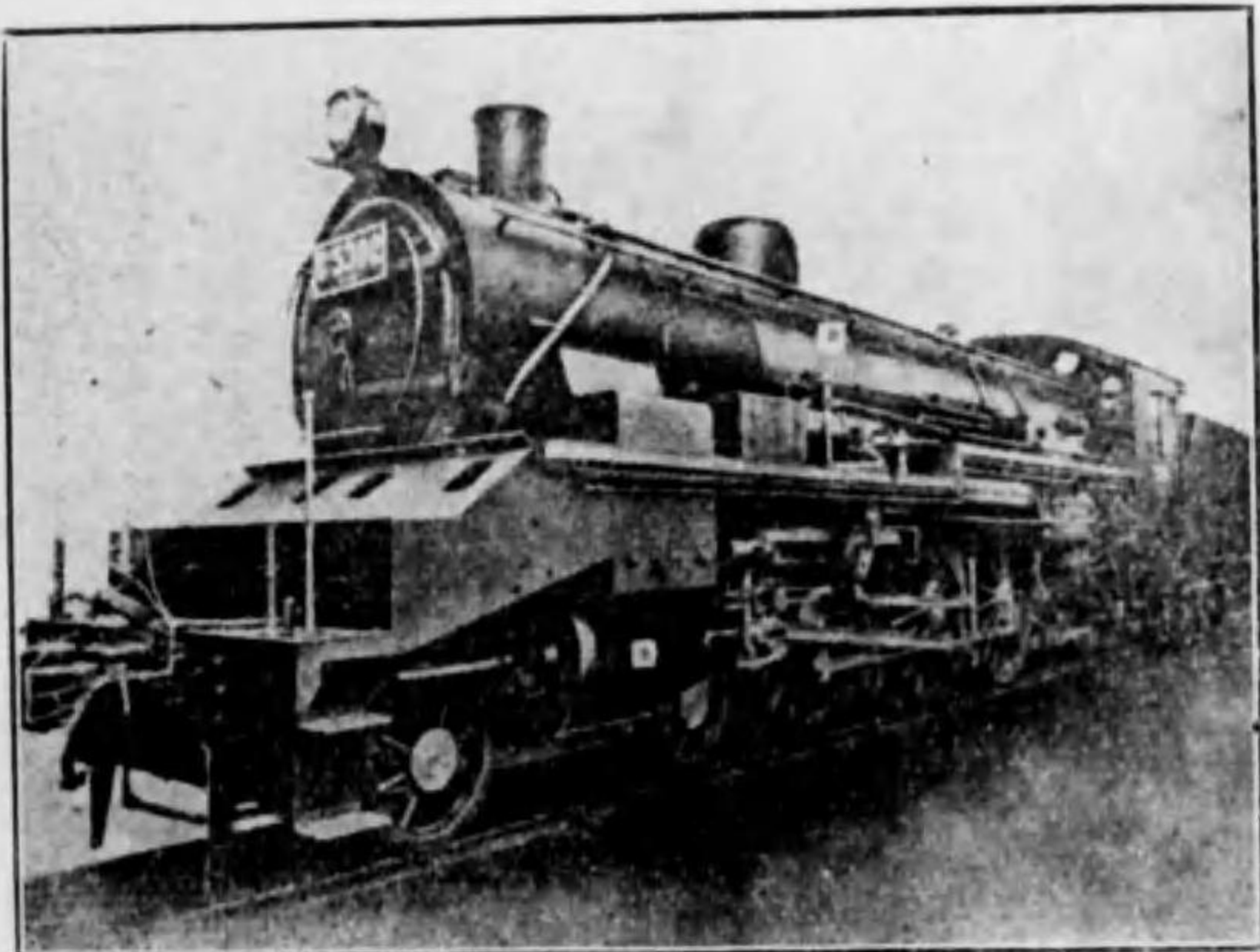
交通運輸工業とは交通運輸機關の製作に關する工業を總稱する。交通運輸とは甲地と乙地との間で、旅客や貨物を移轉することをいひ、これを陸上交通運輸、水上交通運輸、空中交通運

輸の三つに分ける。陸上交通運輸機関の主なるものは先づ汽車である。電車はこれに次ぐが、近頃は自動車の發達が著しい。水上交通運輸機関は船舶が主で、空中交通運輸機関は飛行機及び飛行船である。

第一節 汽車

汽車とは蒸汽機関車で旅客または貨物を軌條によつて輸送する設備である。幾輛かの客車や貨車を蒸汽機関車が牽引するときはこれを列車といふ。近頃は鐵道の電化により電氣機関車が蒸汽機関車の代りに用ひられてゐるが、將來は一般にディゼル機関車が用ひられるであらう。而して機関車、客車、貨車を車輛といふのである。

蒸汽機関車 蒸汽機関車とは車臺の上に蒸汽機関を載せ、蒸汽を動力として客車または貨車を牽引するものをいふ。この機関車の主要部は車輪、車軸、車臺、汽缸、蒸汽機関などで、車輪は導輪、働輪、從輪から成り、機関車の速度は車輪の大きさに支配される。車臺上に汽缸や機關手室を置き、車臺の兩側に蒸汽機関を取付け、汽缸で發生した蒸汽を機關に導きその運轉によつて車輪を廻轉させるのである。



機関車の種類 機関車は見方によつて次のやうに分類すること出来る。

最新式蒸汽機関車 飽和蒸汽機関車 過熱蒸汽機関車 前者は普通の蒸汽を用ひるものであるが、後者は普通の蒸汽を更に火焰中を通る細管に導いて過熱蒸汽としたものを用ひるのである。

二タンダー機関車

タンク機関車

三内側汽笛機関車、外側汽笛機関車 機関車に汽笛を取付け

る位置によつてこの區別を生ずるのである。

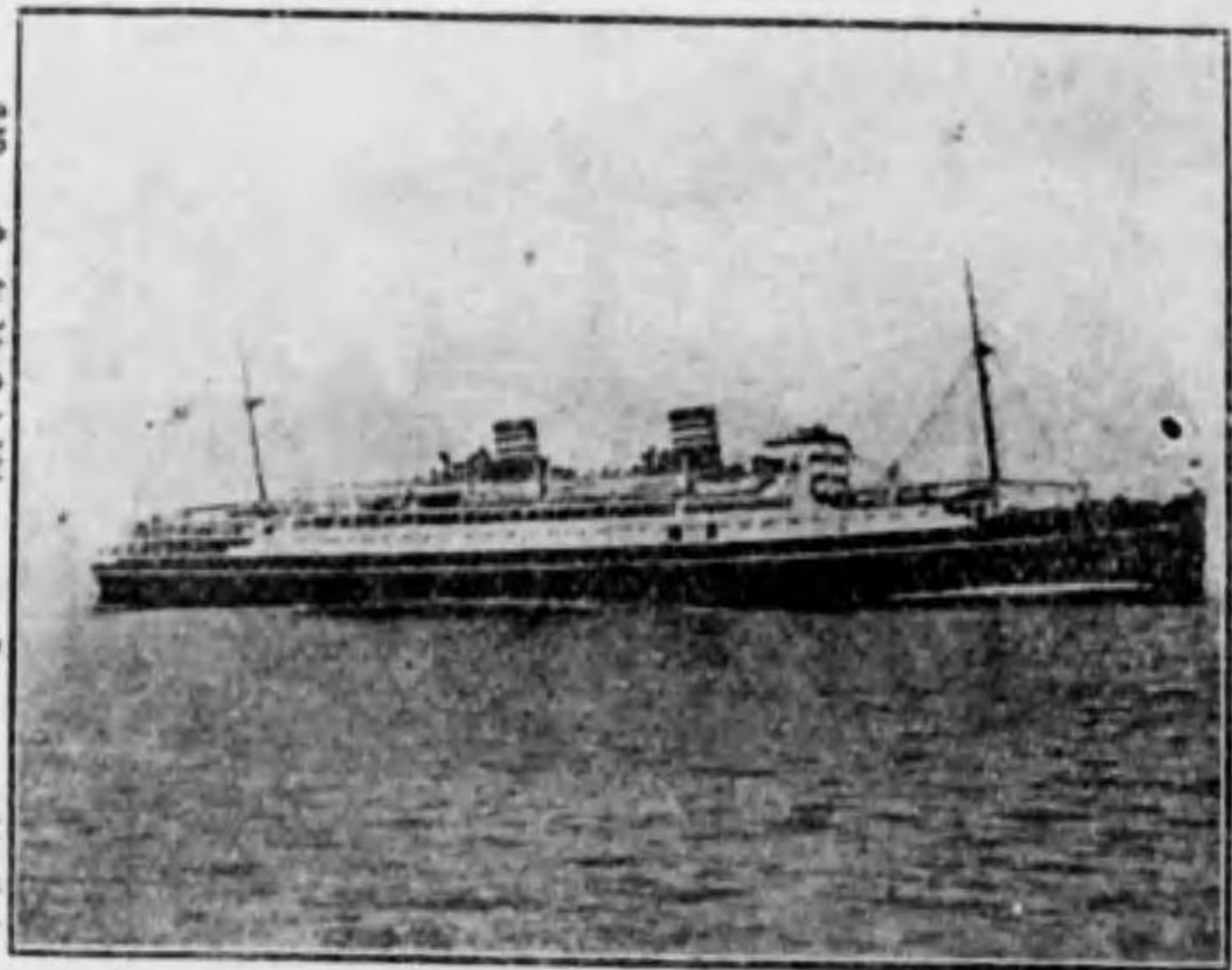
四單式機關車、複式機關車 前者は蒸汽を一度だけ膨脹させる單式汽機を備へ、後者は蒸汽を二段に膨脹させる複式汽機を備へたものである。

客車、貨車 旅客を輸送するを目的とする車輛を客車といひ、車輪の數によつて四輪車、六輪車、ボギー車などに分け、更にボギー車は四輪ボギー、六輪ボギーなどに分かれる。

貨物を輸送するを目的とする車輛を貨車といひ、大體の構造は客車と同様であるが、屋根の有るものを有蓋貨車、無いものを無蓋貨車といつて居る。

第二節 船舶

船舶は水上における唯一の交通運輸機関であつて、特別の構造の下に浮力を有せしめ、旅客や貨物を積載して水上を航行する構造物である。船舶はその構造の材料により木船、鐵船、鋼船、木鐵併造船などに區別され、またその用途によつて軍艦、商船、軍用船、漁船其他色々な特殊船に分けることが出来る。船舶の構造 鋼船の構造は船の最下底の中央部を軸から船まで龍骨を貫き、それに直角に肋骨を取付ける。縦の方向の力に



淺間丸 (一六九・四六噸)

抵抗するため、龍骨と平行に船を縦に貫く多數の縦通材を取付け、又横の方向の力に抵抗するため、梁其他の横材を取付ける。これが船の骨格で、材料は鋼材を用ひる。この骨格の周圍を鋼板で包みこれを外板とし、また梁の上には甲板を張る。甲板には鋼甲板とその上に板を張つた木甲板とあり、これは柱と梁で支へられる。尙ほ安全を圖るため船底を二重底とし、所々に隔壁を作る。

船舶の主要装置 艦には舵と螺旋推進器を取付け、汽缸、蒸汽機関、蒸汽タービンまたはディゼル機関は船の中央船底に近いところに据付ける。この機関から動力を受けて廻轉する推進軸は、船尾を貫く船尾管を通じて水中に出で、推進器はその先端に取付けられ、

船の方向を變へるには船先の甲板上の操舵機によるもので、これによつて船の舵は取付盤から扇形に左右に廻轉して軸を左右に向はせるのである。

近年大型の船舶はディーゼル機関によるものが多い。又電氣推進と稱し大型の船舶では蒸気タービンやディーゼル機関で發電機を運轉し、電動機で推進器を廻轉するものもある。

造船作業 船舶を建造するには先づ造船臺を備へ、その上に船尾の位置を水に近い點に定め、盤木を積重ねてその上に龍骨を据える。次に龍骨に船首材と船尾材を取付け、順次に船體の構造の項で説明した肋骨、縦通材、梁其他の横材を取付けて骨格を形づくり、最終に外板を張り、甲板を作るのである。是等の作業を終つてから水が漏洩するや否やを試験するため嚴重に水密栓を行ひ、それから進水させる。進水の後は橋、錨などを始め、原動機、汽罐、煙突など各種の補助機關を据付け、また無線電信其他の設備をする。これを機装といふのである。

第三節 航空機

航空機の發達は最近であるが既に軍用並に旅客、郵便物の輸

送などに利用されるに至つた。航空機とは空中を航行するに適當した構造を有するものをいふ。これには飛行機のやうに空氣よりも重い構造のものと、飛行船、繫留氣球、自由氣球のやうに空氣よりも軽い構造のものと二種に分かれてゐる。



偵察機 爆撃機 戦闘機 水上飛行機

飛行機 飛行機は動力を用ひて上昇、下降し水平の運動をなすもので、最も重要な航空機である。その發着の場所により陸上飛行機と水上飛行機とに區別され、翼の數により單葉飛行機、複葉飛行機とし、また用途によつて旅客用飛行機、通

信用飛行機、軍用飛行機などに區別される。軍用飛行機には偵察機、戦闘機、爆撃機などがある。

飛行機の原理 飛行機は紙鳶の原理によるもので、紙鳶の昇るのは空氣の浮力でなく、紙鳶の面に當る風の壓力によるのである。それで飛行機の機體は紙鳶の場合の紙鳶の力そのものに相當し、發動機と推進器とは紙鳶の糸を引



飛行機發動機組立工場

獨逸メーグ・ウ・トン・ハルケス社 くのに當たるものである。發動機と推進器とにより快速を生ずると飛行機の翼に衝突する空氣は、曲線狀をなして前方へ少し傾いた翼の下面で垂直に上へ押す力を生じて、翼を下から上へ押し上げるのである。又速度が大なるときは、翼の上面にある空氣が稀薄になつ

て、翼の下面の空氣より壓力が少くなるから飛行機の上昇を助けるのである。

飛行機の構造 飛行機的主要部は機體、發動機、推進器の三主要部分から成つてゐる。

一機體は胴體、翼、安定板、舵などで、胴體の前方最下部に陸上飛行機は滑走車輪、水上飛行機は浮船が取付けてある。また支柱と引張線とがある。

二發動機は通常四または二サイクル式のガンリン發動機を用ひ、大型のものには數個の發動機が設備されてゐる。これには固定式のものゝ廻轉式のものがある。

三推進器には木製のものゝ金屬製のものゝあり、前者は胡桃マホガニーを材料として用ひ、後者はジュラルミンや鋼を材料として用ひられる。推進器の數は通例二枚であるが、三枚または四枚のものもある。

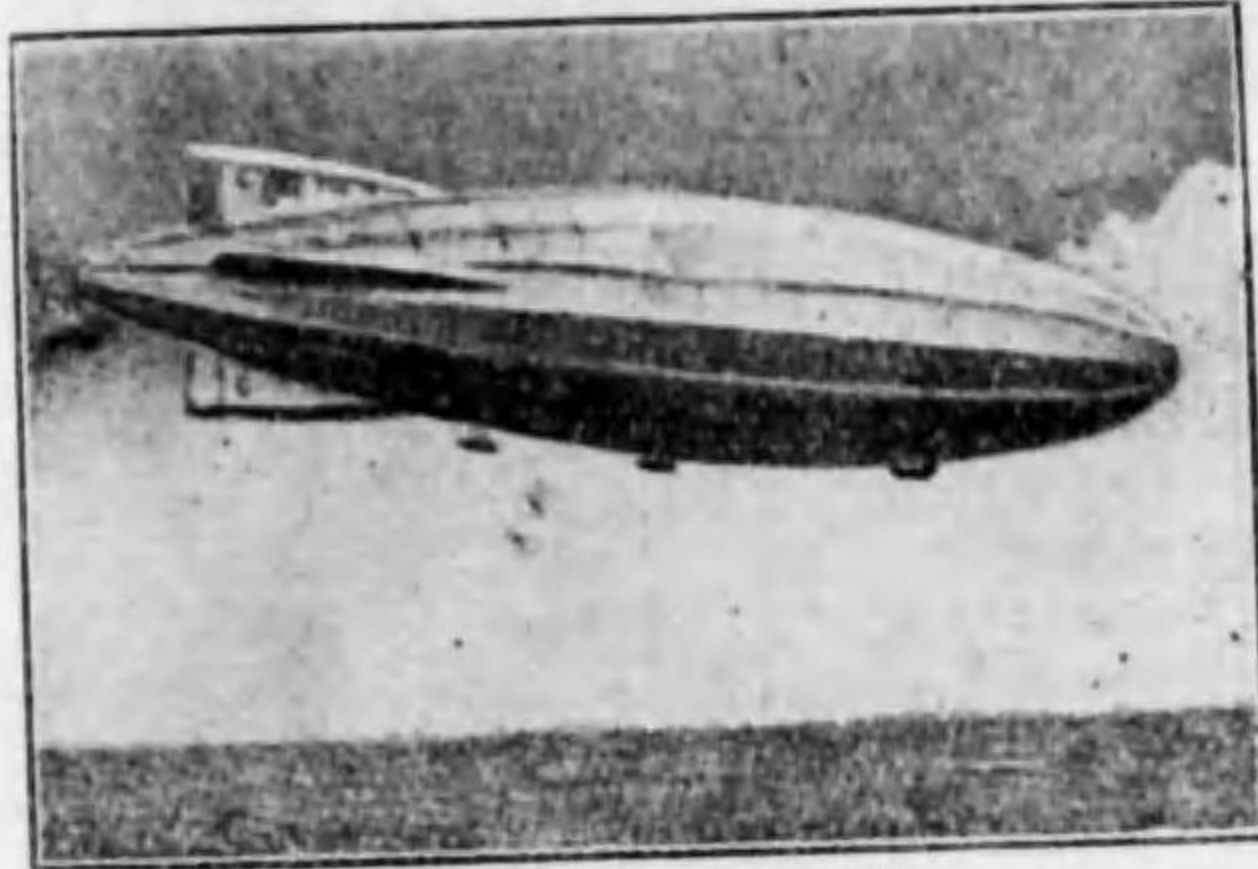
特殊飛行機にはグライダー、ヘリマプター、ロケット、オートジャイロなどがある。

飛行船 飛行船は魚雷型の氣囊中に水素と軽い瓦斯を充し、その浮力で空中に浮揚し自由に航行するものである。その主要部は氣囊、吊船、發動機、推進器から成つて居る。飛行船は



號ンリベツエツ船行飛逸獨

達の初期に造られたもので、
氣囊は護膜引の強い布で造ら
れ、骨組がないから瓦斯を抜
き去ると自由に折畳みが出来
るものである。半硬式飛行船
は硬式飛行船の下腹部に沿つ
て縦に三角形の龍骨を入れ
て、硬軟兩式を折衷したもの

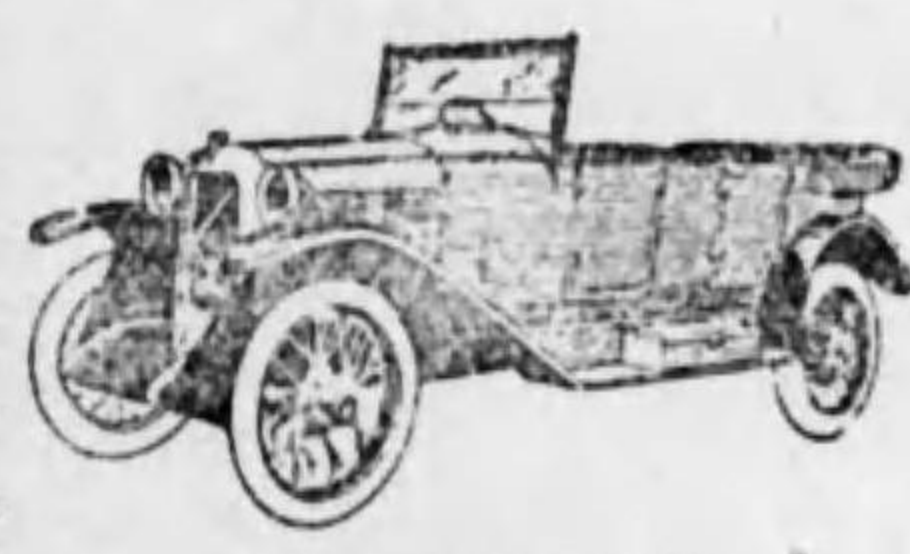


號百B船行飛の國英

その構造により硬式飛行船、軟
式飛行船、半硬式飛行船の三種
に區別される。硬式飛行船は金
屬性の骨組で、内部に數個の球
囊があり、外部は平滑で風雨に
當つても容易に侵されない塗料
を施し、丈夫な布を覆ふたもの
である。軟式飛行船は飛行船發

第四節 自動車

自動車は四個以上の車輪を具へ、その有する發動機を以て運
轉する運搬車をいふ。自動車は用途により乗用自動車、貨物自
動車、牽引貨物自動車に區別され、また原動機の種類により蒸
汽自動車、電気自動車、ガソリン自動車などに分けられる。
ガソリン自動車の構造 ガソリン自動車はガソリン發動機を原



車動自型幌と型箱

動機とするもので、
價格が割合に廉く容
易に操縦し得るなど
の特長が多いから、
一般に流行してゐ
る。その構造の主要
部は車輪、車軸、車
臺、車體、發力装置
などである。車輪には木製車輪、針金車輪、金線車輪などが
ある。總て外周にタイヤを付ける。タイヤは護膜質と纖維質
とを材料として造り、内部を中空にして空氣を入れた空氣タ

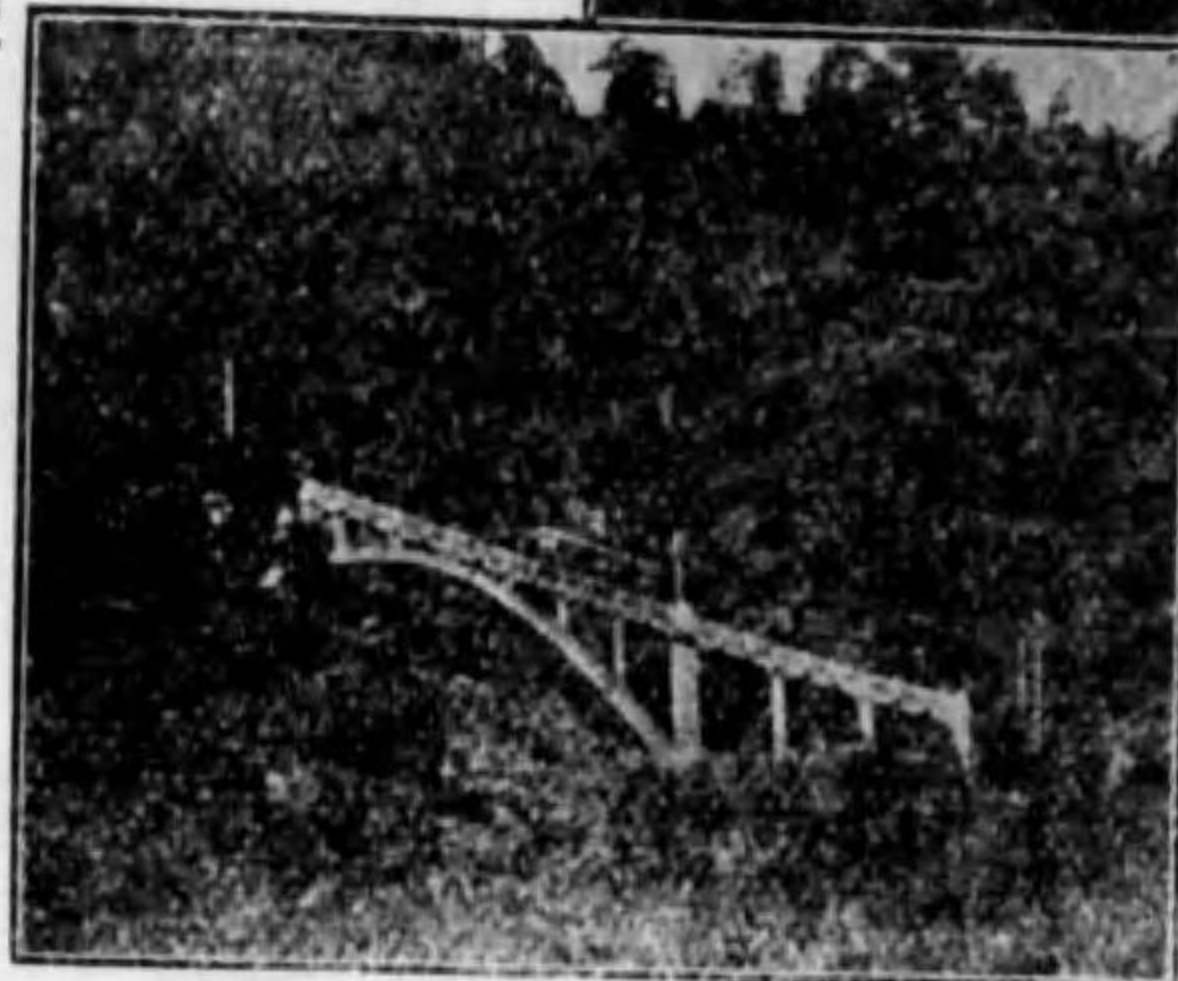
第五節 電車

イヤと、内部を充實した完全タイヤとある。車軸は前車軸と
後車軸で各々車臺を支持し、且前車軸は換向作用をなし、後
車軸は自動車を動かす働きをする。車臺は發條を介して車軸
の上に乗る、その上に車體が置かれる。發力装置の主體はガ
ソリン發動機で、通例四個乃至八個の氣筒を具へ、運轉臺の
前方に据付けられ、運轉臺直下の燃料供給装置からガソリン
の供給をする。發動機で起した運動は軸と齒車の仕事によつ
て後車軸へ傳へらるるのである。

自動車工業 米國は世界第一の自動車國で一年の製造高五百五
十萬臺に達し、世界總製造高の八割を占めて居る。我國でも
近年著しく需要増加の傾向にあるが、歐米列國に比較する
と未だ遠く及ばない。それで政府も自動車工業の發達助成の
方針を採りこれに努めてゐる。



比叡山の
架空索道(上)



高尾山の
ケーブルカー(下)

道などに區別され、また軌道の位置により路面電車、地下電車、
高架電車などがあり、また軌道を有しない無軌道電車もある。
電流の供給 我國の電車に用ひられる電流は一般に直流で、市
街電車
では五
百乃至
六百ボ
ルトの
直流低
壓式を
用ひ、
郊外電
車では
千二百
乃至千
五百ボ
ルトの直流高壓式を用ひてゐる。
電流を電車の電動機に供給する方式は、電車線(針金)へ分
配しトロリー棒またはパンタグラフによつて走行中の電車

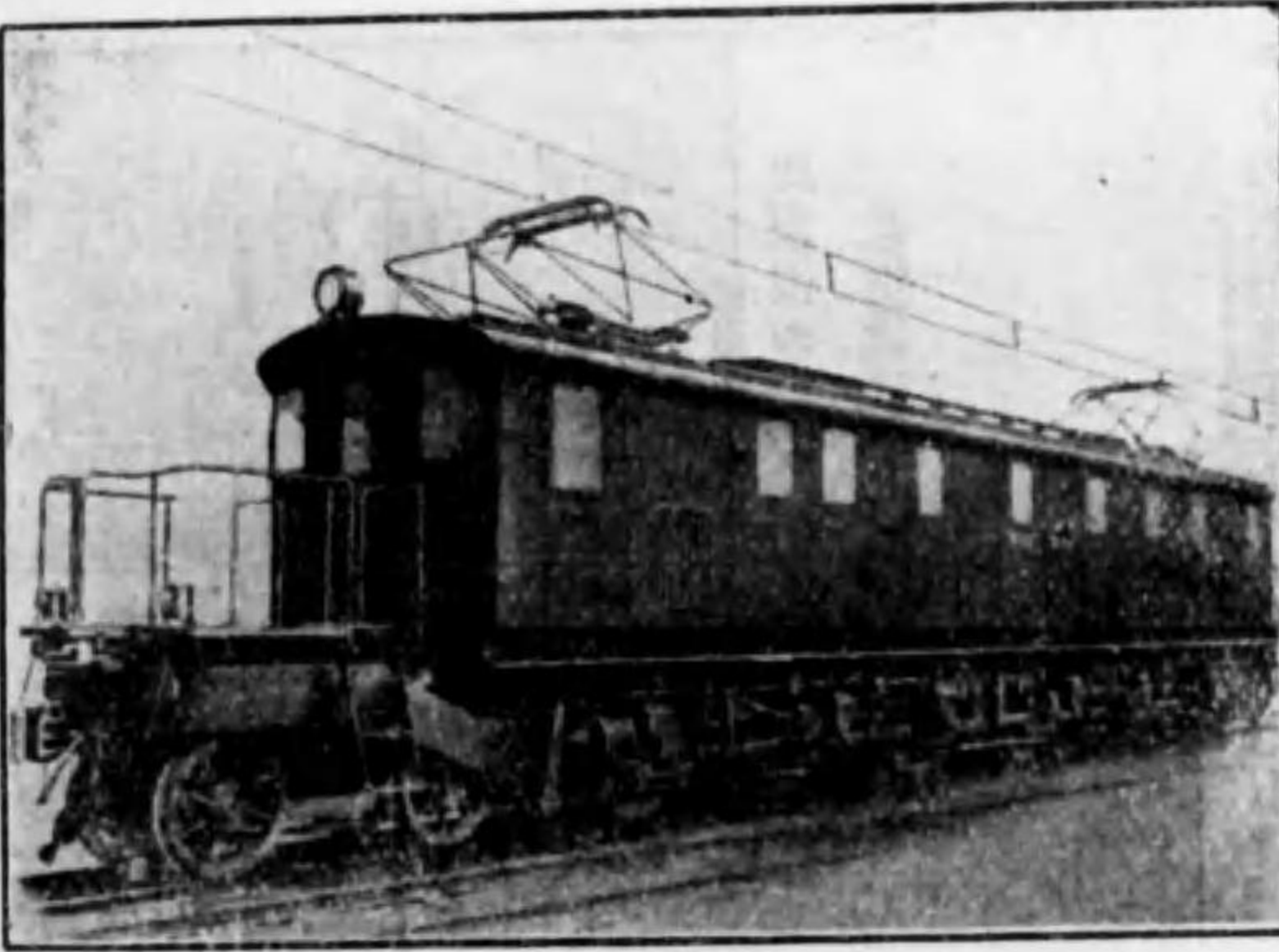
に供給する。この方式を架空線式といふ。直流電力を輸送するには二條の電線が必要であるが、郊外電車などの電車線には一條の架空線を使用し、他の一條は軌條を使用してゐる。この方式を單線式といひ、二條の架空線を用ひる方式を複線式といふ。

電車の構造 電車は電動車と附隨車とに區別することが出来る。電動車とは電動機を備へて自ら走り得る車輛をいひ、附隨車とは電動機がなく他の電動車に連結されて走る車輛をいふのである。

電動車は車體、車臺、車輪、電動裝置、制動裝置及び附屬裝置から成る。車臺は車體と車輪との間の鐵製の枠で、澤山の發條を取付け車體の動搖を防ぎ、また電動機を取付けるのである。

電動裝置の主體は電動機で直流電動機が用ひられ、市街電車では一臺乃至二臺を具へるのが通例であるが、長距離の電車には四臺乃至六臺を具へる。電流は制御器に入り更に電動機に入るのであるが、制御器によつて發動機的作用を種々に變へて、起動、加速、減速、停止、方向變換を行ふ。制御器は把手で廻轉し電動機に導く電流を調節するものである。

制動裝置 制動裝置は車輪の廻轉を急速に停止するのが目的である。これは電動機の電流を絶つても軌道の勾配や惰力のために、電車は直ぐに停らないから、事故などの場合に急停車の必要があるためである。この制動裝置は手働制動機、空氣制動機、電氣制動機などに分れてゐる。



國鐵の電氣機關車

電氣機關車は列車を牽引するために用ひられ、電動機や制動機など一切の設備があり、大體電車と同様であるが、總て大型に出来てゐる。

第六章 土木工業

土木工業は道路、鐵道、橋梁、運河、港灣、河川などの建設改修に關する工事を行ふもので、物質文明に貢獻するところが多いけれども、巨額の費用を要するからその工事は最も慎重に計畫して設計に着手しなければならぬ。

第一節 測量、土工及び基礎工

測量、土工及び基礎工は土木工事に共通して行はれる作業である。

測量 測量はその使用する機械や器具の名稱によつて、鎖測量、羅盤測量、平板測量、轉鏡儀測量、水準測量などに分れてゐるが、何れも地球表面上の諸點相互の地位を測り、その方向、距離、高低、角度などを測つて測量圖を畫き、境界、地勢、地積などを定める作業である。その精密の程度や測量區域の廣狭によつて使用せる測量機械を異にするのである。

土工 工事設計圖によつて切取りまたは盛土などの作業をなすことをいふ。小規模の土工は鋤、鍬、シヨベル、鶴嘴などで掘鑿、積込み、手押車や脊などで運搬するが、規模の大きい

ものは蒸氣掘鑿機を使用し、運搬は馬車、自動車、輕便機關車などを用ひる。

基礎工 建造物の土臺を造る工事を基礎工といふ。工事は主に地表下にするのであるから、設計や施工には特に注意を要する。基礎工は混凝土基礎工、杭打基礎工、水中基礎工などに區別され、また水中基礎工には圍堰法、井筒法、箱枠法、浮氣力箱枠法などがある。

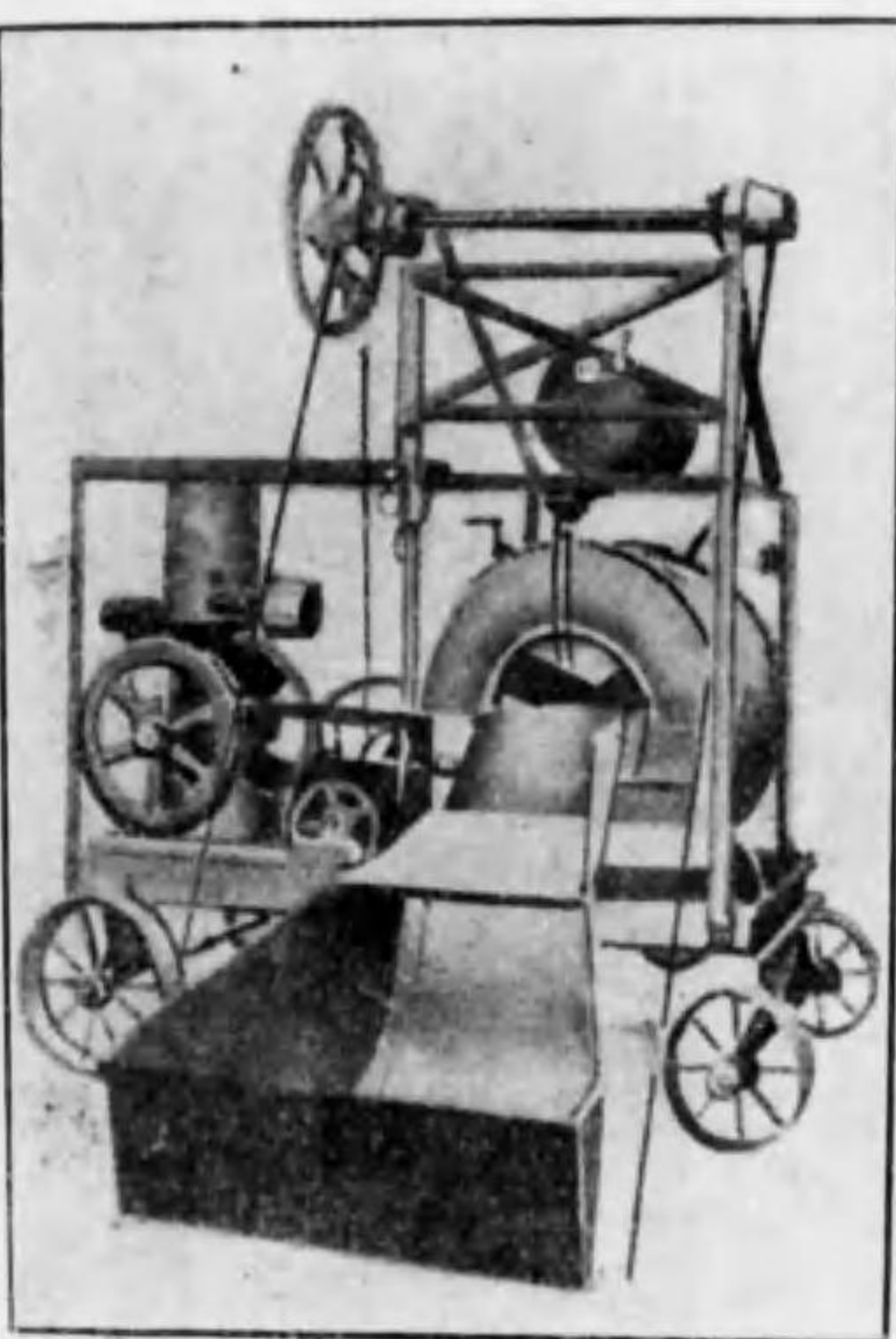
第二節 土木用機械

土木用機械は土木工事に使用される機械でその種類は色々あるが、主なものは掘鑿機、杭打機、鑿岩機、漂漂機、運搬機などである。

掘鑿機 掘鑿機は土砂、岩石などを掘鑿する機械である。これには柄杓型掘鑿機と連續鋤鏈型掘鑿機の二種がある。前者は動臂に柄杓型の掘鑿器を付け、掘鑿器には先端の尖つた數本の棒が取付けられ、この棒を用ひて掘鑿し柄杓で掘ひ、原動機によつて運轉する捲揚機で引上げ、これを廻轉させて運搬車に移すのである。後者は無限連鎖に等距離の鋤鏈(バケツト)を付け、原動機で連鎖を動かして土砂を掘鑿するもので

ある。
抗打機 先づ構を組立て二本の堅材に沿って落下するやうに重量の錘を懸け、蒸気捲揚機などで錘を高く吊り上げ、これを杭に急激に落下させて地盤に打込むものである。
鑿岩機 鑿岩機は隧道工事に必要なもので、これには壓縮空氣鑿岩機と手働鑿岩機とある。前者は壓縮空氣により錐が廻轉して岩石に孔をあけ、後者は手錐を鐵槌で打つて孔をあけるものである。

浚渫機 浚渫機は河底、海底の土砂を浚つて水深を増したり、運河の開鑿するときなどに必要な機械で、これには鋤鏈型浚渫機、掘揚式浚渫機、吸揚浚渫機の三種がある。鋤鏈型浚渫機は連続的鋤鏈型掘鑿機と同様のものを船に設備したものである。掘揚式浚渫機は船に起重機を据付け、その先端に掘採器を設け、捲揚機によつて上下左右せしめるもので、掘採器は二つの熊手形となつて水底に達し土砂を掘み揚げる。吸揚浚渫機は水底に達する鐵管を設け、管の上端に唧筒を付けて土砂を水と一所に吸揚げて、排出用の鐵管によりこれを他所の場所へ運ぶものである。
運搬機 手押車、馬車などは最も簡単な運搬機であるが、その



以上の外に、紙綴り機、起重機、コンクリート攪拌機、コンクリートポンプ機、土和機、土和機などがある。

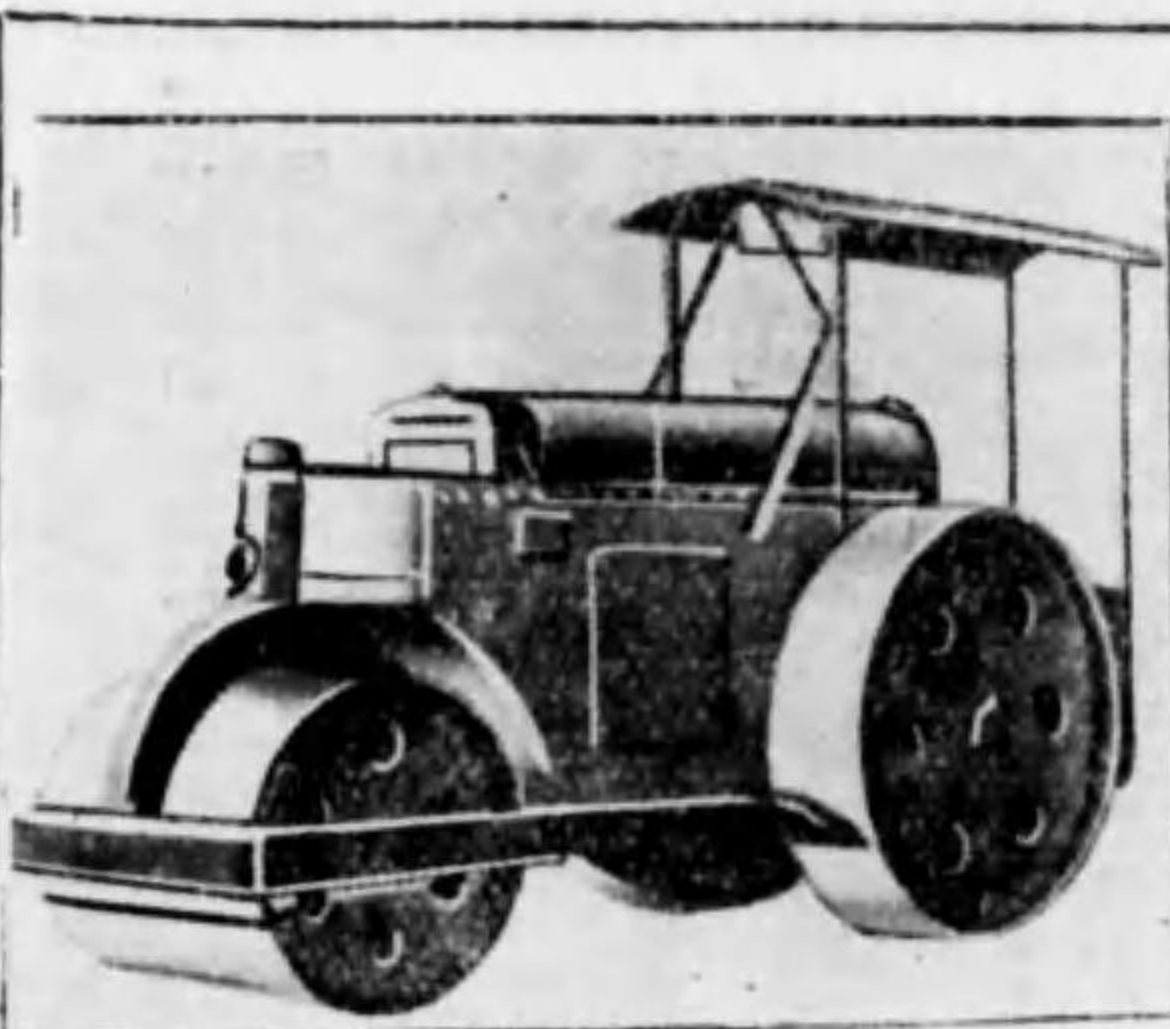
他貨物自動車、輕便機關車などが用ひられる。

の中にセメント、砂、砂利と水とを入れ通例石油發動機で廻轉させて混和し混凝土を造るものである。

第三節 道路

道路とは一般公衆の交通の用に供せられる路線をいひ、これを國道、府縣道、市道、町村道の四種に區別し、それと關係の行政廳で道路として認定したものである。

鋪裝 道路をして天候の影響を受けることを少からしめ、人馬諸車の通行を容易ならしめるには、道路を砂利、碎石、煉瓦鋪裝の種類 道路を鋪裝するには先づ地盤の上に厚さ約十五厘米位の混凝土を置く。鋪裝は使用する材料によつて木塊鋪裝、石塊鋪裝、煉瓦鋪裝、シートアスファルト鋪裝などに分けられる。その中現今都會の市街で主に用ひられるのはシートアスファルト鋪裝で、混凝土面上にアスファルトと混凝土を鋪設し、更にその上にアスファルトとモルタルを鋪裝し、その上を輾壓機で仕上げるものである。



この外碎石で鋪裝したマカダム道、また路面に砂利を撒き人馬諸車の交通によつて自然に硬化させる砂利壓道もある。これは時々砂利を補給する必要があるが、工費の少ないので廣く用ひられてゐる。

都市計畫 都市計畫は都市區域内外の交通、衛生、保安

第四節 鐵道

鐵道は軌條の上を走り旅客や貨物を輸送する設備である。我國の全鐵道線路の延長は約二萬七千餘で、米國の約十五分の一に過ぎないが、明治五年に東京、横濱間に鐵道が通じてから約六十年間に現在の状態に至つたことは、眞に長足の發達といひ得る。世界中で鐵道の最も發達してゐる國は、米、英、獨、佛などである。

だ。西洋の建築様式の發達はクラシック建築に始まり、その後ゴシック建築、ルネーサンス建築、セセツション建築などに變化して來たのである。

建築の種類 建築の種類には色々あるがその主なる分類は次の通りである。

一 歴史的より 東洋建築、西洋建築。

二 使用の目的より 住宅建築、商店建築、倉庫建築、病院建築、寺院建築、神社建築、劇場建築、ホテル建築、學校建築。

三 構造材料より 木造建築、木骨建築、石造建築、煉瓦造建築、鐵筋混凝土建築、鐵骨造建築。

木造建築 木造建築は廉價で我國固有の趣味に適してゐるが、耐震、耐火性に缺けてゐる。

木骨造建築 この建築は木造西洋館で、一時的に使用される公共建築に用ひられる場合が多い。

石造建築、煉瓦造建築 是等の建築は石または煉瓦を材料とするが、石と煉瓦とを混用したものが多い。

鐵筋混凝土建築 この建築は丸または角の鐵棒を混凝土の中にに入れて固め、柱、壁、梁、床などの主要部を建築したもので

耐震、耐火の點が優れてゐる。
鐵骨造建築 この建築は柱、梁、床などを鐵材に用ひて骨格を造り、其他の部分に煉瓦、石材、木材などを用ひたものである。

第二節 家屋の構造

建築の基礎 家屋を建てるには先づその基礎を造ることが必要である。それで地盤を切りまたは盛土をして地均しを行ひ、細張、遺形(假設物)をなし、それから基礎を造る、これはその上に建てる建物の重量を地盤が安全に支へるための役目をなすものである。

基礎の最も簡單なものは割栗地形と玉石地形の二種であるが、丹念の基礎には杭打基礎、混凝土基礎などがある。

煉瓦積工事 煉瓦積工事は煉瓦と煉瓦とを膠泥で接合せて積上げるもので、その代表的の積方にはイギリス積とフレンチ積とある。前者の積方は堅牢で工費は比較的安いが外観は餘り美しくない。後者の積方は外観が綺麗であるが、工費が高く且前者ほど堅牢でない。

建築用石材 粗石と装石は建築用の石材として用ひられる。粗

しこれに根太を取付け、その上に床板を張つて床を造るのである。

二洋風建築 洋風建築では土臺、柱、胴差、筋違などがその骨組を成すもので、窓のところには管柱、窓楣、窓臺楣が必要である。これに屋根の小屋組を取付けたものが家屋の骨組となる。これに間仕切、天井、床、壁などを設けるのである。

附屬設備 建物の附屬設備としては照明装置、電熱装置、換氣装置、暖房装置、冷房装置、衛生装置などをするのである。

第八章 化學工業

化學工業の中主製品が無機物なるものを無機化學とし、有機物なるものを有機化學とする。有機化學工業に屬するものはその種類極めて多く、化學工業の大部分を占めてゐる。本章には金屬や燃料に關するものを除き最も主要な化學工業につき説明する。

第一節 無機化學工業

酸類工業 この章における酸類とは硫酸、硝酸、鹽酸などに限

石は石切場から切出した儘の石で、装石は多少表面を細工して一定の形としたものである。使はする石材は花崗岩、砂岩、石灰岩、大理石、大谷石などが主なるものである。

屋根 屋根とは家屋の上部を覆ひ風雨などの浸入を防ぎ、氣候の變化に伴ふ屋内溫度の變化を調節するために設けられるものをいふ。屋根はその形の上から流造屋根、球蓋、穹窿屋根に區別される。流造屋根は屋根の面が傾斜したもので、その種類には片流造、切妻造、招造、腰折造、寄棟造、方形造、入母屋造、Y型屋根、鋸屋根などがある。

建築施行 建築施行は和風建築と洋風建築とに區別して説明する。

一和風建築 和風建築では基礎が出来ると、布石の上に檜材、椽材などの耐久性のあるものを置いて土臺にする。これに柱を立てるために納穴を作つてこれを立て、柱と柱との間に軒桁を取付け、柱の上に小屋組を載せる。小屋組は屋根の骨組となるもので、梁、束、棟木、母屋から成り、梁に束を立て最上部に棟木を置いてこれを平行に母屋に渡し、母屋の上に椽を取付け屋根板を張り、その上に瓦またはスレートで葺く、土臺の上の方に根太掛といふ材木を渡

られてゐる。この酸類は各種の化學工業の基礎材料となり重要な地位を占めてゐるものである。

硫酸 硫酸は重要な酸で過燐酸肥料と硫酸の製造に用ひられ、また硝酸、爆薬、染料の製造、石油の精製などにも用ひられ、而して硫酸は硫黄、硫化鐵、または銅精錬所の廢瓦斯などを原料にして製造するがその製法には硝酸化式と接觸式との二種が行はれてゐる。

一硝酸化式 この式は鉛室法と塔式とに分かれてゐる。鉛室法はグローバー塔で亞硫酸に酸化窒素を吸収せしめ、數個の鉛室内で水を注いで硫酸を製し、ゲールサツク塔で酸化窒素を回収する。塔式は鉛室を省いて數個のグローバー塔とゲールサツク塔で急速に製するのである。

二接觸式 この式は亞硫酸を冷却して濾過し、洗滌、乾燥した後、空氣と混じて熱し、白金を海綿に撒布したものを觸媒として無水硫酸を製し、これを濃硫酸に吸収せしめて發煙硫酸とするのである。

硝酸 硝酸は主に爆薬の製造に用ひられるが、またセルロイド染料などの製造にも用ひられる。その製法には智利硝石法、電弧法、アンモニア酸化法などがあるが、多くアンモニア酸化

法による。即ち酸素とアンモニアを化合せしめて赤熱した白金網を通過せしめて酸化するのである。

鹽酸 鹽酸は我國では金屬の鑄造或は味の素を製造する場合に蛋白質の加水分解に使用される外は用途は少ない。従來は食鹽に硫酸を加へて製されたが、現今は電解工業の副産物である水素と鹽素との鋼製の燃焼室内で化合せしめ冷却して水に吸収させるのである。

アルカリ工業 炭酸曹達、苛性曹達、重曹などの製造工業をアルカリ工業または曹達工業といふ。炭酸曹達は硝子の製造などに用ひられ、また苛性曹達の原料となり、結晶曹達は洗濯曹達と稱し洗濯などに用ひられる。曹達の製法には電解法、ルブラン法、アンモニア法などがあるが、現今最も多く用ひられてゐるのはアンモニア法で、食鹽水にアンモニアと炭酸瓦斯を作用せしめて重曹を作り、これを集めて焼くと曹達灰が得られるのである。

重炭酸曹達 重炭酸曹達はパンの製造、醫藥、羊毛の洗滌などに用ひられる。アンモニア法によつて生じたものを更に精製するのである。

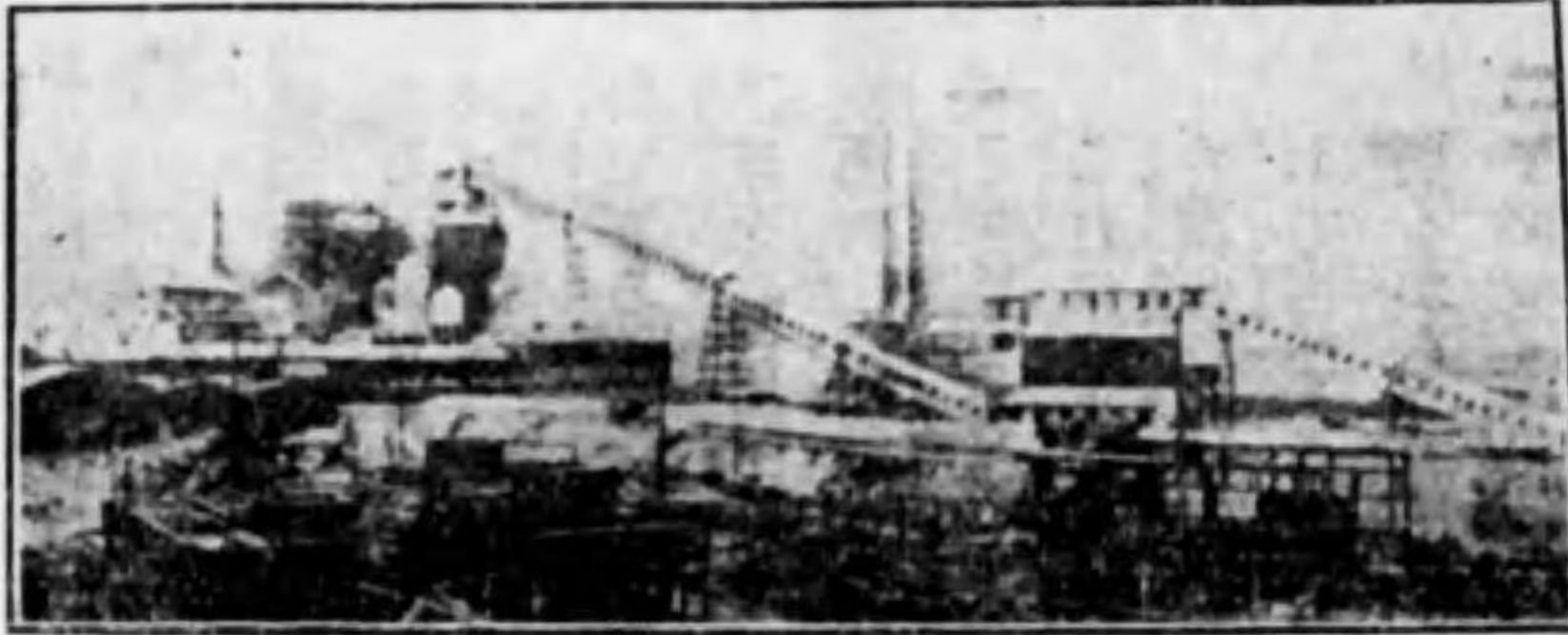
苛性曹達 苛性曹達は石鹼、パルプ、人造絹絲の製造または石

油類の清洗などの用途が多い。苛性曹達、食鹽の電解によつても製せられるが、曹達の溶液に石灰乳を加へて真空中で蒸發し銅で煮詰めて製する法が廣く用ひられてゐる。

電解工業 電氣分解を應用する電氣化學工業を電解工業といふ。電解工業には低壓、大電流の直流を使用するのである。

食鹽水の分解 人造黒鉛製の陽極と鐵鋼などで作つた陰極とを石綿布で隔離して食鹽水を電解すると、陽極室には鹽素、陰極室には水素と苛性曹達を生ずる。鹽素は石灰に作用せしめて晒粉を製し、水素は飛行船などの原料に用ひ、苛性曹達は其儘または曹達灰にする。

電氣鍍金 金、銀、銅、ニッケル、クロム、亞鉛などを鍍金するには物體を陰極にする。電鍍槽は陶器または内側に鉛張りをした木製の箱を使用するのである。



英國ラブマンソン社の曹達工場

金屬の電氣精鍊 銅、鐵から得た粗銅は硫酸銅の温かい溶液中でこれを陽極とし、純銅板を陰極として電流を通ずると、不純物は槽底に沈み陰極には純銅が附着する。この方法は他の金屬にも應用が出来るけれども、銅のやうに盛んに行はれてゐないのである。

電熱工業 電氣爐を利用する工業で特に電熱工業または電氣爐工業といつてゐる。電氣爐は高温度の電熱も容易に得られ、作業が簡單で不純物の混入が少ないから、近年大いに利用されるやうになつたのである。

炭化石灰 生石灰にコークスを混せて電氣爐で溶融するとカーバイドを得られる。これは石灰窒素の原料となり、また水を加へてアセチリンとする。

鐵合金 鋼を製するには先づ鉄中の不純物を除いて後適當な物を加へる。この添加物が鐵合金である。その製造には電氣爐を使用する。即ち珪素鐵を製するには珪石、コークス、鐵屑を電氣爐で熱すると、珪素が遊離して鐵と化合する。マンガンはマンガンの鐵石にコークスを加へ電氣爐で熱する。またクロム鐵はクロム鐵鐵とコークスを加へ電氣爐で熱する。人造黒鉛、無煙炭とコークスを電氣爐で強熱すると黒鉛となる

燒 煨 煨酸石灰にコークスと珪石を加へ熱して製する。
二硫化炭素 コークスと硫黄を強熱して得る液體である。
鐵及び鋼 上級の鐵石と木炭（普通の製鐵にはコークス）及び石灰石を使用して電氣爐によつて製鐵すると、硫黄と燐の含有量の少ない鐵鐵が得られる。

人造肥料工業 農作物に補給する肥料は窒素、燐酸及び加里であるが、その中最も多量に要するものは窒素肥料である。空氣中の窒素を固定する方法が發明されてから、従来の窒素肥料である豆粕、油粕などと共に多量に用ひられてゐる。この工業を特に空中窒素固定工業といふのである。

窒素肥料 窒素肥料は現今主に次の方法で製造してゐる。
一 石灰窒素法 石灰を炭素と共に熱してカーバイドを造り、これに窒素を作用せしめて石灰窒素を製する。尙ほこれに水蒸氣を作用せしめてアンモニアを製し、更に硫酸に化成して用ひる。この方法はカーバイドの製成に多量の電力が要るから、電力を安價に得られる場合に採用される。
二 アンモニア合成法 窒素と水素とを混じり高壓混合氣體を高熱接觸劑に通じてアンモニアを合成し、これに硫酸を作用せしめて製するのである。

海外へ輸出されてゐる。硝子は色々の珪酸鹽類の融合して結晶しない固體をなせるものである。その種類は曹達硝子（普通の硝子）、加里硝子（理化學機械などに用ひるもの）、鉛硝子（光學機械、裝飾品などに用ひるもの）、硝子製食器、花壇などに模様を刻んだもの、ステインド硝子（普通の硝子に彩畫したもの）などである。

磁器 磁器は鐵鐵製または鑄鐵製の器物の外面に硝子質を熔融密着せしめるもので、瀬戸引鍋や洗面器などの類をいふ。その製法は硝砂、長石、珪砂、炭酸曹達、珪石などを熔融して珪砂を作り、これを粉砕して水で練り酸及びアルカリで洗淨した鐵器に塗布して融着せしめるのである。
セメント セメントは建築、鐵管、道路、橋梁の土木工事に用ひられ、またスレート、瓦などの材料として用途が多く、我國で年々數千萬圓の産額があり、一千萬圓近くのセメントが輸出されてゐる。セメントの原料は粘土と石灰石で、是等を粉砕して適當の割合に混ぜ、これを徐々に迴轉する迴轉窯に入れ半融状態に加熱して出來たものをクリンカーといひ、これを再び粉砕したものがセメントである。また別に熔鑄爐の鑄滓を混入した高爐セメント、硬化の速かな高爐セメントの

煨酸肥料 煨酸肥料は我國に其原料がないので、南米、南洋方面などから煨酸石（主成分は煨酸カルシウム）を輸入し、之を硫酸で處理して水に溶け易い過煨酸石灰とするのである。
加里肥料 加里肥料も我國にその原料がないので、木炭（主に炭酸加里）を用ひ、また外國から硫酸加里或は鹽化加里を輸入しこれを使用してゐる。

近來以上の三種の肥料を適當に混合して混合肥料または完全肥料として販賣するものが漸次多くなつて來たのである。
窯業 窯業とは陶磁器、硝子、セメント、煉瓦などの製造工業をいふ。その原料は粘土、長石などの珪酸鹽類を材料とするので珪酸工業ともいひ、その製品は土木建築用材料、電氣絶緣材料などに消費されるのである。

陶磁器 陶磁器は古來より東洋の特産物であるが、今日では歐米でも優良なものが製産される。陶磁器は單に陶器又は燒物瀬戸物などといひ、その主要原料は陶土（粘土の純粹なもの）で、これに石英、長石などを混ぜ窯に入れて素燒をなし、次に釉藥を施して本燒をなすのである。陶磁器は磁器、石器、陶器、土器などに分類される。

硝子 我國の硝子工業は世界有數であつて、燐硝子などは

類がある。

印刷工業 十五世紀に活版術が發明されてから、印刷術は著しく發達して文明の進歩に偉大な貢獻をなして來た。現今印刷及び製本工業は大工業の域に達してゐるのである。

活版印刷 最も普通に用ひられる活版印刷の骨子となるものは活字である。その活字の書體や大きさは色々あるが、活版印刷の順序は原稿によつて活字を選び集め（これを文選といふ）

明 朝 書 朝 朝
清 書 書 書 書
行 書 書 書 書
草 書 書 書 書
ゴジツク
丸ゴジツク
平 字
活字

これを一定の形に整版（これを植字といふ）し、ゲラ刷りで誤字、脱字などを校正した後機械に掛けて印刷するのである。然し一時的の印刷でないもの即ち書籍などは校正を終つた後、更に原版に厚紙を押し付けて紙型に取り、これに地金を流し込み鉛版を作つて印刷に附するのである。従つて一旦作つた紙型は再版に備へるため保存せられるのである。

活字は活字鑄造機械により各種の字母があつて、錫、鉛、アンモニアの合金で鑄造する。活字の書體には明朝、清朝、ゴ

紙 近年は人造絹絲、爆發物などの原料にも用ひられてゐる。紙はパルプを叩き溶して水を加へ、サイジングと填充を施して抄き上げたものである。そしてこの作業にはビーター、ホーレンダー、抄紙機などが使用される。サイジングとはインキなどの滲まぬやうに樹脂を接着すること、填充とは粘土などの礦物質を加へて紙質を緻密平滑ならしめ、且つ重さを増すことである。

多くの洋紙用パルプは纖維素を抱着する木質を除くために大きな籠を使用し、薬品で蒸解したものである。この蒸解には苛性曹達、酸性亞硫酸石灰、硫化曹達、硫酸曹達などが使用される。尙ほ紙の製造原料には綿、麻、襪襪なども使用されてゐる。

人造絹絲(レイヨン) 人造絹絲は綿または上質のパルプを適當な方法で溶解し、この溶液を小孔より壓出して再び凝固せしめるのである。これには硝化法、酸化銅アンモニア法、醋酸纖維素法、グイスコース法によるものがあるが、多くはグイスコース法によつてゐる。

製糖工業 製糖工業は砂糖を製造する工業である。甘蔗を壓搾して得た汁液を真空蒸溜して蔗糖を得るので、遠心分離機に料を袋に入れて壓搾し、または揮發油などの溶媒を使つて浸出させ、或は加熱、熔融して採る。油脂は石鹼、燻藥の外にリノリウム、ベイントなどの原料として使用されるのである。

石鹼 石鹼は牛脂に約一割の椰子油を混じ、加熱、熔融し苛性曹達を加へて鹼化せしめ、次に食鹽の濃溶液を加へてグリセリンを分離し、これに色素、香料を加へて乾燥し型打したものである。この作業には次の二法がある。

一 粹練法 この法は石鹼の素地に色素と香料を加へて攪拌し乾燥してから切斷して型打する。

二 機械練法 石鹼の素地を乾燥して細片狀に切斷し、色素と香料を加へて型打する。

石鹼製造の副産物として出るグリセリンは醫藥、化粧品、防銹劑となり、また硝化してニトログリセリンとなし、硝薬土に吸収せしめてダイナマイトとするのである。

護謨工業 護謨樹より採集された汁液(ラテックス)に醋酸、硫酸、鹽酸などを加へて生ゴムを洗滌せしめ、または加熱其他の方法で水分を蒸發せしめる。普通のゴム製品にはこの原料ゴムに硫黄を加へたものを使用する。これを和硫ゴムといふ。その作用法には温硫化と冷硫化の二法がある。

よつてその結晶を母液と分離するのである。その精製、脱色には獸炭または活性炭が使用される。甘蔗の搾粕は工場の燃料となり、また結晶の殘液は糖蜜といつてアルコールの原料などになる。

製革工業 我國では原皮の産出が少ないので多く輸入してゐるが、皮革工業は割合に盛んである。乾燥または鹽漬にした皮を水洗し、石灰水に浸して後鈍刀で脱毛する。それから犬、鶏などの糞の泥狀を酸性液中に浸して置く。これを石灰、戻といふ。是等の豫備工程を終つた皮は鞣しを行ふのであるが、これには色々の方法があり、靴などに使用する普通の鞣皮は植物鞣法またはクロム鞣法によつて製せられる。また軟皮や毛皮の製造には明礬鞣法、油脂鞣法などが應用される。鞣し終つた革は乾燥して油脂類を擦り込み、更に必要に応じて漂白したり着色したりするのである。

油脂工業 我國は従來多量の魚油を輸出し牛脂を輸入してゐたが、近年は大豆油、魚油などを原料とする硬化油工業が發達して來たので牛脂の輸入を防いでゐる。大豆や魚類などの原料

ゴム製品はタイヤ、ホース、膠帶、防水布などに用ひられる。是等は和硫ゴムに石灰、亞鉛華、苦土などの無機物を加へたものである。硫黄を加へたものを硬質ゴム或はエボナイトといふ。古ゴムは適當な方法で再びゴム製品の配合原料とすることが出来る。これを再生ゴムといふ。

染料工業 染料工業は織物其他の工業と密接な關係があり、殊にその原料や中間物には醫藥、爆發物、毒瓦斯など重要なものが多く、經濟上ばかりでなく國防上にも重要な工業である。古來衣服類の染色には藍、アリザリン其他の天然染料を使用したのであるが、英國のパーキンがコルタールでアニリン染料を作ること成功してから、天然の染料は殆んど驅逐されて了つた。以前にはその處置に困つたコルタールから實に千數百種の人造染料が製出されるのである。染料はその應用上次の通り分類されてゐる。

一 直接染料 交織物に必要なものであるが、洗濯や日光に對しては餘り堅牢でない。

二 硫化染料 前者と同じやうに主に木綿に應用され、安價で堅牢であるが鮮明でない。

三 鹽基性染料 主に絹、モスリンなどに應用され鮮麗である

が日光には餘り堅牢でない。
四酸性染料 絹、羊毛などに應用され、日光や摩擦に耐へる。
五媒染々々料 一般に日光、洗濯、酸、アルカリなどに堅牢である。

六酸性媒染々々料 應用上は前二者を兼ねたもので、羊毛の染色に用ひられる。
七建築染料 洗濯に對して頗る堅牢である。藍はこの染料の一種である。

八アイメ染料 木綿の染色に用ひられる。
 染色法には布、綿などを染液中に浸してする浸染法と染料に粥を混ぜ型紙、金屬薄板或は木版などを使用して布に轉寫する捺染法とがある。

醸造工業 我國内地で醸造する酒類は一年約一千萬餘リットル(約六百萬石)で、その中清酒は約七割五分、酒麥は約一割五分、燒酎は約八分である。清酒の醸造所は約九千箇所でそれが全國に散在してゐるに反し、麥酒の醸造は大規模の組織で、全國十數箇所の工場は消費地である大都會の附近に設けられてゐるのである。麥酒の原料とする大麥は國內で全部收穫され、苦味、芳香料のホップは獨逸其他から輸入せられて

ある。酒類は醸造酒(清酒、麥酒、葡萄酒など)、蒸溜酒(ウイスキー、ブランデー、ジン、燒酎、泡盛酒、高粱酒など)混成酒(キユラソー、アブサン、ペーミンント)など三種類に分類される。
 醬油は大豆又は小麥を、味噌は大豆、米或は小麥を蒸熟して醱酵させたものである。

第九章 工業經濟

第一節 工業經營

工場の意義及び種類 工場とは職工を使用して物品の製造、加工または仕上げ、仕分などの作業を繼續して行ふ設備をいふ。これを換言すると工場は職工を役使し必要な設備を施して繼續的に生産を行ふ場所である。それで家内工業の仕事場や土木建築工業の作業場などは工場に含まないのが通例である。工場はその經營上から官營工場と民營工場とに大別することが出来る。又民營工場は個人經營工場と組合經營工場と會社經營工場などに分類されるが、現在では會社經營の工場が最も大規模で重要であるから、之を主として説明する

のである。民營工場は行政上製品の種類によつて次の如く區分されてゐる。

染織工場

製絲業、紡績業、撚絲業、眞綿製造業、製綿業、織物業、染色整理其他の加工業、組物編物業、刺繡業、雜業。

機械及器具工場

機械製造業、船舶車輛製造業、器具製造業、金屬品製造業。

化學工場

窯業、製紙業、漆器業、製革及毛皮精製業、發火物製造業、製藥業、護謨製造業、化粧品製造業、石鹼及蠟燭製造業、染料、塗料、顔料、糊料類製造業、人造肥料製造業、雜業。

飲食物工場

醸造業、製糖業、煙草業、製茶業、精穀製粉業、ラムネ、水、鐵泉業、菓子製造業、罐詰、瓶詰業、畜産品製造業、水産品製造業、雜業。

雜工場

印刷製本業、紙製品業、木、竹、蓆、蓆製品業、皮革製品業、羽毛製品業、蘭蓆、麥稈及經木眞田業、玉石、牙骨、介甲、及角製品業、雜業。

特別工場

電氣業、瓦斯業、金屬精煉業。

工場の位置 工場の建設に當つてその場所の選擇は事業の盛衰に重大な關係を有するものであるから、製品によつて生産と販賣の便宜を考慮して、最も適當の場所を選定しなければならぬ。一般に大都市は色々の便宜の點があると共に不利益の

點もあり、地方でもまた同様であつて一長一短は免れない。それで大都市の郊外は兩者の特長がある。近來大工業の傾向としては原料や燃料などの豊富な地方に工場を置き、大都市の郊外で精製、組立をして供給し、事務所を大都市の商業地域に置くのが理想とされてゐる。

工場設備 工場内の製産設備などは事業によつて異なるもので一樣でないのは勿論である。工場の作業能率は製産の設備ばかりでなく衛生施設の適否にも關聯することが多いから、この點にも十分に留意しなければならぬ。即ち採光、照明、換氣、濕湿度の調節、傳導裝置、運搬裝置、防火設備などに注意し、尙ほ従業員の福利を圖るため圖書室、講堂、娛樂室、運動場、庭園などを設備する必要がある。

工場動力 こゝでいふ動力とは廣義に解して機械の運轉に要する電力などを含むのである。廣く電力の賣買が行はれてゐるから多くの場合は自ら發電するよりも、電動機を買つて電力の供給を受けるのが經濟的である。故に自家發電は電力の供給を受けることが出来ない場合または停電などの準備にするものが多い。

工場勞力 工場工業では従業員は勞力の性質に従ひ次のやうな

名稱を附して仕事を分擔せしめるのが適當である。

一 精神的勞力

イ 管理 管理は工場長、部長、課長など充分經驗ある者に分擔させる。

ロ 事務 事務は事務員、書記に分擔させる。

ハ 設計 設計は技師、技手をしてこれに當らせる。

ニ 指圖 指圖は技師、技手または職工中の技術の優秀者をして分擔させる。

二 肉體的勞力 肉體的勞力である作業は職工、人夫などにさせる。

職工の良否は工場の盛衰に關するのであるが、一般に學歴の低いものが體力を以て作業に従事するもので、工場従業員は大多數を占め最も重要なものである。職工を選択するには充分身元調査をした上、體格検査、性能検査を行ひ適材を適所に用ひるやうにしなければならぬ。

職工の作業能率を増進するには、工場で時間と費用を割いて修養と訓練の機會を興へることが必要である。殊に幼年工には一定の期間學術、技能を授けなければならぬ。職工は總て工場法令によつて保護されてゐるから、事業の

經營者は同法令の定める労働時間、休養、給與其他の規定に従ふべきはいふを俟たない。

工場組織 規模の小さな工場では工場主が職工長に命令して簡単に製造に著手することが出来るが、大工場では多くの部門に分ち、各主任に或る範圍の責任を負はせる組織を採用してゐるのが多い。例へば機械などの製作をする工場では、注文主から仕様書を示して見積を請求されると、營業部はこれによつて見積指圖書を作り工場長を経て製作部へ送る。製作部では所要材料、工賃などの大要を計算して見積書を作り工場長と營業部を経て注文主に送るのである。

愈々注文が決定すると直ちに工場長の名で製作命令を發し工事番號を定めて取扱に便利ならしめる。設計係では設計に著手し圖面を作つて工場に送り、また材料表を作つて材料係に送る。材料係では在庫品の有無によつて倉出し、または購入の手續をすると共に、工場消耗品の補充をしなければならぬ。

工作係では圖面が到着すると手帳を定め、諸工具を準備して工事に取りかかり、また購入材料の試験や製品などの検査をするのである。

労働能率と科學的管理 大工場組織の發達は作業を益々分業化して、機械と勞力との關係は愈々複雑になつたので、茲に作業を能率的に進めるために學理を基礎として系統的に研究するやうになつた。これを科學的管理法といふのである。

科學的管理法では先づ労働者の動作が適當であるか否かを時間と動作によつて精密に考究し、各生産工程に對する標準作業高を定めて作業計畫に資するのであるから、優秀職工に就き個々の動作に要する正確な時間を測定して標準作業時間と定め、また作業に必要な身體運動を細微に分解して標準作業法を制定する。これによつて無駄な動作は省かれ、迂遠な動作は改善されて労働能率は増進するのである。更に作業によつて生ずる肉體上及び精神上の疲勞に對してはこれを除く方法と回復する方法とを考究しなければならぬ。

作業計畫 科學的管理法では作業能率を増して品質の改善と生産費の低下を計るため工場組織を變へ、直接製造に當る職工をして専ら製造にのみ従はしめやうとするのである。それには工場を企畫部と現業部とに區別し、企畫部には手帳係、指導係、原價計算係、作業監督係などを置いて作業に必要な一切の材料を整頓せしめ、現業部には準備係、速度係、検査

係、修繕係などを置いて、作業を迅速、正確ならしめるのである。

第二節 産業の合理化

産業の合理化 經濟界の發達は産業を益々分業化したので、各種の工業間でも極めて密接な關係を生ずるに至つた。例へば金屬工業と機械工業、製紙工業と印刷工業のやうに、他の工業者によつて生産された製品を自分の工業の原料または材料として使用することが極めて多い。それで同一の種類で品質形状、大きさなどに就き種々雑多な製品を生産することは生産者及び需要者に取つて好ましいことではない。故に各自の工場内の能率の増進を計ると同時に同業者相互の間でも協力一致して諸種の改革を協定して斷行しなければならぬ。これを産業の合理化といふ。産業の合理化は生産方面と配給方面とに涉り、經營上では不當競争を防止するため聯合または合併し、技術上では製品の單純化を計り、配給を單純化して中間業者を排斥するなど廣範圍に及ぶものであるが、茲には主として技術上の方面のみを説くのである。

我國では昭和五年六月商工省に臨時産業合理局を設置し

てから、民間の各工業者と連絡、提携して着々その目的の達成に努めつゝある。

製品の單純化 産業の合理化で最も重要な事業は規格の統一である。規格統一とは製品の品質、形状、寸法、名稱などを學理に基いて最も適切な標準を定め、また種類を限定して大量生産をなさしめ、品質の向上、生産費の低下と融通性を計り技術的合理化の基礎を作ることである。製品の單純化は工業の振興上重要であると共に工業動員問題に關しても重大な意義を有するものである。

第三節 工業所有權

物品の發明や改良が工業上に貢獻するのは産業革命の例に見ても明らかである。故に何れの國でもこれについて適當な制度を設けてその保護、獎勵の方法を講じてゐる。この制度を工業所有權といふのである。

我國では未だ公知されない新しい物品またはその生産方法を案出したときは、特許法でこれを發明と認め、或は既に存在する物品につき實用的改良や考案を施したときは、實用新案や意匠法で、それら一定の期間を限り商工業に關する利益の獨

占を保有せしめてゐる。そして專賣特許の期間は十五ヶ年を本則とし、追加出願によつて更に九ヶ年を延長することが出来る。實用新案と意匠とは共に十ヶ年を本則とする。又新規などの意味はないが、一定の商品には商標權を與へ、これによつて商品を表示することを認めてゐる。その期間は二十ヶ年を本則とする。

然し我國に於て工業所有權を獲得しても、それを外國で自由に模造して販賣することが出来るとすれば、發明保護の完全を期することが出来ない。それで更に發明、考案を世界的に保護するために、文明各國は萬國工業所有權保護同盟條約といふ條約を締結し、その條約國の國民は他の條約國內で發明特許、實用新案、意匠などに關して、各々其の國民と同様に保護することになつてゐるのである。

第十七編 商業知識

第一章 商業の概念

第一節 商業の意義

商業とは利益を得る目的を以て、生産者と消費者との間に立つて物資の配給を行ひ、需要と供給とを圓滿にする役目を帯びてゐる業である。凡そ人類の生存には衣食住の三つを缺くことは出来ぬ。またこの三つから来る各種需要の全部を一人で生産することも出来ぬ。ところで自分の欲するものゝ中で生産し得ない物を生産者から求め、生産者は之を需要者に分ち、その代償として價値ある物を得るのである。

吾々が居ながらにして必要品を手に入れて、何不自由なく樂しい日常生活を送ることの出来るのは實にこの商業の賜である。故に商業も農業や工業と同様産業中の重要な一部門で、その發達の如何は産業の發展に影響するところ頗る大である。尙の士農工商といつて商業を賤しめたのは、古い時代の思想である。商人たるものはその使命を自覺し、信用を重んじ、徒ら

に利益のみを追はず、國家社會に大に貢獻するところに重點を置かねばならぬ。

第二節 商業の種類

商業の範圍も昔と異り、社會の進歩につれ著しく廣汎となり、次第に分業化して來たが、今その性質上から分類すると凡そ左の如くである。

- 一 主として物資の仕入販賣を營業とする賣買業。
 - 二 貨物の運送を營業とする運送業。
 - 三 貨物の保管を營業とする倉庫業。
 - 四 資金の融通を營業とする金融業。
 - 五 生命財產などに關し不慮の災害を受けたものに對し、その損害を補ふことを營業とする保險業。
 - 六 商事の代理や媒介或は取次をする仲立業。
 - 七 特定の市場を設けて特定品の賣買取引を營業とする取引業。
- またこれを地域によつて分けると、内國商業と外國貿易とに區別される。即ち
- 一 内國商業 内國商業とは國內における商業のことをいひ、賣買の方法によつて左の區別がある。

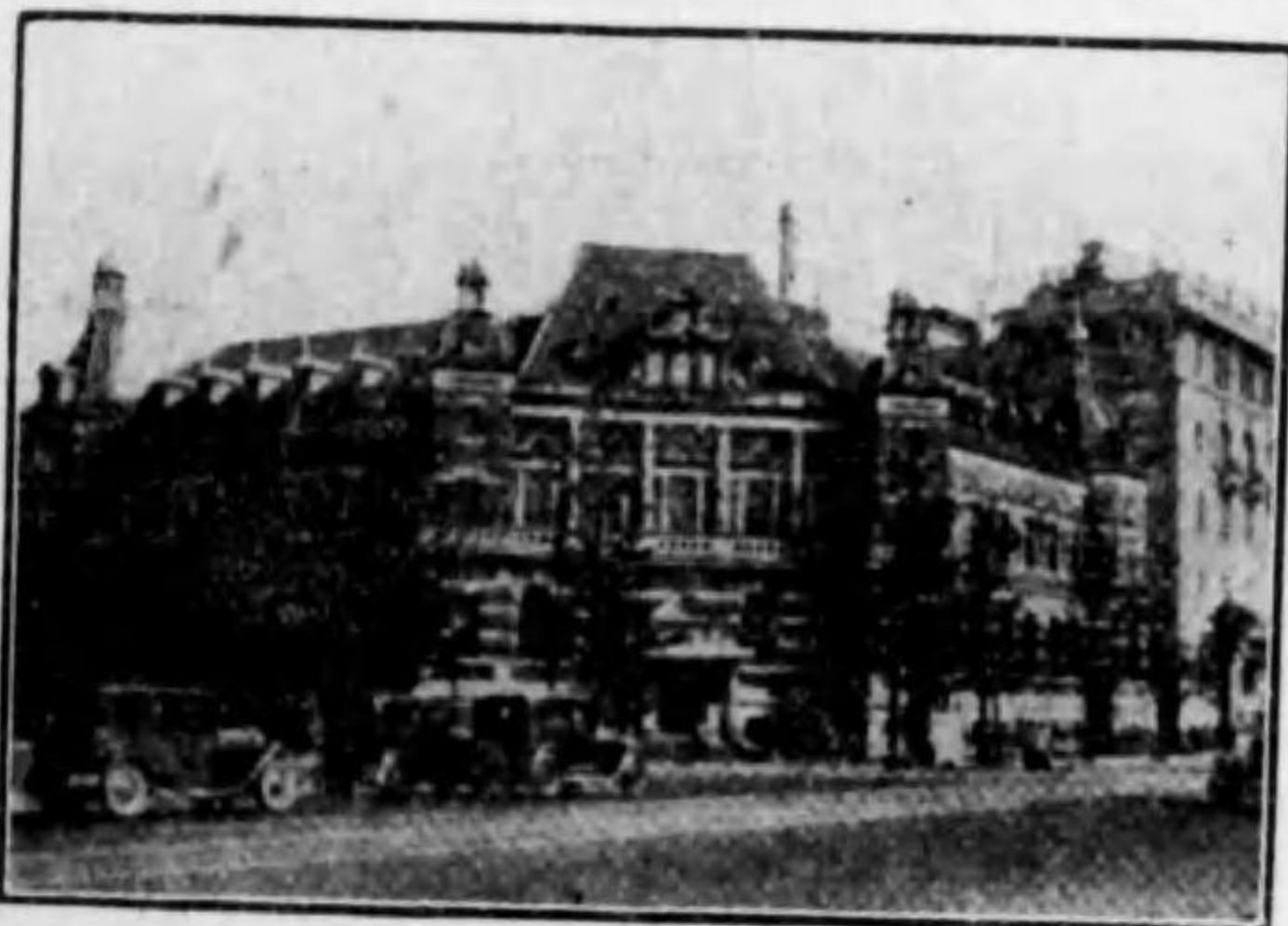
イ 消費者を直接の相手として商賣する小賣。
ロ 生産者から貨物を買入れ小賣商に販賣する卸賣。

二 外國貿易 外國貿易とは國際間に行はれる商業のことである。外國に貨物を賣込むことを輸出、外國から貨物を買入れることを輸入といひ、輸出が輸入より多ければ輸出超過、輸入が輸出より多ければ輸入超過といふのである。貿易の決済は普通爲替で行はれてゐるが、輸入超過となれば現金を輸送しなければならぬから常に輸出の増加を圖るやう心掛けねばならぬ。これがため現代においては、何れの國家でも保護貿易主義即ち輸入品に對して關稅をかけ、國內産業の保護につとめ、貿易を自然の成行に放任して省みなかつた自由貿易主義は、漸次影をひそめるに至つたのである。

第三節 商業の助成機關

商業も亦産業の一部門として農工業に劣らぬ重要な位置におかれてゐる。従つて國家に於ても地方自治體に於ても、これが發達助成に努むるの結果、その機關として左の數種類が置かれてゐる。

商業教育機關 帝國大學の外、商科大學、專門學校、中等程度



の各商工業學校、商業青年學校、實務學校などがあつて夫れ夫れ専門の教育を施してゐる。
商工會議所 商工會議所は商工業に關する利益を圖るため法律上認められた公共團體で、内地、朝鮮、樺太、關東州其他を合せ約百三十ヶ所設けられて居る。商工業に關する知識経験を有する者を選擧東してその議員となし、商工業に關する調査、意見の申告、行政官廳の諮問に對する答申、商工業上の統議の仲裁、商工業の狀況所及び統計の調査を掌つてゐるのである。

商業組合 商業組合は小賣商人の窮境を救済する目的を以て法律において認められたもので、小賣商人がこれを組織する。その事業としては組合員の取扱商品の仕入、保管、運搬其他組合員の營業に關する共同施設、組合員の營業に必

要な資金の貸付、組合員の貯金の受入、價格の協定などが主なる事業である。

工業組合 工業組合は商工大臣が指定した、重要工業品の製造



横濱商工獎勵館陳列所

に従事する工業者が組織するもので、この事業は組合員の製品、原料、設備などの検査其他必要な取締、組合員の必要とする物資の供給又は共同施設、組合員の便宜を圖るための研究、調査、組合員の必要とする資金の貸付及び貯金の受入などである。

同業組合 同業組合は重要物産同業組合法によつて、設置する組合であるが、その目的は營業上の弊害を矯正して、利益を増進するに在るのみで、營利事業が出来ないから、唯商品の

検査、價格の協定などをするのである。これがために同業組合は漸次衰微して、商業組合又は工業組合に變化するものが多いのである。

産業組合 産業組合は組合員の産業またはその經濟の發達を企圖するため、一定の目的を以て設立する社團法人である。而して産業組合はその目的により信用組合、販賣組合、購買組合及利用組合とに區別される。イ 信用組合とは組合員の産業に必要な資金を貸付又は貯金の便宜を得せしめることを目的とする産業組合である。ロ 販賣組合は組合員の生産した物に加工し又は加工せずこれを賣却することを目的とする産業組合である。ハ 購買組合は組合員の産業又は經濟に必要な物を買入れ、これに加工し若しくは加工せずしてこれを生産して組合員に賣却することを目的とする産業組合である。ニ 利用組合は組合員をして、産業又は經濟に必要な設備を利用せしむることを目的とする産業組合である。

商品検査所 商品検査所は商工業者の一定の商品を検査して合格、不合格を検査する所である。例へば生絲検査所、輸出絹織物検査所、花菱検査所の如きである。
商品陳列所 商品陳列所には商工省の設立した商品陳列所の



外各府縣立のものもあり、内外の重要物産を集めて陳列し、商品に關する一般知識の向上につとめることが主要な仕事である。商業興信所、商業興信所は信用告知業の一種で個人または會社組織により、商工業家の財産、營業の狀態を調査し、

閉店、破産、訴訟などの起つた場合は、これを加入者に報告するを業務としてゐる。又銀行會社職員録や人名録なども發行してゐる。



第四節 商業上の無能力者

我國においては何人でも自由に商業を営む權利を有つてゐるが、左の一に當るものは、その本人及び第三者を保護するため法律上商業上の無能力者として特別の制限をしてゐる。

未成年者 未成年者が商業を営むには、親權を行ふ父または母、若しこれが無いときは後見人の許可を受けるか、又は後見人がこれに代つて營むことを要する。但母、繼父または後見人が許可を爲し、またはこれに代つて營むときは、親族會の同意を要し、また區裁判所に登記をすべきものである。

妻 妻が商業を営むには、一家の平和上夫の許可を受けて登記するを要するのである。

禁治産者 禁治産者は心神喪失の狀況にあつて、裁判上禁治産者の宣告を受けて全然無能力者となつてゐるのであるから、自ら商業を営むことは出来ない。然しその後見人が親族會の同意を得ればこれに代つて營むことが出来る。

準禁治産者 準禁治産者は心神耗弱者、聾者、啞者、盲者、浪費者などで、裁判所の宣告を受けた者であるから、商業を営むにも保佐人の同意がなくてはならぬ。

第五節 商業の要素

商人とは、自己の名義を以て商業を営むもの、ことで、生産者と消費者との仲間に立ち、物品の賣買、補助、媒介をするもの、總稱であるが、營業の性質によつて、自然人と共同とに區分される。前者は個人營業を指し、後者は會社、組合、企業、同盟などの法人又は團體營業を指すのである。

商業使用人 商業使用人は少し規模の大きいものになると、營業上必要缺くべからざるものである。何となれば極く小規模のときは單獨で經營することが出来るが、營業が繁榮に赴き、または會社の如きものになると、到底その業務を補佐する者がなくては、營業することが出来ないからである。我國には昔から年期奉公の制度があつて、年少のときより家族的に同居して商業を見習ふ美風があるが、近來はだん／＼この美風が少くなつて來て、今日では多く傭人的になつて了つた。而して商業使用人には支配人、番頭、手代其他の使用人がある。

支配人 支配人は使用人中の最高位を占め、商業上に關する一切のことにつき主人又は會社を代表し、營業の事項をなし

得るのみでなく、他の使用人を選任または解任する權利をも有してゐる。故に支配人を選任したとき又は解任したときは本支店所在地の區裁判所に登記を申請する。そして支配人は自己又は他人のために商業を営むことを禁ぜられてゐる。

番頭手代 兩者共主人または支配人の任免によるもので、或種類を限つて特に定められた事務のみを行ふに過ぎない。出納係とか何々課長とかいふものである。是等は他の業務についての制限もなく、また登記の必要もない。

其他の使用人 下役の使用人などがそれで、主人または支配人より特に委任された外には代理權を有たない。

商業仲介者 商業仲介者とは商取引の代理、媒介或は取次をする者をいふ。これには代理商、仲立人、問屋及び運送取扱人の四種がある。是等の者は勤務を提供して仲介し、その報酬として手数料を得るものである。

代理商 代理商とは特定の商人のために、その商行爲の代理や媒介をする獨立の商人のことをいふのである。これには販賣代理商、仕入代理商、保險代理商、船主代理商、銀行代理商などがある。

仲立人 仲立人は一般に、他人間の商行爲の媒介をすることを

業とする商人である。商人は仲立人によつて容易に適當な取引者を見出し、迅速敏活に取引をすることが出来るのである。仲立人は單純な媒介者であるから、當事者のために支拂などをすることが出来ないのが常則である、仲立人には商品仲立人、手形仲立人、船舶、船貨仲立人、保險仲立人などの種類がある。

問屋 問屋は自分の名で廣く他人のために物品の販賣や買入をなすことを業とする商人である。故に商人は問屋を利用して支店や出張所などを設けずに、容易に他地方で商品の販賣や買入をなすことが出来るのである。問屋は委託された商品の賣買については相手方に對して自ら權利を有し、義務を負ふものであるが、委託者は相手方に對して直接の關係を有しない。

運送取扱人 運送取扱人は自分の名で、物品運送の取次を業とする商人である。運送取扱人は運送品の受取、引渡、保管、運送人または他の運送取扱人の選擇、其他運送に關して、充分の注意を拂はなければならぬ。故に運送品が滅失、毀損または延著したときは、自分またはその使用人が注意を怠らなかつたことを證明しなければ、損害賠償の責任を免れ

商業の組織は公經營組織と私經營組織とに大別することが出来る。公經營組織とは國家が鐵道事業や專賣事業を經營し、都市が電車、電氣、瓦斯事業を經營するが如く、國家または公共團體が經營する場合の組織をいひ、私經營組織とは私人が商業を經營する場合に於ける組織をいふ。私經營組織はこれを個人商業と共同商業とに區別することが出来る、次に専ら私經營組織について説明する。

個人商業 個人商業は一人の企業者が、單獨に經濟上及び法律上の全責任を負つて、商業を営む場合をいふ。個人商業は起源が最も古く、また現今最も廣く行はれてゐるものである。而して個人商業では、その營業上の損益や權利、義務が一身に歸屬するから利己心の發動が最も強く、また他人から制限を受けないから、自由に敏活な活動をなし得る特長がある。然し個人の資力や能力には自ら限度があり、また企業者一身上の事情が直ちに營業の盛衰に影響するので、大資本を要する事業には適しないことは言ふまでもない。こゝに於て初めて共同事業の必要を感じるのである。

共同商業 共同商業は二人以上が共同計算で、商業を經營する場合をいふのである。これには組合、會社及び企業結合な

ることが出来ないものである。

商業資本 商業資本とは商業の經營に用ひられる財貨のことをいふ。この資本は運用状態により流動資本と固定資本との二種に區別される。流動資本とは一回の使用によつて、其効用の全部を失ひ、全く形質を變ずるものをいふ。例へば貨幣、有價證券、商品などがこれである。固定資本とは著しく變化することなく、幾回も使用が出来て、収益をする本源となるものをいふ。例へば營業所、店舗、倉庫、什器、地所、機械などがこれである。

また資本は成立の原因によつて元入資本、借資本、蓄積資本の三種に區別される。元入資本とは債務を負はずに調達した資本をいふ。例へば會社の社員、株主または組合員が投下した基金などである。借入資本とは商人が他人から借入れた資本をいふ。例へば商人が銀行または取引先などから融通を受けた場合の資本などである。蓄積資本とは資本の運用によつて増加蓄積した資本をいふ。例へば積立金、繰越金などの名稱で保留された利益などである。

第六節 商業の組織

組合 組合は二人以上の人々が會社を設けずして、單に約束によつて成立する組織で、營利を目的とするものと然らざるものがある。産業組合は利害關係を等しくする者が、相互の便利を圖り、互に助け合ふ目的で集合した團體で、營利を目的としないのが原則であるが、中には販賣とか購買とかの産業組合もある。商法上の組合は匿名組合で、一人が營業者となつて無限責任を負ひ、他の者は名義を出さずして出資し

第三者に對しても責任を負はず、營業上の損得の負擔のみをするのである。この組合は營業上の資本はあるが事業を営み得ない事情のある者と、事業上の技術はあるが資力の乏しい者とが、互に協力して事業を営むに適するものである。會社 法律上會社を社團法人といつてゐる。個人同様に商業を營むための團體で、民法の社團法人に關する規定及び商法會社法の規定によつて設立せられたもので、設立したときはその登記をしなければならぬ。而して會社には合名、合資、株式及び株式合資會社の四種がある。

合名會社 合名會社は個人營業に近い會社で、無限責任社員のみによつて組織される。無限責任とは會社が破綻した場合、

會社の全財産を以てその損失を償ふことが出来ないとき、各社員が個人の財産全部を投げ出してこれを支辨する責任のことをいふ。従つて合名會社は社會に對する信用が厚い。社員は會社から利益の配當を受け、業務を行ひ、持分の拂戻しを受ける權利を有すると共に、資本を出して業務を行ふべき義務を負ひ、且つ自分または他人のため會社の營業の部類である商行爲をなし、或は同種の營業を目的とする他の會社の無限責任者となることが出来ない。この會社の特色は、小數社員でも容易に成立すること、各社員は親族關係にある親密な間柄であるのが常であるから、團結が鞏固で機敏の商業を営み得るけれども、大事業をなすには適しない。

合資會社 合資會社は合名會社に似てゐるが、これを組織する社員に、人による社員と物による社員との二種ある點が相違してゐる。人による社員とは無限責任社員、物による社員とは有限責任社員のことである。有限責任とは單に資本となるべき財産を出資し、業務執行關係においては帳簿の閲覧、財産の検査、業務の監視などを行ふの外、無限責任社員に如く會社に密接な關係は持たない。従つて會社の營業と同一營業を個人として營むことも出来るし、同種營業の會社の社員と

なることも自由である。

株式會社 株式會社は株主を以て組織し、株主はその株式の額を限度として責任を負ふのである。この點は合名會社が人物に重きを置くのと全然反對であつて、大事業を要する營業に適し、株主の移動が少しも會社に影響しないこと、株主は自由に株券を賣買し得るなどの特色がある。

株式合資會社 株式合資會社は株式會社と合資會社との長所を合せて組織されたもので、無限責任社員は會社を代表して取締役をこの中から選任し、監査役を株主である有限責任社員から選任して、互に抑制することゝなつてゐる。

企業結合 自由競争が激しくなるに従つて事業の經營は次第に困難になつたので、互ひに結合してその利益を維持せんとするものを生ずるに至つた。これを企業結合といふ。企業結合は需要供給を調節し、生産及び經營の費用を節約して、商品に廉價に供給せしめる利益があるが、一方では獨立權を濫用して商品の價格を不當に引上げて、消費者を苦しめる弊害がある。企業結合には企業合同、企業聯合、コンツェルンなどがある。

相互に關聯して、企業が表面上獨立するけれども、實際上は全然合同して一大企業とする組織である。故に經營上一切の事項はトラストの機關で行ひ、市場の實權を獲得して、大規模の經營による利益を収めるのである。

企業聯合(カルテル) この結合は多數の同種企業が各々その獨立を失はず、或る種類の事項について聯合するものである。故にこの結合は各企業の競争を避け、相互に團結してその平和を圖り、團結以外の者に對する競争の能力を増加せんとするものである。これには生産高の制限協定、出荷制限の協定、原料品の共同購入の協定、營業區域分割の協定、販賣條件の協定などがある。

コンツェルン この結合は種々の企業が結合して一體となつて生産、販賣、金融などについて相互に補充し、または援助する組織である。彼の三井合名會社及び三菱合資會社が、それぞれ三井、三菱の全企業を支配してゐるのがその適例である。この結合の勢力は企業合同や企業聯合よりも更に一層強大である。

第七節 商業の施設

商業の施設として擧げるものは營業所、商號、商業帳簿、商業登記、登録及び廣告などである。次にこれを説明する。

營業所 營業所とは商人が營業をする場所をいふ。その位置や構造などは營業の種類と規模によるものであるから、一定することは出来ないが、その設備、什器などは顧客に好感を與へ、且つ執務の能率を増進するやうに意を用ひなければならぬのは勿論である。商人が一個の營業をするために數個の營業所を有つてゐる場合に、その主たる營業所を本店といひ、これに従屬する營業所を支店といふ。また本店や支店の業務の一部を行ふ所出張所といふのである。

商號 商號とは商人が營業について自己を表はすために用ひる名稱をいふ。商人は商號を用ひなければならぬといふ規定がないから、商號を用ひるか否かは商人の自由である。然し會社は必ず合名、合資、株式、株式合資會社などの商號を用ひなければならぬ。而して會社の商號は設立登記と同時に登記すべきものである。

商人はその氏名、屋號、其他如何なる名稱でも商號とすることが出来るが、會社組織でないものは、商號中に會社を意味する文字を用ひてはならぬ。商人が商號を登記するとき

は、同一市町村内で他人が同一の營業につきその商號と同一のものを用ひることが出来ない專用權を得るのである。

商業帳簿 商業帳簿とは商人が營業に關する一切の事項を記載する帳簿をいふ。商人はこれによつて營業上の財産状態と日日の變動を知り、資産、損益などを明かにすることが出来る。また後日紛議の起つた際にはこれを證據となすことも出来るのである。商法においては商人が日記帳、財産目録、貸借對照表を作り、十年間これを保存せしめることにしてゐる。日記帳は日々の取引其他財産に影響すべき一切の事項を記載する帳簿をいひ、財産目録は動産、不動産、債權、債務其他一切の財産の價額を記載する財産の明細帳をいひ、貸借對照表は現に有する諸種の資産と負債とを貸借に分けて記載する財産一覽表をいふ。

尙ほ商人は營業について授受した信書は、商業帳簿と同じく十年間は保存すべきものとしてゐる。

商業登記 商業登記とは商業上の或る事項を公示するため、管轄區裁判所またはその出張所に備へた商業登記簿に登記することをいふ。而して登記すべき事項は次の通りである。一 未成年者や妻が商業を営む場合に關する事項。二 法定代

理人が無能力者のために商業を営む場合に關する事項。三 會社に關する事項。四 商號に關する事項。五 支配人に關する事項。

右の事項中會社に關するものは必ず登記すべきものであるが、其他の事項は登記するか否かはその自由である。然し登記しないと不利の取扱を受けることになる。

登記した事項は裁判所で直ちにこれを官報其他特に定められた新聞紙などに掲載して公告する。斯くして登記は何人に對しても効力を有するのである。

登録 登録とは發明、實用新案、意匠、商標などについて專用權を得るために、商工省特許局に出願して登録原簿に記載せしめることをいふ。

發明 茲にいふ發明とは新規な工業的の發明をいふ。發明者が特許原簿に登録を受けると特許權を取得して、その物を製作使用または擴布する權利を專有する。その期間は十五年であるが、期間満了後更に三ヶ年以上十年迄延長することが出来る。特許品の販賣者は市場を獨占し得るから、商業上にも極めて重要なものである。

實用新案 實用新案とは物品に關する形状、構造または組合せ

に係る實用ある新規の型の工業的の考案をいふ。案出者が實用新案原簿に登録を受けると、實用新案權を取得して、その物を製作、使用、販賣または擴布する權利を專有する。その期間は十ヶ年である。

意匠 意匠とは物品に關する形状、模様、色彩またはその結合に係る新規の工業的の考案をいふ。案出者が意匠原簿に登録を受けると意匠權を取得し、出願の際指定した物品にこれを應用する權利を專有する。その期間は十ヶ年である。

商標 商標とは自己の製品または販賣品であることを表示するために、商品に附ける文字、圖形、記號またはその結合をいふ。商標は商品の品位や特質をも現はすもので、取引上頗る便宜を與へるものである。商人や生産者が商標原簿に商標の登録を受けると商標權を取得し、その指定した商品につき商標を使用する權利を專有する。その期間は二十ヶ年である。

廣告 廣告は商人が自分の營業を一般公衆に知らしめるために用ひる方法手段である。廣告は同業者の競争が激しくなるに従ひ、益々その必要を加へるものである。而して廣告方法の主なるものは新聞、雜誌、看板、陳列窓、廣告塔、引札、定價表、商品目錄、營業案内、樂隊行列、商品陳列所、博覽會

などである。右の中何れが有效であるかは商業の種類とその場合によつて異なるが、一般的に有効なのは新聞や雜誌であることは言ふまでもない。

第二章 賣 買

第一節 賣買の概念とその目的物

賣買は一方から商品を渡し、他方がこれに對して代金を支拂ふ行為である。即ち財貨と貨幣とを交換することを賣買といふ。而して商品の方面から見ると、これを與へるのを賣といひ、これを受けるのを買といふ。他から商品を買入れてこれを賣却する商業を賣買業と稱してゐる。

元來生産と消費とはその人、場所、時期、數量を異にしてゐるから、賣買業者は生産者からその欲する商品を買入れ、必要に応じて保管などを行ひ、これを消費者の欲する數量だけ賣却して生産と消費とを連結するものである。而して賣買の目的物は商品である貨物と有價證券がその主なるものである。

貨物 轉賣の目的で生産された有形財貨を貨物といひ、その物が賣買などの目的物として取扱はれるものを商品といふ。而

して貨物は天産物と工産物、必需品と贅澤品、競争品と獨占品などに分けることが出来る。

1 天産物とは自然物を採取した儘で加工してないものをいふ。例へば米穀、小麦、繭、棉花、羊毛、家畜などの農産物や、木材、薪などの林産物、魚類、海藻などの水産物、鐵礦石炭などの礦産物である。工産物とは自然物に人工を加へたものをいふ。例へば麥粉、綿絲、生絲、鐵材、皮革などのやうに一般消費のために更に加工を必要とする半製品及び織物、陶磁器、營業用什器、機械、石油、文房具などのやうに直接消費の用に供される精製品などである。

ハ必需品とは生活上缺くべからざる商品をいふ。例へば米味噌などの類である。ニ贅澤品とは嗜好や趣味を満足せしめるに過ぎない貨物をいふ。例へば書畫骨董などの類である。必需品は需要の範圍が廣いから損害の危険が割合に少ないが贅澤品は顧客の範圍が狭いから、損害の危険が多いのである。故に贅澤品は利益を多くして賣買されてゐる。

ホ競争品とは其生産や販賣が自由で互に競争の行はれる商品であり、商品の大部分は之に屬する。へ獨占品とは人為的の制度や自然的の事由で、一地方または一個人の獨占する商



公債證書

品をいひ、專賣特許品、政府の專賣品、樟腦などはこれに屬する。競争品の價格は需要供給關係によつて定まるから割合に公平であるが、獨占品の價格は不當に高價なこともある。有價證券 有價證券とは財産上の權利を表示する證券で、その權利を利用するにつき證券を必要とするものをいふ。故に權利の移轉には證券の移轉を伴ふものである。而して有價證券には公債證書、社債券、株券、手形、船荷證券、貨物引換證券、倉庫證券などがあるが、一般に賣買業の目的として取扱はれてゐるものは、公債證書、社債券及び株券などである。

公債の性質 公債は國家の負債借金で國家自身の借金である。公債は國債と府縣や市町村などの借金である地方債とに分れるが、普通に公債といへば國債を指す場合が多い。國家と地方團體とは國民の生活を護り、其福利を増進せしめる必要上種々なる事業を起す場合があるが、其事業については多くの資金を要する。かゝる場合公債を募集してその用途に充當するのである。公債證書は國家または地方團體の借用證券であり、其公債は借金であるから一定の利子が附いてゐる。現今では一般の國債には四分利と五分利との二種あり、地方債には六分利乃至七分利が通例となつてゐる。利子の支拂は公債證書に附いてゐる利札を以てする。

國債の特典 國債に對しては他の有價證券に見られない特典がある。即ち
一 國債の利子には所得税と資本利子税とがかゝらぬ。
二 政府に納入する擔保品または保證金として國債は額面金額のまゝ通用する。
三 國債の利札で支拂期になつてゐるものは現金と同様に郵便貯金とすることも出来るし、租税其他國庫へ納入することも出来る。

四 國債はその額面に記載された番號を日本銀行に登録して置くことが出来る。登録をして置くくと火災、盜難などの場合に自分の所有證券であることを保證してもらへる。
五 國債は他の有價證券よりも確實安全であるため、銀行其他へ有利な擔保品として提供することが出来る。
公債の募集 政府が公債を募集するに際しては、その發行額を幾何にするか、金融市場の有様はどうであるかなどを研究した上、いよく募債が決定すると、日本銀行をしてその折衝に當らしめる。發行の形式は募集、賣出、引受、交付などの方法があるが、この中何れの形式に依るべきかは、その公債

發行の目的如何と、金融市場の状況如何によつて分れる。發行の手続は日本銀行において發行條件其他につき協議するた
め、國債引受のシンヂケート銀行の代表者を集め、條件を提
示し、これを原案として協議を求めらる。こゝで決定
する條件は發行額、償還期限、發行價格、利子の割合、利拂
期保證金、申込開始、拂込期日などで、これが決定すれば次
で發行される順序となる。

内債と外債 國債はこれを募集する場所によつて、内債と外債
との二種となる。内債は國內で募集した國債、外債は外國か
ら募集した國債である。内債が國內の國民に對する國家の借
金であるやうに、外債は外國人に對する國家の借金である。
國債を外債とするか内債にするかについては、當時の國內
や國際的事情や募集する國債の額などによつて定められる。

確定公債と流動公債 國債は確定公債と流動公債に分たれて
ゐる。確定公債は一定の目的に従ひ、豫め發行總額を定め、
償還計畫を立て、發行せられる。流動公債は行政または財
政上の一時的の必要に迫られて募集するが、この流動公債の
中行、政上の目的で募集するものを行政公債といひ、國庫の
一時的不足を補ふための募集を財政公債といふのである。

公債の償還 公債の償還はその支拂期限が來ると、元金の全
部を返さなければならぬが、期限の來ない前に元金の一部ま
たは全部を償還する場合もある。このときは抽籤償還法
によることもあり買入償還法を採ることもある。公債の償
還には自由償還と強制償還との二つの制度がある。前者は
毎年の豫算に公債償還金を計上し、自由に元金を返す方法
であり、後者は法律によつて公債の償還計畫を定め、一定
の元金を返す方法である。

地方債 國家が租税の外に國債を募集しなければならぬ必要が
生ずると同様に、府縣市町村もまた税金の外に公債を募集す
る必要が生ずる。地方自治團體が公債を起すには、内務大臣
及び大藏大臣の許可を受けねばならぬが、國債に比して地方
債は信用の程度が低いから、従つて利子はその割に高くな
る。地方債も國債同様、外國で募集し得るが、この場合は外
國人の間に信用ある自治團體に限られてゐる。内地で募集す
るには銀行、信託會社其他の證券業者に引受を依頼し、その
募集した資金は、税金で一時の入用を充たすことの出來ない
勸業費、土木費、教育費などに充當して行くのである。
社債 社債とは株式會社が事業の擴張、缺損の填補、債務の

振替などに必要な資金を調達するために、一般公衆から募集
した負債をいひ、その應募者に交付する借用證書を社債券
といふ、これには記名式のもの無記名式のものがあるが
實際には無記名式が多いから、それを買受けて所持する者は
直ちに社債權者となるのである。

株券 株券とは株式會社または株式合資會社が株主に交付する
證券で、株主權を表示するものをいふ。株券には記名式のも
のと無記名式のものがある。記名式株券の譲渡は取得者の
氏名住所を會社の株主名簿に記載し、且つその氏名を株券に
記載しなければ株主としての權利を行ふことが出來ぬ。

第二節 賣買業の種類

賣買業は卸賣業と小賣業とに大別することが出来る。
卸賣業 生産者または他の卸賣業者から商品を仕入れて、これ
を他の生産者、卸賣業または小賣業者に販賣する者は卸賣業
である。而してその取扱商品は直接の消費品である場合と
製造用原料である場合とがある。これを營む者を卸賣商と
いつてゐる。

小賣業 生産者や卸賣業者から商品を仕入れて、これを直接消



東京銀行三座越

費者に販賣する者が小賣業である。これを營む者を小賣商と
いつてゐる。而して小賣業には行商や露店商などもあるが
普通のものには店舖を構へて營業する店舖商である。店舖商は
萬屋、單一店、百貨店、連鎖店、分派店、通信販賣店などに
分けられ
てゐる。
萬屋 萬屋
は色々の
商品を少
しづゝ販
賣する商
店で、人
口の極く
少ない田
舎に見受
けられる
が、交通機關の發達するに従ひ次第に衰へてゐる。
單一店 單一店とは同一種類の商品を販賣する商店をいふ。例
へば食料品商、呉服商、洋品商、文房具商などがこれであ

る。

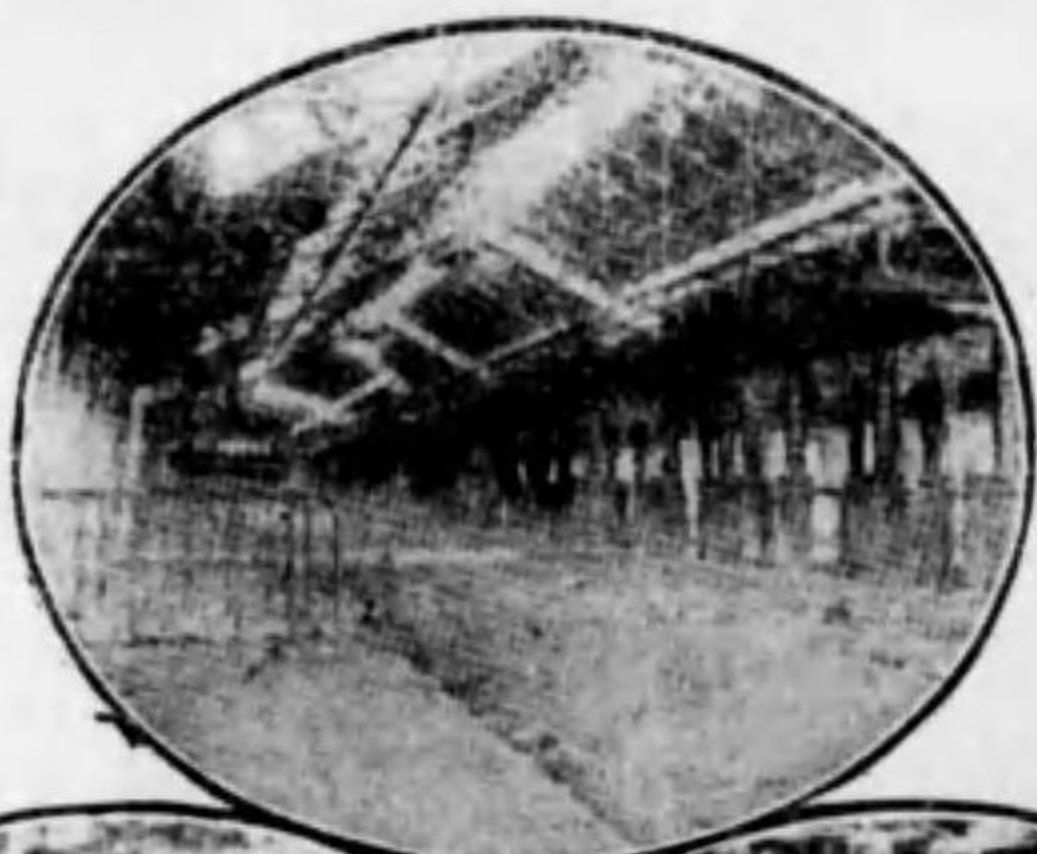
百貨店 百貨店は大店舗を呉服、雜貨、家具、食料品などの部門に分け、それら商品を陳列し、色々の設備をして顧客を引付け、大規模で小賣をする商店である。例へば東京に於ける三越、白木屋、松坂屋、伊勢丹などのやうな百貨店のことをいふ。

連鎖店 連鎖店は獨立してゐる個々の商店が聯盟し、本部の統制の下に組織的に活動して小賣をする商店である。商品は本部で仕入れ、各商店間の商品の過不足を調節し、その賣價、販賣法など一切統一するものである。

分派店 分派店は生産者や商人が各地に多數の分派店を設け、割合に廣い地域に亘つて小賣をする商店である。而して各店の商品は毎月中樞店や最寄の貯蔵所から配付する。その經費は毎月中樞店から支拂ひ、収入は毎月中樞店に持寄り、又は預金口座に拂込まれる方法を取つてゐる。高島屋十銭、二十銭ストアなどはその適例である。

通信販賣店 通信販賣店は通信により地方の者に小賣する商店である。新聞、雑誌などの廣告手段の外、型録、内容見本などを送つて通信で注文を受け、商品は小包郵便などで發送し

に便宜を興へるもので、これには正米市場、青果市場、魚市場などがある。正米取引は米穀取引所でも行はれるが、東京大阪、神戸などには獨立の市場がある。青果市場及び魚市場



市場の内部

東京中央卸賣



場市果青田神京東



場市魚地築京東

代金は振替貯金、代金引換郵便などを利用して支拂を受けるものである。

第三節 賣買取引の場所

賣買取引の行はれる主なる場所は市場と店舗の二つである。而して市場とは一定の場所に、多數の需要者と供給者とが定時に集つて、賣買取引を行ふ所をいひ、これには定日市場と常設市場との二種ある。

定日市場 定日市場は一定の時に一定の場所で開催されるものである。我國兩毛地方で定日に開かれる絹市、織物市、東北地方で開かれる馬市、其他多くの都市に行はれる盆の草市、歳晚の歳市などがこれである。

常設市場 常設市場は毎日定時に開かれる市場である。更にこれを普通市場と取引所の二種に分けることが出来る。普通市場は購買者の資格に制限を設けないが、取引所は一定の資格ある者が集つて特定の商品を賣買取引する市場である。取引所については第五章で説明し、茲には専ら普通市場について説明する。

は全國各地に設けられてゐる。

尙ほ中央卸賣市場は大正十二年に中央卸賣市場法により設置されたもので、大都市における生鮮食料品の中央配給機關をなすものである。その開設には公共團體または民法上の法人が内務大臣の認可を受けなければならぬ。取扱商品は魚類、肉類、鳥類、卵、蔬菜及び果實の六種であるが、事情に應じその中一種または數種を省くことが出来る。卸賣人は手数料主義を取るべきもので、自己の計算で賣買することは出来ぬ。また市場外で類似の商品を卸賣することを禁止されてゐる。買手には別に制限はないが、市場開設者は業務規定によつて賣買をする者に保證金を納めしめ、または卸賣人と小賣人との連絡上必要なときは、仲買人をして賣買に参加せしめることが出来る。開設者は毎日卸賣相場を公表するので、自ら市中の小賣相場の標準となるのである。

店舗 店舗は商人がその營業所として設けたもので、商品を置き顧客を待つて賣買をする所である。而して小賣業の店舗については、特に商品の陳列に注意し、陳列臺、陳列箱、陳列棚などを配置して商品を顧客に示し、その欲する商品を、自由に選擇し得るやうにしなければならぬ。又通行人の注意を

悉くために、陳列窓や看板を以て奇麗に裝飾するを通例とするのである。

多くの店舗が集合して聯合小賣をする場合がある。例へば勸工場、公設市場、マーケットなどがこれである。

第四節 賣買業の經營

賣買業の經營法としては、仕入及び販賣、賣買の仕方などがその主なるものである。

仕入 仕入は販賣の目的で商品を購入することである。仕入が巧妙であると、拙劣であるによつて營業の成績に大なる影響があるから、卸賣業者は市場と商品につき充分の知識を有し、且つ得意先である小賣業者または他の卸賣業者と連絡をとつて適當の商品を仕入れなければならぬ。小賣業者は顧客の購買力や嗜好などを考慮して、その要求に適應するものを仕入れねばならぬ。尙ほ仕入については仕入の時期、仕入の場所、仕入先の信用などに注意すべきである。

商品を仕入れたら販賣價格を決定する。その價格は商品の仕入原價と仕入から販賣に至る迄に要する諸費用との合計額を最低限度として、これに相當の利益を擧げ得る程度に定め

るのである。この決定した販賣價格は定價表などに記載される外、小賣の場合は商品に附記されることが多い。これを正札といひ、またこれを明示せず單に符號で記載したものを符牒といつてゐる。

販賣 販賣は仕入れた商品を顧客に賣ることである。販賣に當つては適當な廣告によつて顧客を誘引する必要があるが、その手段は卸賣業と小賣業とで自から異なるのである。

卸賣業では特種商業専門の雑誌や同業新聞に廣告を掲載する外、相場や市況等に關する書類を得意先に郵送するのである。然し新規開業の場合などには新聞を利用する必要がある。小賣業では陳列、店頭裝飾の外、引札、電柱廣告などをとする。規模の大きいものは更に新聞雑誌、ポスター、小冊子、型録などを利用する必要がある。

販賣方法も卸賣業と小賣業とで異なるのである。卸賣業では得意を迎へまたは電信、電話などによつて取引し、或は外交員を派して注文を受けるのであるが、注文に應じて仕入をなし、また未着商品の賣買を約定することもあるから、引渡の時期、場所、代金の支拂などについて充分の取極めをなすことが必要である。

普通の小賣商は店頭販賣をする外、顧客よりの電話や、時には顧客を訪問して注文を受けてこれを配達し、また通信販賣などの方法によるのである。小賣業は現金賣を通例とするが、俸給生活者などを得意とする場合は、掛賣販賣をする必要がある。

而して賣買の仕方には種々あるが、普通は直接賣買及び間接賣買、相對賣買、競争賣買、羅賣買及び競賣買などがその主なるものである。

直接賣買 直接賣買は自から相手方と直接交渉して行ふ賣買である。その交渉は口頭、電信、電話、書面などである。賣買の申込は買手からするのが通例であるが、賣手からすることもある。この場合に買手が或る一定の期間内になした承諾のみが有効であることを附け加へることがある。斯かる申込みを承諾期間指定申込といひ、その期間内は申込を取消すことは出来ない。買手からの申込を注文といふ。賣買契約が成立したら商品の引渡をするのであるが、若し直ちに引渡さず取引關係を後日に延ばす場合には、證據のために賣買契約書を取交さねばならぬ。

賣主は商品の引渡に當り、買主に向けてその發送を要する

場合は、發達と共に出荷送案内状や送狀を作つて荷受人(買主)に送らねばならぬ。

間接賣買 間接賣買は問屋、代理商、仲立人、取引員などの仲介者によつて行ふ賣買である。この賣買は非常に手数を要する場合、損失の危険が大きい場合、または取引所、正米市場の如く自ら直接に賣買の出来ない場合に行はれるのである。その中最も主なるものは問屋による委託賣買である。

委託賣買には販賣を行ふ委託販賣と、買入を行ふ委託買付との二種ある。委託者が問屋に賣買を委託する場合に賣買價格に制限を附けることがあり、また市場の景況により隨意に賣買せしめることもある。前の場合を指値委託といひ、後の場合を成行委託といふ。

相對賣買 相對賣買は賣方と買方とが各一人で相對して行ふ賣買である。これを引合賣買ともいひ、賣買の大部分はこれに屬するのである。

競争賣買 競争賣買は賣方または買方の何れか一方或は双方が多數人で、價格を競争して行ふ賣買である。この賣買はその方法によつて入札賣買、羅賣買、競賣買の三種に分ける。一入札賣買は商品を賣りまたは買はんとする一人が、多數の

がないときは、買主は何時でも買主に對して受渡を請求することが出来るのである。而して引渡時期の定め方には次のやうなものがある。

即時渡 即時渡は賣買契約の成立すると共に商品物を引渡すものをいふ。

直渡 直渡は賣買契約の成立した後、數日中に商品物を引渡すものをいふ。

近日渡 近日渡は直渡よりも稍々長い期限内に商品物を引渡すものをいふ。

先渡 先渡は延渡ともいひ、代金の受領前一定の期間内隨意のときに引渡すものをいふ。通例は賣主の欲するときに商品物を引渡すものであるが、買主の欲するときに引渡すものもある。

定期渡 定期渡は一定の期間後に商品物を引渡すものをいふ。例へば三ヶ月渡といへば、契約成立のときより滿三ヶ月後に引渡すことになるのである。

到着渡 到着渡は商品の到着を待つてそれを引渡すものをいふ。故に到着渡は通例手許にない商品の賣買に行はれるものである。

引渡の場所 引渡の場所は値段などに影響するから、これも通例賣買契約で定めるが、若し約定がなかつたときは、特定物は契約した場所で引渡し、不特定物は買主の營業所または住所で引渡すことになつてゐる。而して引渡場所の定め方は現場渡、停車場渡、貨車渡、埠頭渡、船渡、甲板渡、本船渡、沖渡などに分れてゐる。

五代金支拂 商品代金の支拂時期は、これを前拂、引換拂、後拂の三種に大別されてゐる。

前拂 前拂とは商品の引渡以前に代金を支拂ふものをいひ、これには全部前拂と一部前拂とがある。彼の手附金などは一部前拂の一種と推定されるもので、買主から豫め賣主に差入れた保證金である。而して賣主が契約の履行に着手するまでは、買主は手附金を拋棄し、買主が履行に着手するまでは、賣主はその倍額を返還して賣買契約を解くことが出来る。

引換拂 引換拂とは商品またはその代表證券の引渡と共に代金を支拂ふものをいふ。而して商品の引渡と同時に現金の支拂をするものを商品引換現金拂といひ、代表證券の引渡と同時に現金の支拂をするものを證券引換現金拂といふのである。

後拂 後拂とは商品物を引渡した後或る期間代金の支拂を延期するものをいふ。例へば月末、益、暮などに現金で支拂ふが如きである。

六 支拂の要具

代金の支拂に當り買主から賣主に交付されるものは通例貨幣手形、小切手などである。然し手形や小切手による支拂は後日買主が貨幣で支拂を履行したとき始めて終了するのである。

貨幣 貨幣は一般交換の媒介をなすもので、實際上貨幣として流通するものを通貨といふ。而して貨幣は硬貨(金屬貨幣)と軟貨(紙幣)の二種に大別されてゐる。

金屬貨幣 金屬貨幣は金屬を材料とする貨幣で、これには本位貨幣と補助貨幣とがある。本位貨幣はその額面價格が貨幣を構成する地金の價值と同一であると共に、法律上通用額に制

限がない貨幣である。補助貨幣は本位貨幣の補助に鑄造された貨幣で、額面價格が實際の價格より高いものであり、且つ法律上通用額に一定の制限がある貨幣である。例へば二十圓十圓、五圓の金貨は本位貨幣であるが、五十錢、二十錢の銀貨、十錢、五錢のニッケル貨、一錢の青銅貨などは補助貨幣であつて、銀貨は十圓、ニッケル貨は五圓、青銅貨は一圓を限つて強制通用力がある。

紙幣 紙幣とは紙を材料とする貨幣をいふ。これには兌換紙幣と不換紙幣とがある。兌換紙幣は何時でも正貨と引換へられる紙幣で、我國では一定の銀行にこれを發行する特權を與へてゐる。不換紙幣とは正貨に引換へられない紙幣のことである。現在不換紙幣は發行されてゐない。

我國で兌換紙幣の發行權を有つてゐる銀行は、日本銀行、臺灣銀行、朝鮮銀行などであるが、臺灣銀行の兌換紙幣は臺灣、朝鮮銀行の兌換紙幣は朝鮮に限り流通するに過ぎない。日本銀行券には一圓、五圓、十圓、二十圓、五十圓、百圓、二百圓の七種、臺灣銀行券には一圓、五圓、十圓、五十圓の四種、朝鮮銀行券には一圓、五圓、十圓、百圓の四種がある。

手形 手形とは一定の金額を一定の時期及び場所において、無

條件で支拂ふことを記載した信用証券(有價証券)のことをいふ。これには爲替手形と約束手形の二種がある。

爲替手形 爲替手形は通例債權者(振出人)が債務者(支拂人)に宛て、額面金額を他の債權者(受取人)へ支拂ふべきことを委託した手形である。例へば甲商人が乙商人より五千圓の商品を買入れた場合に、丙商人に對して五千圓の賣掛金があるときは、甲は丙を支拂人とし、乙を受取人とする爲替手形を振出して、この三人間の債權債務を決済するが如きである。

爲替手形の當事者には、手形を作つて交付する振出人、手形金額を受けるべき受取人、振出人から手形金額の支拂の委託された支拂人(名宛人)の三者が必要である。然しこの三者は必ずしも別人であることを要しないから、振出人は同時に受取人または支拂人を兼ねることも出来るのである。

手形の受取人を記載する方式には、記名式と指圖式の二種がある。記名式は受取人の名稱を明記するものをいひ、指圖式は受取人の名稱の下に「または同人指圖人へ」と記載するものをいふ。

手形の支拂期日を満期日といふ。その定め方により確定日拂、日附後確定日拂、一覽拂、一覽後確定日拂の四種に分か

れてゐる。

確定日拂 確定日拂とは何年何月何日と支拂期日の確定するものをいふ。

日附後確定日拂 日附後確定日拂とは振出の日附から一定の期間を経過した日と定めたものをいふ。例へば日附後六十日拂、日附後三ヶ月拂の如きである。

一覽拂 一覽拂とは手形所持人が手形を支拂人に呈示した日と定めたものをいふ。

一覽後確定日拂 一覽後確定日拂とは手形を支拂人に呈示した後、一定の期間を経過した日と定めたものをいふ。例へば一覽後六十日拂、一覽後一ヶ月拂の如きである。若し手形に満期の記載がないときは一覽拂と看做されるものである。

振出地及び支拂地 振出地とは手形の振出された地域をいひ、支拂地とは手形金額の支拂はれる地域のことをいふ。この地域とは市、町、村などを指したのである。

裏書 裏書とは手形に譲渡の旨を表示して譲受人に交付することをいふ。その方式は被裏書人の名稱と譲渡の文言を認め、裏書人が署名するのを正式とする。被裏書人の記載に當り、單にその名稱を記載するものを記名式裏書といひ、名稱

ものを白地式裏書といふ。

爲替手形の支拂人は支拂を委託されたに過ぎないので、手形の振出によつて直ちに支拂の義務を負ふものではなく、引受をして始めて支拂義務を負ふのである。故に手形所持人は一覽拂手形でない限り、満期日前に支拂人に呈示して引受を求めなければならない。

支拂人が引受をするには手形面に引受の旨と日附を記載して署名し、または單に署名するのである。支拂人が引受をしたときは爾後引受人として手形金額を支拂ふべき義務を負ふのである。

手形所持人が支拂人から引受を拒絶された場合には、その前者に對して遡求權を行つて手形金額の支拂を請求することが出来る。この權利を行ふには直ちに公證人または執達吏に依頼して公式に手形を呈示せしめ、引受拒絶證書を作らしめその日より四日内に自己の裏書人や振出人に對して引受拒絶のあつたことを通知すべきものである。またその通知を受けた各裏書人は二日内に自己の裏書人に通知すべきもので、順次に振出人迄通知が行くのである。

手形所持人は満期日に支拂人に手形を呈示して支拂を請求



爲替手形

上圖は表
下圖は裏

の下に「または同人指圖人へ」と記載するものを指圖式裏書といふ。また被裏書人を指定せずに唯裏書人の署名だけする



約束手形
上圖は表
下圖は裏

とが出来るのである。
手形の支拂が拒絶されたときは、これを不渡といふ。この場合に所持人はその前者に對して遡求權を行つて手形金額及び利息の支拂を請求することが出来る。この場合にも公證人または執達吏に依頼して支拂拒絶證書を作らしめることが必要である。

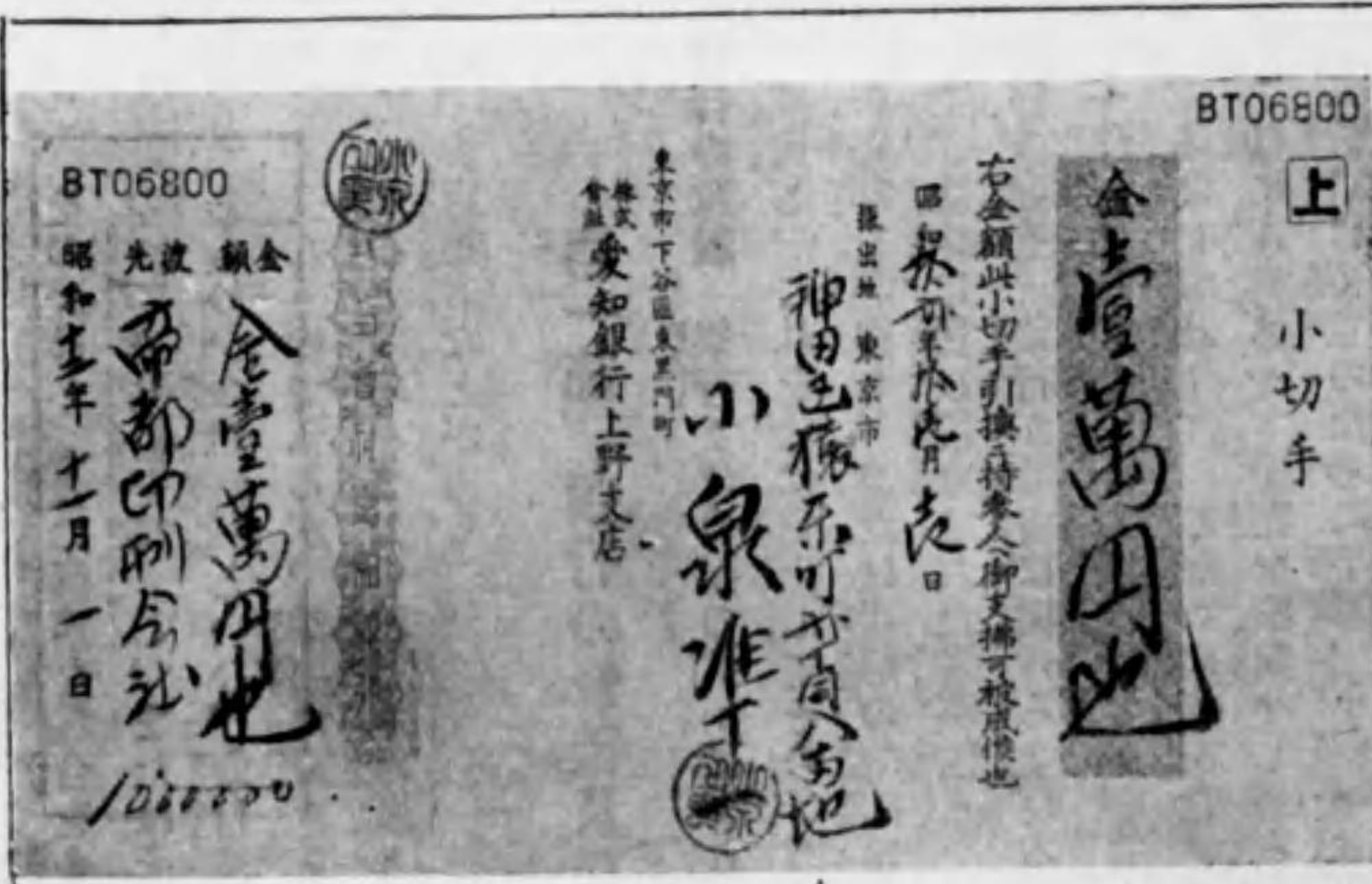
約束手形 約束手形とは債務者(振出人)が債権者(受取人)に宛て、手形面の金額を支拂ふべきことを約束した手形をいふ。例へば甲が乙から商品を買入れ、現金を支拂はずに金千圓の約束手形を乙に交付するが如きである。

受取人の記載や満期日の定め方などは爲替手形の場合と同様であるが、約束手形の振出人は初めから支拂の義務を負ふものであるから、引受といふものはないのである。唯一覽後定期拂の約束手形は一覽日を記載せしめるために呈示を必要とする。其他裏書、支拂拒絶により遡求などについては爲替手形の定めによるものである。

小切手 小切手とは銀行に當座預金を有する者が、一定の金額を引出すために、銀行に宛て、振出した證券をいふ。その當事者は爲替手形と同じく振出人、受取人、支拂人の三者である。

る。

小切手はその形式を記名式、指圖式、無記名式の何れでも



作ることが出来るが、實際上は無記名式のものも多く振出されてゐる。小切手は現金に代用される支拂の用具であるから、當然一覽拂で、呈示期間は振出の日附から十日間である。小切手が呈示されて不渡となつたときは、所持人は爲替手形の場合と同じ様に前者に對し遡求權を行つて小切手金額の支拂を請求することが出来る。

小切手には普通のもの、外に次のやうなものがある。

横線小切手 横線小切手とは小切手の表面の二條の平行線を劃したものをいひ、これを筋引小切手ともいふ。これには普通横線小切手と特別横線小切手とがある。前者はその線内に銀行またはこれと同一の意義を有する文字を記載したもので、支拂銀行は何れかの銀行から小切手を呈示された場合に支拂ひ、後者はその線内に特定の銀行名を記載したもので、支拂銀行はその特定銀行から呈示された場合に限り支拂ふものである。

支拂保證小切手 支拂保證小切手とは支拂銀行が小切手の支拂を保證する旨を記載した小切手をいふ。この小切手は振出人の信用が不明のため、その小切手の流通が思はしくない場合に用ひられるものである。

第三章 銀行

金融とは資金がその供給者から需要者へ移轉すること、資金に對する需要供給の適合する事實をいふ。而して資金に對する需要供給の關聯する一定の範圍を金融市場といふ。金融市場で資金の移動が割合に容易な條件で行はれることを金融緩慢と

いひ、その條件が割合に嚴重な場合を金融逼迫といふ。資金の需要や供給を媒介し、またはその供給をなすことを業務とするものを金融機關といひ、銀行や信託會社などは兩者を併せて營むものであるが、需要に重きを置き、貸金業者などは供給を主眼とする。また金融補助機關として保險會社、證券業者、倉庫業者などがある。

第一節 銀行の意義及び効益

銀行の意義 銀行とは自己の信用により社會公衆から資金を莫集し、これを他に貸出してその受取る利息と支拂ふ利息との差額を利得し、または手形の割引などをして利得するもので、法律に従ひ設立された營利法人をいふ。

銀行の効益 銀行が社會に與へる主なる効益は次の通りである
一 銀行は一般公衆から資金を集め、これを資金の不足してゐる者に貸出して、事業の經營をなさしめるので、資金を有効に運轉させて産業を振興せしめるものである。
二 銀行は得意のために手形、小切手其他代金の取立、支拂事務及び爲替などの事務を取扱ふから、商工業者をして金銭出納の手續や費用を省かしめるものである。

三 銀行は手形、小切手などの流通を盛にし、且つ帳簿上の振替によつて貸借を決済せしめるから、貨幣を授受する手續を省くものである。

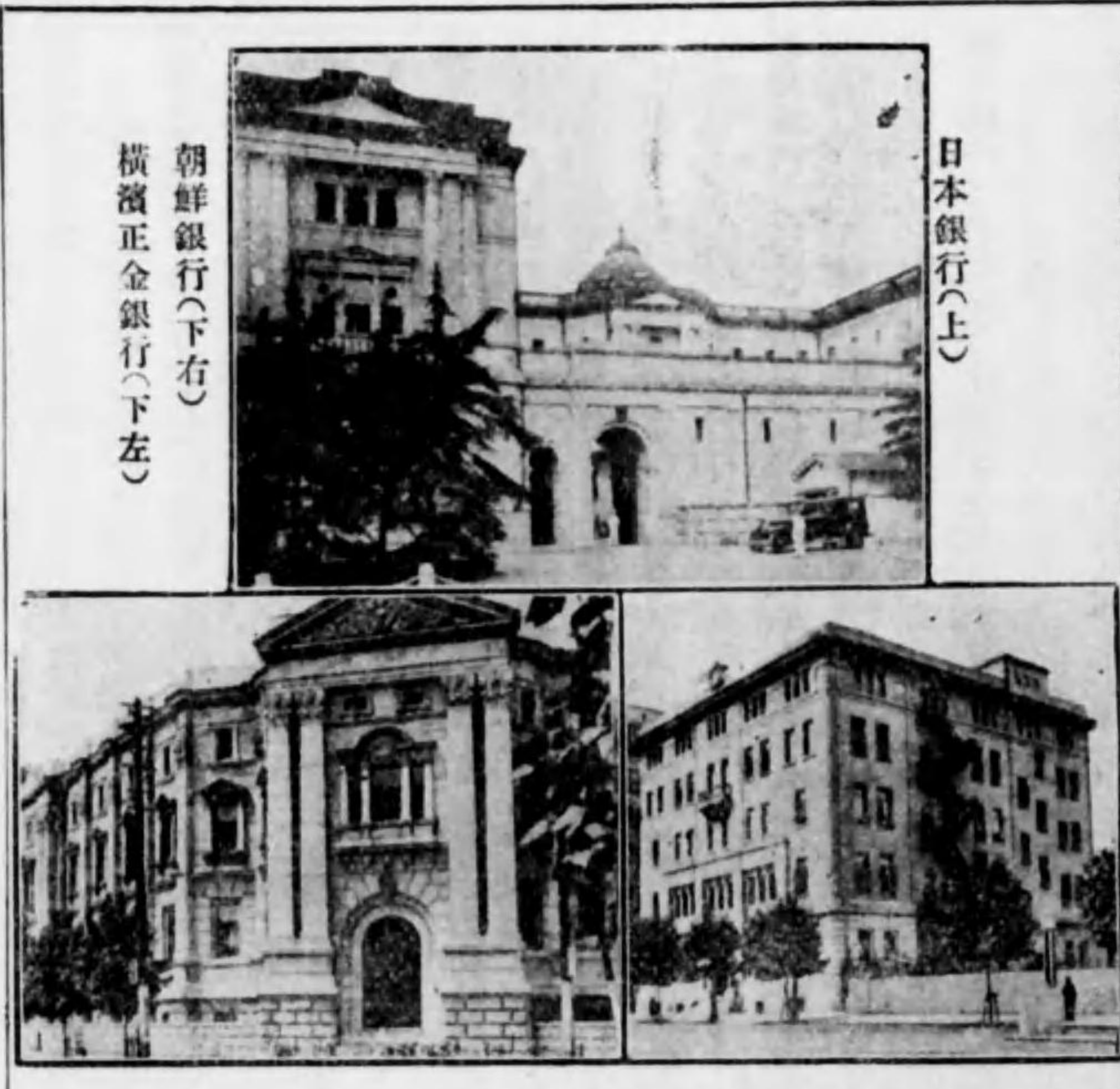
第二節 銀行の種類

銀行は經濟上より商業銀行、貯蓄銀行及び不動産銀行などに分類され、また法制上より普通銀行、貯蓄銀行及び特殊銀行などに分類されてゐる。茲には法制上の銀行のみ説明する。

普通銀行 普通銀行は銀行法によつて、普通一般の金融を營む目的で設立したものであつて、他の銀行に比較してその營業が最も自由である。この銀行は經濟上の商業銀行に當るのである。

貯蓄銀行 貯蓄銀行は貯蓄銀行法により、中流以下の者の貯蓄機關として設立されたもので、國民の勤儉貯蓄を奨励する任務を有つてゐるから、専ら安全と確實を旨とし、營業上諸種の制限を受け、且つ預金拂戻の保證として預金の三分の一以上の金額を國債證券で國庫に供託しなければならぬ。またその重役は預金債權につき連帶して辨済する責任を負はねばならぬのである。

特殊銀行 特殊銀行は特殊の職分を實行するために特別の法律により設立した銀行で、特別の權利を有つて居り。また特別



日本銀行(上)
朝鮮銀行(下右)
横濱正金銀行(下左)

の制限を受けるものである。これには次の九種がある。

日本銀行 日本銀行は我國の中央金融機關として金融を統制する任務を有する銀行で、主として他の銀行から預金を受入れまたはこれに資金を貸出し、また國庫金の出納を掌り、兌換券を發行する特權を有してゐるのである。

横濱正金銀行 横濱正金銀行は外國貿易上の金融を掌る銀行である。主として外國爲替事務を取扱ひ且つ一般銀行業務をも行ふ。毎年二分の低利で日本銀行から二千萬圓以内の融通を受ける特權を有つてゐる。また海外における公債及び官金を取扱ふのである。

日本勸業銀行 日本勸業銀行は不動産の金融を掌る銀行で、農工商業者に対し不動産を擔保として年賦または定期償還法により長期の貸付を行ふ。拂込資本金の十五倍迄増資金の債券を發行して資金を調達する特權を有つてゐるのである。

農工銀行 農工銀行は不動産に關する地方の金融を掌る銀行で、その營業區域内で勸業銀行と略ぼ同様の業務を行ふ。近頃農工銀行は日本勸業銀行に合併されてその支店となつたものが少くない。この銀行は拂込資本金の十五倍迄増資金の債券を發行する特權を有つてゐる。

日本興業銀行 日本興業銀行は工業に資金を供給することを目的とする銀行で、工業の設備や有價証券などを擔保として長期の貸付をなし、または公債、社債、株式の應募や引受をする外、一般の銀行業務をも取扱ふのである。この銀行も拂込資本金の十倍迄債券を發行して資金を調達する特權を有つてゐる。

北海道拓殖銀行 北海道拓殖銀行は北海道及び樺太の拓殖事業に資金を供給することを目的とする銀行で、不動産を抵當として長期の年賦償還貸付を爲し、または社債券の應募や引受けをする外、一般の銀行業務を取扱ふ。この銀行は拂込資本金の十五倍迄債券を發行して資金を調達する特權がある。

臺灣銀行 臺灣銀行は臺灣の中央金融機關としてその金融を統制し一般金融を掌るのである。この銀行は臺灣内に通用する兌換券を發行する特權を有つてゐる。

朝鮮銀行 朝鮮銀行は朝鮮の中央金融機關としてその金融を統制し一般金融を掌るのである。この銀行は朝鮮内に通用する兌換券を發行する特權を有つてゐる。

朝鮮殖産銀行 朝鮮殖産銀行は朝鮮における不動産金融を掌る銀行で、主として農業者に對し不動産を抵當として年賦ま

たは定期償還法により長期の貸付をなし、社債券の應募または引受をする外、一般の銀行業務をも取扱ふ。拂込資本金の十五倍迄債券を發行して資金を調達する特權を有つてゐる。

第三節 預 金

預金とは銀行がその信用によつて一般公衆から請求次第または一定の時期に利子を付けて拂戻すことを約して貨幣を預かることをいふ。而して預金には次の數種がある。

當座預金 當座預金は預金者が小切手で、要求次第直ちに支拂ふ約束で預ける資金である。

故に相當額つた金を銀行に預け、それを自分の金融上に利用するには、當座預金が最も便利であり有益である。當座預金は預金の引出しに小切手を使用することを特色とする。預入れるときは現金でもよく、小切手でもよく、他の手形でもよい。一口の預金高は普通一千圓以上で、乙種銀行ならば五百圓以上でも取扱ふ。銀行に當座預金をすると、預金者に對し銀行から貯蓄通帳と共に小切手帳を渡す。小切手帳は五十枚乃至百枚の小切手用紙が綴つてあり、通帳には預入金高が記入してある。其後引續き預入れるときは、その通帳に預

入れた金額だけづゝ殖えて行く。預金を引出すときは一枚の小切手に引出すだけの金高を記載して銀行に持参すれば、預金通帳を使はずして、その小切手を持参した者に對し、何人にも銀行から額面の金高を支拂ふ。小切手は現金と同様な効果があるからこれを受取つた者は、すぐ現金に引替へなくても、自分の取引銀行に持つて行けば、その銀行は額面だけの金額を小切手を持参した者の通帳に記入して呉れる。こんな都合であるから當座預金者は、小切手帳一冊さへ所持すれば現金を澤山手許に用意して置く必要がないから、商人のやうに金錢の出入の頻繁な者に取つては非常に便利である。商人に當座預金がなく、従つて小切手帳がなければ、毎日多くの現金を用意して置く必要があり、それを支拂ふにも一々數へたり釣銭を出したりする面倒を忍ばねばならぬ。當座預金はこの繁雜を避けるため盛んに商人間に利用されるが、利子は比較的安く、甲種銀行で年利一分八厘見當、乙種銀行で二分二厘見當である。

特別當座預金 特別當座預金は小口當座預金ともいひ、その預り證として特別當座預金通帳を渡し、何時でも要求次第拂戻す約束で預る資金である。故に貯蓄銀行の普通預金と大差は

ないが、貯蓄銀行の普通預金は一口十圓以上十圓以下と制限があるに反し普通銀行は一口十圓以上でなくては預らない。普通銀行は特別當座に對しては利子の單位を十圓とし、預金五十圓以上には利子を附けるが、それ以下には利息は附けない。この點からいへば小額の金を貯蓄の目的で、小口當座や定期預金にするには、普通銀行よりも貯蓄銀行が有利である。

定期預金 定期預金は三ヶ月、六ヶ月、一ケ年など豫め期間を定め、その期間内は引出さない約束で預る資金であるから長期利殖のためにする預金である。銀行はその期間内においては支拂準備金の用意せずに全額を自由に運轉して利殖することが出来るので、その利息は預金中最も高率である。

通知預金 通知預金は預金を引出す場合に三日、五日、一週間など一定の期間前にその旨を銀行に通知する約束で預る資金である。故に通知預金は一時的の利殖のためにするものである。この預金につき銀行は豫め多くの支拂準備金を用意する必要がないので、その利息は當座預金よりも高率であるが定期預金よりも低率である。

預金手形預金 預金手形預金は預金手形といふ無記名式の證券を發行して預る資金をいふ。この預金は現金の保管授受の煩

難を避けるため、一時預入れるもので無利息である。この預金の手続も定期預金や通知預金と同じく、申込書に預金を添へて差出すと、銀行はこれに對して預金手形を渡して呉れる。次に引出す場合にはその裏書に受取の旨を記載し記名調印の上差出せば、これと引換に現金を支拂つて呉れるのである。

別段預金 別段預金は前に述べた以外の種々雑多な性質の預金をいふ。例へば當座勘定のない者の依頼による手形、利息、配當金などの取立金を預る場合などである。この預金には證書を交付するものと交付しないものがあり、また利息を附けるものと附けないものがある。

第四節 貸 出

貸出とは銀行が資金を需要者に融通することをいふ。而して貸出には手形割引と貸付とがある。

一 手形割引

手形割引とは銀行が支拂期日前の手形をその額面から満期日迄の利息を差引いた金額で買取することをいふ。即ち約束手形や爲替手形の所有者は、その支拂期日が来れば、これを現金と引

替へることが出来るが、期日前に現金の必要ある場合にはその手形を銀行へ持参すれば、確實なものならば銀行はその手形を渡された當日から、支拂満期日までの利息を額面から引去り、残金を手形持参者に拂ひ渡すのである。この割引により銀行としては次のやうな利益を受けるのである。

- 一 手形の期間は比較的短いから、割引で貸し與へた金は短期間に回収することが出来る。
- 二 割引は利息を前取りするから、所謂銀行割引で高率になる。
- 三 手形を割引した銀行が預金支拂などで急に現金が必要になつた場合は、再割引によつてその手形を現金に引替へることが出来る。
- 四 手形が萬一不渡りになつても、銀行としては利息だけ前取りしてあるから、損をするにしても、それだけは助かるし殊に手形は規定が嚴重だから他の貸金證書よりも確實性がある。

手形割引は支拂地によつて當所割引及び他所割引の二種とされ、また擔保物の有無によつて無擔保割引及び擔保附割引の二種とされてゐる。

他所割引 他所割引とは手形の支拂地が銀行所在地以外にある手形の割引をいふ。この場合に支拂人所在地の支店または取引銀行に送附して取立てしめなければならぬので割引歩合は稍々高く、場合により取立手数料を請求することもある。

無擔保割引 無擔保割引とは、割引依頼者より擔保品を取らずに對人信用によつて割引することをいふ。これは多く惡意の間に行はれるものである。

擔保附割引 擔保附割引とは手形の不渡に備へるため擔保物を取つてする割引をいふ。手形金額が莫大な場合、または支拂期限が長い場合や、手形當事者の取引關係が不明な場合などには擔保を取ることがある。

二 貸 付

貸付とは銀行が要求次第または一定の期限に返済を受ける約束で資金を融通することをいふ。商業銀行は主に手形割引をするが、手形の流通が充分でない場合には貸付の方法によつて資金を運用する。また不動産銀行や不動産銀行は主に貸付をするのである。而して貸付には證書貸付、手形貸付、當座貸越、コールローンなどがある。

證書貸付 證書貸付とは返済期限と利息とを定め、借用證書

を差入れしめて行ふ貸付をいふ。この貸付は土地や家屋を擔保に取ることが多く、利息は期限に至り元金と同時に返済せしめる約束のものが多いためである。

手形貸付 手形貸付とは借用證書の代りに手形を差入れしめて行ふ貸付をいふ。例へば銀行を受取人として借主の振出した約束手形に對して融通するが如きである。利息は別に拂込ませまたは割引の形式で前拂させるのである。

當座貸越 當座貸越とは當座勘定を開いてゐる者に對し、預金高を超えて小切手の振出を承認する貸付をいふ。即ち當座勘定の残高が少くなれば、原則としてそれ以上の小切手を振出すことは出来ないが、最初小切手を振出す前に、取引銀行と契約して残高が少くなつても、それ以上の小切手を振出すことと承諾を得て置けば、残高以上の小切手を振出すことが出来る。この場合銀行は相當の擔保物を要求し、且つ貸越の金額に對しては一定の利子を取る。若し擔保物がなければ貸越には應じない。だから當座預金を開いてゐる商人は、貸越の場合に備へるため平素から不動産や有價證券などを、擔保として銀行に入れて置けば便利である。

コールローン コールローンとは何時でも返済を請求すること

が出来る約束でなす貸付をいふ。即ち銀行には預金者に對する支拂準備として、どこの銀行でも必要だけの現金を金庫に入れて置くが、この準備金の中にも即日入用なものもあり、または五日乃至一週間には必要のないものもある。その必要のない金を假令短時日とはいへ、金庫内に死蔵して置くことは借しいから、一兩日とか四五日とかの期限で運用貸をしてその間の利子を儲ける。これがコール・マネーで貸方の銀行ではコール・ローン、借方の銀行ではコール・マネーといつてゐる。

我國ではコール・ローンを据置期間の長短によつて翌日物、無條件物、普通物の三種を通例コールといつてゐる。翌日物は貸借の行はれた翌日に返すもの、無條件物は貸借後一日を据置き、貸借當事者の何れからか支拂通知があれば、その翌日に決済されるもの、普通物は貸借があつてから二三日据置かれ、その後通知して翌日に決済するものである。

第五節 爲替

爲替とは隔地者との間でその貸借關係を正貨を輸送せずして決済する方法をいひ、通例爲替手形でなされるものである。爲替

には内國爲替と外國爲替の二種があり、内國爲替は國內の地方間に行はれる爲替で、外國爲替は外國との間に行はれる爲替である。

一 内國爲替

内國爲替は普通銀行が一般に取扱ふ業務である。その取組方法によつて送金爲替と逆爲替との二種となる。

送金爲替 送金爲替は債務者が送金する場合の爲替である。例へば東京の商人甲と乙、大阪の商人丙と丁の四人があるとす。甲は丙に百圓の貸しがあり、丁はまた乙に百圓の貸しがありとする。その上返済の期限が同年同日である場合、丙は甲に百圓を送金し、乙は丁に百圓を送金すれば、お互に貸借は決済されるが、これでは手数と入費とを要するのみでなく送つた金が無事に先方に着いたか何うかといふ懸念もある。そこでこの四人が互に知合ひの間柄であれば、一々送金する面倒を止め、東京の方は乙から甲に百圓を渡し、大阪の方は丙から丁に百圓を渡せば、丁度それで貸借の決済がつくことになる。然し實際にはこのやうに貸借關係が出来てゐる場合は稀であるから、送金して決済をつけねばならぬことになる譯だが、その場合爲替を利用すれば、丁度前に述べ

た甲乙丙丁四人間の貸借關係と同様な作用をするのである。その方法は、丙は甲に百圓を送る代りに、東京某銀行の大阪支店へ行つて、百圓の送金爲替手形を求めするのである。この手形には金額と、手形持參人にその額の金を支拂ふ旨が明記してあるから、丙は現金の代りにこれを送り、甲はそれを受取つて、東京某銀行本店へ持參すれば、現金と引替へることが出来る。

逆爲替 逆爲替は送金爲替と反對に債權者が債務者に宛て、銀行または自己を受取人として振出した爲替手形を銀行が買取り、これを支拂地の銀行に送つて取立てるものである。逆爲替には信用状を用ひるを通例とする。この信用状は一定の期間内に一定の金額を限り、その所持人が發行者またはその指定した者を支拂人として振出した爲替手形に對し融通を與へられたい旨を依頼し、その辨濟について責任を負ふことを記載した書面である。また逆爲替の一種に荷爲替といふものがある。

荷爲替 荷爲替は商人側からいへば、他所の買主に移送した貨物の代金を銀行から前借することであり、銀行側からいへば貨物を擔保として爲替手形の割引をすることになる。例へば

東京の甲商人が、大阪の乙商人へ綿布五千圓を賣つて、それを荷送りするとき、甲から乙に荷爲替手形を振出し、甲はその荷爲替手形を以て、自分の取引銀行に持參して割引を請求すれば、銀行は手形についてゐる送状の綿布の時價を確めた上割引に應ずる。割引の利息は金融界の状況によつて變動があつて、一般に資金の多いときは割引利率は高く、これに反するとき銀行に遊金が多いから利率は低落する。換言すれば割引利率の高いときは、金融界が活氣づいたときであり、低落したときは金融界の緩慢を反影する譯である

二 外國爲替

外國爲替の特徴 外國爲替は貨幣の單位を異にしてゐる國と國との間において、債權債務を決済する方法である。例へば日本の商會が米國の商會から品物を買つた場合、日本の商會はその品物の代金を、米國の貨幣である弗で支拂はねばならぬ。同様に米國の商會が、日本の商會から品物を購入すれば、その代金は日本の貨幣である圓價で支拂はねばならぬ。外國爲替はこの必要に應じ、或國の貨幣と他の或國の貨幣とを取替へて、購入代金の決済をつける場合などに用ひられる方法である。

輸出入の決算 日本の商會が米國の商會から品物を買ふには、代金は弗を以て支拂はねばならぬが、この場合爲替を利用しやうと思へば、日本の商會は自分の取引銀行に保證狀を請求するのである。その保證狀には日本の商會がその品物の代金だけの金は、確かに持つてゐる旨が明記してあるから、日本の商會はこれを外國爲替を取扱ふ銀行へ持参して信用狀を請求するのである。信用狀は一定の金額に對し、その信用狀を發行した銀行が支拂の責任を持つことを保證してある。日本の商會は外國商會にこの信用狀を送り品物の購入を求めないのであるが、米國の商會は銀行の信用狀があるから、安心して注文の品物を發送すると同時に、米國にある日本の銀行の支店に對し、信用狀によつて割引を求め賣つた品物の代金を受取るといふ順序になる。一方米國にある日本の銀行の支店では、日本の商會を支拂人とするその金額の爲替手形を本店に送り、本店からその支拂期日通りに、日本の商會に支拂を請求し、金が商會から銀行に支拂はれて、始めて品物の購入に對する決済がつくので、若し米國の商會が日本の商會から品物を購入した場合、その代金支拂に爲替を利用するときは、右と反對の手續を履めばよい譯である。

である。
國際貸借 外國爲替は國際間の貸借から起つて来るが、國際間の貸借は物品の賣買のときに限つてゐない。國際間に資本の移動したときにも起り、業務を授受したときにも生じて来る。發生の原因には、地金の輸出入や物品の輸出入の如く目に見えるものもあり、外國の公債や社債を買つたり、内國の公社債を外國に賣つたりする資本の移動、移民の送金、船舶の運賃収入、保險などの如く目に見えないものもある。
貿易外勘定 商品の輸出入以外の収入支出を貿易外勘定と稱し、國際間の貸借の上では重要視されてゐるが、その重なるものを受取勘定と支拂勘定とに分つて列擧すれば、受取勘定の方では
 一 海外事業と勞務利益
 二 外國證券の配當と利子
 三 保險關係收入
 四 海運關係收入
 五 外國人の本邦内消費
 六 政府海外收入
 七 本邦人の海外放債回收
 八 外國人の本邦への放債
 などであり、支拂勘定では
 一 經常的支拂
 二 海運關係支拂
 三 外國人の本邦内事業と勞務利益
 四 保險關係支拂
 五 本邦人の海外消費
 六 外債元利拂として政府の海外支拂

一圓に米二升といふ風に解するのである。そこで一圓で二升買へるときよりも三升買へるときの方が、米の値段は安いことになる。換言すれば金の値打が米一升分だけ高くなつたのである。同様に對米爲替四十五弗と四十九弗とを比較すれば百圓について米貨五弗だけ日本の金が高くなり、米國の金はその割合だけ安くなつたことを意味する。支拂勘定は受取勘定の反對で、外貨を元とし、それに對する邦貨の割合を現はすもので、日本の爲替市場では主として受取勘定が用ひられてゐる。

正金建値 横濱正金銀行は外國爲替銀行としては世界で有數な地位を占めてゐるが、この銀行で建てた爲替相場を正金建値と稱し、我爲替市場の標準相場となつてゐる。爲替相場は日本の新聞紙上に發表されるが、その様式は日英ならば、一志十二片十六分の五といふやうに、片以下は分數で表示し、十六分の一を一ポイントと稱して、これを標準に上下する。また日米は弗以下を分數とし、三十二弗八分の五などといふ。日米爲替では八分の一が一ポイントとなつてゐる。
爲替手形の種類 爲替手形には、外貨手形と邦貨手形との二種類がある。前者は外貨で計算し、後者は邦貨を以て支拂ふ。

尙ほ信用狀は一定の金額に對してその支拂を保證し、信用狀を持参した者を、相手方の銀行に紹介する證明書で、確認信用狀と不確認信用狀との二種に分れてゐる。確認信用狀は信用狀を發行した銀行が全責任を負ひ、これを發行して保證した上は取消することが出来ない。不確認信用狀は場合によつては取消することも出来るもので、表面にその旨が記してある。この海外旅行者のために發行する巡回信用狀、旅行信用狀などもある。
クリーンビルと荷付手形 爲替手形は國際間の貸借を決済するために振出されるもので、これが振出された以上は必ず賣買された商品がついてゐるが、中には商品を先に送り、その後から荷物とは別に爲替手形だけが振出されることもある。爲替銀行間では、これをクリーンビルと稱し、爲替手形と共に取引された荷物のついてゐるのを荷付手形といひ、兩者を區別してゐる。然し荷付手形といつても、必ずしも手形に荷物がくつ付いてゐる譯ではなく、現物のあることを證明する鐵道運送保證狀、船荷證券、保險證券などが添へてあればよいのである。

第六節 取立其他

取立 銀行はその得意先や取引銀行に代つて、その委託を受けた手形、小切手、公債、社債などの元利金または株式の配当金などの取立を行つてゐる。

手形交換 銀行が得意先から受入れた他銀行宛の手形や小切手などを一々支拂銀行に持参して取立てるときは、多大の勞費と時間を要し、且つ紛失などの危険を伴ひ、また支拂銀行ではこれに對して相當の支拂準備金を用意して置かねばならぬ不便がある。故に各銀行は毎日一定の時間に一定の場所に集つて互に取立てる手形や小切手類を交換して貸借を決済することにしてゐる。これが所謂手形交換である。而してその手續を行ふ場所を手形交換所といひ、これに加盟してゐる銀行を交換組合銀行といつてゐる。手形交換所は全國の主要な都市に設けられてゐる。

手形、小切手類を交換し、差額を交換戻といひ、この交換戻も現金の授受で決済せずに、各銀行が當座勘定を開いてゐる日本銀行本支店における帳簿上の振替によつて決済するものである。

七本邦人の海外投資

八外國人の本邦投資回収

などであつて、すべて外國爲替の原因となるが、收支關係の如何は爲替相場に影響を與へ、受取勘定が多くなれば爲替相場は高くなり、支拂勘定が多くなれば爲替相場は下落する。

外國爲替の取組法 日本の商會が例へば米國の商會に送金する場合、日本の商會は送るべき金をそのときの相場により銀行に拂込めば、銀行は直に電信を以て米國にある支店に通知する。無論日本の商會の依頼で米國の商會に支拂すべき旨をも通知するのである。一方日本の商會は銀行へ金を拂込むと同時に米國の商會に向ひ電信で、金を送つたから何銀行の支店で受取るやう通知し、これで日本の商會と米國の商會との貸借は決済がつく。若し爲替銀行がその送金する土地に支店を持つてゐない時は、取引銀行(コルレス)を利用するのである。

參着拂 日本の甲商會が外國の乙商會に送金する場合、甲は送るべき外國の金に相當する邦貨を銀行に持参して拂込み一覽拂手形を求め、この手形はそれを持参した者に對し、直に銀行から現金を支拂ふ手形である。甲商會が外國の乙商會に向ひこの一覽拂手形を郵送し、乙商會をして外國

保證預り 銀行が得意先や一般の依頼によつて、貴金屬、有價證券其他の貴重品を保管することを保證預りといつてゐる。右の外銀行は手形の引受、公債、社債などに資金を投下し他人の依頼により公債證券、社債券、株券などの賣買をするものである。

第四章 信託

第一節 信託の概念

信託は信任に基いて、他人の財産を管理處分すること、その條件としては

- 一 信任を基礎とすること
- 二 受託者は他人(受益者)のために財産を管理または處分すること
- 三 一定の目的を達するための財産制度であること

などの三つが含まれる。信託ではその財産を委託(信託)する者を委託者、委託された財産を預る者を受託者といひ、信託によつて利益を得る者を受益者といふ。委託者と受託者は同一人の場合もあり別な場合もある。例へば自分が委託し自分で受益するときは、委託者と受託者とが同一人となり、子供のた

の銀行から現金を受取らしめるものが參着拂である。參着拂で送金すると、現金を銀行に拂込んでから先方が現金を受取るまで相當の日數を費すから、その間の利息を見込む譯で電信爲替よりも利益である。

期間付爲替 支拂人が支拂手形の提示を受け、これを引受けてから、一定の期間を過ぎた後、その金を支拂ふ方法が期間付爲替で、一定の期間は双方の間で申合せ取りきめるが、期間の短いものは三日や十日位のもあり、長いには六ヶ月といふものもある。

法定平價 金貨はこの國へ持つて行つても、金貨であることに變りはないが、その貨幣の單位が國によつて違つてゐるため、いろ／＼面倒な關係を生じて来る。金の値打からいつても、英國の一磅は日本の九圓九十六錢に當り、佛蘭西の一法郎は三十九錢、米國の一弗は二圓一錢、獨逸の一ライヒマルクは四十八錢、支那の銀貨一兩は約一圓三十錢に相當する。この割合は、その貨幣に使つてある材料の量目によつて生ずるもので、日本の貨幣ならば、純金の量目二分を以て價格の單位としこれを圓といつてゐるから、一圓は純金二分の値段である。これを基として米國の貨幣を見ると、米貨一弗に純金

量二十三グレイン二二で、一オンスが四百八十グレインに當るから、純金一オンスの値段は米國の二十弗六七一三八に當りこれを圓貨と比較すると、邦貨百圓は米貨四十九弗八四六に相當する。また英國の貨幣を圓に比較すると、二志零片十六分の九が丁度一圓に當つてゐる。かくの如く法律上定めである標準貨幣の品位量目によつて、國際間の貨幣に相等しい値段を見出したものを法定平價と稱し、實際は英語のパーを以て言ひ現はされてゐる。

正貨現送點 國際間の貨幣の法定平價がわかつて居れば、國と國との貸借關係を決済するには、正貨を持つて行つても好いやうであるが、正貨を送るには多くの費用を要するし、その間の利息もあつて、平均して爲替相場が高くなるから損であり、反對に外國から日本に送つて来れば利益となる。正貨を現送しても損にならぬのは爲替相場が騰つて、平價に運賃と保険料と利息其他を加へても、損にならぬときならばよいので、夫等を合算した數字の點を正貨現送點といふのである。國際間の貸借が、相場が正貨現送點以下に低落し、爲替によつて決済すれば損だと思ふときは、正貨を送つて済ませることが出来るが、これは金の輸出が自由な國のことで、金の

の輸出を禁止されてゐる國では、いかに正貨を送つた方が利益である場合でも、個人は正貨を以て決済することは出来ぬ。外國爲替相場 國際間の貸借を決済するには、金の輸出の自由な國ならば、正貨を以てしても爲替を以てしても好い譯であるが、實際は正貨によらずして外國爲替を利用することが多い。日本から米國に對する債務を支拂ふには、ドル爲替を組まねばならぬし、英國に對しては、ポンド爲替を買はねばならぬ。また外國が日本に支拂ふには圓爲替を用ひねばならぬ。この關係のため日米間にドル爲替を買ふ者が多くて、圓爲替を求める者が少いときは、ドル爲替は騰貴し、圓爲替は下落するが、反對な場合には、圓爲替が高くなつてドル相場が安くなる。爲替相場はかゝる需供の状態如何によつて常に變動してゐる。

受取勘定と支拂勘定 爲替相場は外國の金と日本の金とを交換する割合のこと、對米爲替相場四十九弗といへば、日本の百圓について米貨四十九弗替といふ意味であるが、この相場の建方には、受取勘定と支拂勘定との二つの種類がある。受取勘定は外國の金を受取る方を元とするもので、例へば日本ならば圓貨を土臺として、米貨四十八弗八分の七などと呼び

めに自分が委託してその利益を子供に取らせるときは、委託者と受益者とは別個となる。受託者は信用さへある者ならば、誰がなつても差支ない譯だが、個人を受託者とした場合、その者が死亡其他の事情のため、委託者に迷惑を與へるやうな結果を招き易いから、現今では受託者の多くは法人(會社)となつてゐる。

信託はその目的により私益信託及び公益信託の二種とし、形態により自益信託及び他益信託の二種とする。私益信託とは私益を目的とする信託をいひ、公益信託とは祭祀、宗教、慈善、學術、技藝などの公益を目的とする信託をいふのである。自益信託とは、委託者が自分を受託者として指定する信託をいひ、他益信託とは委託者が他人を受託者として指定する信託をいふのである。

第二節 信託業

信託業を営む者は主務大臣の免許を受けた資本金百萬圓以上の株式會社でなければならぬ。この會社を信託會社といふ。而して信託會社の業務を大別すると固有業務と附隨業務との二種

となる。その固有業務については、信託業法第四條に受託すべき財産種目が明示されてゐる。即ち
一 金錢
二 有價證券
三 金錢債權
四 動産
五 土地及びその定著作物
六 地上權及び土地の賃借權
などの六種で、これ以外の物は信託をなすことは出来ぬが、擔保附社債信託法の規定によつて、擔保附社債に關する信託を營むことが出来る。附隨業務としては

- 一 保護預り
- 二 債務の保證
- 三 不動産賣買の媒介または金錢若しくは不動産の賃借の媒介
- 四 公債、社債若しくは株式の募集、その拂込金の受入または元利金若しくは配當金の支拂の取扱
- 五 財産の取得、管理、處分または賃借、財産の整理または清算、債權の取立、債務の履行

第三節 金錢信託

金錢信託は期間は二ヶ年以上、一口の金高は五百圓以上でなければならぬ。實際信託する場合は、委託者は信託會社の窓口に行き、委託すべき金錢を差出して、金錢信託をしたい旨を申

込めばよい。金銭信託では二ケ年間は元金は引出せないが、利子は毎半年毎に支拂はれるものと、二年後に元利合計で支拂はれるものとあり、一般に銀行の定期預金よりは高率である。

金銭信託はその運用法によつていろいろの種類がある。

一 運用方法を特定する信託は、委託者が必ずその金銭の運用方法を特定するもので、信託會社はその金銭を特定された以外のことに運用することは出来ぬ。例へば委託者がその金で何縣何郡何村の田地を買つて呉れと特定し、會社はこれに従ふ類である。

二 運用方法を指定する信託は、委託者が金銭委託に際し運用を指定するものである。例へば社債に投資して貰ひたいとか土地に投資して貰ひたいとかいふ類で、特定と異なる所は、前者は同じ土地に投資するにしても、何縣何郡何村の土地とその場所をも特定するに反し、後者は單に土地と指定するのみで、土地ならば何處の土地でも差支ないといふ點にある。

三 運用方法に特定や指定のない信託は、委託する金銭の運用を會社に一任するものであるが、この場合信託會社がその金を任意に運用して損をしたとき、或は或程度までの利益を擧げ得ないときは、信託會社は委託者に對し年五分の利益廻りまで補足することを契約することが出来る。

第四節 金銭以外の信託

があるから、現今の信託法では大量取引をなし得る重要財産で、取引所の公定相場あるものに限られ、その中でも僅に米生絲、綿絲の三種だけを選んで、動産信託とすることを許されてゐる。

土地信託 土地信託はその使用法によつて、宅地信託と田畑信託とに分たれる。宅地の信託はその所有權を會社に移し、これが管理及び處分をなさしめるものであるが、會社がこれを保管し運用するには、他人に貸付けて地代を納めることもあり、租税を拂ふこともあり、修理改良する入費を要することもあるから、是等の費用は収入の保管と共に信託する際に委託者と信託者との間に契約が結ばれる。田畑の信託はその所有權を會社に移し、管理處分を託するのであるが、信託したときの契約に基づき、會社はその田畑を耕作して農産物を收穫することもあり、田畑を宅地に變更して、住宅を營むこともあり、また分割して處分することもある。

地上權の信託 地上權とは他人の土地に、建物または竹木の類を所有してゐるため、その土地を使用し得る權利である。この權利を信託するときは、會社が地上權者となつてその土地を使用し、建物を改築したり、木を植ゑかへたり、地上權を

金銭信託期間満了の場合、信託會社が受益者に對し、義務を履行する方法から見ても二種に分つことが出来る。その一は元來が金銭信託であるから、期間満了後、受益者はこれを金銭で受取るものであり、これに對して第二は所謂金銭信託以外の信託である。この方法は委託者が金銭で委託し、受託者がこれを運用して、土地公債など金銭以外の物を得た場合、期間満了後受益者に對し、その物を交付するものである。

有價證券信託 有價證券信託は公債、社債、株式などの所有權を信託會社に移し、管理運用處分せしめるもので、會社は委託された是等の有價證券を運用處分し、その得た所の利益から、最初契約した一定の信託料を差引き残高を受益者に交付するのである。

金銭債權信託 金を貸してあるため、これを回収し得る權利、品物を賣つたためその代金を取立てる權利など、金銭を取立て得る權利を信託するのがこの信託で、信託し得る形式によつて證書金銭債權と手形金銭債權との二種に分たれる。

動産信託 衣類、食料品、工業材料、商品家具、書物、製造品など、所謂品物と稱するものは總て動産であるが、信託會社が是等の動産の一切を受託するといふことは甚だ面倒な事情

處分したりする。
土地の賃借權信託 土地の賃借權とは、土地を借りてゐるがためにその土地を使用し得る權利である。信託で土地の賃借權を信託の目的とするものは、宅地の賃借權と耕地の賃借權である。會社がこれを受託した場合は、契約に基づいて自らその賃借權者となり、土地の信託と略ぼ同様に管理、運用、處分などを行ふ。

第五章 取引所

第一節 取引所の意義及び效益

取引所の意義 取引所は一定の資格を有する者が集り、一定の時刻に特定の方法及び條件で、代替物の取引をなす常設市場をいふ。更にこれを詳しくいへば取引所は取引所法により設立された市場で、一定の方法に従ひ公債、社債、株券などの有價證券や、米穀、綿絲、肥料其他の物品を一定の場所において賣買し、市價と需要供給とを調和せしめて、公定相場を作ることを目的とする市場である。

取引所の效益 取引所には種々の效益があるが、その主なるも

のは次の通りである。

一 取引所は最も完全な設備をして居るから、大量の取引を迅速圓滑に行はしめ、需要と供給との投合を容易にするものである。



東京株式取引所實況

である。

二 取引所は株券其他の有價証券の賣買を迅速に且つ容易にするから、投資に便宜を與へて、株式、公債、社債などの募集を容易ならしめ、事業の經營を助けるものである。

三 取引所は投機取引を行はしめるから、物價の變動を少なくし、最も公平な相場標準を與へ、商工業者の損失を補ひ得るものである。

第二節 取引所の種類及び組織

取引所の種類 取引所はその取引する物品の種類によつて物産

取引所と證券取引所との二種となる。

物産取引所 物産取引所は穀物、棉花、綿絲、生絲、大豆などを取引する取引所で、我國ではこれを商品取引所といふ。而して商品取引所には二種以上の商品を取引するものと、特殊の重要商品を一種類だけ取引するものがある。

証券取引所 証券取引所は公債証券、社債証券、株券などを取引する取引所で、我國ではこれを株式取引所といふ。

取引所の組織 取引所の組織には、會員組織と株式組織との二種がある。

會員組織取引所 會員組織の取引所は定款で定めた一定の會員で成立するものである。會員の出資を以て市場を設置し、會員に限り市場に出入して取引することを得るものである。

株式組織取引所 株式組織取引所は、株主で成立する會社である。故に株金を以て市場を設置し、營利の目的で手数料を徴収するものである。その取引は取引員に限り市場に出入して取引することを得るものである。

我國の取引所は多くは株式組織で、會員組織のものは極めて少ない。取引員または會員は所屬取引所において、他人または自己の計算で賣買取引をすることが出来るもので、取引

所に對して賣買取引に關する一切の責任を負ふべきものである。

第三節 取引の種類

取引所で行ふ賣買取引には實物市場における實物取引と清算市場における清算取引との二種がある。

實物取引 實物取引はその期限の有無や長短に拘らず必ず受渡をなすことを要するもので、差金の授受によつて決済をすることは出来ないものである。

清算取引 清算取引は取引所で定めた一定の期限に受渡を實行すべきものであるが、その期限前に轉賣、買戻をして、差金の授受により決済をなし得るものである。これには更に長期清算取引と短期清算取引との二種がある。

長期清算取引 この取引は賣買契約の締結から履行期限迄の間が長期なものをいふ。その期限は有價証券、米、小麦、大豆、肥料は三ヶ月、大豆粕は五ヶ月、蠶絲、砂糖、澱粉などは六ヶ月、棉花、綿絲、綿布は十二ヶ月を超えることは出来ないことになつてゐる。

短期清算取引 この取引は有價証券についての認められるも

ので、七日以内の短い期限を履行期とするものである。然し決済は賣買成立の日から一ヶ月以内繰延べることを許されてゐる。

取引所の取引は以上の二種であるが、實際は大部分が清算取引で、この取引は投機取引であるから、取引所の取引は殆んど投機取引であるといふことが出来るのである。

第四節 取引の方法

取引所は毎日一定の時刻に市場を開き、會員または取引員をして賣買取引をなさしめる。これを立會といふ。

取引所の賣買立會は、午前と午後の二回に分つて行はれ、午前を相場または本場と稱し、午後の立會を後場または二番といつてゐる。立會最初の相場を寄付、終りの相場を引と稱し、一日の最終の相場を大引といふ。取引方法は立會時間になると、會員または取引員は、取引所員と共に立會場に集まり、一定順序によつて賣買すべき物件の種類及び限月の札を市場に掲げ、これに對し各月に向つて、先づ當限の賣買より初め、同一物件に對して、中限、先限と二つづつ取引を行ふ。このとき各賣買者は自分の希望する物件を相手方に求め、賣買が成立すればこ

れを取引員の手によつて帳簿に記載し、その受渡期日に至つて決済をつけるのである。

第六章 保 險

第一節 保險の意義及び效益

保險の意義 保險とは偶然な事故によつて生ずる財産上の損害を補ふため、同一の危険を自覺する多數人が協力して相互を補填する制度をいふ。而して財産上の損害を生ずる偶然の事故には死亡、洪水、暴風雨其他種々の災害がある。我々は日常是等の危険に襲はれてゐるから、相互に救済せんとする自覺をなす者が多數協力するに及んで保險は成立するに至つたものである。

保險の効益 保險には次の如き効益がある。

一 保險は偶然の事故によつて生じた財産上の損害を速かに補ふから、經濟上の活動を確實ならしめ、その發達を助けるものである。

二 被保險者は保險料を支拂ひ、事故が発生した場合に保險金を取るから、一種の貯金法といふことが出来る。然も中途

解約すると既に拂込んだ保險料を損失するので、普通の貯金法よりも幾分か強制的になる利益がある。

三 保險料として拂込んだ資金は、有價證券其他に投下され、更に生産の目的に利用されて、その事業を補助することになる。

四 貨物を保險に付けるとその信用を高めて金融を圓滑ならしめ、また人が生命保險に加入すると、その人的信用を高めて貸借其他について種々の便宜を得ることがある。

第二節 保險の組織

保險は相互保險または營利保險の形式で經營されてゐる。

相互保險 相互保險とは同種の危険を自覺する人が多數共同して保險料を出し、これで實際事故に遇つた者に財産上の損害を補填するものをいふ。故にこの保險は被保險者相互の共同事業で、營利を目的となさない。若し剩餘を生じたときはこれを分配し、不足したときはこれを追徴するのである。我國で相互保險は相互會社の組織によることになつてゐる。

營利保險 營利保險とは保險者が一般公衆から加入者を募集して保險契約を結び、報酬として保險料を受け、これで保險金

及び經營の費用を支拂し、その剩餘を利用するもので、營利主義で經營される保險をいふ。我國では營利保險會社は株式組織によることになつてゐる。

第三節 保險の種類

保險は人保險及び財産保險の二種に大別することが出来る。

また人保險は生命保險、徵兵保險、疾病保險、傷害保險、癩疾保險、出産保險、失業保險などに分類され、財産保險は火災保險、運搬保險、收穫保險、家畜保險、信用保險、盜難保險などに分類することが出来るのである。次に一般に行はれてゐる生命保險、火災保險及び海上保險などについて概説する。

生命保險 生命保險とは人の死亡または生存に對して一定の金額を支拂ふ保險をいふ。この保險は將來における經濟生活の不安を除き、または長壽の費用、葬式などの費用を支拂ふ目的に對して、金銭上の必要を充すことを得せしめるものである。この保險は更に死亡保險、生存保險、混合保險などに分れてゐる。

死亡保險 死亡保險は被保險者の死亡した場合に保險金を支拂ふもので、契約の際に身體を診査するのが通例である。然し

近頃普通保險に加入し得ない病弱者のみを被保險者とする弱體保險なるものが出来てゐる。

生存保險 生存保險とは被保險者が一定の年齢迄生存すると、保險金を支拂ふもので、長壽保險、學資保險、嫁資保險などはこれに屬するのである。

混合保險 混合保險は被保險者が一定の年齢に達して生存するとき及びその以前に死亡したときに保險金を支拂ふもので、我國で養老保險と稱するものはこの保險のことである。

火災保險 火災保險とは火災によつて生ずる損害を填補する保險をいふ。火災保險における保險の目的となるものは不動産と動産とである。不動産とは家屋、工場、倉庫、森林などで、動産とは商品、什器、機械、器具、原料品、家具、家財などである。

火災保險は契約方法により普通保險及び特殊保險の二種とされてゐる。

普通保險 普通保險とは保險期間を一ケ年として契約するものをいひ、家屋其他の建築物について多く行はれるものである。

特殊保險 特殊保險とは普通保險以外の特殊のものをいひ、短期保險、長期保險、臨時保險、日歩保險などがある。

短期保険は保険期間を一ケ年以内として契約するもので、保険料は特定された短期料率によるのが通例である。長期保険は保険期間を一ケ年以上として契約するものである。臨時保険は臨時に短期間特殊の物品に對して契約するもので、保険料は臨時に協定する。日歩保険は保険の目的物の數量が常に増加または減少して、豫め確定し得ないものに對して契約されるものである。例へば倉庫業者の倉庫に保管中の商品を一括して保険契約をなし、日々の在庫高を保険者に通知し日歩で保険料を支拂ふが如きである。

海上保険 海上保険とは航海に關する事故によつて生ずる一切の損害を填補する保険をいふ。この保険における保険の目的は船舶、運賃、積荷、豫期利益などである。

航海に關する事故によつて生ずる損害は、その程度により全損と分損の二種とする。全損とは船舶または積荷が遭難のために全滅して形跡を留めない場合や、その程度に至らないが、損害が甚しくして修繕回復の見込がない場合をいひ、分損とは船舶または積荷が被れる一部の損害をいひ、これを更に共同海損と單獨海損とに區別する。共同海損とは船長が船舶及び積荷をして共同の危険を免れしめるため、船舶または

荷物についてなした處分から生じた損害または費用をいひ、その被害物の所有者のみならず、これがために利益を受けた者が共同して負擔するものである。また單獨海損とは共同海損以外の海損をいひ、被害者のみが單獨に負擔すべきものである。

第七章 倉庫

第一節 倉庫の意義及び効益

倉庫の意義 倉庫とは物品を保管する設備をいひ、倉庫を建設して他人の寄託に應じて物品の保管を營業とするものを倉庫業といふのである。

昔時商工業が幼稚な時代では、商工業者が商品を保管するために自家に倉庫を持たねばならなかつたが、現今では倉庫業を専門にする者があつて商工業者に多大な便益を與へてゐるのである。

倉庫の効益 倉庫は次のやうな効益がある。

一 倉庫業者は僅かな保管料で物品の寄託を引受けるから、商工業者は自ら倉庫を建設して資本を固定させる必要がなくな

冷蔵倉庫 冷蔵倉庫は冷却装置をなし、肉類、魚類、果實、野菜類、鶏卵などの腐敗し易い貨物を保管する倉庫をいふ。

繭倉庫 繭倉庫は繭を専門に保管する倉庫である。繭は多く乾燥して保管する。この倉庫は生繭取引に伴ふ弊害を防ぎ、繭の取引を合理化するものである。

保税倉庫 保税倉庫は主に輸入手續未済の貨物を藏置する倉庫である。この倉庫は外國貿易上必要なもので、倉庫本來の効益の外外國貿易上特別な効益を與へる、保税倉庫には官設のものとして私設のものがある。

米穀倉庫 米穀倉庫は専ら米穀を保管する倉庫である。多く農業地にあるが、米穀法及び米穀統制法により受入れて保管するため設置したものは東京、大阪など全國の樞要地にある。

農業倉庫 農業倉庫は農家及び地主のために農産物などの保管をする倉庫である。その目的は農業の指導、改良、發達を助成するにあるので、營利のために事業をなすものではない。故にこれを經營し得るものは産業組合、農會、公共團體などである。然し實際は殆んど産業組合が經營してゐる。

第三節 倉庫業

また倉庫の維持に要する費用を省くことが出来る。

二 倉庫業者は寄託者に倉庫證券を交付するから、その所持人はそれによつて在庫品を迅速に賣買し、または質入して容易に金融を得ることが出来る。

三 倉庫業者は専門の知識を有し、その評價が正確であるから金融業者はこれに對し安心して融通し、その放資の範圍を擴大することが出来る。

四 倉庫業者は交通機關と連絡して貨物の揚卸、出入、荷造など倉庫に入れる迄の事務を行ひ、運搬に多大の便宜を與へるから、運送業者は運送品の停滯を防ぎ、その責任を軽くすることが出来る。

第二節 倉庫の種類

倉庫は種々に分類されるが、保管の目的物により一般倉庫と特別倉庫の二種となる。

一般倉庫 一般倉庫とは最も普通のもので、各種の貨物を保管する倉庫をいふ。

特別倉庫 特別倉庫とは特殊の種類貨物に限つて保管する倉庫をいひ、これには次の五種がある。

倉庫業は倉庫を建設し、保管料を得て物品を保管することを營業とする。而して倉庫の位置は貨物の集散地が最も適當である。その構造は火災、地震、盜難などに堪へる堅牢なものであつて、空氣の流通、悪疫の豫防などについて充分の設備があり、且つ出入庫に便利なやうに注意することを要する。倉庫業者はその附隨事業として火災保險の取扱、代金、運賃などの取立貨物の轉送などをしてゐる。

保管 保管とは貨物を保存管理することである。倉庫業本來の業務である。その保管期間は豫め定められるが、通例であるが、貨主は満期日前に自由に出入庫することが出来る。若しその定めがないときは六ヶ月間とするのである。

倉庫業者はその受寄物（保管貨物）に對し、善良な管理者の注意で保管しなければならぬ。貨物の滅失、毀損については自己または使用人が保管に關し注意を怠らなかつたことを證明しなければ、損害賠償の責任を免れることが出来ないものである。

入庫及び出庫 貨物を入庫するには寄託申込書に必要な事項を記載して差出す。營業係はこれによつて貨物及び倉庫を調べ受託し入庫指圖書を交付する。寄託者は貨物に適當の荷造

をして、入庫指圖書と共にこれを送致する。現場係は指圖書により貨物を検査して庫入し、その旨を營業係に報告する。營業係は帳簿にその要領を記入した上、貨物保管預證を發行し、または寄託者の請求によつて倉庫證券を發行する。倉庫證券は保管貨物を代表する有價證券で、これを裏書讓渡することが出来る。商法は倉庫證券の外に預證券と質入證券の二枚から成るものと認めてゐる。然し實際は倉庫證券が廣く用ひられ、預證券及び質入證券は殆んど發行されないものである。

寄託貨物を出庫するには出庫請求書に要件を記入し、これに貨物保管預證または倉庫證券を添へて差出すのである。若し倉庫證券を以て寄託貨物を買入してある場合は、質權者に債務を辨済して倉庫證券を取戻してから出庫の請求手續をするのである。

保管料 保管料とは倉庫業者が貨物保管の報酬として寄託者から受ける金銭をいひ、これを倉敷料ともいふ。保管料は豫め決定した保管料率による。而して保管料率には貨物の價格による従價率、貨物の重量、容積による従量率、貨物の個數による單個率の三種がある。保管料は受寄貨物を出庫す

るときは支拂ふのが通例であるが、特約によつてその支拂時期を定めることが出来る。また常得意に對しては保管料通帳を渡して置き、毎月末其他定時にその請求をなすことが多いのである。

第八章 外國貿易

第一節 外國貿易

外國貿易とは外國との間に行はれる商品の賣買取手をいひ、その營業者を外國貿易業者といふ。

外國貿易は輸出貿易と輸入貿易とに區別され、輸出貿易は外國に貨物を販賣すること、輸入貿易は外國から貨物を購入することである。

外國貿易はこれを行ふ方法により直接貿易と間接貿易との二種に分けることが出来る。直接貿易はその國の商人が自ら直接に行ふ貿易で、間接貿易は外國人の手を経て行はれる貿易である。現今は殆ど直接貿易である。

右の外に通過貿易といふものがある。これは甲國の貨物が自國を經由して乙國に輸送される場合に、その通過の過程を指し

ていふのである。通過貿易は單に地理上の關係によつて起る場合と、その國にある商人が外國商人と取引したために生ずる場合とがある。何れにしても通過貿易の行はれる國は運賃、保險料、保管料、荷造費、加工賃などを收めることが多いので、各國共にこれを獎勵して保税倉庫、保税工場などの便利な方法を設けられてゐる。

第二節 外國貿易に關する施設

税關 税關とは外國貿易に關する事務を掌る官廳をいひ、貨物の輸出入及び船舶の出入港を取締り、且つこれに附隨する諸種の事務を取扱ふところで、多くは海港または陸接の國境に設置されてゐる。

我國では内地を六税關區域に分け、横濱、神戸、大阪、門司、長崎、函館に置き、各區域内の開港場などに税關支所、出張所を設けてゐる。

- 一 關稅、噸稅及び稅關諸收入に關する事項。
- 二 保税倉庫、保税工場其他の保税地域に關する事項。
- 三 船舶、航空機及び貨物の取締並に貨物の收容に關する事項。
- 四 關稅法及び噸稅法犯則者の處分に關する事項。

五輸出入貨物の戻税及び交付金に關する事項。
六運送通路の取締に關する事項。
七輸入の砂糖、織物の消費税、骨牌の課税に關する事項。
朝鮮、臺灣における税關はそれ／＼朝鮮總督府、臺灣總督府の監理に屬し、その事務は内地税關におけると多少異なるものがある。



横濱税關

検査所、神戸の花菱検査所がある。また府縣の輸出羽二重、雜穀、蠶種などの検査所、同業組合の燐寸、眞田、織物などの検査所がある。

商品検査所

商品検査所とは商品の品質、等級などに關して一定の検査を行ひ、粗悪品、不正品の輸出を防止して、其商品の信用を維持する目的で設置された機關である。官設のものには横濱の生絲検査所、神戸の花菱検査所がある。また府縣の輸出羽二重、雜穀、蠶種などの検査所、同業組合の燐寸、眞田、織物などの検査所がある。



税倉庫 保税倉庫は主に輸入手續の未済な貨物を藏置する倉庫で、外國貿易につき特殊の効用をなすものである。即ち外國から輸入された貨物は保税地域に搬入後七日以内に引取らねばならぬのであるが、保税倉庫があるところ、その貨物をこれに寄託し、税關長の許可した範圍で貨物の改装や仕分其他の納入をして、市場の状況を觀察し、その模様により輸入税を納めて内地で販賣し、またはその證券で貨物を賣却し、買主をして貨物引取に際し輸入税を納め、輸入手續をさせ、その儘外國に積戻すことも出来るのである。
保税倉庫には官設保税倉庫と私設保税倉庫の二種がある。前者は税關に附屬するが、後者は民營で税關長の許可を得

て開業するもので、共に税關長の嚴重なる監督を受けることになつてゐる。

保税工場 保税工場は外國貨物に加工しまたはこれを原料として製造をなし、或は外國貨物の改装、仕分其他の納入をする工場である。この工場に於ける作業の原料には内國貨物をも使用し得る。而して外國貨物と内國貨物とを使用して出来た貨物は外國貨物とされる。保税工場に藏置中の貨物は、保税倉庫に在る貨物と同じく實際引取る迄、輸入税の納付を猶豫される利益がある。

保税工場にも官設保税工場と私設保税工場との二種あり、後者の許可や兩工場の監督などは保税倉庫の場合と略ぼ同様である。

第三節 取引の方法

既に外國に取引先がある場合は格別であるが、初めて貿易をする場合には商務官、領事、爲替銀行、商工會議所などに照會し、或は商工人名録で取引先の商店を求め、興信所の調査報告を受けてからこれと取引の開始について交渉し、豫め取引上の一般事項を協定すべきである。

外國貿易では取引の申込は承諾期間を附してなされるのが多く、申込に對して承諾の通知をする取引が成立する。是等の申込、承諾は多く電報でなされるから、改めて注文書または注文書などで確認することを要するのである。

賣主は注文書について、税關手續を済ませてから船會社に交渉し、船積すると共に、積荷につき保險會社と保險契約を締結するのである。

右の手續を終ると同時に送状を作成し、船積書類と共に荷受人(注文者)に送付する。この送状を船積送状といふ。米國及び南米諸國では、一定金額以上の商品を輸入する場合に、是等の諸國から積出港に派遣された領事の證明送状を要求するから、これを作成して荷受人(注文者)に送附しなければならぬ。尚ほまた輸出貨物が、輸入國で協定税率の恩惠を受ける物であれば、製産原地證明書をも荷受人に送らねばならぬのである。

第四節 税關手續

税關手續の主なるものは輸出手續、輸入手續異議及び訴願、税關貨物取扱人などである。次にこれを説明する。

輸出手續 輸出とは内國貨物を税關手續をなして外國に發送することである。貨物を輸出するには先づ輸出申告書に積載すべき船舶の名稱、國籍、貨物の記號、番號、品名、箇數、數量價格、仕向港及び仕向地などの事項を記載して税關に差出し、輸出免許狀の交付を受け、貨物取締の税關監吏の認可を得て船積するのである。

輸入手續 輸入は外國貨物を税關手續をなして内國に引取ることである。貨物を輸入するには先づ船長から積荷目録が税關に差出されるのを待つて、税關指定の場所に貨物を陸揚した後税關手續をするのである。即ち輸入申告書に積載船舶の名稱、國籍、貨物の仕入地、積出地、産出地または製造地、記號、番號、品名、箇數、數量及び價格などの事項を記載し、これに仕入地で作成した賣渡人の署名ある仕入書を添附して税關に差出すのである。税關ではその申告書と積荷目録と照合した上、貨物を検査、鑑定してその旨を申告書に記入し、有税品であるときは税額を定めて納税告知書を申告者に交付する。申告者はこれにより税金を納付してその領收書を受取りこれを税關に差出して輸入免許狀を受け、これを貨物係に示し貨物の外部に検印を受けて貨物を引取るのである。

異議及び訴願 異議とは行政官廳の處分に對して不服ある場合に、その官廳に處分の取消や變更を求むることをいひ、訴願とは行政官廳の處分に對し不服ある場合に、その上級の官廳に處分の取消又は變更を求むることをいふのである。

我關税法は税關長の關稅賦課に關する處分に不服あるときは、貨物の引取前に處分を受けた日から二十日以内に、書を以て異議の申立をなし得るものとして居る。又この異議に對する税關長の裁決に對し不服あるときは、處分後六十日以内に書を以て、大藏大臣に訴願をなすことを認めてゐる。

税關貨物取扱人 この取扱人は自分または荷主の名義を以て輸出入貨物の通關手續をなし、手数料を受けることを業とする者である。税關手續は頗る煩雜であるから、不慣れの者は、徒に時間と勞力を費し、或は意外の誤りを起して損害を招くことがある。税關取扱人はこの不便や不利を避けて貨物の引取、發送を敏速ならしめ、貿易上大きな利便を與へるものである。

第十八編 書信知識

第一章 書信の目的

故楊牛博士は「文は人なり」といつた。この上蛇足を加へるの必要はない。自己の意思を完全に表示すべき文章は、その目的によつて千差萬別で記事文、論說、小説、戯曲、詩歌俳句、叙景、抒情、祝賀、弔祭等細かく分けると色々あるが、茲には我々の日常の生活に、最も密接な交渉を持つ書信即ち實用文に關する様式、作法、注意等を説明するに止める。

第一に肝腎なのはその目的で、書信は取りも直さず自分が口でいふべき要談を、筆に托するものであるから、一度の書信で完全に、その要用の足りるやうにしなければならぬ。

露伴博士は「實用文は地圖の如く、美文は風景畫の如し」といつた。地圖は徹頭徹尾、明瞭正確といふことを重んずる。地圖が間違つてゐては何の役に立たぬ。それと同様に實用文たる書信は読み易く分り易く、さうして誰れが見ても迷ふやうなことの無いのが、その上乘たるものである。如何に流暢な美文

を以て綴つてあつても、肝腎な自分の用が足りなければ書信の使命は果せない。簡にして明、これが書信の根本義で、文章を見せるのが目的ではない。飽くまでも自分の用を完全に果たすのが目的であることを忘れてはならぬ。

曾我五郎の火事見舞の手に「昨夜隣火忽ち消え、貴寺安穩珍重候」といふのがある。又本多作左衛門が留守宅へ送つた手紙に「一筆啓上、火の用心、おせん泣かすな馬肥やせ」といふのがある。共に簡にして要を得てゐる。更に馬子の龜さんが馬代の請求狀に「金五兩、馬代くすかくさぬか、こりやどうぢや、くすと言ふならそれでよし、くさぬといふなら俺が行く、俺が行くには唯置かぬ、龜の腕には骨がある」といふに至つては、憤懣腕を扼す龜さんの面目躍如たるものがあり、書信文の範となすべきであるけれど、以上の例はこれを以て誰しも直に眞似をせよと言ふのではない。世間全般が曾我五郎でなく、本多作左衛門でなく、また馬子の龜さんでないから、自己と受信者との關係を明確に考慮して最も簡明に、最も適切に、最も禮儀正しく、要用を足すことを講じなければならぬ。それには先づ第一に書信に於ける慣例、作法、様式等の一通りを知つて置かなければならぬ。

第二章 和洋共通の慣例と作法

習慣から作法が生まれる。随つて習慣を異にする歐米と我國とは書信上の慣例、作法等にも亦自ら相違のあることは勿論であるが、共通せるものも少くないから、先づ順序として共通せる部分から述べて見よう。

第一節 用紙

書翰箋にせよ封筒にせよ總べて白が正式である。書翰箋、封筒に色彩のあるものや、模様のあるものを用ひるのは意用上の略式で、殊に書翰箋の色模様あるものに至つては婦人と雖も、同輩以上には決して用ふべきでない。況して男子がこれを使用するのは如何にも氣障であり、且失禮でもある。

書信は前述の如く完全に自己を表示すべきものであるから、書翰箋及び封筒の汚れたものを使用するのは、直に自己が汚れた服装をしてゐることを示すと同様で、この上ない失禮である。次には普通書信に、公用便箋や商用便箋を使用することも亦失禮であるばかりでなく、何んとなくその人の平素も臆測され

て人格を傷ける。但公用又は商用の書信は問題外であることは無論である。尙ほ罫紙や、原稿紙等を用ふるなども失禮で、事務用ならば兎も角、一般には同輩以下に對するときでも、萬已むを得ない早急の場合以外になすべきでない。

第二節 書體

達筆のものが走書に書いた書信よりは、假令字は下手でも丁寧に明瞭に書いたものの方が、遙かに禮の正しいものである。先方に對す敬虔の態度は、決して字の巧拙によるものでなく、正しいか正しくないかに有ることを忘れてはならぬ。

第三節 文章

読み易く、簡にして要を得、さうして禮を正しくする。これが書信の全目的であるから、主要目的と何等關係のない文句をくだなくしく羅列するなどは、却つて先方に對して迷惑を與へるものである。

第四節 署名と日附

署名は發信者自身たる證であるから正しき字體を選び、平常から一定し置くべきである。「サイン」を以て印章を用ひない

歐米にあつても、署名は正確なる字體を用ふべきが作法である。況して署名以外、印章といふものもある我國では尙更正確に記すべきで、わざ／＼蛇がとぐろを卷いたやうな、畫とも字とも判断のつかぬやうな署名は甚しき失禮であり、華押と署名と混同した愚かさや笑ひたい。華押は印章と同じく、正しき署名の下へ別に記すべきが作法である。

日附も亦明確に記すべきで、公用商用等後々の證となるべきものは勿論、普通の書信にあつても、決して忘れてならぬものである。さうでないといふ文の昨日、明日、明後日等は一體何日を言つてゐるか判断に苦しませる。忙がしい中を一生懸命スタンプの日附印を、縦にしたり横にしたりして探らせるなどは無作法が興へる大なる迷惑である。

第五節 封緘

手紙の封緘は嚴密に且丁寧にしなければならぬ。封が割がれてゐたりするのは取りも直さず、洋服ならば鈕が外れ、和服ならば帯が解けてゐると同様な無作法である。

又封緘をなすときに唾を用ひるのは、至極便利なので誰しもやることであるが、衛生上の見地からいつても、亦外觀上か

らいつても紳士的の行爲ではない。

第六節 書信の秘密

親子の間でも信書を勝手に開封するのは慎むべきである。往々學校の寄宿舎などで、生徒宛の信書を舎監が開封したりすることを耳にする。これは以ての外の心得違ひで、こんな學校では平素どんなことを教へてゐるか疑はれる。人格を作るべき學校が、人格を損ふやうな違法行爲を犯してゐるといはれても辯明の餘地はないわけである。

親として、保護者として不安ならば、面前にて渡し、面前にて開封させ、面前にて讀ましむるのは至當の方法であるが、これをそつと内密に開封したり、手紙を横取りしたりするのは、罪惡を防ぐために自ら罪惡を犯すものである。況して他人間に於ては最も慎しむべく、これを犯せば法律上の罪人である。

第七節 葉書

書信は總べて手紙が正式であつて、ごく簡単な用件か又は急速を要する際、手紙を認める時間のない場合或ひは同輩以下の者に宛てるものならば、葉書を用ひても非禮と咎むべきでない

が、其他の場合には一般商業用の用件でも葉書を代用することは略式として出来るだけ差控へるのが當然である。況して長上の者に宛てる私信にあつては、どんな簡単な用件でも葉書を代用してはならぬ。

第八節 返 信

返事を要する書信又は返事を求められた書信に對しては、直に返信しなければならぬ。これを怠る人は畢章自己も亦、他人より返事を求める資格のない人である。

第九節 切手の貼り方

郵券は和洋共に封筒の左の上隅に正しく貼るのが、一般禮式であり且つ法である。封筒の下部に貼つたり、裏面に貼つたり、又は郵券を逆に貼付したり、斜めに貼付したりするのは、落付のない人格を暴露するのみではなく、好んで配達を遅滞させる原因ともなるのである。殊に獨逸などでは、切手の貼り方によつて種々の隱語があり略式の貼り方をして思はぬ誤解等を受ける場合もある程だから注意が肝腎である。

第三章 日本の慣例

第一節 正式は毛筆

ペンや萬年筆が全盛の現時にあつても、在來からの慣例上公式の文書や、改つた書信及び長上に出す手紙等は、總べて毛筆を使用するのが作法である。

書體は出来るだけ正確に、判讀に苦しむやうな草體を濫用するのは失禮のみでなく、書信の目的を滅殺するものである。墨色は濃く（昔は梅み状は墨色で薄く書くべきものだと言つた）ものであるが、現今はさういふ作法は守らないやうになつた。決して滲んだり、かすつたりせず、墨線を正しく書くべきである。

第二節 書翰箋

正式の書書であるが、これは改つた儀式の場合とか乃至尊貴、長上に宛てる手紙以外には普通用ひない。大抵は巻紙で事が足りるのである。筆始めの餘白は、巻方の一周即ち巻いて折つた二間隔が適當で、隨つて巻き方が太ければ餘白もそれにつれて多くし、文面

な日本人の誇りとして遵守すべきである。

第四章 歐米の慣例

第一節 若き婦人への手紙

妙齡の婦人へ出す手紙に Dear Miss の如く姓を附せずして書くのは失禮である。また Dear Madam と記すのも無作法である。かゝる場合には當然 Dear Lady と書かなければならぬ。

第二節 既婚婦人への手紙

既婚の婦人に對してクリスチャン・ネームを用ひるのは違法で、例へば Mrs Lucy Smith などの如く Lucy あるクリスチャン・ネームは用ひないで、當然 Mrs Charles Smith の如く姓名を記すのが作法である。

第五章 書翰文の構成

日本の書翰文は順序として、一冒頭語（起筆）、二前文、三本文、四末文、五結語、六追書、袖書から構成され、それに日附署名、宛名、脇付を記すのが法である。左にこれを各項に分別

を巻出しの餘白で包むのが作法である。宛名の餘白はこの半分即ち半周、一間隔を適度とする。

天地の明け方は昔時は天五分、地七分の寸法を可としたが、漸次天の方を多くあけるやうになり、今はその反對となつて七分地五分を適當とされてゐる。

第三節 文 體

文體には書翰文體と口語體とがあるが、現代は口語體の應用範圍が頗る廣くなり、敬語を隨意に按排して長上等にも出すやうになつたが、慣例上の作法としては、口語體は親しい友達か、又は自分より目下の者に限り用ひ、それ以外には用ひない方が禮である。又先方の感情を害さない書翰文ならば、何れを用ひても差支ないが、正式の文書又は長上へ出す書信等は書翰文體を用ひるのが一般の禮となつて居る。

第四節 他人の妻に送る手紙

人妻に送る手紙は必ず筒封をその夫の名宛とし、中に本人宛にもう一枚筒封で開封として入れるのが作法である。これは決して疚しい文書でないことを表示するもので、節操觀念の嚴格

みらせ候 御玉章つゝしみて拜しまゐらせ候 なつかし
き御文うれしく拜見いたし候 嬉しき御玉章いたゞき繰り
返し拜見いたし候 昔ながらの御筆の跡なつかしき御名ま
づ心打騒ぎて封おし切り申し候 何かと取りまぎれ御たよ
り後れ申譯なく候 御こまゝの御水莖の跡いとく嬉
しう拜しまゐらせ候 その後の御音信待ちわび居り候ひし
に御懇ろなる御文たまはりたゞく夢のやうに嬉しく拜しま
みらせ候

右は冒頭語中一般に使用されるもので、これ以外にも澤山あ
るが、餘り難かしい文字を使用しては現代離れがするので、こ
の位のところで筆を擱くことにする。

冒頭語 對者關係によつて使ひ分けすることが必要である。例
へば拜啓・拜呈等は同輩及び同輩以上にも用ひるが、時とし
ては同輩以下にも用ひられ使用範圍が廣汎である。謹啓・肅
啓・恭啓・肅呈等になると、稍や儀式張つた感じがして同輩
及びその以下に用ふるにはどうかと思はれる。更に寸楮恭呈
寸翰呈上・一翰捧呈等は堅苦しい 村妻が聯想される。さり
とて又略して啓とのみ書くこともあるがこれは目下に限る。
前文を略する場合の冒頭語 前文を略することが既に書信作法

り、又時と場合により省略してよいこともあり、作法上記し
て却つて禮を缺くこともある。

必ず書くべき場合 一貴人並に長上に對するとき。口前文あ
る書翰の返事。ハ文通又は平素往復少なき人、或は遠隔の地
にある人に出すとき。

省略する場合 一近隣にある人又は平素往復してゐる人に出す
とき。口急用又は多忙の際同輩及び同輩以下に出すとき。ハ
前文なき書翰の返事。ニ葉書などにて餘白のなきとき。
書く可らざる場合 一死去の通知。口悔み狀。ハ疾病又は災厄
の見舞狀。

第三節 時候用語

前文の中先づ時候挨拶に屬する類語を左に掲げる。尙又前掲
の冒頭語には便宜上男女の區別をして置いたが、本来用語に截
然たる男女の區別などあるべき筈なく、唯文章の首尾が一貫し
て、自分といふものを瞭然と先方に示し得ればよいのであるか
ら、使ひやうによつては、女子でもゴツ／＼した難かしい漢語
を自由自在に、流暢に使ひ得らるゝのは結局その人の文才によ
るのである。随つて以下これを略して、男女共通のものゝみを

の省略であつて、多くは早急の場合とか、平素親しい間柄
とかに限られてゐるが、先方によつて區別する必要のあるこ
とを忘れてはならぬ。

返書の冒頭語 先方の來書によつて禮詞を取捨しなければなら
ぬもので「文して申上げ參らせ候」の來書に對して「尊翰拜誦」
などやるのは、如何にも對照が取れない。普通多く用ひら
れるのは御手紙拜誦 仕候・御來示拜承・御申越の趣正に拜
承仕候・御書面拜見等で、尊翰拜覽・尊書拜讀等は同輩以
上に用ひられる。更に來雲拜誦・芳墨謹誦・肅翰恭披・雲第
拜見等の飾つた文句は、どうも現代に伴はない感じがする。
女子の手紙も在來ならば、男子と同じく、冒頭語を必ず書い
たものであつたが、今は省略して直に時候又は安否挨拶か
ら書き出すことが流行してゐる。これは親しみ易い感じのす
るもので同輩以下には差支ないが、目上に出す書翰文は矢張
冒頭語を記す方が作法である。

第二節 前文

前文とは即ち時候、安否の挨拶である。書翰の構成として冒
頭語に次いで書出さねばならぬものであるが、これも先方によ

列記する。

新年 賀正	新歲	新正	新禧	新春	新陽	年
甫 年頭	年首	歲首	歲旦	改年	改新	改
嘉慶	開曆	回曆	鳳曆	元旦	辰賀	御慶
新 千門皆新	萬里同慶	四海同風	萬里安泰	加		
齡 加歲	重齡	重歲	越年	超歲	超年	
屠蘇	椒酒	壽觴	改曆の吉慶	履端の祥慶		千
鶴萬龜目出度申し納め候	萬里同風芽出度申納候					四
海波をさまり	風枝を鳴らさず	希望の光にかゝやく初				
日を拜して	高堂益々御清福に御越年遊ばされ	無爲大				
馬の齡を重ね	疎懶の罪	平素の御厚誼當年も相變らず				
御交際のほど	御眷顧	年の始め御壽芽出度申納め參ら				
せ候	新玉の御壽めでたく申納め候	松竹の千代に八				
千代とめでたく申納め候	御機嫌うるはしく御加壽	恙				
なく齡を重ね	幾久しく御交際のほど。					
一月(睦月)嚴冬	嚴寒の候	烈寒の砌	酷寒の候	甚		
寒の節	大寒の節	互寒の候	寒威凜烈	玉屑紛々		
朔風凜々	霜天凍地	峭寒凜烈	酷寒の折柄	寒威		

厳しく 烈しき寒氣 寒威骨に透り 寒氣彌々甚敷
 寒氣堪へ難く 昨夜來の大雪山 六花瑞を呈す 一望千里の雪景色 寒威凛烈堪へがたく 寒威骨に徹し候
 寒冷の節に御座候 雪後一層凌ぎかね 瑞雪繽紛 寒風膚を裂き候 雪天の寒威一層凌ぎかね 兩三日來寒氣特に厳しく 入寒以來格別凌ぎ難く候 雪催の天一段寒氣凌ぎかね 寒さ凌ぎかね候 一方ならぬ寒さ 厳しき寒さに候 名のみ春なる寒さに候 隙洩る風の身に泌む寒さに候 當年の寒さは又一入にて候
 二月(如月) 晩冬 春寒の候 輕寒料峭 奇香馥郁 暗香浮動 清香芬芳 殘寒甚しく 餘寒去り難く 餘寒料峭の候 東風已に候し 春寒凌ぎ兼ね候 春寒未だ退かず 堪へがたき春寒 餘寒堪へがたく 寒威未だ去らず 梅には寒き如月 餘寒殊烈しく候 寒威未だ去らず 梅には寒き如月 餘寒殊の外甚しく 春光梅柳の間に動く 餘寒今に甚しく候 南枝の早梅春を告ぐ 寒柳眉を舒べ 疎梅蕾を破る 梅唇已に笑ひ 鶯舌巧に囀す 殘寒身に泌み渡りて凌ぎかね候 門の柳もいまだ來ぬ春を促し顔に候 花の木傳ふ鳥の聲も窓の日影に繁くなり來り申候 春立つ

とは名のみにてまだ膚寒く候 餘寒去りやらす 軒端の梅も漸やく綻び初め候 雪催ひの空寒く候處 日蔭の雪の消えやらす
 三月(彌生) 早春 春暖の候 春暄の節 追日暖和 景明眉 春寒く候砌 春暖相催し 春寒稍緩み 花の令辰 春意漸く動く 日華頓に喧暖 春寒料峭の節 寒暖不同の季節 雨後寒威聊か緩み 稍春景色に相成 惠風嫩芽を促す 漸く暖和に向ひ 際立ちて春めき申候 逐日暖和の候となり 春意、日増に御座候 愈々春雨の候と相成候 夢見ることしげき春と相成 兩三日何となく春めき 柳の緑も日ごとに色そひ候 春淺くして風いまだ寒く候處 一日ごとに暖くなりゆき 霞の板戸を打つ音すさまじく候 春とは名のみなる寒さ 日毎長閑になり勝り候 春寒不同の候に御座候處 詩情ゆたかなる春は來り候 東風あたゝかき候 雪間の若菜も色見えそめ候 花鳥の聲はさすがに春めき申し候 名殘の北風まだ吹きすさみ居り 春の寒さに泌み申候
 四月(卯月) 仲春 春暖の節 暖和の候 溫暖の候 融和の候 清和の候 櫻花の節 麗和の時節 麗陽の

時季 春光麗和 百花繚亂の春 雁去燕來 陽和臨蕩の候 櫻花爛漫の候 柳暗花明の砌 楊柳飛絮の候 逍遙緩歩の佳季 花紅柳綠の好時季 春愁遺る方なき候 紅情綠氣人を瀉す 春既に郊に洽く候 花信しきりに至り候 春色も殊の外麗しく候 柳櫻都を飾る春と相成候 鳥啼き花咲くの好時季 東風臨蕩の候に候處 昨今春雨しめやかに降り暮し 歸雁に託し一筆申上候 春今暖氣一入相増し候 日長く風暖にして鳥吟鶯囀 春風臨蕩の好時節と相成候 花時のならひ、兎角不暇の候 花もやう／＼氣色立つ頃と相成候 春宵一刻、價千金とはげに此頃をや申すべき 臘月夜の又なく媚めかしき折柄
 五月(單月) 晩春 晩春の候 暮春の節 更衣の節 向暑の砌 薄暑の候 輕暑の砌 薄暑相催し 薰風綠柳の候 鶯去鷓來の節 紅謝綠訪の節 流鶯綠陰に啼くの節 夏近き空のけはひ 薄暑の候に相成候 午暖殆ど暑陽の如し 杜鵑の聲ゆかしき夕 五月織も大空に飄り 風日清和の候に候處 花なき春の寂しき折柄 若葉のみどり色まさり候 春愁やる方なき昨日今日 百花枝を辭して新綠陰を爲す 綠樹陰靜かに誠に心地好き季

節と相成 晩春のあはれはいづこも同じく 牡丹の艶麗なる頃となりまさり候 新緑の香なつかしき候と相成候 ゆく春の雨に一入あはれを覺え 落花啼鳥 暮春のあはれを偲び候 暑からず寒からず 今こそは一年中の最好季に候 卯の花くだしめやかなる折柄
 六月(水無月) 初夏 新緑の候 梅雨の候 向暑の砌 若葉の節 蠶飼の季節 田植の候 新秋勃然 陰雨彌旬 陰雨凄然 長暑無聊 梅天溼濛 梅雨の天 連日の梅雨 暑氣相催し 梅霖漸く霽れ 梅霖霽雨し 田家多事の節 桐の花さく候 霖雨打續き 雨濛々の間 晴雨不定の天 逐日暑氣甚だしく 暑威日に加はり候 雨窓物淋しく候處 出梅後俄に暑氣相増し 宵々は螢飛び交ひ候 庭上綠染むるが如し 梅暑氣を催し候 袂すゞしく風かほる候 軒の玉水いとまなく 若竹の風なつかしく候 挿秋の季節と相成り候 陰鬱懊惱に堪へず候折柄 杜鵑血に叫ぶ頃と相成り候 新樹の風殊に涼しくおぼえ候 若綠麗はしき夏の景色と相成申候折柄 疊の目をも數ふるとか、梅雨の日のつれ／＼

やるせなく候
 七月(文月)盛夏 大暑の候 酷暑の候 炎暑の時 孟
 夏の節 溽暑の節 盛夏の節 酷暑の候 甚暑の節
 炎威赫灼、酷熱添ぎ兼ね 炎暑甚だしく 銷金鑠石
 苦熱堪へ難く 釜中に在る思 熱汗背に決し 焚溽人
 に逼り 炎熱燬くが如く 蝸居焚くが如し 暑氣堪へ
 難く候處 逐日暑氣相募り 雷雨暑氣を消す 畏日赫
 赫 蒸鏢頗る人を惱す 流汗拭ひもあへず 旋風器
 にて風を呼び 時下甚暑の候に候へ共 炎熱窯に坐する
 如く 金を鑠かささんばかりの暑さ 短屋の酷暑堪ふ可ら
 ず候 當年は殊の外蒸暑く候 午日燬が如く凌ぎかね候
 銷金鑠石とも申すべき暑氣 昨今の暑熱いかに凌がせ給ふ
 赤帝の猛威、發るに由なく候時 さすがに夜涼は水の如く
 候 炎熱燬くが如く堪へかね候
 八月(蓋月)晩夏 残暑の候 剩暑の節 残暑料峭 殘
 暑厳しく 秋暑凌ぎ難く 残暑燬くが如く 炎威猶甚
 しき折柄 餘熱未だ衰へず 暑威、今以つて退きかね
 堪へ難き残暑の折柄 秋暑殊に厳しく 朝夕聊か秋氣相
 生じ 残暑とは申しながら 今年の暑さは又格別に候

此頃の酷暑には誠に閉口仕候 九十度でふ暑さ旬日を越
 えて 夜は流石に秋近き景色を覺え候 連日の炎暑にて
 寔に凌ぎかね候處 三伏の暑も是までとは覺え申さず候
 蟬聲未だ老いず 暑氣酷烈を加へ候 銀河遠く空に横は
 り 涼味一入に候 蠅の鳴く夕ぐれは何んとなく寂しさ
 を覺え候 月白き今宵など、げに秋の迫れるを感じ申候
 朝な夕な涼しさにても、はや秋に近づきたるを覺え候
 残暑とは申しながら、昨日今日の暑さ 水にまで、夏の見
 えたる暑さにて候 月こそ星こそ、夏は懐しきものにて候
 九月(長月)初秋 賞月の候 新秋の節 秋冷の初 高
 天肥馬の候 白露の節 新涼相催 望月清興 冷氣
 相催し 秋暑漸く退き 殘炎頓に謝し 稍秋色を催し
 炎威全く衰へ 涼風吹衣の候 秋風都門に入る 朝
 秋冷相覺え 秋風漸く寒く候處 秋炎堪へ難く 逐日
 秋冷相催し 冷氣身に沁み候 秋既に郊に入り候 朝
 夕稍秋冷を覺え 秋意ほのかに寒き折 漸く秋冷の候と
 相成 殘暑今尙厳しき折柄 秋氣相加はり候折柄 殘
 る暑もいつしか消えて 秋氣蕭殺の候と相成り 朝夕は
 秋のけはひ著しく 蟲聲人語既に秋に入り申し候

窓の秋雨蕭やかに訪づれ 梧葉を訪づる、風冷やかに候
 天高く氣清く腕張り肉躍るの時 ひと雨毎に秋色の加はる
 を覺え候 朝夕餘程凌ぎよき時節と相成候 庭の尾花も
 穂に出で申候折柄 稍まで來てゐる秋の暑さとか申候
 桐一葉一葉と秋を深め申候
 十月(神無月)仲秋 秋冷の候 冷氣相募り 秋晴快適
 金風蕭殺 冷氣相催し 金風颯々の候 冷氣稍寒き折
 微量新に渡る 清秋空に横り 菊花芳香を放ち 一
 年中の好季節 天高く氣清き折柄 冷氣日に増し 秋
 も半と相成候 追々秋冷相加り 行樂に可なる時 秋
 冷日に加はり候 一雨毎に冷氣相増し 一葉秋を報する
 の候 木々の梢も色づき 燈火親しむべき時節 天高
 く馬肥ゆるの時 秋氣劍の如く冷かに候 追々菊花の候
 と相成候 時下暑熱宜しきを得候 薰釣の季節と相成り
 候 風露凄然 爽籟初て至る 天高く氣澄み爽快を覺
 え 秋霖心もしめりがちに候 過雁の聲夜半のあはれを
 傳へいつしか秋の最中と相成り 蘆荻のさゝやき秋聲を傳
 へ候折柄 黃菊白菊の名は、こよなき秋の飾りにて候
 十一月(霜月)晩秋 小春の節 向寒の初 霜寒 逐日
 霜寒

向寒 風物蕭條 輕寒輕暖の候 寒暖不同の節 霜
 氣倍風の候 菊花傲霜の候 過雁寒を呼ぶの時 丹葉
 枝を辭すの候 霜氣寒を報するの季節 脱葉窓を撲つ折
 柄 追日冷氣相増し 秋氣愈々深く候處 追々寒冷相
 募り 漸く寒冷相催し候折 霜葉錦繡を織るの候 暮
 秋の風寒き折柄 紅葉白水の候 山色清粧秋氣深し
 朝夕寒冷殊に甚だしく 秋光萬里双眸に收る 愈々紅葉
 の時節と相成候 東籬の菊花霜に傲るの候 秋光清涼
 蕭條に堪へず 枯葉風に舞ひて肌寒き頃と相成候 神無
 月 春の如く暖かなる候 山野の錦思ひ出され候折りか
 ら 霜の色日毎に白くなりまさり候 霜に飾られたる紅
 葉の紅ひ、山は秋こそ眺めにて候
 十二月(師走)初冬 微寒の候 寒冷の候 互寒の頃
 嚴寒の初 鳥兎迫忙 年光匆匆 年光通り 寒威凛
 烈 寒氣相催し 月迫御多忙 光陰箭の如く 御是
 御多端 年内餘日なく 寒氣加重の節 三冬夜學の時
 寒氣彌々甚だしく 歳律已に促る 寒威肌を刺す
 涼たる冬景色 逐日深冷相通り 歲月流るゝが如く
 逐日短晷と相成 年末の嘉儀申上候 南軒愛すべきの節

歳晚何かと御取込 過ぎし一年を追想すれば 年内餘日
 少なき折柄 日増しに寒さに向ひ候 慌しき年に候ひし
 かな 本年も追々押詰り候處 歲月匆匆とて夢の如
 し 年眠るが如くに暮れ行き 本年もはや數へ日と相成
 候 木枯面を向くべうもなく 梅買ひながら近々年を惜
 み申候 道行く人の足音も忙たしき年の暮と相成候
 時候の挨拶に次いで書くべきは、安否の挨拶である。左に一
 般に用ひらるゝ類語を摘記して置く。

第四節 先方の起居

御壯健 御盛榮 益々御清祥 御安泰 御多幸 益
 益御勇健 彌々御健勝 益々御多福 御揃御康勝 近
 況如何 御安寧萬賀 貴社益々御隆昌 貴店益々御繁榮
 筆硯愈々御多祥 益々御安泰の由 貴下彌々御精勵 足
 下益々御康健 益々御機嫌よく 如何おはし候哉 御盛
 大拝賀し奉り候 御健剛にみらせられ 愈々御清榮の段
 御恙なく御暮のよし 愈々御清勝の由にて欣喜に堪えず
 如何おはせられ候や 御變りもなうみらせられ 貴家益々
 御多幸の御事と存候 倍々御盛祥大慶に存候 尊臺御起居

第五節 當方の起居

無異消光罷在り候 日々精勵仕り 弊屋瓦全 例によ
 り頭健 孜々勉勵致居り 御安意被下度候 乞ふ安心あ
 れ 御勞心下さるまじく 幸ひ頭健にて消磨罷在り 御
 省慮願ひ奉り候 貴慮易く思召下され度 弊家恙なく暮
 居候まゝ御高枕下さるべく候 頭健貴意を勞すまじく候
 依然無異、御垂念下さるまじく候 相變らず堅固に罷り過し

第一節 祝賀

祝賀文は一章一句、不吉の辭句を避け、衷心から歡喜の至念
 を表示するやうに書かねばならぬ。芽出度い聯想を浮ばしめる
 やうな餘事なら自由に添加しても差支ないが、義理一片といふ
 感じが、文中に浮き出ないやうに、くれぐれも注意しなければ
 ならない。

祝賀の中年賀状は慈ひ氣取つたものよりは、寧ろ平凡にし
 て嚴肅の方が上品でよい。年賀状を一種の娯樂意匠にするなど
 は、正式からいつて無作法である。

婚儀 御良縁首尾よく調はせられ 華燭の典御舉行 御婚
 禮芽出度濟ませられ 鶴の齡の千代八千代 龜の尾の末
 長く 御恒例の情濃やかに 相生ひの松 千鶴萬龜、
 千福萬喜 行く末遠く 末廣々と 幾千代かけて
 幾久しく祝ひ納め 琴瑟相和し 御家御繁昌の根ざしも
 著しく 御兩親様の御満悦いかばかり 才色變絶

第六章 本文の書き方

書信の目的はこの本文にある。随つて本文は書信中最も簡
 明にして要領を得たものでなければならぬ。冗辭を列ねて肝腎
 の要件を捕捉するに苦しませるなどは、結局書信の目的に背反
 するものである。唯注意すべきはその要件を先方に通達するに
 どういふ風に書き現せば、敬意を失はず、追従に流れず、無作
 法にもならずして、最も深く先方に快い響きと與へるかの量

眞に君子の好述。

賀壽 還暦の賀宴 古稀の御壽宴 米壽の御祝 還鏡 壯者をも凌がんばかりの御健康 年波のあとも見えさせ給はず 七十路八十路はなほ麓にて 數多き御子孫の御つどひ賑かに、御一門の御喜びは更なり 數ならぬ小生まで御壽宴に連ならんこと、いかばかり辱く 御祝のしるしばかりに。

出産 弄璋の大慶を得させられ候趣 御宿望通りにて 御令妹御安産にて 御安々と初産の紐を解かせられ候由 御母子共御すこやかにて、玉のやうなる若君を擧げさせられ孤々の聲勇ましき高堂の御にぎはひ、手にとる如く 御名は何と命ぜられしや 行末の御樂しみさぞかし 定めし母君に似させられて美しくおはさむ 御悦びの印までに呈上。

卒業 盤雪の功空しからず、愈々御卒業 首席の榮冠は君が頭上に落ちぬ 日頃御勉勵のほど著はれて 御奮勵の甲斐あり 兄の得意想ふべし 他日の成功期して俟つべく 期道のため御盡瘁 多年御修養の手腕を奮はれ 社會は君の敏腕に待つ處多し 御兩親様の御悦びいかばかり。

ね、折に觸れ時に際しての感想等と言ひ送るも妙である。別段用件を辨すべき性質のものでないから、簡單なものや形式的なものも趣がなく、随つて情愛にも乏しい譯だから、成るべく筆を延ばし、現在の自己の環境や心境等を紙面に躍動せしめ、これを讀む者をして、自然に友愛の念を起さしめるやうに努めることを要する。

餘寒 春立ち候へども寒氣きびしく 世は春ながら寒さ殊の外厳しく 本年の春寒は格別に候ところ 餘寒いまだ退かず 凌ぎがたき昨今の春寒 春寒きびしく候折柄 わけて寒國の御住居、昨今の御様子は如何にと 御老人様には御變りも御座なく候や 御兩親様始め皆様御達者にすごされ候や 御病人には御變りもなくゐらせられ候や 御持病にさわりはせぬかと案じ居り候 御老體には如何あらんかと 貴家御一統には御健勝の由 何れも御機嫌よろしくゐらせられ候趣 弊屋一同も變りなく 小生は例によつて頭健 一同無事に暮し居り候 老人はじめ皆々恙なく消光いたし居り候 難より到來の一擧餘寒見舞の印までに御目にかかけ候 此品到來のまゝ失禮ながら進呈 土地名物の何々季節にも候まゝ、御機嫌お伺ひのしるしまで

新築 先般來御建築中の新邸、此の程竣工を告げられ候趣 御普請御竣工、建築の精巧と新築の意匠とを盡され 眺望 佳絶の御高臺 輪奐の美を極め 羨望に堪へず。

開業 不日御開店の趣 豫々御計畫の事業其の効を得られ 斯界の事業に精通せられ居り候へば 老練の手腕と機敏の識見とを有せらるゝ上、御性格といひ、御經驗といひ、御場所柄といひ 殊に前途有望の御營業 今日決定し御取込のことゝ存じ。

全快 久しく御不快にあらせられ 豫て御苦惱あらせられし 御病患もめでたく御全癒 二賢も爲に所を失ひ 醫藥の効もさることながら 千金の御身御講養宜しきを得させられ かゝるべしとは羨ながら存じ候ひしも 明夕は御快氣成ひの御宴御催しの由にて御招待に預り 病後とはりわけ御養生專一に祈り上候 御祝儀の印ばかりに 恭しく祝意を表し候 慶賀措く能はず候

第二節 音 問

音問文は親戚知己間に交友を温めるのを目的とし、直接の訪問に代へて往復する情愛の手紙である。久澗を叙し、安否を尋

梅雨 梅雨のならひとて降るは常とは申しながら 一時は空梅雨かと存じ居りしに 降りみ降らずみの五月雨の空 此頃の常とは申しながら心さへ晴れがたく 杜鵑の聲のみは網を裂くが如く雨にもしめらず 月の影さへ見るに由なく一入無聊に堪へず 徒然に堪へがたく 卵の花は雪の如く、夜も明かに眺められ 田圃道には小鮒跳ねあがり この季節に田舎は田植の最中 田植歌を一つ聞かしたく 五尺の身の置きどころなきに閉口 静岡より送られし新茶 些少なから御辨分いたし候

暑中 仰せの如く凌ぎ難き昨今の暑熱 貴論の如く本年の暑さは堪へ難き程 貴命の如く暑熱堪へかね 當地は別して暑氣 水郷ながらも矢張り厳しく 昨今の暑氣別して凌ぎがたく 小生の如く肥滿せる者は殆ど身を持てあまし 昨今の暑さには讀書こそ唯一の銷夏法なりとの僕の主張も頗る怪しく 夕立に逃げられし今日は一入暑さきびしく 常々御申上げながら無沙汰勝ちに打過し 聞きなれては波の音も涼しからず 日に焼けたる砂の照りかへしは一層きびしく 陋巷わけて暑さ甚しく 暑さしのぎとて煙酒酌むをかしく 時節柄何よりの品御惠與下され

お蔭様にて暑氣を拂ひし心地 何よりの清涼御お恵みに預り 日々午睡の好同伴といたし居り候 家内一同打より 早速賞味いたし候 夜分にては御來遊待入り候 此方は川添にて夜間は涼しく候間御越し下され度候。

暑暑 名残りの暑さ凌ぎがたく 昨今の暑氣は盛夏の頃よりも厳しく 残暑堪へがたく 秋とは名のみにて、日中の暑さは眞夏よりも酷しく 本年は取り分け残暑きびしきやうに存せられ 盛夏中は雨天勝ちにて存外凌ぎ易く候ひしに引かへ、土用明け却つて暑氣加はり 新涼相催すべし節ながら、残暑殊の外きびしく 此方は建ち並びたる町のこととて一入暑さを感じ、眞の秋のみ待ちくらしつゝ日を過し居り候 やがて涼しく相成り候はんも、御身御大切に願はしく 御病後特に御自愛下されたく 流行病の季節に候へば御用心下さるべく 御自愛專一に祈上候 御用心なさるべく候

寒中 時分柄寒氣厳しく 大寒に入りてより寒さ一入加はり 時下嚴冬の候 嚴寒の砌 近年に稀なる寒さ 寒威凛烈 膚を劈くばかりの寒氣 入寒以來別して凌ぎがたく 例年になき寒威 甚寒の節 酷寒凌ぎがたく 十數年

來なき寒さと古老も申し居り候 硯池に結氷を見る昨今の寒さ 如何にやと御様子御伺ひ申上候 何の御障りもあらせられず候や 御渾家御揃ひ御健勝 御老體には如何わたらせられ候や 無事御消光の段めでたく 御起居の程案じられ候 御病身の御許様には寒氣も一入ならんと當方は何れも達者 御蔭様にて此の寒氣に風一つひかず 寒さには強き性質とて却つて心氣引立ち 小生方一同無事老幼共變りなく消光いたし居り候 他事ながら御休心下され度 餘事ながら御放念下さるべく 憚りながら御安心下され度 先は寒中御見舞まで 御機嫌御伺ひまで 寒中御見舞かたゞ平素の御無沙汰を謝し奉り候 御自愛下され度 時分柄御いたはり下され度 時節柄御大事になし下さるべく候 さすがは大寒だけあつて昨今の寒さ近年稀に見る寒さでお互に閉口です 水道の水も結氷する程の寒さで日々炬燵と相撲取りの状態 身を切るやうな寒氣、本年の寒さは格別で老人も十年來のきびしさだと言つて居ります。

第三節 贈 答

贈與の文は、相手によつて非常の差異があつて、目上に對しては十分の敬意を拂はねばならぬが、同輩、親友等に對しては時に諸語を交へて書くのも親みを感じるものである。

贈るべき品物に就ては、必ずしも自慢せよと言ふのではないが、自身では見事な物と思つて居ながら、殊更らに「御粗末ながら」とか「御口には合ひますまいが」など書くのは謙遜に過ぎて趣がないのみならず、そんな粗末な物を、人に贈ることは失禮に當る譯だ。その品を得た苦心や効用などを、少しはほめかして書く方が却つて面白く、それも自然に協つたやうに書くべきである。

貰つた者は、直ちに禮状を出すのは言ふまでもなく、それには、十分に感謝の心持を披瀝せねばならぬが、さりとして手輕な贈物に對して、殊更らに仰々しい禮言葉を並べ立てることは、却つて相手を侮辱することになる。

花 見る人もなくて散らむことの 花の恨みもさこそと存じ 文よむ窓の御つれづれ慰めまつらむの心がまへ 君が畫題に入るべき料にもと 露おもげたる二枝三枝 一朵御清帯の料に 老父が幾年ごろの丹精にて 自讃がましけれども 折りそと子等をさへ戒めしを 朝露の中にと急ぎ

御目かけ參らせ候 色をも香をも知る君に一枝まらすくれなるもあれど白きが氣高く 枝ぶりおもしろからねど 自然の野蕪掬すべきものあり 枝もたわゝに咲きみちて 大輪小輪わざとうち混へて 進呈 呈上

果物 近來稀れる出来榮えにて 枝ながら御目かけ候 色も味も近きあたりに稀なる逸品 小粒なるがなか／＼に味よろしく 田舎よりの到來物 御晩酌の下物ともなし下され候はゞ とはいへ風味おほつかなかく 名物に甘きものなしとの譬に漏れず 些少なから御分ち申上げ候 下戸は固より、上戸にも持囃され候へば 別に珍らしからねど 新鮮なるをとり柄にて 御風味 御笑味 御笑納。

寫眞 先日戯れに撮影いたし候寫眞 人格の反影 意氣軒昂の姿 雨の夕、風のあしたにかに過ぎさせ給ふらむ 又あふまでのかたみとして、うつしゑ一葉まらせ候 御饑別のしるしまでに進呈 處はかはるとも從來の御交誼な忘れ給ひそ。

第四節 謝 禮

鯛も食ひ過ぎると飽きが来ると同様で、餘り有難い有難いの連發は却つて有難味がなくなる。辭を簡にし餘情を言外に誦めて、謝禮の意を表する工夫が必要である。

祝賀 御懇篤なる御祝辭さへあるに結構なる品をも賜はり御心入れの賜物 御祝辭を辱うし 御清聴に達し きこしめしつけられ 彼是取紛れ 未だ御報申上げず候に記念として祝賀いたし可申 幾段の光彩を添へ申し候 御惠與下され候 うれしき御芳情添く拜受 謹みて感謝の意を表し候 鳴謝せんに辭なし。

見舞 貴意にかけられ御慰問を辱うし 此方よりこそ御無沙汰いたし候に 何よりの品御惠送下され候ありがたく當地は天幸にもその難を免れ 慘状目もあてられず 災にて人力の及ばざる處に候へば、唯諦むるより外なく あまりのもの凄さ 危難を免れ候は勿怪の幸にて 更練言申さんも鳴謝がましく 取急き御挨拶まで。

蠶匾 その美はしきを惜しませたまはず その花といひ、その枝ぶりといひ はかなくも美しき姿に露を帯び 御芳志、かたじけなし 昨日は意外の御饗應に預り 御手厚き御もてなし 近來になき清興を覺え申候 流石山海の

珍味もこれまでと存じ候 興に乗じ非常の銘酒 命も延ぶる心地 娛しさの餘り思はず長座いたし萬過の罪御寛恕 其他 一時の誤解、もとより何等の惡意とはなし 小生の心中御推察下され 圖らずも違約の妾となりし罪はのがれがたく 一方ならぬ御迷惑を及ぼし、自分ながら全く愛想つき、悔悟自ら安ずる能はず 拜芝の上萬謝いたし申すべく 偏に御海寛を乞ひ候 叩頭謝罪 罪萬死に當る 申譯せんは却て恐れあり 御詫びの辭に苦しみ居候。

第五節 見舞

時候の挨拶を兼ね起居の安否を尋ねるだけのことなら、差障りのない餘事を附加しても差支ないが、病氣又は何か變事の見舞には餘事は書かないのが禮であり、且心から案じてゐる衷情が現はれるものである。

時候 御經過殊の外御順調にて、最早御退院遊され候由 御一同御かはりもあらせられず候や 如何御過ごし遊ばされ候や 繁華なる市中の御住ひとていかばかり堪えがたくおはさむ 珍重の御儀に奉存候 當地にても例年になき此頃の暑氣御地はさぞやと存せられ候 毎年の例に候

を如何に過ごし給ふらんと 攝生家におはし候へば、さる御案じはいらせらるまじけれど 珍しき品にはあらねど、到來に任せ御目につけ候 時分柄御起居御伺ひ申上候 時節柄厭はせられ候やう祈上候 只管御攝生のほど 折角御自愛遊ばさるべく。

火災 昨夜は御類焼の趣 昨夜は御近火の由 嚙御驚きの事と奉恐察候 今朝承り恐愕仕候 今朝の新聞紙によれば 本日の新聞紙にて承知いたし候 皆々様御怪我もあらせられず候や 御別状もなくや 祝融跳梁搗て、風伯の暴威を借り 生憎の烈風にて 不幸中の御幸と存じ奉り候 惜みてもなほ餘りある事に候へど七轉八起は世の常に候へば 大事に至らず、早速鎮火候こと何よりに御座候 跡片付など嚙御取込み 嚙御困却の御事なるべくと 御見舞の印に拜呈 御用御遠慮なく御申付被下度。

盜難 今曉盜賊忍入り候由 傳承候處によれば兇器を携へたる者の由 梁上の君子突訪 御被害の程度は如何に候や 濱の眞砂はつきぬとか申す如く この後とても決して御油断なき様。

第六節 通知

水害 昨日は近來稀なる暴風にて 風伯起り起ち、雨をまじへたる強風 瓦を飛ばし 雨師殺到し 慘状目もあてられず 樹を倒し石を飛ばし、その凄じさいはん方なくさしたる御被害もこれなく候や 霖雨のため諸川の出水實に甚だしく 橋梁は悉く流失し 堤防は破壊し 濁水横流、貴郷の罹災も甚だしき由、驚愕仕り候 人畜の損傷も多き由 天災は人力を以て如何ともいたしがたく尊宅の御安否心もとなく。

病氣 承り候へば大兄御病氣の由 御不快の由 其後の御經過如何に候や 御容態は如何 御病症は如何におはし候やらん 病氣は軽るき中にこそ御手當肝要と存じ候まゝに 前途多望の御身 閑地に少時御静養然るべく候御難儀のほど御察し申上候 十分の御療養 御見舞の印までに御枕邊へ差出し候 御笑味下され度 御笑留病床徒然の御慰みにも相成り候はゞ此上もなき幸 一日も早く御全快 千金の御身、呉々も御加餐祈上候 氣候不順の際故一層御いとひ遊さるべく候。

ある事柄を人に知らせる手紙で例へば死亡、出産、轉任、旅行等を報知するのであるが、知らせる事柄を明瞭に分り易く書くのが根本の條件であるから、餘事は成るべく書かぬを禮とする。殊に死亡通知の如きは決して他事に言ひ及んではならぬものである。然し轉居とか旅行等とは又別であつて時に應じ機に臨んで、先方に快い感じを與へる餘情を書中に含める工夫も亦必要である。

出産 至極安産にて男子出生 母子共に至極健全 仕度も間に合はざる程にて いと易く分娩 初孫を見たる老人の悦びは又格別。

移轉 昨日表記の處に引移り申候 手狭なれども閑靜 泉 水、築山など聊か風流の構へにて。

死亡 久しく臥褥 在罷候處 百方療養につくせし甲斐なく 醫藥効を奏せず 不慮の災害 種々手を盡し候も 何れ分事後れの事として如何とも致し方なく なほ今日明日に迫り候事とは想ひもよらず候ひしに。

出立 拜趨の閑を得ず 御暇乞申上げたたくは存じ候ひしも 留守中は萬事貴君の御庇蔭を仰がむのみ 留守中は何かと御心添下され千萬厚く存候 身邊の風物悉く懐かしく

將たゆかしく 滞在中は一方ならざる御優遇に預り 遅滞なく到着。

入替 抽籤の結果 無事表記の隊へ編入 國民の義務を果すべく 新生涯に入り 留守中は老母一人の佗暮し 萬事貴兄の御庇蔭を仰ぎ度 入營匆忙の際 營中の狀況は、追て委細に御報可申上候。

出荷 御注文の品、本日客車便に差立申候案内書と御引合の上 御入手下され度、不取敢御報申上候。

就職 久しく浪人いたし候處 久しく轉阿不遇を歎せしが 種々御高慮相煩はし 某へ赴任のことに確定 鈍腕自ら危ぶみ居り候 臨時雇なれば去就は心のまゝに候 この調子にて順風に帆をあげ もとより薄給ながら 多年の御薫陶に依るものと深く感銘いたし候。

解雇 弊店雇人某聊か都合のこと有之、斷然解雇仕候 昨日限放逐いたし候 爾今毫末も關係無之候 とも將來の見込なく止むなく解雇 一切御取合下さるまじく候 其他 大略斯の如くに候 右御報のみ 委細は拜眉の上御聽に達し可申候 萬機後便を期し申候 詳しくは重ねて申上べく候。

第七節 照會

照會狀は鄭重にして明晰を要する。元來が返信を要求するものだから、要もないことを並べ立て、先方に返書の筆を執らせるのを厭がらせてはならぬ。さりとして冒頭から要件のみを記すのは禮でないから、當然時候の挨拶を述べ、末文に返信の手数を謝すべきである。

雜 過般御話申上候一條 先日御願申上候件如何相成り候や 今に何等の便りに接せず何となく氣に懸り 萬一さることもやと存じ候へば心も心ならず 規則書のみにては何分心もとなく候へば 媒酌人の申す處によれば誠に申分なく 願ひてもなき縁談に候へど 病人のことなれば閑靜にて風通しよき南向の座敷が望ましく ことによりては小生も御同行願ひたく 承りて心定めたく 人の噂する處によれば 今朝に相成り候も更に音沙汰なく 若しや貴館に失念いたし置申さずや 粗忽の至りに候へど 書留郵便ならば安心に候へど 小爲替のことゝて果して御落手如何と痛心まかり在り 疑はしき點も候折柄なれば 誤謬の様にも存ぜられ 當地にては非常の騰貴に候へど

御地はいかゞ 定價は勿論使用法等も御示教願度 同氏の人物資産等に關しては毫も知る處これなく 念の爲め御都合御伺ひ申上候 御返事待ち上げ候 御一報煩はし度 折返し御返事願入り候 御手数恐入り候へども 此段御照會に及び候 御調べの上にて詳細に御調査 御腹藏なく御報知下されたく。

第八節 借用

借用の書信は要するに依頼の手紙の一部分であるから、先づ第一に心に置かねばならぬ條件は、敬意を盡すことゝ、要點をハッキリすることである。文字や行文が敬意を失ひ、相手の感情を害するやうでは、恐らく求めんとする所は容れられないであらう。それと同時に、無闇に廻りくどかつたり、哀訴嘆願的な文句を並べて、果して何を求めんとするのか、所謂不得要領な文章では、相手を昏迷せしめるのみでなく、種々の疑惑を招くことゝなつて、目的とは反對の結果を招くことゝなるであらう。要するに人に物を借らんとする場合は、假りに主客の地位を變へ、自ら借用を申込まれた人の立場に立つて考へて見ること

である。例へば金子の借用を申込まんとする場合、自身が他より要求されたとして、果してかゝる心持、かゝる文章によつて相手が快く承諾して呉れるや否やを考へて見るのである。如何なる美辭麗句を述べたところで、それが心にもない巧言令色であつたり、見えすいた嘘言であつたり、返却の方法が曖昧であつたり、全體を通じて不誠意であつたりしたならば、その要求に應ぜんとする心は動かないであらう。それでは折角苦心して認めた部厚な手紙も、一片の紙片と選ぶところはないのである。

正しく明らかに眞情を訴へるといふことが、特にこの種の書信に於て必要なので、文章の巧拙の如きは敢て問ふところではないのである。

金子 至急金圓の入用出来 何分調達出来申さす 首のまはらぬ有様 如何とも才覚に苦しみ 大兄の外すがるべき心だよりもなく 窮状御諒察の上 情實御憐察 焦眉の急を御助け 今後の信用に關する次第、恩借願ひたく 恐縮の至りに候へど 御迷惑とは存じ候へども 御都合を伺ふ。 書籍 申出でかね候へども、御秘藏の書 御珍藏の圖面

鳥渡参考いたしたき御所あり 是非一讀いたしたく 當時御不用に屬し居り候はゞ 御所藏に候はゞ 決して汚損等は仕るまじく 粗漏の取扱はいたさず 早速御返璧可申上候。 器具 突然の來客 もとより其用意なく 貧乏世帯のかなしさ 持合ものゝ甚だ粗末ゆゑ あつかましき御願ひに候へど 心ぐるしき申出でに候が 拜借叶ふまじきや 御秘藏の品ゆゑ其の心して取扱ひ申すべく候 一兩日の間 枉げて願上候 御聞濟の上は此者に御渡し被下度。

第九節 謝 罪

謝罪文は、過失、粗忽又は約束を裏切つた等のため、先方に對し損失や迷惑を與へた場合、陳謝の意を表するたために書くものであるから、寸毫も不遜の嫌ひがあつて成らぬ。慚愧恐縮の念を十分に表明して、先方の心に、少しの蟻りもないやうに努むべく、餘りに婉曲に書いて、一見罪の自覺のないやうに見えるのも宜しくない。中でも辯解するが如き書き方は最も失禮である。相手によつては、與へた損害に對して辨償すべき旨を書いてよいが、同輩以上とか、平素親密でもない人に對し

ては却つて失禮に當るから、只管申譯のない旨を述べて、寛恕を乞ふやうに書くことを要する。

無沙汰 その後久しく御無沙汰のところ、相變らず御流穆の御事と察し上げ候 一別以來早くも一年餘りを経過いたし且夕忘るゝことは無之候へども、俗用に取りまぎれて申譯なき御無音に打過ぎ 皆々様御無事に御暮しなされ候や 花子様にも見違ふばかりに御成人の御事と存じ上げ候 依然たる小生も、この春より父と稱はるゝ身と相成り 粗忽 御大切の蓄音機永々拜借仕り寔に有難く 實は使用中破損の箇所を生じ、修繕に遣はしたる次第にて、疎忽の罪返すゝも申譯これなく 小生の不注意より少々加減を狂はせ、早速修理を加へ候へども、尙一應御改め下され度、疎忽の罪は幾重にも御詫申上げ候 子供心の罪もなく、只珍らしさにいぢり居り候を、もしやと無理に引取りしが過失の基にて申譯なきことを致し 頭是なき者とは申せ、あまりの無分別さに御詫の申し様もこれなく 後悔先に立たず今にして悔み候とも、一日損ひしものゝ元の如くなる等も無之 書寫の際不注意にも筆を取り落し、御大切の書物へ汚點を生じ、返すゝも申譯これなく候へども、何卒御海容下

されたく 早速同様の品を注文いたし候につき、そのうちに持參仕るべく候へども只々恐れ入るより外これなく、一應書中を以て事情聞え上げかたゞ御詫び申上げ候。 違約 只今親戚に不幸生じ 兩三日手抜き致難き事件突發 今曉俄に發熱いたし、兩三日は靜養の必要有之 急用にて他地方へ旅行すべきこと、相成り 違約の已むなきに至り何とも申譯これなく 早朝より引續き來客にて、要談長びく模様有之候まゝ 折角の御約束に背きて不信の罪は輕からずと恐縮 特に信義を重んじ給ふ貴兄に對して、何とも辯解の道無之 御對面の機會を逸して遺憾に堪へず候へども 御立腹の御事と恐縮 事情御諒察の上御海容下され度 拜眉の上萬々陳謝仕るべく候へども、取敢ず書面を以て御詫び申上げ候。 延滞 恩義ある金子に候へば、期日に先立つて御返金仕るべき筈を、手許不如意とは申せ延引いたし御詫びの申し様も御座なく候 自然貴下に御迷惑を及ぼし恐縮に存じ候 陳謝の言葉もこれなく 種々の事情已むを得ずとは申せ、御恩に報ゆるに仇を以てするが如き結果を招來し、何とも申譯これなく 違約の罪は幾重にも御寛恕下され度 少々

の手違ひより存外に後れ 構へて後らしたる儀には決して無之 如何に急ぐとも四五日の御猶豫は只今より頂きたく

第十節 誘引

誘引文は物見遊山其他、自分の嗜好するところの物事について人を誘ひ、これに共鳴せしめて同行同遊を促す文であるから、或る一つの計畫があつて、それに誘はんとする場合などはその事の有望にして面白いことを委しく記入して、相手の心を動かすやうに努めねばならぬ。然し無理に押しつけて、斷りにくいやうな書方をするのは宜しくなく、又餘り誇張しては、人を欺くことになるから、その邊に注意することも大切である。 雑 花信しきりに至り 頃日來の好日和 この快晴を無爲に送らむは心なき業にて 終日の籠居は無風流の極い 散策の好時節 來る日曜日是最も見頃の由 美觀を極め候 花八分 心なき嵐のいつ襲ひくるとも計り難く候へば 逍遙 徘徊 媚を呈して人待顔に 興深からむ 詩趣に富む 氣も暢び 心も爽やくべしと存せられ候 浩然の氣を養はむ 吟懐の料ともならむ 得もいはれぬ心地 雨だに降らずば

第十一節 謝絶

謝絶文は人の勧誘又は依頼等に對し、これに應じ難い事情があるため斷るときに認めるものである。元來人が、他に向つて勧誘又は依頼する場合には、その勧めなり要求なりに對し、先方が快よく承諾を與へて呉れることを希望し、且つ多少の期待は持つて居るものである。然るにその期待を裏切り、希望に背いて是を謝絶する者は兎も角、謝絶される者としては心外に思ふ譯で、自然よき印象を與へないことになる。この處に謝絶文の困難があるので、よしんば相手に好感は與へない迄も、成るべく感情を害さぬやう、努めて懇切丁寧な言葉を、用ひるは勿論、詳細に、その謝絶せねばならぬ事情を記して、十分に先方の了解を得るやうに書かねばならぬ。事情を偽つて

辨當持參の草鞋ばきにて 躊躇して好機を逸し候はゞ 必ずや後悔も出で申すべく 連れは君を加へて四人 必ずや貴兄をして快哉を叫ばしめずんばあらず 貴意如何御賛否承り度 御都合やいかならむ 御同道願はれ候はば幸甚 露より先きに起きいで、 敢て貴諾を問ふおほしめしいかゞ。

謝絶の口實とすることの不可は言ふ迄もなく、斷り方が拙い時は、お互の交際上甚だ面白からぬ結果を招來するであらう。

送金 御高論の一條 御申越相成り候件 調達候様御依頼に候へども 御融通申上ぐべき旨御書面の處、種々手配いたし候が、甚だしき手詰りにて、逆も力に及びかね候 折角の御依頼に應じ申さず候ては、甚だ心外の至りに候へども 心當りも洩れなく奔走致し候へ共、たま／＼の御依頼、何とも不本意に候へども、小生の微力にては調達覺束なく 御斷り申上ぐるは心苦しけれど、悪しからず思召。

物品借用 用立いたすべき旨御申しきけに候處 御申越の品生憎先日さる方へ用立いたし 破損の儘にて 使用に堪へず 修繕に遣し候折柄 手ばなしがたき品にて 折角の御申聞けながら差向き御用の間に合ひかね 御氣毒の至りなれど、悪しからず御諒察。

招待 御寵招を辱し候處 小生までも陪席可仕旨 御懇命に候ひしも 是非參堂仕りたく、心私かに喜び居りしに 據なき先約あり 兩三日前より風邪の氣味にて 微恙にて引籠り 用事の爲め他出いたしかね 御厚志に背くは遺憾の極みなれど 餘り勝手がましく候も 心もと

なく候へども 御斷り旁御禮申上たく。

誘引 態々御使にて、御同伴仰せ聞けられ 御風流の宴に、小生まで御加へ下され候御事誠に忝く 飛び立つばかりうれしく候へども 御供いたしたきは山々 折悪しく來客有之 腹痛の氣味にて、今以て鑽痛いたしかね 已を得ざる事故差起り 商用の爲め明日出京 何分にも差繰がたく この由悪しからず 不本意ながら。

依頼 御依頼の件、及ばずながら奔走候も 十分盡力仕るべく存じ候が 小生微力にして運びかね 多忙にて到底行届きかね たよりなき様にて本意なき事なれど 頼み甲斐なき次第 不面目の極に候へども御辭退申上げ候。

第十二節 督促

督促文は、先方が當然行ふべき義務を怠つた場合、その義務の履行を催促する手紙である。而して義務を怠る理由としてはその事を失念して居る場合もあらうし、知つて怠つて居る場合もあらうが、多くは、これを行ひ難い事情があつて遅延となつて居るものである。随つて當人としては、その延引に對し、多少自責の念を抱いて居るのだから、その矢先へ催促を受けると

いふことは、人情の常として、決して快いものではない。故にこの種の手紙は、努めて穩かな文辭を用ひ、催促をせねばならぬ事情をも能く述べて、先方をして、進んで義務を果たさしめるやうに注意せねばならぬ。然るに督促の常として、兎角語氣が荒く、或は冷酷なる言辭が往々用ひられるから、却つて先方の反感を招き、督促を發したために、自己の希望とは全然反對な結果に陥ることがある。

督促を受けた方は、義務を履行すると否とに拘らず直ちに返信を發し、誠心誠意違約の罪を謝すると共に、延引に至つた事情をも丁寧に述べて、先方の諒解を得ることが肝要である。

資金 先般來御用立申上置候金子 かねて差置候品 御催

促がましくは候へど 他よりの入金差狂ひ候て困却罷在候 幸ひ御都合相叶ひ候はゞ さし當り必要あるにはあらざりしが そのときの御話にも才盾いたし大に當惑ス様のこと申上ぐるは誠に心苦しく 強ひてと申すには候はねど 一先づ御かへし下さるまじくや、御都合次第全部に之れなくともよろしく。

書籍其他 先日差遣はし候事とて未だ御覽濟にも相成るまじきを藏書の整理いたしたく候まゝ 鳥渡參照いたしたき必要

に迫り 昨今金融の逼迫一方ならず 帳簿の整理上差支を生じ 御氣の毒乍ら今日中に御渡し下されたく 自然弊店の信用を害し 今後の取引に影響を及ぼすこと妙からず 先達注文したるに 發送の御報のみにて品物未だに到着なきは合點ゆかず 御繁忙の程は御察し申上候へど是非々々明後日までに 事情御洞察の上 この邊惡しからず御汲み取り下されたく 御氣障りにもやとは存じ候へ共 勝手がましき御依頼には候へども。

第十三節 勸告

勸告文は、善きことを勸めて人を善導し、惡しきことを戒めて人を悔悟せしめる情愛を主とする文である。勸告の手紙は、先方がそれを應諾しなくとも、効果が無かつたといふに止まり、この爲めに迷惑を及ぼすことも、感情を害することもないが、戒告文は、書き方の如何によつて、効果が有無は兎も角、感情の上に非常な影響を與へるものである。

凡そ人が、忠告を受けんとするときは、その素行なり思想なりは、既に病的の状態にあるものと見ねばならぬ。その者に對し、改悛の情を起さしめるには、忠告する者も誠心を籠め、筆を促し候。 意情 一書を呈して聊か披覽いたし候 連日の缺席、御病氣とのみ信じて心配いたし居り候ところ、實は然らざる由、今日始めて承知いたし驚愕 不良の徒と伍して、屢々良からぬ場所へ出入り候趣 學生の身分をも忘れ、今日はカフエ 明日は活動寫眞と浮れ歩き、學事を棄て、顧みざる由 貴兄のために遺憾に堪へず 少しは國元の御兩親のことをも考へ 不勉強の習慣は放蕩の淵に導き易く 諄くは申さず、只良心の命する處に従つて進まれたく 賢明なる君にしてこの度の不行跡、天魔の魅りしかと怪しまるゝ次第 改過遷善の四字深く玩味下されたく 年老いし國元の御兩親のことを想へばお氣の毒に堪へず 賢明なる君に候へば 精しき筆は無用、只々學業專念に御勵み下されたく 直言 直諫は友人の道と心得、失禮をも顧みず所懐を述べ、御反省を促し候。

力を強めて書かなくては効果を望むことは出来ないが、さりとして餘りに露骨に書いては、却つて反感を求め、或は人の疑惑を受けることは避け得ない譯で、書翰文中、この種の文の最も心すべき理由はこの點にある。されば先づ、人の非行を我身の上として考へ、その事の、單に世間の風聞に過ぎないことを願ふ旨を述べ、萬一事實としても、一時の過失であらうから、今は忠告する迄もなく、既に改悛の途にあらうことを信じて居る等と婉曲に筆を進め、最後には、共々に相勵まし相戒めて、己の人生を善戦すべきことを希望するなど、結ぶのがよい。

忠告文の忠告臭いのは最も拙劣なもので、一言一句にも相手

の非行を責め、一にも二にもその反省と改心を強要するが如き書き方は取らざるところである。 修學 現今學生短所の一は小成に安んずることに候 高等專門の教育を修むるに非ざれば、他日社會に立つに及びて落伍者たるを免れ難く せめて中學なりとも卒業せずして、社會の一員となりて活動せんこと覺束なく 學資なきものには、それ〴〵苦學の機關も完備せる今日、必ずしも落魄失望するに及ばず 成らぬは人の成さぬなりとか、いかに暇なしとも、決心さへあらば、一通りの學問を修むるに不可能な

遊學 當地へ遊學御希望の趣、度々の御手紙にて承知。御遊學御希望のこと、實にさもあるべき道理。苦學して成功せんと目的に對しては賛成に候へども、一にも二にも東京を口にする者多く候へども、畢竟は事のは非に暗きより起る謬見。東京に憧るゝは普通凡庸の徒のこと、賢明なる貴兄の御意見としては腑に落ち難く、苦學の目的にて策を東京に負ひし青年中、能く最初の目的を貫き得たる者は眞に寥々たる有様。篤と御勘考の上この際上京の御意思は、諒へされたく候。

共同經營 先日御面會の節御話し有之候。何業 將來の發展は期して待つべきの好事業。國家經濟の上より見るも、頗る有益。夙に著目いたし居り候へども、資金少き爲め、今以て著手するに至らず。満を引いて機會の到來を待ちつゝ有之候折柄、成功必然と斷言するも憚らず。近時同業者の續出により、小資本を以て分立競争するは百害ありて、一利なく。我田引水の誹は之あらんも、共同營業して他に當らんは宿年の素志。精しきことは不日參堂の上腹藏なく申上べく候。かねて御話の事業はその後篤と考へましたか、何れの點から見るも有利。夙くから機會の到來を覘つて居た

次第です。御相談のあつたのは所謂渡りに船。君も有望視して居る事だから共同して全力を注がば成功疑ひなし。巷間の風聞にして俄に信を置き難く候へども、若し事實とせばその眞意の那邊にあるやを疑はれ。事實とすれば輕舉妄動の誹を免れ間敷。祖先代々の御家業を、貴兄の御代に至りて俄に轉せられんことその意を得ず。遠謀深慮の貴下とは申せ、この儀ばかりは賛成いたし難く。今日の御決心には相當の御研究と御確信のあることと存じ候へども、轉業して成功せし例は寡聞にして多くこれを聞かず。人には各々能不能あり、能く天分を守りて馴れし家業に専心努力すること成功の近道と存じ候。一時の苦境はその道によつて打開すべく他の業に轉せんとする如きは男子の本懐にあらざる角苦心して或點まで登りし坂道を、再び元の麓に立ち戻りて苦しむの愚に等しく。友情の切なる餘り袖手傍觀するに忍びず、失禮ながら直言いたし候。

投機 貴兄にはこの頃米相場に御熱中の由。株式市場へ頻々御出入の趣。公然の賭博に等しき行爲。一攫萬金の健健者は萬人に一人も無之。事の理非は既に御承知の貴兄とし

て、今以て御斷念なきは如何と。この上御深入りありては御信用もいよ／＼地に墜つること、憂慮に堪へず。少々の御損失は、今に於て御斷念なきに於ては、最後には全部を失ふの恐れもあらんかと。斯道に於て衣食する人は兎も角、普通信用を重んずる者の口にするさへ憚るべきこと。これ迄の御損は、他の正しき道によつて、如何様にも補はるゝことと存じ候。あぶく金は身につかず、一攫萬金の惡夢より御醒め下されたく。恭間の浮説を耳にするにつけても、御一家の行末氣遣はしく敢て苦言を呈し候。

結婚 又しても愚論を試みるやうで失禮ながら。永々の御獨身は御信用にも關し。御兩親様も非常に御心配なされ候へば。無妻主義は無妻主義と等しく折角の人生に味も興も無之。獨身にては完全なる人格とは申され間敷。時期尙早を理由として反對せる間に好機を逸し、後悔する者も少なからず。好からぬ風評の傳へらるゝも、要するに御獨身なるが故かと存ぜられ候。御長男の貴兄が無妻主義にて頑張られては、御弟妹様達にも御迷惑。親の心として良き上にも良きを選び給ふは至情の然らしむるところとは申せ、選擇にのみ心を奪はれて婚期を逸する例も少なからず。御心易き

に任せ、右御すゝめ申上げ候。多少の心當りも有之候へば御決心次第にて御相談にも應せん心組にて御座候。

轉地療養 昨今の炎暑に御容態は如何と蔭ながら心配いたし居り候。暑さも次第に加はり、御病氣に障りはせぬかと、御噂を申上げては懸念いたし居り候。今後の御經過何れも心配いたし居り候。先日も申上げ候通り、只今の御病氣には御轉地に過ぐる良法はこれなく。貴兄の御病氣には、松風夏を忘るゝ地が何よりのお薬。避暑を兼ねての轉地は、病める者に取つて最良の策。下宿の二階に暑き日を送らんよりも、お遊びかた／＼何所へか御轉地なされては如何。先日の議論を繰返す様なれども、切に御轉地を御勧め申上げ候。

飲酒 近頃大酒に耽り、言ふに忍びぬ醜態を演じ候趣。飲酒の害については、餘りに多くを言ひつくされ候へば、今更にと新らしく此處に申上げんとは思はず。理由の如何は問はず斷然禁酒然るべく。身體を毒することは暫く措き、人の精神界を蝕みてその害を子孫にまで及ぼし。遊蕩的氣分を挑發し、有爲の青年をして、不知不識の裡に遊蕩兒と化し終るも酒の害毒。未成年の飲酒は、國法においても禁止せらるゝところ。その害は十分御承知の貴兄なれば、此際斷然

思ひ止まるやう 將來ある貴兄を思へばこそ、憎まれ口も叩き候 御將來を憂慮する餘り、不敏をも顧みず御諫め申上げ候。

放蕩 酒と色とは、古來の聖賢の口を極めて誡しむるところ酒色のために家産を傾け、身をも滅したる例古今を通じて乏しからず 花柳の巷に出没しつゝ御兩親の御諭をも用ひぬ由 縁酒紅燈は誰にも悪くは無之候へども、それだけ耽溺しては破滅の基とも成り易く 人として一旦の心得違は誰にも免れ難しとは申せ、傳ふる所にして事實ならば餘りにも言語道斷なる不行跡 聖人君子も過失なきを保し難く、要はその非を悟るの一事 この際改悟する否とは、貴兄將來の成敗の岐るゝところ 過を改むるに憚る勿れと、最後この一言を呈し候 書中禮を失する處あらんも、友情の迸發するところ、御容赦下され度候。

第十四節 弔 慰

弔慰文は、人の死を弔ひ、或は人の不幸を慰めんとして發する、純然たる情愛の手紙である。死は人生の最大不幸であるから、これを弔ふことは、交誼の上に於て、何よりも大切な禮儀

であらねばならぬが、從來の悔み状は多くは形式一片に流れて眞に死者を弔ひ、その遺族を慰安する情愛に缺けて居るやうである。本來が儀式張つた場合の手紙であるから、形式を重んずることも悪くはなからうが、それよりも眞情の流露に重きを置くべきものかと思ふ。然しながら、字句の上には十分の注意を拂ひ、一字一句の末までも、同情を以て書かねばならぬ。悔み状は、冒頭の語や時候の挨拶などを省き、直ちに本文を書くことになつて居る。又悔み状に對しては、返書を出さないのが普通であるが、それも從來の習慣の上からのことで、我に寄せられた同情を謝し、且つ現在の感想表情等を認めて、返書として出すことは禮に叶つて居ることと思はれる。人の不幸に對して送る慰問文は、先方をして失望落膽せしめぬやう、元氣をつけてやるのが目的であるから、同情を主とし悔み状よりは幾分か文勢を強くし、場合と相手によつては輕薄にわたらぬ程度に於て、少し位は吞氣なことを書いて笑はせてもよい。

哀悼 今日香つれ、たゞ夢かとのみ打驚き申候 御看護の甲斐なく御長逝の由 御計音に接し 俄の御變症にて御病氣かちとはいへ かくばかり急に 御高節とは承

れど 遺業壯者を凌がんずる勢にておはし候ひしを時ならぬ風、潮を崩きて あたら世の無常の風に誘はれて今は亡き人の數に入りたまひ 知らざりしことゝ一度も御見舞に申上げず かばかりあへなくと存じよらず こそはそも夢かと目もくれ心もまだひ申候 御悲みはさることには候へど 御愁傷さこそ察し上げ候 さりながら、老少不常は世の習ひに候へば さりとも、この御悲みいかにして慰め申さむ 銀も玉も子にはまさらずと申候に驚愕、我を忘るゝばかり げにもはや一年、別れしは昨日のやうに覺えしに 束の間中陰も打過ぎ いかにしても晴れざらむ今の君が御胸の中 今は申すもかへらぬ事に候へば御心を勵ましたまひ 御追福の御營みに少しは御心慰められ 御心地害はせ給ふこともはや御いたはしく餘りに思ひ届して病など惹起せられ候ては 聊か薄儀を呈し香燭の資に供へ申し候 薄瘞の奠に代へ候 虔みて靈前に供へ奉り候。

第十五節 紹介

紹介文は、先方に對して十分の敬意を拂ひ、苟にも禮を失す

る如き言辭を用ひてはならぬ。この種の手紙の條件としては、先づ紹介せんとする者と自分との關係を述べ、次に紹介の目的を記し、尙ほ時には紹介する當人の性行、履歴等も記述する必要がある。而して人を紹介した以上は、その當人の先方に於ける言行については、自身に於て責任を帯ぶことを覺悟せねばならぬし、且つ先方に對する禮儀もあるから、虚儀又は誇大なことを書かぬやう深く注意せねばならぬ。一體日本人は紹介に對する責任感が頗る薄い。一度び人を紹介した以上は當然その責任を負ふべきで、萬一それが出来ない不安があつたら、斷然と紹介を謝絶する方が男らしい。紹介状の如きも如上の考慮を以て、單なる書信としてではなく、保證状たる覺悟を以て書かねばならぬ。随つて書く以上は、出来るだけ詳細に認めるのが作法である。紹介状は一應紹介状を渡す人に文面を見せるとか、或は又讀み聞かせた後で、封をするのが禮で、さもなければ全然封をせず渡すべきである。文面にどんなことが書いてあるか被紹介者に知らしめないのは、徒らに猜疑の念を抱かせる處がある。求職者 この書持參の者は昨日申上げ候本人 貴店事務員缺員の旨相話し候ところ切望いたし 同郷の舊友にして曾て

は小學校教員として英育事業に従事したる経験も有之 御
 社事務員として、適當の人物と存じ候まゝ御紹介申上げ候
 御部下のうちに缺員あらば御使ひ下されたく 算筆には極
 めて達者にて事務員としては適任者かと存じ候 御覽の如
 く朴訥なる人物ながら性質は極めて温厚篤實 何卒御引見
 の上試験的の御談話願ひたく 月給は履歴書相當にて宜し
 く 亡父の遺志を繼ぎて將來は實業界に雄飛せんとの希望
 を抱き居り 人物の確實なることは小生に於て保證いたし
 候が素養も淺からぬ筈 他日の御縁に一度御面會下され候
 はゞ當人も光榮に存じ候ふべく 就職相叶はゞ故郷の父兄
 も満悦さるゝことゝ存じ候 書餘は近日拜芝萬々申し述べ
 く心得に候。

奉公人 先達て若し有らばと仰せの女中 豫て仰せきけの少
 年 今日似合はしき者を見出し候まゝ一應伺はせ申し候
 近頃適當の者これあり候まゝ 家内の遠縁に當り親も兄弟
 もなき不幸の者 容貌は見にくく候へども氣立は極めて優
 しく 正直者故御留守を任せられ候とも決して御心配これな
 く 學校は尋常科をこの春卒業いたし文字は上手にて算盤
 も年の割合に達者 當人の父兄も是非にとの希望 御都

合は何卒本人へ御申聞け下され度候。
 縦覽者 此度弊社技師長御地方各工場參觀のため出張する
 ことゝ相成り 小生の甥にて此度工科大學を卒業する者見
 學のため御工場の拜見を許されたき趣 修めしは機械科に
 候へば出來得るならば運轉中を拜觀希望 御都合如何と恐
 縮に存じ候へども 相當の便宜御與へ願はしく 何かと
 御説明の勞を煩はすことゝ恐縮に堪へず候へども 御多
 忙 中洵に恐入り候へども特別の思召を以て要部の拜見を御
 許し願ひたく 御迷惑ながら何かと御配慮に預り度願ひ上
 げ候。

雜 この手紙持參の者何某と申し、小生同郷の友に候 同好
 の友某君を紹介いたし候、その道に關しては頗る意見を有せ
 られ 豫てより御盛名を欽慕し 拜面の榮を得たしとの
 ことにて 是非先生の醫咳に接し、平素渴仰の念を寄せた
 しとの希望にて 頗る趣味を解する人 經歷は別紙の通
 り 先頃まで某々に奉職いたし、大兄の下ならば犬馬の勞
 も辭せずとのことにて 人爲は至つて正直者 見たる通
 りの質朴家 滔々たる世間の輕薄才子に似ず 特に文章
 は得意にて、筆跡も見事に候 頭腦頗る明晰 永年取り

いたし來り候もの 身元一切は小生に於て引受け可申
 事業擴張の爲錦地へ出向 委細は本人より御聽取り下さ
 れたく とまれ引見して一夕の閑談を許し給はらば幸甚
 相當の職務御周旋下さるまじくや 何卒御心おきなく御交
 際下されたく 御氣に召し候はゞ やがて本人を推參い
 たさすべく、御肝煎の程願入り候。

第十六節 依頼

頼む自分より先づ頼まれた先方の身になつて考へることが第
 一である。頼み方も先方との對者關係によるが、努めて辭を低
 くし、用語などにも充分注意しなければならぬ。
 周旋 何處へか奉職して糊口の途相立てたく 然るべき口も
 候はゞ 御推舉にあつかるを得ばよなき幸福 敢て多
 きを望まざるも、衣食を辨するを得ば十分に候 多年の御
 交際と承り候へば 螢居日々無聊に苦しみ 御名にか
 かはる如きことは決して仕らず 他に知己とはなく
 御周旋仰がれまじくや。
 求人、揮毫其他 これまで備置候もの契約満期と相成り 暫
 時にても代りの人ほしく 少々算筆の心得ある者 相當

以上の給料支拂ひ申すべく 報酬の儀は出來得る限り優遇
 すべく 御多忙中御願ひ申出んは勝手がましけれど
 さしつけがましき候へど 季節を経過する處あり 御助
 勢願はれ申すまじくや 如何せん、人少なにて手まはりか
 ね 殆ど寢食の暇だになし 一臂の御援助煩はしたく
 御恩は決して忘れ間敷 恐縮の至りに候へども 誠に
 申出で兼候ことながら 御手数恐れ入り候へども 御迷
 惑の程いかばかりにおはし候はんも 一つにてもあれ御序
 の折 さして至急を要するものにあらず 御序のをりも
 候はゞ 又と得がたき好機會に候へば 別紙委任狀差上
 申候 専門ならでは一向様子わからず 至囑 落款は
 本物らしけれど筆勢何となくあやしげにて 御腹藏なく御
 聞かせ下され度 思想も整はず、辭句も如何はしく 御
 斧正 紫黄を賜はりたく 平素私淑いたし居り候先生の
 御揮毫を得て 弊宅の光彩といたしたく 思慕の情に堪
 へず 新居の櫛間に掲げて御高風を仰ぎたく。

第十七節 注文

これには誂ふべき物品と、註文要件を明確に書き落さぬやう

に記さねばならぬ。随つて物品の員數又は金額等は當然、壹、貳の字を用ひ、特に數字の場合には誤りのないやうに正確に記入する注意が必要である。

雜 今般貴社より百科大辭典御發賣の由某新聞廣告にて知得何新聞の廣告によれば 貴店發賣の何品非常に便利の趣頗る好評にて、見本の分は既に賣悉し、至急入用につき御調製下されたく 御序あらば御届け願ひ度 學生向のもの御見計らひ御持參 縞柄はあまり華美ならぬ希望にて程よきものを御見立ての上 精々御吟味の上 模様は松竹梅か鶴龜等の中何にても目出度ものを選び ネットタイの流行向のもの 儀式用に候へば、日限に相違なき様しかと頼み置候 營業案内早速御送り下され奉謝候 別紙寸法書に合せて恰好のもの 同僚にも吹聴いたすべく候新規御賣出しの品あらば見本として二三點御持參下されたく代金は現品引替に御拂申すべく候。

第十八節 招待

時と場所とを明確に詳記すべく、又服装其他についても、先方に願望させないやうに注意するのが法である。相客のある場

合は豫めその名を記す方が、先方に多大の便宜を與へる。但多數の客を招待するため印刷に附するものは別である。招待状の目的は先方が喜んでその招待を受くるにあるから、公式以外には面白く誘ひ込むやう、輕妙な文句を用ひるのも亦一便法である。

結婚其他 今般婚儀相濟みしるしばかりの御披露 御披露がてら御ちかづき願ひ度 開業祝ひの心までに 心ばかりの追善營み度 名のみのお賀筵相催し度 還曆の壽宴 新築落成の祝ひとして 送別の微志を表したく候 形ばかりの祝宴相催したく 拵けて一獻差上げたたく 粗酒一盞奉る 何卒御貴臨の榮を賜はりたく 御來臨を辱するを得ば 何の風情とてはこれなく候へど 御多忙中却て御迷惑には候はんも 御遠路の處重々恐れ入り候へど、御承知の某がし君も御來駕の筈 御差繰り御都合御繰合せ 配膳の都合も候へば御諸否の程御漏らし被下度 御用は何とかして御繰合せの上 珍らしからねど餘興も有之 いろ／＼趣向を凝らし 尤も雨天順延 鶴首御待ち申上候 令夫人御同伴にて御來駕下されたく 御案内申上候。

第十九節 懇談

懇談文は、或種の計畫又は事件の進行等について、他人の同意を求めんため發するものであるが、多少勸誘的の意味を含んで居る。この種の手紙の第一條件は、自身に於て、その物事を是認することであるから、先づその相談せんとする事柄については、十分實行の上、公正なる判断を下さねばならぬ。かくて是なりと認めた後、成るべく詳細に、且つ利害を説いて相手の心を動かすやうに書くことを要する。然しながら、強要するが如き弊に陥らぬやうに注意し、諾否の如何は、飽くまで先方の意に任すやう、謙遜した言辭を用ひねばならぬ。

座談會 農事の改良は今日に始まりたることに無之候へども各種事業の進歩改良に比し獨り後れたるは我農界の現状 今日に於て改良の餘地あるは我農家の業 舊習を守るも必ずしも悪しくは無之候へども有益なることは新法を實行するに如かず 交通機關の發達は商工を偏重し農業を輕視するの弊を生じ 改良の効果を擧げるにはこの種の機關を設けて各自の意見を交換しこれを實地に行ひて協同一致の態度を取るに越したる良策は無之 この際何卒御賛成の上主唱者

として御署名下されたく候。

害蟲驅除 本年は植付以來稀なる順氣と喜び居り候ところ 植付より天候面白からず 本年は害蟲の發生は有之まじと油斷いたし居り候ところ 一時は殆ど撲滅の有様に候ひしところ昨今又々發生 猛威を逞うして姑息なる驅除法にては更らにその効なく 次第に猛烈を極め各自これが驅除に寢食を忘るゝ有様に候へども寸效なく かくては秋の收穫も思はれて一同憂慮いたし居り候 このまゝ閉却するに於ては由々しき大事かと存じ候 縣の有司も奔走せらるゝ折柄吾々として萬全の策を講ずべきは當然のこと 急に有志の會見を見て徹底的の驅除法を講じたたく 便宜上弊村役場に集合し各意見を交換の上有效の策を講じたたく 明後早朝より御來會下されたく候。

貯水地開鑿 本年の旱魃を機會として貯水地開鑿の議を發起いたし候 百年に一度有るかなしの旱魃に候はんも水に困りし例は決して少なからず 本年こそは愈々工を起して萬一に備へたく 毎度議に上りながら費用の點にてお流れと相成り 此の際相當の寄附金を集むる成算有之 前年専門家の手に成れる設計圖を利用するも悪しからず 御經驗に

基いて何分の御意見を承りたく 農事改良の聲の高き今日貯水池の開鑿は刻下の急務かと存じ候。

道路開通 我地方は他との交通繁多ならずとは申せ道路の開鑿如何は直ちに文化の進速に關すること存じ候 僻邑の我村として世運に後るゝは免るべからざる運命に候はんも古來の一難關たる七里峠の開鑿は刻下の急務と存せられ先づ仙人峠を開鑿して平坦なる道路を通じ多年の宿題を解決いたしたき希望 我寒村にとりては一大事業に相違無之候へども時勢は道路の開通を促して止まず若しこのまゝに放任するに於ては全然世の文化と隔絶いたすべく 海灣に遠く汽車さへ通せざる我地方に取りて道路の開通は最も緊要上下三里の峠は文化の輸入を阻害すること少なからず候まゝ小生等發起となりてこの際是非開鑿工事に著手いたしたく小生等も主唱者としての勞を辭し申さず候間何卒貴兄にも御同意の上御轉旋下され度候。

土地密附 この度有志によつて試みつゝある市制實施の運動にして效を奏するに於ては我町の發展上寔に喜ばしいことと存じます 町の繁榮を招來する意味に於て道路敷地を密附せんと相談があります私に於ては至極賛成であります

利害關係の上に立つて反對する者もありますが私に言はしめるならば小利を呑んで大利を失ふ愚策 さなくとも道路の狭い市街地でありますからこの際出来るだけ幅員を擴げることがよからうと考へます 斯様なことは成るべく部落民一致の行動をとりたいと思ひます この度中學校新築に際しその敷地として自分所有の土地を寄附したいと思ひますが貴下所有地もこれに隣接してゐます關係上共々寄附しては何うかと考へる次第 かゝる場合の寄附は決して無意義に終りませんから御奮發なされては如何 御賛否の如何に拘らず御返事を下さい。

第二十節 送 迎

送迎文は、洋行、遊學、赴任等に際し、その人に對して歡迎の意を表し、或は惜別の辭を述べるものであるが、多くは形式に拘泥するの弊に陥り易い。元來が情愛を主とする書翰であるから、十分に敬意をつくし、愛情を主として、先方をして心から満足を感じしめるやうに注意することを要する。

遊學 この度宿望相叶ひ帝都へ御遊學の由 東京へ御遊學のこと御決定 御遊學の目的にて不日東都に向ひ御發程の

趣 貴兄は尚より才識非凡、誰一人として望を馳せぬ者は無之候間、一層の御勉勵を願はしく 他日の御成功は今日より日を刻して待たれ候 古來立志郷を辭する者は多く、而も錦を故郷に飾る者は少く 非常の御奮勵と御忍耐とを要すべく 酒色のことは申すまでもなく、何卒御自愛專一に御勉勵下さるべく 才學双びなき貴兄にあらせられ候へども、この上の御精勵こそ望ましく 御出立迄には一度御目にかゝるべく候へども、聊か一言を呈して御餞別に代へ候嬉しさの餘り一書を呈して御見送りに代へ申し候 この品は小生の寸志に候間何卒御受納下されたく 別封は寸志の御餞別に候 御著京の上は、御一報下されたく候。

入營 いやしく御入營のことに決定して御名譽のことと存じます 僕は思はず萬歳を三唱しました 兵役に服すること は男子として普通のことでは有りますが、體格の如何によつて決せられることで、願へばとて叶ふことではありません 御入營の上は義勇奉公の一念を守本尊として、帝國軍人たるの本務を果されんことを祈ります 國家のために一層の御自愛を祈ります 近ければ參上したいのですが、遠方に離れて居てそれも叶はず、書面を以て遙かに御祝ひ申し上げま

す 御入營の後是非軍隊生活の様様を知らせて下さい 折角國家のために御奮勵せられ、且つは御自愛專一に祈ります。

旅行 春色愈々酣なる此頃、近畿の春を探らんと御旅詩歌に御得意なる筆を迎へて、春の山水は一入の光彩を加へ申すべく 夏の休暇を利用して山水御探勝の御旅山水の跋涉は昨今に如く時候はこれなく 御用意全く整はせられ、遠く木曾地の秋を探り給はんと御企 日光御參詣がてら山中の秋色を賞せんと御旅 春夏に比して昨今の御旅行は、一入興の深きことと存せられ 嵐山は花によきのみならず、秋の景色も亦妙を極め 彼地は世にも珍らしき奇岩怪石に富み 世に双びなき奇山にして峰巒として聳ゆる尖岩は、無數の劍を植ゑしが如く 拳大の岩も尙ほ名ある山に聞き及び候へば、吳々も漏らし給はぬやう 御筆の序に云々の一筆をたまはりたく 訪ふ人も稀れなる地方、山水は申すに及ばず、人情風俗等も漏れなく御筆に上ることと存じ候 從來名なき山水までも、この度の御遊のために活き申すべく この際十二分に御探勝精しき御紀行を草せられたく この葉書は御餞別に代へ候へども、さりと

て折々の御通信を催促いたす意味には無之。

第二十一節 商用

商業文は商業者用の書翰で、原則としては、商業以外のことには用ひられない。随つて商業者は商業文と共に、普通書翰をも用ひるものである。然しこゝにいふ商業者とは、必ずしも商法に規定されて居る商業の主體たる商人の意味ではない。商業事務に従事する使用人が、事務上發信するものも亦商用文であり、商業者以外の者が、特に商業通信として用ひるものもこの中に含まれて居るのである。

普通書翰は既に説明した如く、實用を主とするものと、情愛を主とするものとに大別される。商用文はその性質上、實用を主とする普通書翰に類し簡易、明確、適切に隔地者間の要務を處理することを目的とする。その結果として、商業上無益の勞費を節約し、經營を正確敏活ならしめ、商業活動を盛んにすることとなる。例へば爲替なるものが、一片の字形によつて、現金送附の勞費危険を除き、通貨を節約し、信用を確實ならしめ、商業を敏活ならしめると同様である。然し普通の實用書翰は、正確簡潔を主旨とするとしても、例へば時候の文句を述

べる場合、いろ／＼と考案して妙句を捻出する猶豫のある如く多少の無駄は許されるし、實用的の報告でも寫實の方法を考へその前後に於て無駄な事柄や、辭句を使用しても差支なきに反し、商用文には時間に制限があつて、短時間に多くの書翰を認める必要上迅速に書かねばならぬから、美辭妙句を弄ぶことを許さぬ。たゞ簡易、正確、且つ敏活に、目的を遂行せしめるやうに書くことを必要とする。

披露 日に増し隆盛に向ひ 手狭乍ら流行品を直輸入し、皆様の御満足遊ばされ候やう迅速を旨とし 何時にても御用命に應ずべく 御一報次第店員を伺はしめ 優良品を特選し低廉なる價格にて御用命に應ずべく 販賣法は弊店獨特の新方法により 日頃の御眷顧に報ずべく一意専心勉強仕り 特別の御最負を以て相變らず御下命の程 老齡隱居仕り候へども店舗をこのまゝ閉鎖するは誠に不本意現狀のままの商號にて業務一切を何氏に譲渡し 拜趨の上にて御挨拶申上ぐべきのところ 目下取込中につき一應書中を以て 業務の擴張を斷行し店員一同大勉強を以て聊か年來の御恩顧に報いたく 顧問としては斯業に經驗深き何氏を煩はし 合併の契約整ひ既に登記も了し 未捕

欺定は御繰越し下され度 内部の組織を變更從來通り營業仕るべく 一層敏活に營業 仕り候間續々御注文下され度 未だ設備は十分整ひ兼ね候へ共交通は至つて便利階上に御休憩室をも新設いたし候間御揃ひ御來觀下され度 清新の物を取揃へ破格の廉價を以て御高需に應ずべく 今般事務取締役に就任 仕り候間萬般御指導の程偏に懇願 重役の末席を汚すことゝ相成り 何氏辭任につき改めて某氏をその後任と致し 逸早く御來店御買上の程願ひ上げ候 通知 先般差送りました商品代金本日入手いたしました 手附金として品代の二割金五百圓也御送り申して置きました 御面倒ながら領收書を御送り下さい 十分に御改めの程を願ひ上げます 早速解荷取調べましたが相違の點は少しもありません 破損汚染脱漏等は 聊もございません 到着の上は御改め御受取り下さい 相變らず御最負の程を偏に願ひ上げます 一層勉強いたしますから續々御用命下さるやう店員一同御願ひ申上げます。

申込 錦地の確實なる大商店と取引開始致し度存じ居り候處 取引先何商店より承り候へば 御店の御評判は豫々拜承致し居り候に付 錦地何商店の勸告により 御地何商店 披露 日に増し隆盛に向ひ 手狭乍ら流行品を直輸入し、皆様の御満足遊ばされ候やう迅速を旨とし 何時にても御用命に應ずべく 御一報次第店員を伺はしめ 優良品を特選し低廉なる價格にて御用命に應ずべく 販賣法は弊店獨特の新方法により 日頃の御眷顧に報ずべく一意専心勉強仕り 特別の御最負を以て相變らず御下命の程 老齡隱居仕り候へども店舗をこのまゝ閉鎖するは誠に不本意現狀のままの商號にて業務一切を何氏に譲渡し 拜趨の上にて御挨拶申上ぐべきのところ 目下取込中につき一應書中を以て 業務の擴張を斷行し店員一同大勉強を以て聊か年來の御恩顧に報いたく 顧問としては斯業に經驗深き何氏を煩はし 合併の契約整ひ既に登記も了し 未捕

時期を失し候ては當方も損失を蒙ること、相成るべく、事情御推察の上至急御出荷下され度、至急然るべく、御發送相成度この段願ひ上げ候。

承諾 相場下落のため値段割引の希望を御申込になりましたが需要激減のため相當の値引を仰越されまして承知いたしました。同業者増加が原因で御販賣が御困難とのこと。この際割引は已むを得ぬことかと思ひます。二割だけ特に割引することに致します。當分の間一割位で御辛棒が願はれないでせうか。資金回収の必要を感じて居る折柄でありますから特に二割だけ割引いたしませう。至急御賣拂の上手取金を御廻送願ひたいと存じます。相場下落のため御指値通りでは到底捌ける見込はございません。金融逼迫の折柄で御座いますから私方も考慮しましたが結局一割だけ割引することに決定。御見當で結末をおつけ下さい。三分方勉強いたしましたからこの邊の所で御配慮を願ひたいと存じます。この程度の値段で御片附を願ひたい御座います。辯解 御送り致しました貨物の内容が明細書に對照して不足して居る趣で御叱りを蒙り、何の間違であつたかと驚いて居ります。當方では正確に數量を定め嚴重に荷造して運送店

へ委託した筈。發送直前念のため一々嚴重に引合せた筈。現品を嚴重に對照して發送しましたから御仰越しのやうなことは萬々無い筈と存じます。當方の過意のないことは斷言してはならないと思はれます。當方からも嚴重掛合ひますが貴店から一應御交渉を願ひたいと存じます。只今運送店へ掛合中ですから何れ判明すること、存じます。分明の上は速かに御通知申上げます。嚴重に詮議しまして早速後より委細を申上げます。運送店を調べましたところ當方の過失でないことは判明致しました。右の次第で御座いますから悪しからず思召の程を願ひ上げます。弊店は他店と違ひ經費節約のため、地方に支店や代理店を置いて居りませぬから、内情については一般の誤解を招くやも知れないと、そののみを心痛して居ります。報告 一般信用も篤く學識徳望並に經驗にも乏しからぬ人物。當地方の紳商として人望の厚い人。學問は言ふに足りませんが、資産は親譲りの不動産だけでも十五六萬圓はあります。當人は町の名譽職にあり商賣は家族の副業にやらせて居ります。銀行には多大な預金がありますから、この方面

には十分信用があります。資産家ではありませんが人物については兎角の非難があります。最近當地へ流れ込んで来た謎の人物で、看板は堂々と掲げて居りますが、内容は空虚なものとの評。資産はありませんが人物はしつかりして居ります。多少資産もあり人望もありますが、政黨の手先となつて走り廻つて居る程の人物ですから、今に家も屋敷も政治屋の喰物にされるなどの噂さへ有ります。他人のために利用されて大分家産を傾けたなどの評判はありますが、何しろ十數代もつゞく舊家の資産家ですから一萬や二萬の取引には御不安はございませんまい。

推薦 社會の好評を博し賣行日に増加いたし。同品は獨逸ゲマインストープを凌駕する逸品にて燃料も經濟的。構造は堅牢無比と申すべく。外觀も優美和洋何れの室にも調和適合。價格低廉にして推賞するに足る點多く。御地方にて御賣捌の御見込候は、御紹介申すべく候。何商店は當地一流の呉服太物商として信用厚く。堅實なる營業振をもつて知られ。弊店とも二十年來の取引先に有之。支拂も確實にこれあり。同店との御取引については聊かも御懸念こそなく。御取引開始の御希望候は、僭越ながら小生保證

第七章 末文

仕るべく、何時にても小生より御紹介仕るべく候。

「拜啓」「謹啓」等冒頭の禮詞に始まり、時候、安否の挨拶から、要件たる本文を済ませると、當然訣別の禮がなければならぬ。これが即ち末文で、又結尾挨拶ともいはれて居る。これも亦面接の別れに「何れ又お目にかゝります」とか「今後何分よろしく」とか「御大事になさいます」とか「いふやうに先方によつて其挨拶即ち末文の用語を異にする。手紙の要點を反覆するもの。これは書信の目的を達すために、念を入れるもので、要領を一層明白ならしめる場合に用ひる。先は取急ぎ當用のみ申入候。右御案内申上候。取急ぎ御回書まで。右要用のみ。先は御返事まで。右御返事の御挨拶まで。草々如此に御座候。大略斯如に御座候。右及御照會候。取急ぎ返事まで。吳々も御願ひ申し上候。右御報知申上候。不取敢御視辭申し上候。先は御見舞まで。御厚禮申上げ度。如此に御座候。御無沙汰の御詫。御伺ひ申上候。右得貴意度、如此に御座候。取急ぎ御挨拶まで。先は御披露。旁伏して奉願上

候 此段御通知申上候 以上の如き次第、不悪思召し下され度候等。

自愛を祈るもの 社交上の書信に多く用ひられるものである。時下不順の候、御自愛專一に祈上候 時下折角御保養遊され度候 時候概御保養遊さるべく候 御養生專一に祈上候、悪疫流行の際、折角御加算遊され度候 御尊體大切に遊さるべく候 御身お厭ひなさるべく候 末筆ながら皆様の御健康を祈上候等。

謝辭を述べるもの この謝辭には本文の意を敷衍するものもあれば、又亂筆を詫びるのもあり種類は多い。

先は御詫迄如此に御座候 折角の御厚志に背き候段くれぐれも御寛恕下され度候 悪しからず御海容下され度候事情御明察の上、御許容願度候 御返事延引の罪、御宥免給はるべく候 短廣意を盡さず候 摺情盡し難く候 亂筆蕪文御判讀願上候 亂筆蕪文御推讀下され度候 取急ぎ亂筆、御免し下され度候 取込申亂筆平に御高免被下度候等。

傳言を頼むもの これも社交上の書信に多く用ひられる。けれど餘り多く用ひられ過ぎるので、頗るその効果が薄くなつて

へられない方が多いやうである。家内よりもよろしくと申出候 宜敷申上候様申居り候 兩親よりも厚く御禮申上げる様申聞かされ候 よろしく申上げくれ候やうにとの事に御座候等。

後便を期すもの 何んとなく餘情があつて、調法な文句であるが、「何れ後便、何れ後便」を續けられると飽きて、餘情も何もなくなくなつて了ふものである。委曲後便にて申上ぐべく候 書外後便に譲り申候 何れ又後便にて聞え上ぐべく候等。

面談を期すもの これも前同様で、調法な文句であるが、大抵は「何れ參上」が嘘になつて、參上しない方が多い。遂には「今度こそ本當に參上」とでも書かなければならぬやうになるから、濫用しない注意が肝要である。書外御面談に譲り申候 何れ拜趨委細申上ぐべく候 不日拜芝 委細面談 書餘面晤 格外面晤、何れ拜眉萬縁申述ふべく候等。

第八章 結語

結尾の禮詞であつて、留書ともいふ。冒頭語に對應するもの

了つた觀がある。御禮願上候 御鳳聲祈上候 御寄聲煩はし度候 御傳達たまはりたく 御序に、然るべく御披露願上候 御執成願上げ候 然るべく仰せ傳へ下されたく候 よしなに御傳へ被下度候 御尊父様へ、この旨仰上げ給はり度願上候 御主人様へもよろしく御鳳聲給はるべく 御令聞様にもよろしく御傳言願上候等。

返事を求めるもの 書信要件の回答を乞ふもので一般に用ひられてゐる。折返し御返事煩し度候 御返書待入候 貴意伺上げ候 貴酬を待つ 御回答願上候 折返し御返事被下候は幸甚の至りに御座候 至急御回答賜り度願首して御待ち申上候 此狀着次第御返事下され度 御承諾の有無御洩らし下され度候 御近狀御伺ひ申上度如斯に御座候御手数ながら何卒御返事下され度候 御差支なき時日御示教下され度 御多忙中恐縮の至りに候へ共 折返し御内報下され候は、此上もなき仕合せに存じ候 御返事此使者に御開かせ下され候やう、懇願奉り候等。

この結語にも種々の用語がある。左にその類例を示す。

發信	也	勿々	早々	草々	恐恐	以上
不乙	不具	不次	不宣	不盡	不備	
不悉	不申	拜具	拜白	敬具	敬白	謹言
謹白	勿上	肅拜	恐惶	再拜	九拜	百拜
頓首	稽首	叩首	勿々	草々	頓首	早々
早々	敬具	早々	不備	頓首	頓首	敬白
頓首再拜	頓首九拜	頓首百拜	再拜	再拜	誠言	誠言
言	恐惶謹言	恐々	敬白	不宣	謹言	稽首再拜
頭謹言	謹上再拜	三拜	九拜	誠言	誠言	頓首敬白
等。	(以上男子用)					
返	あらく	あらく	かしこ	穴賢	かしこ	めでた
信	拜復	貴酬	拜酬	回酬	回酬	奉酬

貴答 裁答 敬復 恭酬 謹謝 謹答 草々裁答等。

右の中、「草々」「勿々」は最も軽い意味で、主として同輩以下に用ひ、他は同輩以上に用ひられる。尚勿々の文字は支那にないといふので、國定教科書では用ひないことになつてゐる。けれど以上の區別も劃然たるものでなく、同輩又はその以下にあつても慶弔・感謝等の儀式張つた場合は「謹言」「敬白」等を用ひるのが例でもあり又禮でもある。

一字の「也」で留めた手紙も往々見受けるが、官衙、會社等の手紙なら兎に角、個人間の書信に用ひるのは餘りに簡略に過ぎ、何んとなく威張つてゐる感じを與へる。

さればとて四字式の「頓首再拜」や「恐惶謹言」等になると漢文の慣例から來たことであるから、餘程鹿爪らしい儀式張つた書信以外には仰々しくつて不釣合に思はれる。殊に「草々拜具」や「勿々頓首」等は意味をなさぬ熟語で、勿々とある以上盡せず備はずと受くべきであらうと思ふ。更に「勿々謹言」となると頗る矛盾で滑稽に感じられる。

又「誠恐誠惶頓首再拜」などになると、頗る大袈裟でこれは主上に奉る上奏文即ち文章體のものに用ふる外、書信に

は一寸納まりがつかない。女子用の「かしこ」は賢しの約言で、男子の恐惶謹言と同義である。昔は「トシ」と書いて「かしこ」と讀ませたが、これに可視の漢字を當てるのは誤りで、祝ふ可しでは結尾禮詞の意義をなさぬことになる。

第九章 追書袖書

追書とは結語を書き終つてから思ひ出した要記を記すもので正式の書翰には非禮とされてゐる。本來書信は書く以前に腹案を定めてから書き落しのないやう留意すべきで、追書及び袖書などは一度「左様なら」と別れの挨拶をして置きながら、又立ち戻つて「途中で思ひ出しましたか……」といふのと同様であるから、正式の書翰には決して書くべきでないが、急がしい際は往々いひ残しがあると同様、手紙にも書き落しがあるから、その脱漏を最後に補足する意味で、言はゞ作法を離れた實用書信にのみ多く用ひられるものである。

追書とは結語の後にかくもの、袖書とは、宛名を書いてしまつてから思ひ出した要記を記すもので追書以上の度忘れである。追書及び袖書に用ひる「今日」は「御免下さい」の言ひ直

したる肩頭用語を左に示す。

敬啓、敬申、敬白、副白、追啓、追申、追白、追書、追加、追、追陳、再啓、再申、再白、復啓、二申、二伸、二白、添申、三伸、尙、尙々、返す、等。

第十章 日附、署名、宛名、脇附、封緘

第一節 日附

書信には必ず日附を明確に記すべきは前にも述べた通りである。正式には年號月日を書くべきであるが、日常普通の書翰には、年號を略して月日だけを記しても差支ない。但日だけに略するのは目下の者より以外に出すべきでない。

第二節 署名

署名とは自分の氏名を書くことで、普通は姓と名を正しく書くべきだが、目下に對する手紙は我が姓のみを書いて差支なく、反對に目上に對する書信は、我が名のみを書いた方が敬親の情を表はす場合もあるのである。友人間では姓の下に「生」の文字を用ひ、大田生、川崎生など、書くもよく、雅號を用ひても差支はない。姓を省いて名の下に「生」の文字を用ひるの

は、目上に對する場合に多く用ひられる。

第三節 宛名

宛名の敬稱は普通「様」と「殿」である。昔は様の書き方に七通りも八通りもあつて、それ々々尊卑を書き別けたものであるが、今はそんな面倒なことは氣にかけなくなつた。然し長上には様でも殿でも必ず楷書で書くべきもの、行書は同輩、草體で書くのは同輩以下に限るものと思つてゐれば間違ひない。

左に宛名敬稱の用ひ方を概述して見よう。

- 一 般 様 殿(官公文書には必ず殿を用ふ)等。
- 貴人又は上長 官爵氏名殿 氏官爵殿 殿 閣下(女官なら勅任以上、武官ならば將官、爵位ある人ならば必ず爵位を氏名の上に附さねばならぬ)等。
- 師長又は學者 先生(姓名或は姓名及び雅號) 大人等。
- 朋友 君(姓名又は姓のみにてよし) 兄 大兄 盟兄 賢兄 仁兄 尊兄 老兄等。
- 雅友 詞兄 詞伯 詞宗 雅契 雅兄等。
- 年長又は尊敬すべき朋友 尊臺 仁臺 老臺等。
- 其他 詩伯(詩人の敬稱) 畫伯 畫師の敬稱 國手(醫

師の敬稱) 院下(管長の職にある僧侶の敬稱) 同夫人殿 御令開様 御内實様(他人の妻の敬稱) 御令息様 御令嬢様(他人の子女の敬稱) どの(目下の血族及び姻戚間に用ふるもの) 御中(多人數宛)等。

第四節 脇付

脇付といふのは、宛名の敬稱以外更に宛名の下部左側に添へるもので、宛名の敬稱は絶対に必要だが、この脇付は絶対的のものではなく、添へても添へなくてもいゝので、唯上長の人に對して一層鄭重の意を表示するために用ひ、同輩間では先方から書いて来たとき、返禮の作法として相當敬語を選んで用ひるものである。

元來この脇付の意は、手紙を先方へ直接に差上げるのは不躙であるから、取次の手を経て差上げるとか、或はお側まで差出すとかいふ謙遜した意味である。「侍史」といふのは取次の意で、「玉座下」「簾下」などいふのはお側の意である。左に一般に使用される敬語を掲げる。

- 一 般 侍史 貴下 机下 臺下 案下 机右
- 玉机下 几下 梧下 梧右 足下 座下 座右

研北	硯北	硯右	侍曹	玉案下等
貴人	閣下	臺下	執事	簾下
軍人	閣下(將官以上)	麾下	麾下	虎皮下等
師長上長	尊前	兩丈等		
僧侶	院下(管長)	獅座下	經机下等	
父母及上長の姻戚	膝下	尊下等		
女子	簾下	御前に	御許へ	御手許
	まゐる	まゐらす等		おそば
以上の外に封筒宛名に添へる脇付がある。				
他見を憚る場合	親展	親披	親剪	親覽
直剪	自剪	自展	玉覽	御手披等
普通の場合	平信	平安	無事	無異等
大切な要件の場合	要信	要件	要件	緊要等
至急の場合	至急	火急	急信	飛信
至急	大々至急等			至急用
人に託する場合	幸便	託某君	託幸便等	
返事の場合	貴酬	貴答	芳信	拜復
返事を求める場合	乞貴答	煩芳答	煩芳答	待貴報等
他の物を同封する場合	金子在中	願書在中	見本在中	

原稿在中等

公用の場合 公用 社用 官用 商用等

貴人に對する場合 執事御中 御家扶御中 御合扶御中等

多人數宛の場合 各位 各座下 御中等

例を挙げればまだ澤山あるが、普通には同輩に對して「座下」「硯北」「梧右」位の處で用が足り、目上に對しては「侍史」「執事」家庭的親しみある間柄には「膝下」位が無事で、餘り難かしい文字を用ひては、所謂擬つては思案に能はずの憂がある。

封筒脇付も亦普通一般に用ふるものとして、他見を憚る場合には「親展」「尊長には親覽」特別の要用ある場合には「要用」「急ぎの場合には「急」位のところを使ひ別れば、充分用が足りると思ふ。

尙注意して置きたいのは、葉書に脇付を用ひないことで、葉書そのものが總べて略式であるから、これへ脇付を書くのは徹底しない矛盾で、殊更葉書に「親展」「直披」等眞面目臭つて封筒脇付を書くのは没常識と言はねばならぬ。

展も披も共に開くの意である。葉書を開くなどは正に手品師でなければ出来ない藝當である。用語はよくその意味を呑込んでから書くのが必要で、人眞似はなすべきことでない。

第五節 封 緘

書信の封じ目にかく文字にもいろいろとその種類があるから参考のため左にその類例を挙げる。

- 封 緘 鎖 糊 粘 綴 禁 固
- 蓄 嚴封 嚴秘 嚴緘等

右の普通一般には「封」緘」で事が足りる。氣取つた文字を使ふのは決して賞めた話ではない。又女子ならば「封」蓄」位が相當で、秘密書類以外に「嚴秘」「嚴封」などを用ふるのは先方の家人に對して禮でない。殊に此頃の女學生達が開き切れないといふ處から「」などの開閉記號をかくなどは、書信を十字路と間違へてある滑稽な無作法である。

第十一章 自他の稱呼

書翰文に用ひる自他の稱呼用語を一々洩れなく列記するのは煩雜に堪へないし、又それほど必要もないと思ふ。従つて普通一般に使用されるものを撰擇して左に對照して置く。

書信の目的は先方に解し易く讀ませるのが必要であるから、無暗矢鱈に難かしい熟字を使用するのは最も慎むべきで、成る

べく平易に、書信の目的を完全に果す心掛を忘れてはならぬ。難かしい熟字を使用するのは、儀式とか、改まった文書の外は見合す方が無事である。この類例の中から先方の最も解し易く、さうして非禮に亘らないものを選ぶのが肝要である。

第一節 一人稱、二人稱

父	御父上様・父上様・大人・御父君様・父君様・膝下	自己の卑稱(一人稱)	父・自分
母	御母上様・母上様・御母君様・母君様・膝下	母・私	
兩親	御兩親様・御双親様	父母・兩親	
祖父母	御祖父母様・御祖母様・御祖父様	祖父・祖母・自分	
伯叔父母	御伯父様・御叔父様・御伯母様・御叔母様	伯父・伯母・叔父・叔母・自分	

夫	御前様・旦那様・貴方様・あなたさま	余・自分
妻	其許・御身・そなた・御こと	私・わたくし
子	御兄上様・兄上様・兄君	兄・自分
姉	御姉上様・姉上様・姉君	姉・私
兄弟	其許・御身	兄弟
朋友	君・兄・貴君・貴兄・貴所・貴殿・貴下・尊兄・尊契・尊臺・尊下・賢兄・賢臺・雅兄・足下・大兄・盟兄・盟臺・老兄・老臺・長兄・長契・仁兄・仁契・蘭兄・蘭契・義兄・學兄・大人・閣下・閣下	私・己・余・僕・生・小生・小子・小弟・不肖・不似・不佞・不敏・迂生・野生・愚生・寒生・末生・拙生・拙者・拙下・拙弟・頑生・迂拙・迂弟・下拙・野拙・下官・非才・老拙・自己

第二節 三人稱

師	先生・大人・師の君	身・自分・契知・辱知
弟子	御身・諸子	辱交・知己
上席	貴官・貴職・貴下・閣下	余・自分・私
下席	貴下・貴職	小子・小弟・小生
官職	貴下・貴職	小官・下官・卑官・卑職
官職	貴下・貴職	本官・本職

兩親	御兩親・御双親・御双堂・御二方	父母・兩親
祖父母	祖父・祖父君・尊太公・御太父・御祖父・太妣・尊太妣・祖母君・御祖母	祖父・祖母・祖叟・先祖考・亡祖父・祖母・祖妣・祖妣(亡祖母)
伯叔父母	令伯・令叔・御伯父・御叔父・御伯母・御叔母	伯父・伯母・叔父・叔母
甥姪	令甥・令姪・蘭玉	甥・愚甥・小甥・小姪・愚姪
舅姑	令舅・令岳・尊丈・令外・御外父(母)・叔父(母)	岳父・岳丈・岳翁・丈人・婦翁・婦姑・姨母・丈母
夫	令配・御良人・良人君・所夫君・主人の君	某・我夫・主人・宿宅
妻	御令聞・御令室・御令配・御内君・御内方・御内儀・御内房・御令室・令夫人・御奥・奥方・御家内・御寮人・御新婦	荆妻・荆婦・荆室・賤妻・家妻・家内・愚妻・愚室・山妻・小妻・糟糠・吾妻・某

子	孫	兄	姉	弟
御子息・御子様・御愛兒・御令息・御令子・御賢息・御愛郎・御鳳雛・御鳳兒・御愛息貴息(以上男子) 御娘子・御息女・御愛女・御令嬢・御令媛・御令女・御令愛・令玉・令娘・淑媛・愛嬢(以上女子)	御孫・御高孫・御令孫・御龍孫・御鳳孫・御孫 御兄上・御兄君・御令兄・華兄・御尊兄・長兄・大兄・賢兄・貴兄・殿兄 御令姉・尊姉・姉上・御賢姉・御姉君・御姉・御姉上	御令弟・御賢弟・秀弟・貴弟・尊弟・弟上・御弟・御弟君・御舍弟	御令姉・尊姉・姉上・御賢姉・御姉君・御姉・御姉上	御令弟・御賢弟・秀弟・貴弟・尊弟・弟上・御弟・御弟君・御舍弟

妹	婿	嫁	先師友	弟子	數多人	親族	家族
貴妹・御令妹・妹君・妹御・御妹・御妹御	御令婿・御賢婿・御佳婿・御愛婿	御令媳・御令妯・御嫁・嫁御・御新婦・御新造様	何某先生・先醒・尊師・恩師 函丈・師の君	御門弟・御門下・御弟子	公等・君等・君達・御身等・諸君・諸賢・貴方等	貴族・華胄・御血統・御近親・御親族・御親戚・御一族・御一門・御家門・御門	皆々様・御一同・御一統・御全家・御渾家・各位・各様

居宅	住地	手紙
貴家・貴邸・貴堂・貴館・尊家・尊宅・尊邸・尊居・尊館・尊閣・尊堂・高堂・御宅・御邸・玉堂・華居・華邸・雅居・雲臺・錦屋・貴店・貴肆・御店(商店)	御地・貴地・貴郷・貴縣(府)市・郡・町・村(貴國・尊地)上國・尊邑・尊縣・尊境・錦地・錦里・御地・御區内・御村方・御町内・御府下・御地方・御郡下・御郷地・貴町内	貴簡・貴狀・貴書・貴札・貴墨・貴翰・尊書・尊札・尊翰・玉翰・玉箋・玉札・玉章

第十二章 書信の慣用語

書翰に用ひる慣用語にも亦種々ある。後掲のものも矢張その中に属すべきであらうが、其他にまだ動詞、接續詞としての慣用語があるから、茲にその主なるもの、使ひ方について記して置かう。

倍・扱・却説 この讀み方はいづれも「さて」であるが、或人は「却説」を字義の通りに解釋し、却つて説くの意であるから、文意の延長に用ふべきでなく、文意の轉換に限つて用ひるのが至當であるといつてゐる。然かし現在では一般にそんな難かしい區別は立てず、何れも「さうして」「さうあつて」「それから」「ときに」等の意を混同して使用し、本文を説き起す起辭としてゐる。然しこの「さて」の語も度々用ひると執拗くなるばかりか、文言が重複して讀み難くなる。そこで是非重ねて用ひたい場合には「倍又」などとして文辭を整へ

る注意が必要である。どうも一つ文章中「係」の語が澤山あるのは、演説で「エート・それから」を繰返されてゐるやうで感服しない。尙又この「さて」の字に「て」の送り假名を附けるのは蛇足の誤りである。

陳者・然れば よく拜啓陳者と續けて書く人もあるが、本来「拜啓」は「御免下さい」の挨拶で「陳者」は本文の起辭であるから、時候、安否の挨拶を済ませてから、次ぎの文句を説き出すために用ひる方がよい。

就ては よく用ふる語である。「それにつきましては」の意であるから、前句の意を承けて新らしく又説き續けるに用ひる語である。「これに就而者」とかく人もあるが甚だ読み難い。矢張「就ては」と送り假名を附ける方がよい。又これを「付ては」と書くこともあるし、「に付」と代へて用ひることもある。何れでも差支ない。

随つて これも亦上を承けて下を説く接續詞である。「候に付」とその儘延長することを避けて「有之候、随つて」と語勢を強くするに用ひ、又同文中「候に付」が多いときに文辭の體裁としても用ひる。

うであります」と前句と反對の意味を説き起す接續詞である。「候處」「候へども」と連續を避けて語勢を強めるに用ひる。「併し」「併しながら」は、その中でも何となく角立つて聞えるから、目上の人などには用ひない方が禮である。

尤も・但 前句を承けて後句を一轉するとき用ひる慣用語である。「尤も」は肯定詞で、形容詞の「最も」とは語義を異にする。これを混用するのは、それこそ最も誤りの甚しいものである。「但」は「ではあるが」「その中に」の意を含んでゐる。

先づ この先づの使ひのやうは種々ある。「先以て」とすると「何よりも第一番に」の意で「先以て慶賀の至りに御座候」など用ひ、先々と重ねると「まあ／＼」「兎に角」の意味となり、「先は」とすると、「それではこれで」の意と變ずる。即ち「先は御案内まで」等結尾の挨拶に用ひるのが普通である。

實は 「眞實を申し上げます」の意であるから、濫用すべき語ではない。「實は、實は」など濫用すると、却つて他の文句がみんないかに思はれる。

特・殊 この兩字を混用する人が多いが、意義は非常に違ふ、即ち「特に」は特別その中から選む意である。殊には「殊更」

取分けての意であるから故意の意が寓されてゐる。

承 「承れば」とすると傳へ聞くの意となり、「承り候」とすると仰せを聞く、承知の意となる。

間・に付・儘・故・條・依り いづれも「ので」「から」の意に該當する連用接續詞であるが、その中で「條」は何んとなく官僚風に聞えてお役所式である。又「故」「依り」も何處となくぎこちない傾きがある。つまり一本の手紙中、同語が幾つも出るやうでは面白くなく、又読み難いので、出来るだけ流暢に同意の語を驅使して文辭を整へる注意から、それ／＼その場合に、「間」「に付」「まゝ」「候に依り」「候故」など自由自在に文章の外観を飾るので、丁度外出に扮装を整へると同様な心掛けである。

態・篇 「態と」と用ひると、故意の意で、自分のことを言ひ態々と重ねると、先方に對し御重に謝意を表する意である。即ち「態々御來車下され 忝なく」等と用ひられる。

「篤」とは充分に、念入りにの意で、熱慮を表するとき用ひる語である。即ち「篤と勘考仕候處」等がこれである。

段 應用範圍が廣い慣用語であつて、「候段」は「おもむき」「とのこと」の意にも又「ですから」の意にも用ひられる。

即ち先方に對して「御健勝の段」自分の事を「仕候段御安心下され度」等がその例である。

儀・旨・趣 「儀」は指定語で、そのことを指す。即ち「私儀」「某儀」である。「旨」は「そのよし」で「承知の旨申傳へ候」等の例がこれである。「趣」も亦「旨」と同意に用ひるが、「趣」の方よりは「旨」の方が斷定の意が強くなる。「承知の趣」といふと「承知のよし」と軽く聞えるが、「承知の旨」とすると「承知したといふこと」となつて強くなる。

願・頼・煩 「願」も「頼」も下手から出て先方の勞を乞ふ意であるが、「願」の字の方に懇ろな意が多く含まれてゐる。「煩」は「手数をかける」の意で、「願ふ」「頼む」よりは、「して貰ひたい」の意が働くが、使ひやうによつて適切に響く字で、「御手数相煩し、恐縮の至りに御座候」等は「面倒をかけて済まぬ」の意が却つてよく出てゐる。

被下 「して下さい」「して下さい」の意で「被下度」は「頼む」を表示し、「被下」は謝意を表示する。在來は「被下」と書いたものであるが、現時は「下され」と送り假名を附して書くのが流行する。書翰文も將來成べく平易な文字を使ふことが必要で、この點から編者も亦假名で送る方に賛意を表

する。
旁々 これもよく使はれる慣用語であつて、「ついでに」を兼ねての意にも用ひられ、又「その上」「一方には」の意にも用ひられる。即ち前者の意にあつては「御禮旁々」等で、後者の意にあつては「好時季に有之候、旁々この機を利用し」等がそれである。

不取敢・折返し 調法な言葉で餘り取敢ずの場合でなくとも用ひられる。「直ちに」取急いでの意を表するもの、字義の本來からは、「至急」第一の義であるが、外に澤山かゝねばならないときに、もうこの位で切上げやうと都合よく「取敢ず」を利用する方が多い。つまり自分のいふことだけを書くのに頗る調法な慣用語である。これも現時は取敢ずと追つて書くやうになつた。「取敢ず」が自分のことに用ひるものなら、後者の「折返し」は先方に對して用ひるもので、至急「直様」の意を依頼するときこの「折返し」を用ひる。即ち「折返し御返事下され度候」などとする何んとなく氣忙はしく感じられて、大至急よりは利目がある。
得貴意 これもまた頗る調法な語で、書翰文特有の慣用語である。これを字義通り解釋すれば「お考へを伺ひます」である

が、實際はこの「お考へを伺ひます」の範圍を超脱して種々な方面にまで應用されてゐる。即ち「この段得貴意度」とやると正に字義通りであるが、「右御承知被下度、この段得貴意候」とやると、「御承知置下さい」の意となり「右御承知まで得貴意度候」とすると、「お耳に入れたう御座います」の意となり、又「至急御返事給り度得貴意候」とやると「御返事を願ひます」となり、尙「豫て得貴意候通り」とすると「前以て通知して置きました通り」の意となり、又「豫て得貴意候件に付」とすると、「前以て御承知願つて置きました」の意となる。實際カメレオンのやうに前後の場合によつて都合よく意味を變ずる頗る調法な慣用語である。
相・打・差・何れ これは書翰文にのみ用ひられる特殊なもので、「相」「打」「差」はいづれも語勢を強めるに用ひる。此所には尙「引」「取」などもある。即ち「相願度」「打絶えて」「差障り」「引合申さず」「御取調べ下され度」等で、以上の冠詞を取ると何んとなく粗末なやうな感じがする。
「何れ」は「先は」と似たやうなものであるが「先は」は「ではこれで」の意で、「何れ」は「又その中に」の意であるから混用してはならない。

第十三章 口語體

この頃には口語體が一般に流行し、儀式上の書信又は同輩以上に出す書信以外は、大分口語體應用の範圍を擴めて來た。これは時代の趨勢で、書翰文のやうに儀式張つた几帳面でなく、特殊用語に頭腦を悩む必要もなく、思ふことをその儘に書くことの出来る便宜もあり、且友達の間には何となく親しみがあるやうにも見える二様の便宜からであらう。

然し何れにしても書信そのものゝ目的は、簡單明瞭にあるから、いくら思ふことが言へるといつても、餘り必要もない徒言を數々書き立てるのは書信の目的に副はない。元來書翰文はその冗長さを特殊用語で簡略にしたものであるから、口語體に換へるにしても、最も適切にして簡單なさうして、禮を缺かない言語を選ぶのが必要である。

書翰文には書翰文の特色があり、口語體には口語體の自由さがあるから、共にその特色を發揮して自己の思ふことを完全に書き現はすべきである。然しまだ口語體に移つてから年月が浅いために、遺憾ながら口語體の書信として特別の構成法はなく、矢張り文の構成順序は書翰文に遵つてゐるやうである。編

者は口語體を用ひる以上、もつと自由に奔放に、さうして失禮でない程度に、書翰文に言ひ現はせないものを思ふ儘に表現する工夫が必要ではないかと思ふ。何にしても口語體の流行は書翰文の一大革命であり、必要な時代順應の建設であるから、もつと自由な構成法を選びたいと思つて居る。
茲には口語體を用ひんとする人に對して、書翰文の「候」がどういふ風に働かされるかの例を少し許り擧げて見る。

- あります 有之候
- 思ひます 存候・思ひ候・信じ候・愚考致候
- ございませす 御座候
- 思つてゐます 存じ居り候・思ひ居候・考へ居候
- 思はれます 存ぜられ候・思はれ候
- 申します 申候・申上候
- 申してゐます 申居候
- 申してゐられます 申居られ候
- いたします 致候・仕候
- 願ひます 願候・願上候
- 差上げます 差上候

ました……候・候ひき

いたしました 致候・仕候・致候ひき

ありました 有之候・有之候ひき

ございました 御座候・御座候ひき

申しました 申候・申候ひき

なりました 相成候・相成候ひき

ませう……候はん・べく候

いたしませう 可致候・可仕候

ございませう 御座候はん・御座可有之候

ありませう 有可之候・有之候はん

申しませう 可申候・可申上候

ませうか……べく候や

御座いませうか 御座候や

いたしませうか 可致候や

申しませうか 可申候や

ますか(ましたか)……候や

ございませうか 御座候や・御座候か

ありませうか にて候や

ありますか 有之候や

下さいますか

ませぬ(ません)……無之候・さず候・申さず候・候はず

ありません 無之候

ございませぬ 無御座候

いたしませぬ 不致候・不仕候

申しませぬ 不申候

思ひませぬ 思ひ申さず候・覺え申さず候

用事はありませぬ 用事は候はず・用事無之候

れませぬ……かね候

御伺は致されませぬ 御伺ひ致しかね候

都合出来ませぬ 都合致兼候

ますまい……まじく候

參上致しますまい 參上致すまじく候

ませぬか(ませんか)……無之候や・候はずや・まじく候や

ありませんか 無之候や

ございませぬか 御座なく候や

管ではありませぬか 管に候はずや

ませぬか まじく候や

させます(させませう)……さすべく候・しむべく候

お届けさせます

お届けさせませう

持参いたさせます

持参いたさせませう

下さいますな(下さるな)……下さるまじく候

御案じ下さいますな 御案じ下さるまじく候

御心配下さるな 御下度候・相成度候・有之度候

下さいませ(下さい)……被下度候・相成度候・御安心被下度候・御安心有之度候

安心して下さい 御送り相成度候

送つて下さい

どうでありませうか……如何に候や

御都合はどうでありませうか 御都合如何に候や

文の續く所に用ひる語としては、左の通りであるから、口語

と使ひ分けをして示して置く。

思はれますから……存せられ候に付・存せられ候間・存せられ

候まゝ・存せられ候故・により・候條

寒さが日に増しますから……寒さ日に増し候へば・増し候間・

増し候に付・候により・候故・候まゝ

ますが(ましたか)……候處・候次第・候も

知つて居ますか 存じ居り候も

案じて居りましたが

ませうとも……候とも

御出で下されませうとも 御出被下候とも

ますさうで(ましたさうで)……候由・候趣・候旨・候御様子・候との御事

御卒業(開店)なさい

ましたさうで 御卒業遊ばされ候由・御卒業成され候趣・御卒業成され候旨・御開店被遊候御様子・御開店被成候との御事

ますならば(ましたならば)……候は

ありますならば 有之候は

ございませぬならば 御座候は

ありませぬならば 之無候は

お出で下さいませぬならば 御出被下候は

お出で下さいませぬならば 候へども・候へど

思ひますけれども 存じ候へども・存じ候へど

思ひましたけれども 存じ候へども・存じ候へど

ますとき……候折柄・候節・候際・暑さ厳しく候折柄・

候・節・際等

其他……候て、候は、候が、候筈、候段、候折、候儀、候につ
いては
等と、いろ／＼あるのであるが、これは前述の「ます……候」
の使ひ分けを十二分玩味すれば、これによつて容易にわかるこ
とと思はれる。
將來は兎も角現在にあつては、口語體は儀禮上又は正式の書
信或は同輩以上に對して出すのは、習慣上差控へるのが作法の
上で當然とされてゐるのを忘れてはならぬ。

第十四章 文例

第一節 祝賀

一年賀狀

光輝ある昭和何年の新年を迎へ、御同様に慶賀に堪へず候。
先以て懇々御健祥にて御越年遊ばされ候段、大慶に存じ奉り
候。當方も御蔭様にて無事に加年仕り候間、他事ながら御休
心下され度候。
平素は御厚誼に甘えて、兎角疎遠勝ちながら格別の御愛眷を
辱し、寔に感謝の念に堪へず、本年も何卒倍舊の御指導と

書翰を以て祝意を呈し候。御令闈様並に御兩親様へも宜しく御
傳言下され度候。勿々。

四 入營を祝す

拜啓。甲種合格の春より、入營の今日を如何に待ち遠く思召
され候ことかと御胸中御察し申上候。その日は漸く來りて、い
よく帝國軍人としての榮譽を荷ひ、本日目出たく御入營なさ
れ候こと、慶賀の至りに存じ奉り候。肉體精神とも御健全なる
貴兄を、我等の軍人として郷里より御送り申上候ことは、實
に貴兄一人の御名譽たるに留らず、延ては郷村全體の榮譽に御
座候。御如才もあらせられずと存じ候が、時節柄寒氣にも向ひ
候へば、御身を御大切に、國家のために勇ましく御勤務下され
度祈上候。山川遠く隔て候ま、一筆借りて御祝申上候。敬具

五 開店を祝す

拜啓。豫て御計畫の何業この度御準備整ひ、目出たく御開業
なされ候由大慶に存じ奉り候。斯業に就ては御経験も淺からぬ
貴兄に候へば、定めし華々しき御發展を遂げらるゝことと察し
上げ候。書翰は御面會の節に譲り、取敢ず御祝ひ申上候。早々

六 轉居を祝す

拜呈。その後は久しく御無沙汰に打過し、如何御暮し遊ばさ

御援助とを願上げ候。

先は新年の御挨拶申上げたたく斯の如くに御座候。

二 結婚を祝す

豫々お噂のあつた貴兄と小山田氏の令嬢春子様との御縁談、
この度滞りなく調ひ、いよく來る何日大神宮社前に於て結
婚式をお挙げになる由、この上もなく目出度いことと御祝ひ申
上ます。今更ら贅語を費すまでもなく、春子様は昭和女學館出
の才媛で、學生時代には女流スポーツマンとしても名聲を傳へ
られた方ですから、貴兄の終生の友としてはこの上もない御良
縁かと大慶に存じます。願くば今日の目出たい首途を機縁とし
て、いよく活社會に活躍せられ、幾久しく御幸運ならんこ
とを祈り上げます。

三 出産を祝す

謹呈。承り候へば昨晩女子分嬢遊ばされ候趣、目出たく
存じ奉り候。御初子は女子の方御育ち宜しとの御事、誠に御
結構にて貴兄は申すに及ばず、初孫の顔を見給ひし御兩親様の
御喜びもさぞやと拜察仕り候。就ては別封は見苦しく候へど
も、聊か御祝の印までにと進呈仕り候間御笑留下され度候。
その内參堂の上親しく御歡び申上ぐべく候へども、取敢へず

れ候かと、御噂のみに過し居候ところ、この度御勤めの御都合
により、何々へ御轉居なされ候由、御地は土地柄も宜しく、山
水の景趣にも富み、理想的の住宅地と存じ候が、何よりも交通
の便よろしきが御羨しく存じ候。近日一度拜趨の上數々申上
ぐべく候へども、取敢へず書中を以て御祝ひ申上候。小包とし
て差送り候品は、失禮ながら聊か御祝の印までに候間、何卒御
笑留下され度候。不悉。

第二節 音問

一 暑中見舞

啓上。炎暑堪へ難きまでのこの頃を、如何に御暮し遊ばされ
候や。その後は御無沙汰勝ちにて、申譯これなき次第に御座候
二三日前より、一度參上いたし度存じ居り候へども、實は連日
の暑熱に恐れを抱き、本意なく手紙を以て御起居を御伺ひ申上
候。當方は御蔭様にて一同無事に暮し居り候へば、憚りながら
御休心下され度、白葡萄酒一瓶御見舞のしるしとして御目につ
候。不宣。

二 寒中見舞

謹呈。凜烈風を劈かんばかりの昨今の寒氣に御座候。わけて

當地は、近年稀なる大雪にて、積雪數尺に達し、日々雪掻きに忙殺さるゝ状態に御座候。新聞紙の記事によれば、太陽面に現はれたる黒點に關係せるとかにて、何地も同じ寒さの由、皆様御變りもなく御起居なされ候や、當方は一同無事にて、常に御地の御禮をいたし居り候。鳴一羽到來のまゝ郵送いたし候間御笑味下され度、時分柄御自愛專一にと祈上候。百拜。

第三節 贈 答

一 花を贈る

拜呈。かねて御禮の初瀬の牡丹、今日の公休日を同地へビクニツクの途次、土産物として一枝もたらし歸り候まゝ御清覽に供し候。御得意の詩御惠投下され候はゞ、園主も定めし満足のことゝ存せられ候。勿々。

二 蔬菜を贈る

啓上。冬の三月を、雪に鎖され勝ちの村も、近頃は漸く春めきて、日向の梅も日に増しふくらみ候。さて妹等が手を赤くして摘み興じたる若菜、御目にかけるも如何はしく候へども、村の景色を偲ぶ御たよりにもと、少々郵送いたし候。こゝ十日も経たば、鶯も初音を漏らすべしと存じ候へばその節には是非御來遊下されたく候。拜具。

三 新茶を贈る

前文御免下さるべく候。さて静岡の知人より贈り來りし新茶辛黨の小生には差當りての用品には無之候に引かへ、御老人様には御嗜好の物と存じ候につき、誠に失禮に當るやうに候へども、そのまゝお目につけ申し候。

尚ほ御口に合ひ候やうならば、取寄せて進上仕るべく候間、御遠慮なく仰付け下されたく候。早々。

四 西瓜を贈る

今朝遙々郷里より送り越し申候西瓜、風味は多少失せ居り候へども、かねて御嗜好の由承り居り候に付少々御目につけ候間、何卒御晝寝の御目覺に御笑味下さらば幸甚に御座候。

五 松茸を贈る

兼々御嗜好の由承り居り候松茸、本年は氣候の故か出揃ひは例年より後れたれど、品はまされる由田舎の知邊より申し來り候まゝ、昨日の休日を幸ひ、家内一同にて茸狩思ひ立ち申し候言葉に違はず獲物澤山にて候ひしまゝ、何はともあれこの香の消えうせぬ間にお目につけたしと、昨夜燈下に荷を作りて差上げまゐらせ候。

打見はいかにも見すばらしく候へども、御吸物の種などには然るべからんと、態と選び抜きて籠につめ申し候。眞の少々ながら、御笑草になしたまはらば、この上なき喜びに御座候。かしこ

六 歳暮の祝儀を贈る

拜啓。本年も旬日の間に差迫り、世事繁多を極め候へども、貴家にては、早くも春を迎へ給ふ御用意萬端御済しなされ候ことゝ、御喜び申上候。就てはこの鴨寒地の知邊より到來いたし候まゝ、歳暮御祝儀に代へて御目につけ候。鶴の身代りとして御一笑下され度候。再拜。

七 土産物を贈る

愚書拜呈。留守中は何彼と御心添に預り、有り難く存じ候。御蔭様にて永の旅行中無事にて、各地の物件も豫定以上の成績を納め、本日歸宅いたし候間御安心下されたく候。就ては土地土地の名物少々、御覽に入れる程の物に御座なく候へども、何れも御話の種にと差上げ候。委細は参上のうへ御話申上ぐべく候へども、先は御禮かたゞ斯の如くに御座候。頓首。

八 紀念品を贈る

拜呈。亡父の遺言により、明朝詩選集一部贈呈致し候間、御

藏書中へ御加へ下され候はゞ、地下の靈も喜ぶことゝ存じ候。尤も中には蠹蝕したる箇所も有之候へども、父在世の折餘暇に任せ、明朝人の詩集につきて、その韻脚を上欄に記入したるものに御座候。草々。

第四節 謝 禮

一 響應せられしを謝す

謹呈。昨日は久々に御伺ひ致し候ところ、意外にも珍客と御一緒にて、思はぬ御馳走に預り有り難く存じ候。殊に御高談を拜聴して、俗腸を清め候こと何よりの愉快に有之、厚く御禮申上候。何卒奥様へも宜しく御傳言下され度、先は御禮まで。不次。

二 贈物を受けし禮

虔啓。長途の御旅無事に終へさせられ日出度存じ候。御留守中は頼まれ甲斐もなく、御邪魔するのみにて何の御手助も致さず候ところ、只今は結構なる御土産物をたまはり、却つて恐帝に存じ候。何れ参堂の上御旅行談など拜聴いたすべく樂み居り候へども、取敢ず右御禮まで。頓首再拜。

三 應援の勞を謝す

謹啓。過日來春季賣出しに際しては、御多用中にも拘らず、御手傳お願申上候ところ、早速御承引下され有り難く、お蔭様にて萬事都合に相運び、豫想外の好成績を擧げ得たる段、偏に貴下の御骨折によること、一同喜び居り候。就てはこの品甚だ粗末に候へども御禮の印までに御目かけ候間、何卒御笑留下され度、何れ近日中に拜芝御挨拶申上ぐべく候へども、右取敢ず御禮まで。百拜。

四 滞在中の禮

拜啓。只今無事歸宅いたし候間、懼りながら御安心下されたく候。御地滞在中は、彼是と一方ならぬ御世話様に相成り、御蔭様にて萬事都合に相運び候上、歸宅の節には結構なる御土産を頂戴いたし、御厚情有り難く厚く御禮申上げ候。何卒皆様へも宜しく御傳へ下され度、先は取敢ず御禮まで、尚ほ御暇の節には御來遊待ち上げ候。再拜。

五 借入金返済の禮

謹呈。豫て御恩借の金子、他より御心配下されし御事情をも承知して御約束通り客月中御返済仕るべきのところ、彼是手違ひのことに非常に延引いたし、何とも申譯これなく候。本日漸く元利共金何圓也、この者に持参いたさせ候間、何卒御

見舞のしるしまでにお目かけ候。敬具。

二 火事見舞

啓上。御出火の趣、只今新聞にて承知致し驚き入り候。近くば早速参上致すべきのところ、失禮ながら書面にて御見舞申上候。日頃御注意深きにも拘らず、如何なる火に候ひしかなど今も一同御噂申上げ居る所に御座候。御怪我など御座なく候ひしか氣遣はしく候まゝ、取急ぎ御尋ね申上候。早々。

三 洪水見舞

拜呈。本日の新聞紙によれば、御地は非常の出水にて、家屋耕地等の被害惨状を極めし由、驚入り候。貴邸は高地にも有之格別のことはなかるべしとは察し上げ候へども懸念に堪へず、一同御案じ申上げ居り候。

當地方も連日淫雨降りつき、風さへ吹き荒れ候へど、さしたる被害もなく、今は追々減水致し居り候。早速御見舞のため参上いたすべきのところ、汽車不通の箇所も有之やにつき、略儀ながら書中を以て御伺ひまで。早々。

四 暴風見舞

昨夜來の暴風は、遂に雨さへ誘ひて一晝夜を荒れに荒れ、全く閉口仕り候。今朝に至りて忘れし如く風も風ぎ、雨も收まり

查收下され度、實は小生參上の上御禮申上ぐべき筈ながら、昨夕より寒胃の氣味にて臥床いたし居り候まゝ失禮仕り候。悪しからず御諒承下されたく、尚ほ添へしは御菓子料、他意なく御笑留願はしく候。頓首。

六 會葬の禮

拜啓。昨日亡父葬儀の節は、遠路態々御會葬下され有り難く存じ奉り候。早速拜芝御禮申上ぐべきの處、忌服中につき取敢ず書中を以て御挨拶申上げ候。早々頓首。

第五節 見舞

一 病氣見舞

謹啓。その後は暫く御伺ひも致さず失禮致し居り候が、昨今の御容態は如何に候や、時候も次第に暖く相成り候へば、日増に御快方の御事と存じ候。御境遇上の御事情は察するに餘りあり候へども、御健康の御恢復を圖るが先づ第一に候へば、俗事は御念願に置かず、努めて御快調に、十二分の御保養を祈上候。今少しく經たば、花も盛りとなるべく候へば、全快の貴兄を迎へて例の堤防に風流の陣を張るべく樂しみ居り候。吳々々御大切に下されたく候。尚添へしは御好物の櫻餅、お

候へども、四邊の光景は慘状を極め、屋根を吹き飛ばされし程の被害にて大したることは無之候へども、貴家は風當りの激しき高地のこと故、定めし烈しかりしこと、心配いたし居り候。御損害無之候ひしか、取急ぎ御伺ひ申上候。拜具。

五 留守見舞

父上様御轉地中は、定めし淋しく御暮しのことで御座いませう。一度御伺ひ申上げんものと、日々御噂はいたして居りながら、何かと取りまされ、今に猶御無沙汰に打過し失禮をして居ります。御養生先からは、時々御通信も御座いませうか、先日御伺ひ致しましたときは、日増に快方に向はせられるとの御便りの由で喜んで居りますが、尚ほ心にかゝるまゝお尋ね申上げます。此方へ相當の御用の御ありの節は、決して御遠慮は要りませんから、その都度申し付けて下さい。この品は手製でお口にあひますまいが、一重御目にかけます。

六 營中見舞

そのうちと思ふ間に二十日餘りを過し、君の御入營ももう二ヶ月になりました。營中の勝手も、最早悉くわかたことと思ひます。平生から軍人希望の君ではあるが、當座の御辛棒

はお察しすることが出来ます。今だとして、餘り樂な方では無い
 でせうが、一日と馴れるに随つて、他の社會では味ひ得られ
 ぬ一種の趣味もあるでせうから、偏に御精勵の程を願ひます。
 況して御得意の騎兵だから、鞍摺の固まるにつれて、軍隊生活
 の味は忘れ難くなるであらうと、皆々御噂をして居る次第です
 當地のことは、時々報告の筆を怠らぬ心掛で居りますから、
 御暇のときには軍隊生活の御様子をお聞かせ貰ひたいと思ひま
 す。時候は次第に凌ぎよくなるが、日が永くなるにつれて勤務
 時間も延長されませう。呉々も御身大切に願ひます。

七 地震見舞

昨夜御地方には、近年稀なる大地震にて、被害地域方十數里
 にわたり、家屋の倒壊、人畜の死傷も數多生ぜし旨、只今號外
 にて始めて承知致し驚き入り候。詳細のことは存ぜず候へども
 貴村附近は最も激烈なりしやう思はれ候まゝ、御様子如何にと
 一同非常に心配いたし居り候。電信電話も不通の由にて致し方
 これなく、漸く飛行便によつて、取り急ぎ御伺ひ申上候。虔具

第六節 通知

一 結婚の成立を報ず

謝に堪へず候、いよ／＼入學の上は、一層勉勵して御厚意に酬
 ひ申すべく、先は御禮かた／＼御通知申上候。拜具。

四 卒業せしことを知らす

拜啓。其後は久しく御無沙汰いたし居り候ところ、益々御清
 適のことゝ存じ候。諸私ごと在學中は何かと一方ならぬ御心配
 に預り感謝いたし居り候。お蔭様にて此度漸く卒業いたし、乏
 しき才能を掲げて、いよ／＼實社會に乗出すことゝ相成り候間
 何卒今後とも宜しく御指導下され度、何れ一應歸省の上萬々申
 上ぐべく候へども、右取敢ず御禮かた／＼御通知申上候。早々不備

五 就職せしことを知らす

拜啓。小生一身上については、種々御配慮を煩はし候ところ
 お蔭様にて本日、判任官九級俸にて當縣學務部に勤務すること
 々相成り候。到る處就職難の叫ばれつゝある折柄、斯く迅速
 に相運び候こと、全く貴兄御盡力の賜物に外ならずと感謝の念
 に堪へず候。この上は誠實を旨として一意その職に盡し、萬一
 にも過失なきを期し居り候。何れ近日中一應御面會の機會を得
 て、親しく御禮申上ぐべく候へども、取敢ず右御通知かた／＼
 御禮まで。拜具。

拜啓。彼是御高慮を煩はし候娘の縁談、この程いよ／＼何家
 の長男何殿との婚儀相纏り候。儀式その他は只今のところ
 未定に候へども、善は急げとの言葉も有之、來月早々然るべ
 しとの内談に御座候。詳細は何れ具體的の決定を見たる上にて
 改めて筆執り申すべく候へども、先は御安心願ひたくと、取敢
 ず御報知まで。頓首。

二 出産の通知

拜啓。何子の出産については、何分初産のことゝていろ／＼
 御心配相掛け候ところ、お蔭様にて只今安らかに分娩、大兵の
 男兒を擧げ候間、御喜び下され度候。産前産後の模様より見て
 今後の経過も極めて宜しかるべしと思はれ、一同安心致し候。
 御面倒ながら、何々様へも右御傳へ下され度、先は取急ぎ御通
 知まで。匆々。

三 入學せしことを知らす

謹啓。御地滞留中は、何吳と一方ならぬ御世話様に相成り、有
 り難く御禮申上候。借かね／＼志し居り候何校の入學試験
 何の準備も致さぬことゝて、確信は無之候ひしも、萬一の僥倖
 をあてに此度受験いたし候ところ、如何なる間違ひか、不思議
 にも入學を許さるゝことゝ相成り、偏に貴兄御力添の賜物と感

六 安著を報ず

拜啓。御地滞在中は、御多忙中彼是と一方ならぬ御世話様に
 相成り、その上出立の際には、遠路わざわざ御見送り下され、有
 り難く御禮申上候。御蔭様にて途中何の障りもなく、豫定通
 り昨五夕方方歸宅仕り候間、御安心下され度先は取敢ず安著の
 御報まで。末ながら皆様にも宜しく御傳言の程願ひ上候。早々。

七 開店の通知

拜啓。今般分家の上、聊かの經驗を基礎と致し、何町何丁目
 何番地に於て、何業を開店のことゝ相成り候間、何卒本店同様
 に御愛顧下され度願ひ上候。何れ日を選びて御披露致すべき
 筈ながら、何かと御盡力願ひ居り候まゝ、右取敢ず御通知申上
 げ候。頓首。

八 轉居の通知

啓上。都合により、今度左記の所に移轉いたし候。従前より
 も、御宅への距離は少しく遠く相成り候へども、電車の便は却
 つて宜しく、何町何丁目にて御下車下さらば直ちに知れ申すべ
 く候。御寸暇には御遊訪下されたく、右取敢ず御知らせ申上
 げ候。御々。

九 入營の通知

寸書呈上。出立に際しては、御多忙中態々御見送り下され候上、多分の御餞別に預り、有り難く存じ奉り候。御蔭様にて昨日無事入營、第一中隊に編入せられ、今朝七時は隊長殿より一場の訓話を受け、帝國軍人としての責任の重大さを自覺致し候。この上は身命を捧げて軍國のために忠勤を願ひ覺悟に御座候へば御安心下されたく、營内の状況等は次便に譲り先は御禮かたぐ御通知申上候。百拜。

一〇 病氣の通知

拜啓。突然ながら、母こと兩三日前より寒冒の心地にて、氣分すくれず、本日に至りて發熱甚しく候まゝ、早速附近の醫師に診斷を願ひ候ひしに、目下のところ懸念する程のこととはなしとのことに候へども、何分老體とて憂慮いたし居り候。平生の風引と異りて此度は愈々進まず、病人もしきりに逢ひたき旨申し居り候につき、恐しきことの前兆にはあらずやなど、心配のあまり様々に取越苦勞をいたし居り候。右様の次第故、何とか御都合の上、一兩日中には一度御歸り下され度、右取急ぎ御しらせ申上げ候。勿々。

一一 死亡の通知

啓上。突然ながら同窓の舊友何某君、此度當地へ参り何所に勤務の由他人の噂にて承知いたし候へども、未だ一回の通信も無之候が、眞偽果して如何に候や。貴兄御存じに候はゞ私宅共町名番地等御通知下され度、實は久々に對面し、舊情を温めたく存じ候まゝ、右御尋ね申上候。拜具。

一二 人の住所を問合す

啓白。此度商業視察として、南洋方面へ御出張の由、御盛んなること、存じ上げ候。就ては御手数恐入り候へども、御出立の御日取御決定に候はゞ、一應御知らせ下され度、實は同志と共に、聊か御首途を祝したく、既に準備も整ひ居り候まゝ、右御伺ひ申上げ候。勿々頓首。

一三 出立の日時問合せ

啓白。此度商業視察として、南洋方面へ御出張の由、御盛んなること、存じ上げ候。就ては御手数恐入り候へども、御出立の御日取御決定に候はゞ、一應御知らせ下され度、實は同志と共に、聊か御首途を祝したく、既に準備も整ひ居り候まゝ、右御伺ひ申上げ候。勿々頓首。

一四 借家の有無を問合す

寸楮拜進。用あるときのみ御手数を煩はし恐入り候へども、御附近に隠居向の貸家有之候はゞ、御知らせ願はれ間敷候や。實は老父の幽棲に充てん考へに御座候。家賃は三十圓位にて、庭園の廣きを望み居り候。當方にも貸家拂底といふ譯には無之候へども、何分難沓の場所とて空氣も宜しからず、老人のことゝて朝夕の散歩も危険を感ぜられ候まゝ、郊外にて求めること

拜啓。父某こと、昨年末より病氣療養中のところ、一時は輕快に赴き、一同愁眉を開き候へども、定命の盡きしにや、本月中旬より、再び病症悪化し、遂に昨何日午後何時行年六十八歳を一期として永眠いたし候。年に不足はなしと申し條、せめて今年十年の壽を興へたく存じ候ひしに残念に御座候。追つて葬儀は、来る三十日午後一時より吉祥院に於て相営み申すべく右取敢ず御通知申上候。早々。

第七節 照會

一 學校の模様を問ふ

拜啓。小生こと本年中學校を卒業致すべく候に就ては、今後機械學を専攻の目的に上京のことに決定、既に両親の同意を受け申し候。早速遊學案内を取寄せ、彼是評讀いたし候ところ同様の學校多數有之、果して何れが宜しきか、これが選擇に就て迷ひ居り候。御手数相掛け恐れ入り候へども、同種類の學校につき、その内容及入學試験の程度その他卒業後の狀況、學資等に至るまで、詳細なる所御調べの上、貴兄に於て適切と認められ候ものを御示教に預り度、それに依つて何れかに決定仕度候間、何分宜しく御願ひ申上げ候。頓首。

五 商況を問合す

一筆拜進。益々御多祥にて慶賀の至りに堪へず候。借弊店こと、御蔭様にて日増に多忙と相成り候については、この機會を逸せず、業務擴張の第一歩として御地に支店を設置いたしたき希望に御座候。就ては錦地の商況は如何に候や御手数恐入り候へども、商品見本として五六種取揃へ御送附申上げ候間御意見を御漏し願はし、尙ほ今後とも何分宜しく御願ひ申上げ候。再拜。

六 身元信用につき問合せ

諸啓。突然ながら、此度御地の何商會より當方へ對し、取引開始の申込有之、業務の擴張は望むところに候へども、直ちに承引する譯にも参り難く、御面倒ながら御手数を煩はす次第に御座候。貴下様は御營業こそ異なれ、御地商業界には精通せられ候ことゝ存じ候が、右商會の信用程度及び平素の取引狀態は、如何なるものに御座候や。萬一のこと有之べしとは存じ候はねど

取引開始に際しては、一應これ等調査の必要を感じ候。誓つて他言仕る間敷候間何卒詳しく御知らせ下されたく、御返事の如何によりて、直ちに諾否を相決せん筈に候。返すも御迷惑ながら、永年の御懇意に任せ、右御依頼申上げ候。不宣。

七 縁談について問合せ

拜進。唐突ながら作某の嫁として、御地何某の長女何子様を勧め下さる方有之候。同人については容貌才學は申す迄もなく家格その他に於ても一塵の非難無之候へども、只一つ伺ひたきは家庭の狀態に御座候。勧め呉れしは相當信用ある人物には候へども、人生の一大事と申す程の問題に候へば盡す限りの手を盡したる上にて、正式の交渉を進めたく御面倒を相掛け候次第、先方の諾否も未定なるに、かくまで深入するは如何と存じ候へども、事情の許す限り御漏し下されたく、折入つて御願ひ申上げ候。早々不備。

第八節 借用

一 金子の融通を乞ふ

謹啓。毎度のことに甚だ願上げ兼ね候へども、急に金子の入用を生じ候については、成るべく他に融通せんと心掛け候

へども、調達の見込これなく、是非なく貴兄に願ひ上げ候。金額は五十圓、期限は來月末と御承知の上にて恩借願はれまじく候や、只今手放し難き用件これあり候まゝ、失禮ながら書面を以て、御都合御伺ひかたゞ御願申上候。頓首再拜。

二 書物の借用を乞ふ

昨日は突然推参して失禮仕り候。その節拜見いたし候何書小生に取りてはこの上もなき良参考書と存じ候へば、兩三日間借用願はれ間敷候や。實は内容を熟覽の上發賣所へ注文いたしたく存じ候まゝ、御願申上候次第、御購入早々の御藏書なれば、誠に御無理なる儀に候へども、御懇意に任せて右御願申上候。御聽入れ下され候はゞ、何卒この者に御遣はし下された候。

三 器具の借用を乞ふ

拜啓。突然ながら、明五日は御承知の通り、愚息の婚禮披露として小宴相催し度候ところ、所要の道具類不揃にて誠に當惑いたし候。就ては甚だ申上兼候へども、火鉢二對、客座蒲團十枚ばかり拜借願はれ間敷候や、幸ひ御開届け下され候はゞ、この者共へ御遣はし下され度、先は御都合御伺かたゞ御願申上候。早々。

第九節 謝罪

一 無沙汰を謝す

呈上。時下秋風身に沁む頃と相成り候ところ、貴下様始め、御一統様には御變りもなく、御暮しなされ候や御伺申上げ候。一別以來彼是半歳を經過いたし、日夕御噂のみ申上げ候ながら兎角俗務に追はれがちにて永々御無沙汰に打過し、何とも申譯これなく、失禮の段は、幾重にも御海容下され度候。當方は御蔭様にて皆々壯健、事業の方も、昨今やうやく目鼻もつき候間、他事ながら御安心下され度候。先は疎遠の御詫びかたゞ御起居御伺ひまで。早々謹言。

二 粗忽を謝す

かねて拜借の大島節レコード、餘りの面白さに、今一回と存じ候ひしがそもく間違ひのもとに候て、只今申様もなき粗忽仕り候。時後れてはなかくと、御恥しさを忍びて御詫申上げまゐらせ候。もとより私不行届ゆゑながら、拜聴なかば暫く立ち候僅かの間を、弟の心なき戯れにて破損いたし、寔に御大切のものに傷け候罪、何とも申わけ御座なく候。くれぐれも御ゆるし下されたく、心せかるゝまゝに亂筆もて御詫びまで

あなかしこ。

三 失言を謝す

手翰呈上。去る何日、某所に開催の失業對策演説會に於て、ブルとプロなる演題の下に、小生の試みし演説中、貴下を攻撃し、御名譽を毀損するが如き陳有之候由にて御咎めを蒙り候ところ、右は修辭上、無意識に尊名を引證したる迄にして、決して悪意ありての事に無之候間、何卒御救し下され度失禮ながら書面を以て御詫び申上げ候。恐々謹言。

四 違約を謝す

拜啓。何々の件につき本夕は是非參堂仕り、善後の策を講ずべき御約束に有之、小生もその積りにて用意いたし居り候ところ、折悪しく國元より親族の者訪ね來り、何々の相談にて手抜け致し難きこと、相成り候。御約束に背き何とも申譯これなく候へども、右事情御重察の上、一兩日御延期下されたく願上げ候。尙ほ確實なる日取は追つて御通知申上ぐべく候へば、悪しからず思召し下され度、先は御詫びかたゞ。早々頓首。

五 違算を謝す

先日御送り申上げ候洋紙代金仕切書、違算の旨御申越しに接し恐縮に存じ候。早速取調べ候ところ、仰せの通り誤記の箇

所有之、弊店の手落より御手数相掛け、何とも申譯これなく候
只今改めて計算書差上げ候間、以前の分は御破棄下され度、右
取急ぎ御詫びかた／＼御返事申上げ候。

六 妨害せしを謝す

私こと不心得にも、貴店の御慶賀日に加はり同業者間に齟齬
御頭角を顯はして、内外の信望一時に集まるの御盛況を呈せら
るゝのみならず、特に近時御賣出しの何品、斷然壓倒的の賣行
きあるを嫉むの餘り、事實無根の悪言を流布して御信用を損傷
せんと試みしこと、言語道斷の振舞にしてその罪輕からず、如
何なる御制裁を加へらるゝとも當然甘受すべきところ、特に貴
君の御寛量によつて穩便の御取計ひに預り、重々恐縮に存
じ奉り候。然る上は今後言行を慎み、貴店に對して御迷惑相
掛け候如きことは決して致す間敷、新聞紙上を以て爰に謹んで
陳謝の意を表し候。早々。

第十節 誘引

一 遠足に誘ふ

前文御免。明後日は日曜を幸ひ、同志兩三名と、中河内の名
勝古跡を探るべく、遠足相試みたたく存じ候が貴意如何に候や
劇は、目下白熱的の好評を博し居り候が、特に何々は、泰西名
家の脚本を模案したるものゝ由にて觀客を熱狂せしめつゝあり
とのこと、是非見物いたしたく存じ候。御同行の思召これあり
候はゞ、明後日午後五時より御出かけ如何に候や、右御誘引申
上候。敬具。

四 避暑に誘ふ

急啓。本年も亦、例によりて何々の別荘に夏の暑さを避ける
ことゝ相成り候。交通不便の邊土ながら山も近く海もあり、瀧
に立ちて飛沫に衣髪を濡らすも涼しく、銀波に浴して遊ぶも心
地よく候。先日御話によれば、御店も夏期はさほど御忙しか
らざる由、是非御一しよに參りたく、御都合御伺ひかた／＼御
勧め申上げ候。勿々。

五 茸狩に誘ふ

拜啓。打連く快晴にて、山野の興趣夢に通ひ居り候折柄、能
勢の知人より松茸出盛りの由申し來り候。明後日は幸ひ公休日
に候へば、天氣次第にて家内總出の茸狩を思ひ立ち申候。取立
て、申す程の興も有之間敷候はんも、時に山野に遊ぶも保養の
一と存じ候。御同遊如何に候や、九時頃梅田より電車にて出か
け夕方には歸宅の豫定に御座候。右御誘ひ申上げ候。不悉。

往路は阿部野より大阪電鐵の便を借り、道明寺に下車して附近
一帶の史蹟を訪ね、時間の都合によりては長野邊りまで足を伸
ばすも宜しく、歸路は再び電車の客と成るべき豫定に候。一日
の行程としては稍や遠路に過ぐるの感有之候へども、該地會遊
の萩原君が同道する筈につき、無駄足を運ぶなどの事は有之ま
じく候。御同意ならば糧飯携帶にて、午前八時までに阿部野驛
に集合のことゝ御承知下され度候。草々頓首。

二 旅行に誘ふ

前略。同志五六名にて此度箱根七湯探勝の旅を試みることに
相成り候。途中の暑さは覺悟の上ながら一度山中に分け入らん
か、清涼行人をして仙化せしむべく、甞に暑中の苦を忘るゝの
みならず、北條氏の遺蹟多きことゝて、歴史研究の上にも得る
所少なからざるべしと存じ候。平生山水を愛せらるゝの念人一
倍深き貴兄に候へば、漏れ給ふては濟むまじきこの度の旅、一
同も御同行を熱望いたし居り候。日取其他のことは、明後日抽
宅に集まりて打合はすべく候間、御同意の上御來駕下され度、
右御都合御伺ひかた／＼御すゝめ申上げ候。不宣。

三 見物に誘ふ

草啓。去る十日より帝國劇場にて開演中の、何々一派の時代

第十一節 謝絶

一 招待を斷る

拜復。仰せの如く連日の快晴にて御同様に幸福に存じ候。備
明日は新年宴會御催しの由にて御籠招に預り有難く、御末席を
汚さんこと本意に候ところ、折悪しく昨夜より寒胃の氣味にて
醫師の厄介に相成り居り候始末にて貴意に背き、誠に失禮なが
ら何卒御寛恕下され度候。尙皆様へも宜しく御傳言の程願上げ
候。勿々。

二 誘引されしを斷る

復啓。來る十日には筑波登山を試られる由にて御誘ひ下さ
れ有り難く御禮申上げ候。該地方は小生未見の地に有之、この
機會に於て是非御供いたしたく候へども折悪しく親戚に重病
人これあり、何時異變あるやも計り難く候ため、遺憾ながら、
今回は御厚意に隨ひ難く候。何卒悪しからず御諒承下され度
右取敢ず御詫びまで。不乙。

三 加入を斷る

拜復。今回貴兄の御發起にて、新刊雜誌論讀會御組織の由に
て結構の御事と存じ候。就ては小生にも、御入會方御勧め下さ